CITY PLANNING OF FUJIKAWA TOWN

富士川町
都市計画マスタープラン

富士川町の都市計画に関する基本的な方針

平成26年3月

富　士　川　町

はじめに

富士川町では、『第一次富士川町総合計画』で掲げた「暮らしと自然が輝く　交流のまち」を目指し、「地域でできること」「地域と行政でできること」「行政がすること」と大別しながら、地域と行政がともに知恵と力を結集した、総合的なまちづくりを推進しております。

この度、都市計画の面からみた長期的なまちづくりと安全で安心な都市づくりを実現するため、『富士川町都市計画マスタープラン』を策定いたしました。

都市計画マスタープランでは、住民アンケート調査やまちづくり住民会議でのご意見をもとに、まちの将来都市像を「魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまち」と定め、土地利用の適正な誘導、道路・下水道といった都市基盤の整備、中山間地などの豊かな自然環境や農地の保全、さらに良好な景観の形成など、富士川町の計画的なまちづくりを行うための指針を示しております。

今後は、この都市計画マスタープランを推進していくため、地域の皆さまや事業者の皆さまなどとともに、共通の「まちづくり指針」とし、ご理解とご協力をいただきながら、美しい自然環境と歴史文化に培われたふるさと「富士川町」を、次代を担う子どもたちに引き継ぎ、真の豊かさと多くの交流を育む、心豊かに住み続けられるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

終わりに、貴重なご意見をくださいましたまちづくり住民会議をはじめ、町民の皆さま、熱心にご審議くださいました都市計画マスタープラン策定委員および都市計画審議会各位に心から感謝いたします。

今後とも、町政の円滑な推進にご支援とご協力をくださいますようお願い申し上げます。

平成２６年３月

富士川町長　志　村　　学

目　次

第３章　分野別まちづくり方針

＜地域別構想＞

第４章　地域別まちづくり方針

＜実現方策＞

第５章　計画の実現に向けて

参考資料

序 章
都市計画マスタープランの策定にあたって

序 章　都市計画マスタープランの策定にあたって

１．都市計画マスタープランとは

（1）計画の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の２に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、「市町村総合計画」や都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」などに則し、まちづくりの基本的な方向を示すものです。

本町では、合併以前に旧増穂町、旧鰍沢町において都市計画マスタープランが策定されましたが、平成22年３月８日の合併を契機に、「第一次富士川町総合計画」（平成24年３月）に続き、富士川町として「都市計画に関する基本的な方針」となる都市計画マスタープランを策定することとしました。

「富士川町都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、「住民アンケート調査」や「まちづくり住民会議」、「パブリックコメント」など、計画段階から様々な住民参加の機会を設け、住民意見の反映を行いながら策定を進めてきました。

この都市計画マスタープランは、美しい自然環境と歴史文化に培われたふるさとを、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという住民の思いが込められたものとなっています。

（2）位置づけと役割

「富士川町都市計画マスタープラン」は、「第一次富士川町総合計画」（平成24年３月）、国・山梨県の計画や構想に則し、都市計画の観点からみた長期的・総合的なまちづくりの施策として位置づけられています。

今後、富士川町が行うまちづくりに関する計画や事業などは、このマスタープランに沿って定められることになり、都市計画の決定・変更、各種まちづくり事業の実施、地域のまちづくりルールなどを定める際の指針として、さらに、住民・事業者等・行政が共有する「まちづくり指針」としての役割を果たします。

■富士川町都市計画マスタープランの位置づけ

注）*市川三郷都市計画区域の一部を含みます。

（３）目標年次と目標人口

① 目標年次

「富士川町都市計画マスタープラン」の目標年次は、基準年を「第一次富士川町総合計画」の平成22年（2010年）と整合を図り、その20年後となる平成42年（2030年）とします。

また、中間年次は、同様に平成22年（2010年）の10年後となる平成32年（2020年）とします。

■目標年度：平成42年度（2030年）
■中間年度：平成32年度（2020年）

なお、このマスタープランは、社会・経済環境や広域的な都市計画の変更、リニア中央新幹線の整備や中部横断自動車道の延伸整備等により、富士川町をとりまくまちづくりの方向性に大きな変化が生じた時など、必要に応じて計画の見直しを行います。

② 目標人口

■人口減少社会における本町の目標人口の基本的な考え方

日本全体においては、少子高齢化に伴う人口減少社会に入り、人口が増加する地域と減少していく地域との格差が拡大し、多くの市町村で人口の維持・増加に向けた多様な施策が図られています。

本町においても、少子化や高齢化率が約30％に達する高齢化、若者の流出、中山間集落地の過疎化などが進行している状況にあります。今後においても、人口減少の進行が懸念されており、「第一次富士川町総合計画」における国立社会保障人口問題研究所の推計によると、本町の将来人口は、目標年次である平成29年（2017年）には、16,200人程まで減少していくことが予測されています。

人口減少するということは、それを起因として、経済活動の縮小をはじめとし、多様な分野で影響を受けることが懸念されます。

従って、本町においては、町の再生を改めて見直し、経済活力の低下を抑制し、さらに活気あるものにしていくため、町を訪れる人々（交流人口）の増加や、定住施策、雇用機会の増加、暮らしやすさを実感する生活基盤整備などの施策を推進し、人口減少に歯止めをかけることを基本とします。

■目標人口の設定

「第一次富士川町総合計画」においては、企業誘致や町外からの定住促進、子育て支援などの政策を推進することにより人口増加を図るものとして、平成29年の人口を17,000人と設定しています。

本町では、現在、東部地域開発整備や中部横断自動車道の延伸整備が進むなど、経済の発展や都市交流拡大等の活性化の要因が整いつつあります。これを踏まえ、本町の豊かな自然環境や固有の歴史文化を最大限に活用し、都市と農村の交流を活発化し、観光交流人口の増加策や産業活性化の充実、雇用促進を図るまちづくり施策を推進します。

また、その間に、人口の流出抑制や町外からの流入人口を受け入れる準備を整え、交流人口の増加から定住人口の負を補いつつ、暮らし方や住まいのニーズを的確に捉えた定住環境づくりを推進していきます。

本町の目標人口は、町が一丸となって上記のような取り組みを進めることにより、「第一次富士川町総合計画」で設定した17,000人をその後も維持することを目標とし、平成42年度においても17,000人と設定します。

■目標人口（平成42年度）：17，000人

（4）都市計画マスタープランの構成

「富士川町都市計画マスタープラン」は、次に示すように大きく「富士川町の将来像」、「分野別まちづくり方針」「地域別まちづくり方針」およびこれらを推進するための「計画の実現に向けて」の４つの項目から構成されます。

「富士川町の将来像」では、富士川町のあるべき姿を、将来像、まちづくりの目標、まちの将来構造として示しています。「分野別まちづくり方針」では、町全体のまちづくりの方向を示しています。「地域別構想」では、３つの地域ごとに身近なまちづくり方針を示しています。「計画の実現に向けて」では、目標としたまちづくりの実現に向けた今後取り組むべき内容を示しています。

なお、分野別まちづくり方針全体を分野別構想、地域別まちづくり方針全体を地域別構想とも言い、富士川町の将来像と分野別構想を合わせて全体構造と言います。

■富士川町都市計画マスタープランの構成

（5）地域区分

地域区分については、地形や地域のまとまり、土地利用、都市や人口の集積度などを考慮して、右図に示すように３つの地域に区分しています。

【都市・田園地域】 最勝寺、天神中條、大久保、舂米、小林、長澤、大椚、青柳町、鰍沢北区、鰍沢中区、鰍沢南区 **【平林・穂積地域】** 平林、小室、高下 **【中部・五開地域】** 中部、五開

■地域区分図

2．計画策定の進め方

（1）策定体制と進め方

都市計画マスタープランの策定にあたっては、計画づくりの初期の段階から住民参加を進めることを基本とし、「まちづくり住民会議」の開催や住民アンケート調査を実施するなど、住民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような体制と手順で策定を進めました。

■策定体制

●策定委員会

学識経験者、議会代表、団体代表、地域代表、まちづくり住民会議代表、山梨県関係者、町関係者で構成する都市計画マスタープラン策定にかかわる最上位組織として設置し、総合的かつ専門的な見地から計画全体についての検討と調整を行ない、計画素案の承認（原案の策定）を行いました。

●庁内検討会

富士川町関係各課の代表で構成される都市計画マスタープラン立案にかかわる庁内の検討組織として設置し、行政の立場から所属部署の方針や所管計画との調整を行ない、計画策定に向けた検討を行いました。

●まちづくり住民会議

一般公募、地域推薦などによる住民で構成される都市計画マスタープラン立案における住民の検討組織として設置し、住民の視点から地域に身近なまちづくりについて協議を行ない、協議の成果を「地域まちづくり住民プラン」としてまとめ、町に提案しました。

■計画策定の手順

注）*パブリックコメントとは、一般的には「住民の意見」という意味ですが、ここでは、都市計画マスタープランのように、行政計画などを原案段階で公表し、一般住民から意見を募り、その上で意思決定を行う手続きのことをいいます。

・平林の棚田と集落

第１章
富士川町の現状と課題

第１章　富士川町の現状と課題

１．富士川町の位置と特色

（1）富士川町の位置

本町は、甲府盆地の南西端に位置し、巨摩山地や富士川などの豊かな自然環境に恵まれています。富士川舟運による人や物資の往来の拠点であった繁栄を経て、現在も、長野方面や静岡方面と結ばれる甲府盆地の南の玄関口、広域交通の要衝であり、今後の発展が期待されています。

富士川町は、甲府盆地の南西端に位置し、東京から 100km 圏、甲府市からは約 15km に位置し、北は南アルプス市、東は市川三郷町、西は早川町、南は身延町に隣接しています。

地勢的には、本町の西側一帯は、南アルプスの前衛峰となる櫛形山や源氏山などが連なる2,000m級の巨摩山地となっており、森林や渓谷、滝など豊かな自然に恵まれるとともに、西部の山地を源とする利根川、戸川、大柳川などの中小河川が町内を横断し、町東側を縦断する富士川に合流しています。山麓一帯は広大な扇状地が展開し、市街地や農業集落地が形成されています。

本町は、江戸時代から富士川舟運による往来の拠点として栄えてきましたが、時代の変遷による物資輸送や人々の足は、舟運から鉄道や自動車に取って代わり、現在の広域的な交通網としては、町内を南北に縦断する中部横断自動車道や国道 52 号、甲西道路で甲府や静岡方面とを連絡し、また、町の東側を JR 身延線（鰍沢口駅）が走るなど、今日まで地理的に甲府盆地の南の玄関口としての役割を担ってきています。

静岡県と長野県を結ぶ中部横断自動車道は、中央自動車道双葉ジャンクションから増穂 IC までの区間が開通し、首都圏や長野方面からの往来が容易となりました。また、平成 30 年には第二東名高速道路までの延伸が予定されるとともに、平成 39 年のリニア中央新幹線の開業も見据え、広域交通アクセスの一層の向上と交流活性化など、本町の更なる発展が期待されています。

■富士川町の位置

（２）富士川町の特色

■ 奥深い森林に包まれた渓谷や清流など、豊かな自然を擁するまち

本町は、町の北東端部で甲府盆地の水が集まり、釜無川と笛吹川が合流して富士川となるダイナミックな水辺に特徴があります。

また、町の西側一帯は、山梨百名山の櫛形山や源氏山をはじめ、巨摩山地の山々が連なり、奥深い自然の中に大柳川や利根川などの森林に包まれた美しい渓谷や滝、素朴な山里の風景が点在しています。

さらには、林道からの眺望や山間に富士山の見える平林の棚田の里、ダイヤモンド富士の絶景を望む髙下の日出づる里などの優れた眺望景観にも恵まれています。

・髙下地区から望むダイヤモンド富士

■ 富士川舟運の繁栄を物語る固有の歴史文化を継承するまち

富士川町は、駿信往還と駿州往還の追分に位置し、山梨県の玄関口・流通の拠点として大きく発展しました。特に富士川舟運の河岸として繁栄した鰍沢宿や青柳宿は、江戸時代から明治時代を通じ物資や身延山参詣などの往来の拠点として栄え、当時の繁栄ぶりは落語「鰍沢」にもうたわれているほどです。

本町は、往時の栄華をしのばせるまちなみも残されており、舟運の歴史文化を継承するため、宿場の面影を活かした町の駅「あおやぎ宿活性館・追分館」や交流センター「塩の華」において、歴史文化や町の情報発信等を行っています。

近年、富士川舟運を再現したイベントやNPOによる舟下りが復活するなど、固有の歴史文化の継承と活用が望まれています。

・交流センター「塩の華」

■ 四季折々の風景や行祭事、ふるさと体験など、おもてなしと交流を育むまち

本町を代表する日本さくら名所百選に選ばれている大法師公園の桜、春の天神中條天満宮の菜の花や初夏の妙法寺のあじさい、秋の渓谷の紅葉など、季節ごとに美しい風景が町を彩り来訪者を出迎えます。

また、富士川３大祭りといわれる、ふじかわ夏まつりＲ５２、大法師さくら祭り、甲州富士川まつりや、ゆずの里まつりなどは、多くの来訪者と町民の交流の機会を創出しています。

さらに、ふるさとの自然や文化、暮らしを体験するみさき耕舎やつくたべかん、増穂ふるさと自然塾、また、温泉や朝市など、富士川町を体感するおもてなしと交流を育むことに努めています。

・大法師公園の桜

■ 広域交通の要衝、新たな人･物･情報が往来する活力と交流を創出するまち

本町は、地理的特性から駿州往還や舟運など、今日まで甲府盆地の南の玄関口としての役割を担ってきました。現在は、山梨県と静岡県を結ぶ中部横断自動車道や甲西道路などの広域道路網の整備が進み、広域交通の要衝となっています。

特に増穂 IC 周辺は、往年の富士川舟運のように、様々な人や物が行き交う新たな拠点となるよう、地理的な特性や水辺空間を活かした道の駅や水辺プラザの整備など、魅力と活力を創出するまちづくりを進めており、今後、地域の発展が期待されています。

・富士川の水辺空間

２．富士川町の概況

（1）自然環境

本町は、町西部の山地とその奥深く形成された谷状の地形、山麓の扇状地、富士川周辺の低地など、変化に富む地形構造となっており、櫛形山や源氏山をはじめ南アルプスに連なる豊かな森林と潤いある水辺空間など、優れた自然環境に恵まれています。

① 気候風土

本町の気候は、盆地特有の内陸性気候のため、夏季と冬季の気温差、昼と夜の気温差が比較的大きく、冬は季節風が強いものの降雪は少なくなっています。また、年間降水量が少なく日照時間が長いなど、年間を通して居住に適した気候風土となっています。

② 地　形

本町の地形は、大きく西部の山地・丘陵地、その山麓に広がる緩やかに傾斜した扇状地と富士川周辺の低地、さらに富士川と西部の山地に奥深く形成された谷状の地形で構成されています。

西部の山地は櫛形山から源氏山、富士見山へと連なる標高 1,500m～2,000m級の山々で、地形も急峻となっており、尾根と谷が入り組んだ変化に富む地形構造となっています。

東部の山麓から富士川にかけての一帯は顕著な扇状地形となっており、平坦地の少ない本町では、市街地や農業集落地の大部分がこの扇状地に形成されています。

また、富士川沿いに糸魚川・静岡構造線（フォッサマグナ）が南北に縦断しています。

・鰍沢上空からみる本町の市街地

③ 水　系

本町は、町の北東端部で釜無川と笛吹川が合流して富士川を形成し、西部の山地を源とする利根川、戸川、畔沢川、大柳川などの中小河川が町の東端を流れる富士川に合流しています。

これらの河川は、本町の重要な水辺空間を形成しているとともに、上流部では、戸川渓谷や大柳川渓谷などの景勝地がみられます。

④ 植　生

本町の約８割が森林となっており、櫛形山から源氏山、御殿山、富士見山にかけての標高の高いところでは、ブナ、イヌブナ、ミズナラなどのブナクラスの自然植生、標高の低い山地や丘陵部ではクヌギやコナラなどのヤブツバキの自然植生（二次植生）がみられます。その他は大部分がスギ・ヒノキ等の人工林となっています。

山岳地帯の多くは県立南アルプス巨摩自然公園に指定され、特筆すべき植生としては柳川のイヌガヤの群生地や櫛形山のアヤメの群生地などが挙げられます。

（２）歴史的特色

縄文時代から人々の生活がみられる本町の歴史は古く、駿州往還など陸路では関所が設置される要衝として、また、江戸時代には富士川舟運により鰍沢河岸・青柳河岸が設置されるなど、甲府盆地の玄関口、山梨県の流通の拠点として大きく発展を遂げた歴史が、まちの成り立ちの背景となっています。

① 富士川町の歴史

■古代～中世

最勝寺の法華塚古墳や平野遺跡、舂米の権現堂遺跡など、西部の山地や丘陵地、東部の扇状地域、富士川や大柳川の河岸段丘面を中心に、縄文時代から平安時代にかけての遺跡が多く分布し、現在の都市部は水田開発に伴い進出した地域であると考えられています。

古代律令制における統治体制では、国の下部組織として郡が置かれ、当地は主に巨摩郡に、富士川左岸の地域は八代郡に属していました。

平安後期に甲斐源氏が甲府盆地各地へ土着し、その後、武田氏支配の天文年間頃に、甲斐国と駿河国を結ぶ河内路（駿州往還）の要所として関所が設置されました。

■近　世

近世には巨摩郡西郡筋に属し、11 箇村が存在しています。寛政年間には旗本領も存在し、享保 9 年（1725）に甲斐国が幕府直轄領化され、町域の村々は上飯田代官支配に、また、天明 7 年（1787）以降には市川代官支配となりました。

江戸時代初期には角倉了以により富士川の開削と舟運が開始され、鰍沢河岸や青柳河岸は三河岸の主力となり御廻米が行われたほか、陸上輸送の駿信往還の宿場としても栄えました。この時期、葛飾北斎が浮世絵『富嶽三十六景』のひとつに「甲州石班沢（かじかざわ）」を描いています。

■近代～現代

明治期に入り、養蚕が普及し製糸工場や酒造業の経営が行われ、富士川舟運は最盛期を迎え鰍沢や青柳は峡南地域の中心地域となりますが、中央本線、身延線などの開通に伴い舟運の重要性は低下しました。明治後期には水害も相次ぎ、明治 44 年（1911）鰍沢大火が発生しています。

戦後は、農産物や林産物が主要な産物であるほか、雨畑硯などの地場産業や観光業の振興にも取り組んできました。

■富士川町の沿革

明治時代の郡区町村編成法および市町村制により、それまでの自然村は人為的な行政単位に再編され、さらに昭和の大合併が進められ、昭和 26 年～33 年にかけて増穂町、鰍沢町が誕生しました。そして、平成 22 年３月８日、２町の合併により「富士川町」が誕生しました。

② 富士川舟運の歴史

日本三大急流のひとつである富士川は難所も多くありましたが、内陸の甲斐南部と駿河との交通路として、駿州往還とともに古くから水運が利用されていました。

江戸時代当初の慶長７年（1602）に、駿河国と甲斐国（現在の富士川町）との間に富士川渡船が開始されたといわれており、江戸期には甲斐が幕府直轄の天領であったため、角倉了以らによる開削事業により運行の安全が確保され、江戸への廻米輸送を中心に水運が発達しました。

寛永年間には鰍沢河岸・青柳河岸・黒沢河岸が設置され、山梨・八代・巨摩三郡、また、信濃の諏訪・松本から、「下げ米、上げ塩」と呼ばれる廻米輸送が行われました。河岸には代官所や米倉が置かれ、沿岸には多くの船着場があり、現在でもその名残をとどめる地名や屋号などがみられます。

また、舟運により、鰍沢は全国から集められた物、文化、風習が真っ先に入る経済・文化の表玄関となり、このため、現在の本町の文化は、富士川舟運と深い関係を持つものが多くみられます。

（3）人口の動向

本町の人口・世帯数は、全体に減少傾向にあります。人口・世帯数ともに9割近くが都市計画区域内に集中しています。また、核家族化が進行しつつあり、高齢化率は、県平均を上回り、急速に高齢化が進んでいます。

① 人口・世帯数

本町の人口・世帯数は、平成 26 年３月１日現在、総人口 16,221 人、6,274 世帯（住民基本台帳人口、外国人含む）となっています。

推移をみると、人口は平成２年から平成 22 年まで減少傾向にあり、世帯数は平成 17 年までは増加傾向にありましたが平成 22 年減少に転じました。人口・世帯数ともに減少傾向にあり、核家族化が進行しつつあります。

平成22年現在の都市計画区域内の人口は14,434人、また都市計画区域内の世帯数は5,061世帯となっています。総人口の約89%、総世帯数の約88%が、都市計画区域内に集中しています。

■人口・世帯数の推移

■人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移

区　分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口(人)	18,656	18,170	17,629	17,544	17,405	16,307
世帯数(世帯)	5,173	5,319	5,443	5,672	5,907	5,769
1世帯当たり人員(人)	3.61	3.42	3.24	3.09	2.95	2.83

（資料：国勢調査）

■都市計画区域の人口の推移　（単位：人）

区　域	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
都市計画区域	15,477	15,226	15,084	15,028	15,151	14,434
用途地域内	―	7,807	7,486	7,459	7,567	7,019
用途地域外	15,477	7,419	7,598	7,569	7,584	7,415
人口集中地区	6,816	5,384	5,782	5,278	5,395	5,168

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県、平成 22 年度値は平成 25 年度都市計画基礎調査）

■都市計画区域の世帯数の推移　（単位：世帯）

区　域	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
都市計画区域	4,245	4,398	4,610	4,808	5,103	5,061
用途地域内	―	2,257	2,280	2,410	2,601	2,502
用途地域外	4,245	2,141	2,330	2,398	2,502	2,559
人口集中地区	1,918	1,596	1,802	1,770	1,923	1,940

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県、平成 22 年度値は平成 25 年度都市計画基礎調査）

②　少子･高齢化の状況

本町の65歳以上の高齢者の割合は、平成22年現在29.0%で、山梨県の平均24.5%を上回っています。平成２年と比べて高齢者の数は約1,400人、比率も約11%増加しており、急速な高齢化が進んでいます。一方、15歳未満の年少者の割合は、県平均とほぼ近似していますが、確実に少子化が進んでいます。

■少子･高齢化の推移

③　地域別人口･世帯数

地域別人口・世帯数は、本町の人口・世帯ともに約９割近くが都市・田園地域となっています。

■地域別人口･世帯数　（平成22年度現在）

区　分	人　口	比率(%)	世帯数	比率(%)
都市･田園地域	14,664	89.9	5,117	88.7
平林･穂積地域	779	4.8	316	5.5
中部･五開地域	864	5.3	336	5.8
富士川町全体	16,307	100.0	5,769	100.0

（資料：国勢調査）

■地域別人口の割合

中部･五開地域 5.3%
平林･穂積地域 4.8%
都市･田園地域 89.9%

④　流出･流入別人口

流出•流入別人口でみると､｢常住地による通学者数｣は平成12年流出･流入別人口(就業者･通学者)に比べ若干増加がみられるものの、その他の｢常住地による就業者数｣､｢従業地による就業者数｣､｢通学地による通学者数｣とも減少しており、特に｢従業地による就業者数｣の減少が大きくなっています。

なお、平成17年現在における流出先・流入先の市町別は、南アルプス市、甲府市、市川三郷町などへの比率が大きくなっています。

■流出･流入別就業者数

項　目		平成7年	平成12年	平成17年
常住地による就業者数(人)		9,365	9,071	8,753
流出	就業者数(人)	4,421	4,570	4,910
	流出率(%)	47.2	50.4	56.1
従業地による就業者数(人)		8,163	8,010	7,398
流入	就業者数(人)	3,219	3,509	3,555
	流入率(%)	39.4	43.8	48.1
従／常就業者比率(%)		87.2	88.3	84.5

■流出･流入別通学者数

項　目		平成7年	平成12年	平成17年
常住地による通学者数(人)		948	821	830
流出	通学者数	681	581	608
	流出率(%)	71.8	70.8	73.3
通学地による通学者数(人)		788	587	501
流入	通学者数(人)	521	347	279
	流入率(%)	66.1	59.1	55.7
通／常通学者比率(%)		83.1	71.5	60.4

（資料：｢都市計画基礎調査解析【資料編】｣平成22年３月、山梨県）

（4）産　業

本町の産業は、第3次産業が基幹産業となっています。商業、製造業はともに停滞し伸び悩んでいる現状です。農業は果樹栽培を中心としていますが、農業就業者の高齢化や後継者不足など営農環境は厳しい状況にあります。また、観光は年間約 27 万人の観光入り込み客数となっています。

① 就業構造

本町の就業人口の構成比は、平成 22 年現在、第３次産業が全体の約 58%で最も多く、次に、第２次産業（約 32%)、第１次産業（約５%）となっており、就業人口の推移をみると、第１次産業、第２次産業とも減少傾向にあり、第３次産業の比率が高まっています。

第３次産業では、卸売・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等が多く、これらの事業所数は町全体の約５割を占めています。

また、就業率は、平成 22 年現在総人口の約 50%を占めていますが、年々減少傾向にあり、生産年齢人口の減少に伴い全体的に減少が見込まれています。

■産業別就業人口の推移

（資料：国勢調査）

■就業率の推移

（資料：国勢調査）

② 産業の概況

■商　業

商業は、事業所数、従業者数、年間販売額ともに、平成１１年から平成１９年までいずれも減少傾向にあります。

本町の商業は、既成市街地を中心に営まれ、国道５２号沿道の青柳・鰍沢商店街が中心商店街となっています。近年、商店街の高齢化や後継者不足、さらには、昭和町や中央市など近隣市町への大型商業店舗の立地による地域外への購買力の流出等により、商店街の空き店舗が増加するなど、地域商店街は衰退傾向にあります。

■事業所数、従業者数、年間販売額の推移

年　次	事業所数	従業者数（人）	年間販売額（百万円）
平成 11 年	300	1,361	20,108
平成 14 年	267	1,113	17,786
平成 16 年	254	1,030	16,001
平成 19 年	209	971	15,384

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県）

・鰍沢商店街

■製造業

製造業は、10 年間の推移でみると、事業所数は年々減少傾向にあり、製造品出荷額は平成 15 年に大きく減少し、その後増加に転じたものの、平成 16 年以降総じて停滞傾向にあります。

本町は、平成２年に小林工業団地に精密機械工場が進出しました。また、本町には、小さな産業ではありますが、地場産業であり伝統技術を受け継ぐ雨畑硯や平林の臼があり、特産品や町の活性化への活用などが期待されます。

・小林工業団地

■事業所数、製造品出荷額等の推移

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県）

■農　業

本町の農業は、田・畑・樹園地の経営耕地面積でみると、樹園地が約 45％と最も多くなっており、市街地周辺の農地では、水稲や桃、すもも、ぶどう、西洋なしなどの果樹栽培、中山間の農地では、水稲、野菜、ゆずなどが栽培されています。

平成２年から平成 22 年までの推移をみると、農家数は平成２年の 1,359 戸から平成 22 年には 260 戸に減少しており、農家数、経営耕地面積、農業粗生産額ともに大幅に減少しています。

耕作放棄地は、平成７年以降増加傾向にあり、近年減少に転じましたが、農業就業者の高齢化と後継者不足、鳥獣害被害の深刻化など、農業をめぐる現状は厳しい状況となっています。

一方、近年、山麓や中山間地域では、農産物の収穫体験、棚田や里山を活用した体験・交流活動などが盛んとなっています。

■農家数、経営耕地面積、農業粗生産額の推移

年　次	農家数(戸)					経営耕地面積（ha）	農業粗生産額（百万円）
	総　　数	専業農家数	兼業農家数				
			計	第1種兼業	第2種兼業		
平成 2 年	1,359	184	1,175	124	1,051	471	1,674
平成 7 年	1,170	198	972	115	857	392	1,402
平成 12 年	371	80	291	46	245	335	1,160
平成 17 年	326	91	235	41	194	188	940
平成 22 年	260	87	173	23	150	144	－

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県、平成 22 年値は農林業センサス）

■分類別経営耕地面積（平成 22 年度）

（資料：「富士川町地球温暖化対策実行計画」、平成 24 年３月）

■耕作放棄地面積

（資料：国勢調査）

■観　光

本町の観光は、平成 23 年度の年間観光入り込み客数（実人数）が約 27 万人となっています。観光入り込み客数のうち、町内の観光施設では、交流センター「塩の華」やまほらの湯が最も多くなっています。また、「日本さくら名所百選」に選定されている大法師公園のさくら祭りや甲州富士川まつりなど、祭やイベントも来訪者が多くなっています。

本町の観光は、短期滞在型・立ち寄り型の観光が主体となっており、山間部の温泉郷周辺などは、自然や地域との交流・体験などに多くの人が訪れており、受け入れ態勢の充実が望まれています。

また、本町は富士川舟運により培われた歴史文化資源の顕在化とともに、これまで、公園や展示館の整備、食の魅力づくり、活性化の拠点づくりなどの観光開発を進めてきました。近年は、富士山を望む景勝地としての知名度も高まっており、今後は、観光と農業等の産業振興との相乗効果による活性化が望まれています。

（５）土地利用

本町の土地利用は、森林が約8割で、大部分が自然的土地利用で占められています。市街地は、富士川沿いの低地部に形成され、市街地の外縁部では宅地化が進行し、中心市街地は衰退傾向にあります。

本町は、富士川都市計画区域と市川三郷都市計画区域の2つの都市計画区域に属しており、戸川以北の平坦地に用途地域が指定されています。

①　土地利用の現況

本町の総面積約１12km^{2}のうち、森林が約８1%、農用地は約４%、宅地は３%となっています。都市計画区域内の土地利用は、自然的土地利用が区域全体の約65%を占めており、その内山林が約50%、農地が約33%となり、この２つで自然的土地利用の約83%となっています。

また、都市的土地利用のうち、宅地が約55%を占め、次いで道路用地が約21%、公共･公益用地が約17%となっており、宅地は、住宅用地が約74%となっています。

国道52号周辺に中心市街地が形成され、行政・文化施設、医療・福祉施設、観光施設、商業施設等の各種都市機能が集積しています。市街地では密集した木造住宅の建て詰まりや、空き店舗、空き家などの増加も見られます。また、市街地外縁部では宅地化が進行しています。

■都市計画区域の土地利用現況

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県）

②　市街地の進展状況

平成 17 年における人口集中地区の面積、人口、人口密度は、平成 12 年に比べ若干増加しているものの、昭和 60 年からの推移では総じて減少傾向にあります。

平成 22 年現在、人口集中地区は、昭和 60 年の 160ha の 94%である 150ha、人口は 6,816 人の約 76%である 5,168 人、人口密度は 42.60 人/ha の約 81%である 34.45 人/ha と、市街地の空洞化が進みつつあります。

■人口集中地区の面積、人口、人口密度の推移

年　次	面　積（ha）	人　口（人）	人口密度（人／ha）
昭和60年	160	6,816	42.60
平成2年	150	5,384	35.89
平成7年	150	5,782	38.55
平成12年	143	5,278	36.91
平成17年	144	5,395	37.47
平成22年	150	5,168	34.45

（資料：国勢調査）

③　都市計画の指定状況

本町の都市計画法に基づく都市計画区域は、約 1,392ha で、富士川都市計画区域と市川三郷都市計画区域の２つの都市計画区域が指定されています。

用途地域は、旧増穂地域に 263.4ha の区域が指定されています。

■都市計画の指定状況

④ 土地利用規制の状況

本町における土地利用規制は、都市計画法に基づく用途地域のほか、次のような法適用がされています。

本町の森林地域一帯は、県立南アルプス巨摩自然公園に指定されています。また、戸川渓谷景観保存地区や利根川自然造成地区が、自然環境保全地域に指定されています。

■土地利用規制の状況

区　分		面　積(ha)	備　考
農業振興地域		7,013.0	
	農用地	448.0	
自然公園法に基づく区域		1,809.8	
	特別地域	1,809.8	県立南アルプス巨摩自然公園(昭和 41 年 4 月 1 日指定)
	普通地域	−	
森林法に基づく区域		5,254.6	
	地域森林計画対象民有林	5,205.4	
	保安林	3,371.9	
自然環境保全地域		36.0	戸川渓谷景観保存地区　30ha 利根川自然造成地区　6ha
その他		372.4	
	急傾斜地崩壊危険区域	25.2	
	地すべり防止区域	45.6	
	宅地造成工事規制区域	−	
	砂防指定地	301.6	
工場適地		20.0	都市計画区域・工業地域

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県）

・櫛形山と南アルプス

・戸川渓谷

（６）交通体系

　本町は、中部横断自動車道が町の東側を南北に縦貫し、増穂 IC が位置するなど広域的な交通アクセスに恵まれており、幹線道路の整備も進められています。また、町の東端にはJR身延線鰍沢口駅があり、バスなどによる町内公共交通の充実が図られています。

①　道路網

■高規格道路

　高規格道路としては、中部横断自動車道が本町市街地の富士川沿いを南北に縦断し、増穂 IC が整備されています。中部横断自動車道は、平成 29 年度に第二東名高速道路まで延伸され、本町では将来的に道の駅に隣接した下りパーキングエリアが開設される予定です。

■主な幹線道路

　主な幹線道路としては、本町を縦貫する形で国道 52 号が通り、青柳町から笛吹市方面へ国道 140 号が通っています。

　国道 52 号は峡南地域の幹線道路として、甲府盆地と静岡県を結ぶ古くからの物資輸送の要であったことから、現在も交通量が多い道路であり、平成 19 年、市街地をバイパスする甲西道路が整備されました。

　また、県道平林青柳線 、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線が、町を東西に結び、町内三筋（平林・穂積・五開）を形成していますが、降雨時等の通行止めも多く、道路の改善整備や災害時の集落孤立への対応が課題となっています。

■道路交通網の現況

②　鉄道・バス

■鉄　道

　町内に鉄道は通っていませんが、富士川左岸の市川三郷町に隣接する位置に JR 身延線の鰍沢口駅があるほか、市川大門駅も最寄り駅となっています（いずれも特急停車駅）。

　鰍沢口駅の乗降客数は、平成 22 年現在 194 人／日で、その多くは通勤・通学の定期利用者となっており、自家用車の普及などにより鉄道利用者数は年々減少傾向にあります。

■バ　ス

　本町では、市街地から甲府駅方面への路線バスが運行しており、新宿駅方面へ直通する中央高速バスが１日６往復運行しています。

　町営バスが市内各施設を結び、民間委託による富士川町コミュニティバスが鰍沢口駅～増穂商業高校～市川大門駅間を運行しています。また、平成 12 年度より、旧増穂地域内において山間地域と市街地を結ぶ定時定路線と、区域内を自由に乗降する区域運行を併せた、増穂乗合タクシー（デマンド交通）を実施しており、地域の重要な足となっています。

（７）基盤施設の整備状況

基盤施設の整備としては、市街地整備をはじめ、道路、公園、上下水道、ごみ処理施設、その他の公共施設などの整備や、東部地域開発整備構想、都市再生整備計画事業を活用したまちづくり事業などが進められています。

① 市街地の整備状況

■市街地整備事業

市街地整備事業等の状況は、これまでに次の２つの事業が行われています。また、平成24年度から鰍沢口駅周辺において、隣接する市川三郷町と連携を図りながら山王土地区画整理事業を推進しています。

■市街地整備事業

事業名称	事業主体	都市計画決定年月日	事業面積（ha）	事 業 期 間	
				開始年度	終了年度
甲西町増穂町長澤土地区画整理事業	甲西町増穂町長澤土地区画整理組合	平成4年4月23日	16.6	平成4年度	平成15年度
小林工業団地造成事業	増穂町	―	11.1	昭和60年度	昭和62年度

■地区計画等

町では、山王土地区画整理事業地に山王地区計画を指定し、長澤延命地区において建築協定が締結されています。

■法適用状況

地区計画等の名称	決定年月日	面 積	計画・協定の主な内容
山王地区計画	平成 25 年5月 15 日	約 2.9ha	建築物の配置、用途、規模、形態及び意匠に関する基準を定め、秩序ある良好な住宅地の形成を図る
長澤延命地区建築協定	平成 3 年 3 月 14 日	9,092.95 ㎡	建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠に関する基準を定め、住宅地環境の維持増進を図る

② 道 路

本町の都市計画道路は、用途地域を中心に、自動車専用道路が１路線、幹線道路が 11 路線の計12 路線が指定されており、平成 22 年現在、約 84％の整備率となっています。また、町道は平成22 年現在、50.6％の整備率となっています。

本町は、東西方向の幹線道路網が脆弱であるほか、市街地内の町道は幅員３ｍ以下の狭あい道路が多く、生活道路の改善・整備が望まれています。

・（都）青柳長沢線

■都市計画道路の整備状況

路 線 名	計画（m）	整備済（m）
（1・4・1）増穂白根幹線	350	350
（3・4・1）増穂白根線	350	350
（3・4・2）大椚大久保線	2,240	740
（3・4・3）青柳長沢線	3,200	2,640
（3・4・4）甲西増穂線	2,130	2,130
（3・4・5）増穂鰍沢線	3,730	3,730
（3・5・5）昌福寺横通り線	460	0
（3・5・2）青柳横通り線	2,870	2,870
（3・5・11）北新町1号線	610	280
（3・5・12）中田1号線	260	50
（3・6・7）金手小林線	2,910	2,910
（3・6・10）鰍沢本通り線	1,310	1,190
合　　計	20,420	17,240

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県）

③ 公　園

本町の都市公園は、大法師公園や利根川公園など、計 13 ヶ所（面積約 19ha）があり、平成 22 年に、全て整備済みとなっています。このほか、富士川河川敷には水辺プラザをはじめ、富士川ふれあいスポーツ広場等が整備されています。

・殿原スポーツ公園

■都市公園の整備状況

種　別	公　園　名	計画（ha）	供用（ha）
街区公園	青柳町街角ふれあい公園	0.06	0.06
	長沢1号公園	0.14	0.14
	大椚１号公園	0.09	0.09
	青柳町４号公園	0.21	0.21
	青柳町3号公園	0.10	0.10
	最勝寺２号公園	0.10	0.10
	北新町公園	0.14	0.14
	船場記念公園	0.05	0.05
	旭町チビッコ広場	0.04	0.04
	上北町チビッコ広場	0.03	0.03
	小　計	0.96	0.96
地区公園	殿原スポーツ公園	4.8	4.8
	利根川公園	7.12	7.12
	大法師公園	6.4	6.4
	小　計	18.32	18.32
合　計		19.28	19.28

（資料：「都市計画基礎調査解析【資料編】」平成 22 年３月、山梨県）

④ 供給処理施設

■下水道

本町の下水処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により行っています。

公共下水道は、釜無川流域下水道関連公共下水道区域として事業が進められ、認可区域 494ha、平成 21 年現在、整備率は約 72%となっています。また、処理施設としては、箱原浄化センターがあります。本町では、富士川沿いの低地部において液状化が懸念されており、管渠等の地震対策が必要となっています。

■富士川町公共下水道事業計画

（出典：町上下水道課資料）

■上水道

本町の水道は、都市部は上水道、中山間地域は簡易水道により供給しています。

■ご　み

本町は、中巨摩地区広域事務組合清掃センターにおいてごみ処理を行っています。

また平成 22 年現在、一般廃棄物リサイクル率は 16.0％で、リサイクルステーションを設置し、ごみの再資源化に取り組んでいます。

⑤　その他の施設整備の状況

■教育施設等

義務教育施設は、小学校５校、中学校２校がありますが、全ての小中学校において、人口減少や少子化などの影響により、学級数、生徒数が減少傾向にあります。

五開小学校は、134 年の長い歴史がありましたが、平成 22 年３月に閉校となりました。現在、新たに地域振興に寄与する民間企業への施設の貸与などが進められ、地域に親しまれた学校の有効活用が期待されています。

・旧五開小学校

■公営住宅

本町は、県内トップの公営住宅戸数を有し、平成 22 年２月現在、町営住宅が 16 ヶ所、県営住宅が６ヶ所、雇用促進住宅が１ヶ所となっています。しかし公営住宅のうち耐用年数を超過し老朽化した住宅が全体の 66.2％を占めるとともに、空き家率が 9.6％となっており、老朽化した公営住宅の建て替えや適正な管理、用途廃止等の検討を進めています。

■防災関連施設

本町は、地形上の特性から度々水害に悩まされ、これまで富士川は台風などの豪雨時に増水し、洪水をもたらしてきました。中山間地域では、地滑り等の土砂災害の恐れがある地区も多数見られます。また、富士川に沿いにフォッサ・マグナの西縁を画す糸魚川・静岡構造線が南北に縦断しています。

本町では、「富士川町地域防災計画」（平成 23 年３月）を策定し、災害時の避難場所として、公園や広場、社寺境内地などの指定避難地＊1、学校校庭などの指定最終避難地＊2、学校や公民館などの指定避難所＊3を定めています。

また、町内三筋にヘリポート整備が進められ、小室および平林は整備済み、十谷は平成 25 年度以降整備予定となっており、緊急ヘリコプター発着所が 17 ヶ所整備されています。

■その他の公共施設等

その他の公共施設としては、平成 23 年末現在、町民会館１ヶ所、公民館 20 ヶ所、集会施設 48 ヶ所、児童館２ヶ所、診療所１ヶ所等が整備されています。

本町には、社会保険鰍沢病院がありますが、近年、地域医療の連携が検討されており、平成 24 年 10 月に「市川三郷町立病院と鰍沢病院の経営統合に関する基本協定」が締結されています。

また、鰍沢北部・中区・南区には、県の南巨摩合同庁舎、峡南地域県民センター、峡南保健福祉事務所をはじめ、鰍沢簡易裁判所、鰍沢税務署、鰍沢公共職業安定所等の国の機関や峡南広域事務組合計算センター等の広域行政関連事務所が設置されています。また隣接する最勝寺地区も鰍沢警察署や県森林総合研究所等が設置されているなど、この付近には地域行政の中心地として、数多くの国や県の出先機関が集積しています。

注）＊1　指定避難地：一時的に避難する場所
＊2　指定最終避難地：指定避難地に退避した後、最終的に区ごとに避難する場所
＊3　指定避難所：長期的に被災者を収容する場所

⑥ まちづくりプロジェクト

■東部地域開発整備構想

平成 18 年 12 月、中部横断自動車道の延伸と増穂 IC が整備され、町では、国土交通省や中日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）とともに、富士川大橋下流側の河川敷とその堤内地に次のような施設を一体的に整備し、「人・物・情報が往来する交流拠点～交流と連携の新たな魅力あるまちづくり」の形成に向けて、町内各施設との連携を図りながら、交流と地域活性化の拠点づくりを推進しています。

<水辺プラザ（川の駅）>

富士川の自然豊かな水辺を活かし、自然観察や自然体験学習の場、レクリエーションなどを楽しむ場として整備します。

<河川防災ステーション>

国土交通省により、治水上重要な水防活動の拠点として位置づけられ、災害復旧資材などの備蓄とともに、洪水時の災害対策基地として整備します。

■東部地域開発事業整備構想（鳥瞰図）

<道の駅>

飛躍的に向上する交通条件により、町内外から多くの人々が訪れることが見込まれることから、来訪者が快適に過ごせるオアシス的空間の整備や町の歴史文化、観光、地域情報、特産品・農産物等の情報提供と販売、町内各施設の紹介、各種イベント情報の発信と地域振興を図ることを目的に、「道の駅富士川」として平成 26 年度の開設を目指し、整備推進を図っています。

また、将来的に中部横断自動車道下りパーキングエリアを道の駅に隣接し、道の駅の施設利用と併せた収益の増加を見込んでいます。

■東部地域開発事業整備構想（平面図）

■都市再生整備計画事業

本町では、現在、国の「都市再生整備計画事業」を活用したまちづくり事業を実施しており、「人・物・情報が往来する交流拠点の整備と地域の活性化」を目指す増穂 IC 周辺地区や、「人と自然と伝統文化が調和した賑わいある中心市街地の再生」を目指す鰍沢中心市街地地区を対象に、平成 22 年度～26 年度にかけて都市再生整備計画を定め、計画的な整備を進めています。

３．町民のまちづくりへの意向

（１）まちづくり住民会議の提案

都市計画マスタープランの策定にあたって開催した「まちづくり住民会議」では、次に示す富士川町全体の将来イメージを共通認識とし、多様な地域まちづくりに関する提案が行われました。また、住民会議の成果は「地域まちづくり住民プラン」として町へ提案書が提出されました。

■まちづくり住民会議による富士川町および地域の将来イメージ

◆富士川町の将来イメージ

交流･活性化
- 観光資源を活かしたまち
- 魅力と活気あるまち
- 自然を活かした交流の盛んなまち
- 地域資源を活かすまち
- 人口定着！住み続けられるまち

自　然
- 暮らしと自然が共生するまち
- 農地や自然を守るまち

景　観
- 里山景観を活かすまち

暮らし･住環境
- 生活基盤・生活環境が整ったまち
- 安心して暮らせるまち
- 地域の絆・コミュニティを大切にするまち

福　祉
- 福祉が充実した人にやさしいまち
- 子どもたちが元気に育つまち
- 心と体を育むまち

防　災
- 地域に住み続けられる災害に強いまち

◆地域の将来イメージ

都市･田園地域
- 人にやさしい健康福祉のまち

平林･穂積地域
- 住んでみたい、暮らし続けたい、小さな山里の大きなコミュニティを育むまち

中部･五開地域
- 自然を感じ、遊び、楽しむ奥の理想郷

（２）富士川町都市計画マスタープラン住民アンケート調査

都市計画マスタープランの策定に向けて、平成 24 年３月に、富士川町全域を対象とした住民アンケート調査を実施しました。調査結果の概要は次の通りです。

■住民アンケート調査の概要

- **調査対象**：富士川町全域、満 20 歳以上の町民の中から無作為抽出した 1,500 人（票）
- **調査期間**：平成 24 年３月 14 日～３月 28 日（投函期限）
- **調査方法**：郵送による配布と回収
- **回収数、回収率**：575 票、38.3%

■調査結果の概要

◆まちのイメージについて

○富士川町らしさやまちのイメージについては、「大法師公園のさくら、妙法寺のあじさい、林道沿いの紅葉など、四季折々の彩りがあるまち」が約26%と高く、四季折々の彩り、自然豊かな美しい風景や眺望、歴史文化を継承するまち、今後、交通の要衝地として発展していくまちなどのイメージが強くなっています。

◆今後のまちづくりについて

●まちづくりで重視する視点（施策全般）

○まちづくりで重視する視点は、「子ども達や高齢者など、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する」が約22%と突出し、これを第一に、活力あるまち、災害に強い安全なまちづくり、産業振興による定住化の促進などを重視する傾向が伺えます。

●優先すべき個々のまちづくり施策

個々の分野で、具体的には次の施策を優先すべきという意向が高くなっています。

①**まちの発展・活性化**は、増穂 IC 周辺や東部地域開発等の市街地整備、既存商店街への支援充実、定住促進のための新たな産業おこしや優良企業の誘致などによる発展・活性化などを優先する。

②**調和のとれた土地の使い方**は、空き家・空き地対策などの住環境の改善、遊休農地・耕作放棄地の有効活用、増穂 IC 周辺整備の計画的な土地利用の推進、中心市街地の基盤整備の充実、計画的な宅地開発などを優先する。

③**道路・交通対策**は、公共交通機関の充実や身近な生活道路の改善、道の駅の整備促進、交通安全対策や交通安全施設の改善、中部横断自動車道周辺アクセス道路の整備などを優先する。

④**観光による振興**は、祭りやイベントの充実と PR の推進、新たな観光集客施設の整備、地場産業による振興、景勝地周辺の保全と活用などを優先する。

⑤**豊かな自然や水と緑**は、河川・渓谷等の水辺環境や貴重な動植物の生息環境の保全、四季折々の風景づくり、また、鳥獣害対策とともに優れた自然環境の保全などを優先する。

⑥**ふるさとの景観づくり**は、眺望景観や水辺景観の保全・活用、増穂 IC や観光拠点を活用したシンボル景観づくり、景勝地選定など景観形成活動の推進と PR の充実などを優先する。

⑦**公共施設や公園などの生活基盤**は、町民交流施設や多くの人々が利用する公園・緑地、身近な公園・広場の整備、老朽化した公営住宅の改善と定住促進のための計画的な公営住宅整備などを優先する。

⑧**防災・防犯**は、自然災害対策の強化を第一に、救急医療体制の整備や災害時における避難所・備蓄倉庫の整備、正確で迅速な情報伝達システムの充実などを優先する。

⑨**福祉**については、地域医療体制の充実を第一に、高齢者福祉施設や少子化対策の充実、生きがいづくりや就労の場の確保などの支援体制づくり、介護医療サービスの充実などを優先する。

⑩**環境に配慮したまちづくり**は、省エネ・自然エネルギーの導入や地域環境に対する住民の意識向上、マナーやルールの遵守、効率的なごみ処理体制やごみの再資源化の推進などを優先する。

◆参加のまちづくり

○**まちづくりへの参加意向**は、内容によっては参加するが約37%と高く、7割強の住民が何らかの参加意向を示しています。

○**まちづくりに向けた行政の取り組み体制**は、情報公開と PR の充実や住民意向の反映とともに、まちづくり説明会などの機会・場の充実、住民の自主的活動に対する支援などを望んでいます。

○**協働のまちづくり**については、意見交換の場づくりや自発的なまちづくり活動への支援・助成の仕組みづくり、リーダーとなる人材育成、協働による町独自のルールや制度づくりなどを望んでいます。

４．まちづくりの課題

（１）富士川町をとりまく社会動向

富士川町をとりまく社会状況は大きく変化しつつあります。時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるために、次のような社会動向に留意していくことが必要です。

① 少子高齢化社会の到来

我が国全体で少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会に突入しつつあります。

本町においても、早い速度で少子高齢化が進行しており、小規模な自治体にとっては地域社会の存立そのものに関わる大きな課題となることから、人口減少への対応を図る一方で、高齢者が増加していく地域社会のあり方を十分考えることが必要です。

このため、まち全体で子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや、高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり、さらには活力ある地域社会を維持する仕組みづくりが求められています。

② 地方分権の進展に伴い高まる地域社会の役割

地方分権は、住民に身近な行政の権限や財源をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにする取り組みです。

多様な行政サービスの提供や様々な施設管理などにより支出がふくらむ一方、社会経済状況などから税収が大きく伸びることは考えにくい時代となっています。

合併により誕生した本町では、限られた財源の中で暮らしやすさを高めるため、的確で効率的な地域経営を進める一方、行政と住民が知恵と力を出し合う協働のまちづくりを推進するなど、地域社会の役割を明確にしていくことが重要となります。

③ 社会経済状況の変化と住民意識の多様化

■社会経済状況の変化

国際化については、経済のみならず、文化など住民レベルの国際交流が活発化する中で、国際的な競争の激化など様々な問題も顕在化しています。これらの影響は、地域経済や地域社会にも様々な形で影響を及ぼしており、これらに対応したまちづくりが必要となります。

インターネットに代表される情報通信技術の飛躍的な進歩は、情報通信産業のみならず、流通・サービス、観光、農業、福祉、医療、教育など、社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらしています。本町では、これらを活用し、防災、福祉、観光、交流などにおいて、利便性の向上や活性化に向けた取り組みが必要となります。

また、平成23年３月11日に発生した「東日本大地震」は、千年に一度といわれる未曾有の被害をもたらし、国をあげての自然災害への対応、防災体制の強化が求められています。

さらに、地球温暖化の防止や自然エネルギーの活用といった環境問題への関心の高まりの中、地球規模で循環型社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際化、高度情報化、都市防災、循環型社会の進展に伴い、住民の暮らし方、産業構造や働き方も大きく変化していくことが予想され、こうした社会に対応する取り組みが必要となります。

■住民意識やライフスタイルの多様化

今日の社会環境の大きな変化の中で、人々は物質的な豊かさの追求よりも、ゆとりやふれあい、生きがいなど「心の豊かさ」や「質の高い生活」を求める傾向が強くなっています。

住民の価値観や意識、ライフスタイルの多様化が進む中で、今後は、暮らし方や働き方、遊び方など、多様なニーズに的確に応えるまちづくりが求められています。

（２）まちづくりに向けた主要課題

富士川町の特性、住民意向、町をとりまく社会動向などを踏まえ、今後のまちづくりに向けた主要な課題を整理すると、次のようなものがあげられます。

①　長期的な発展を見定めた地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めること

本町は、北東部に集約された市街地、これらをとりまく農業集落地、中山間地の農山村地域に都市的土地利用が見られますが、町土の８割は森林が占める豊かな自然環境が展開しています。

しかしながら、近年、中心市街地では空き店舗や空き地・空き家の増加、人口減少などによる空洞化が進行しつつあります。また、合併による新町発足を契機とした用途地域の見直しや、市街地外縁部の介在農地における虫食い的な宅地化の進行、遊休農地の増加、中山間地域における過疎化の進行、森林の荒廃など、土地利用上の問題が顕在化しています。

今後は、中部横断自動車道の延伸や東部地域開発等の整備、さらにはリニア中央新幹線整備に伴い、地域ポテンシャルの向上も期待されています。長期的な町の発展を見据えながら、本町の財産でもある豊かな自然環境や美しい景観、歴史文化を尊重し、これらを活かしていける地域特性に応じた計画的な土地利用を進めることが求められています。

②　広域交通体系を軸とし、地域間の連携や交流と活力を支える道路交通網の充実を図ること

本町は、中部横断自動車道（増穂 IC）や甲西道路、国道 52 号が町を縦貫し、JR 身延線鰍沢口駅が接するなど広域的な交通アクセスに恵まれています。

市街地周辺では、都市計画道路青柳長沢線、大椚大久保線、青柳横通り線など、幹線道路網は比較的充実していますが、密集住宅地における狭あい道路や交通危険性の高い交差点、歩道や通学路など、生活道路の改善整備が課題となっています。

また、町内三筋（平林筋、穂積筋、五開筋）を連絡する県道十谷鬼島線、県道平林青柳線 、県道高下鰍沢線は、降水量による通行止めがあるなど、山間集落地域を結ぶ道路網が脆弱であるとともに、災害時に対応する迂回路の整備などが求められています。

合併を契機として、一体感のあるまちづくり、周辺市町や町内地域間の連携強化と交流の促進、観光活性化や防災、福祉へも寄与する交通利便性の一層の向上を図るため、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上も含めた体系的な道路交通網の整備、増穂 IC や鰍沢口駅周辺等の交通結節機能の強化、バス路線など公共交通の充実、交通安全対策や交通環境の改善などに取り組むことが必要です。

③　魅力ある中心市街地づくり、地域の連携がとれた交流と活気あるまちづくりを進めること

本町では、中部横断自動車道の延伸や増穂 IC 周辺整備、東部地域開発や道の駅整備の進捗とともに、リニア中央新幹線の効果を活用した、新たな都市活力の発展が期待されているところです。一方、本町の顔となる中心市街地は、舟運の面影を伝えるまちなみづくりや観光交流施設整備など魅力の向上に努めてきましたが、近年、商店街の活力低下や中心市街地の空洞化などが懸念されています。

また、本町には、美しい棚田の風景や中山間地域の優れた眺望、温泉、観光スポットなどがあり、特産品によるおもてなしや多様な体験交流などが行われ、多くの来訪者が町の魅力を体感しています。

本町が往来の拠点として栄えてきた歴史性を再興し、今後とも活気あるまちとして発展していくためには、新たな活力資源を有効活用しつつ、多様化するニーズに呼応するまちや集落の活力の再生と、この地で働き、住み、訪れてみたいと思える魅力あるまちづくりを進めることが必要です。

そのため、中心市街地や地域の生活拠点の魅力づくりと活力の向上を図るとともに、農業や工業などの地域産業の活性化、伝統的な地場産業の育成、地域との連携がとれた自然や歴史文化、観光レクリエーションなど多様な資源を活かす農山村交流や観光振興を図り、富士川町の魅力をまち全体、地域ぐるみで推進する活性化の取り組みが求められています。

④　豊かな自然環境と富士川町固有の歴史文化を継承し活かすまちづくりを進めること

本町は、森林や水辺の豊かな自然、美しい景観と眺望に優れた環境に恵まれ、富士川舟運の繁栄を継承する歴史性と豊富な歴史文化資源が今なお息づいています。

この豊かな自然環境と歴史文化は、本町の誇りであり、かけがえのない財産です。また、これらは町民のふるさと意識や愛着を培う重要な要素であり､多くの人々を惹きつける観光資源でもあります。

これら本町固有の地域資産については、その価値を再認識し、今後とも積極的に維持・保全を図るとともに、リニア中央新幹線計画など新たな地域インパクトを受けとめつつ、眺望や景観、自然環境等への影響に充分配慮しつつ、富士川町の持ち味を損なうことのないよう、交流や観光振興、地域の活性化など、まちづくりに効果的に活用していくことが求められています。

⑤　定住の促進と住民の｢暮らしやすさ｣を優先した生活環境の充実を図ること

本町は、富士川舟運をはじめ人や物資が行き交う往来の拠点として発展してきましたが、近年は、人口の減少や少子高齢化が進行し、集落の維持や町全体の活力の低下が懸念されています。

人口定着も含め、住み続けたい、住んでみたいと思う環境をつくるためには、生活環境の質や真の住み良さに応えるまちづくりが必要です。

そのため、身近な生活環境の整備・充実に努めるとともに、本町の特性を活かした住宅地の供給や町営住宅の改善・再編、本格的な少子高齢化社会に対応した高齢者福祉対策や子育て環境の充実、多様化するニーズやライフスタイルを受け止めた都市サービスの充実など、誰もが安心・快適に暮らしていくことのできる生活環境の一層の充実を図ることが必要です。

⑥　災害に負けない､住み続けることのできる安全･安心なまちづくりを進めること

本町は、地理的・地質的特性から度々の水害や土砂災害に悩まされてきた経緯があります。

近年では、東日本大震災以降、人々の安全・安心への意識は高まり、住民アンケート調査やまちづくり住民会議においても、多くの町民が自然災害や防災対策について高い関心を示しています。

本町では、近年の市街化の進行と農地の減少に伴う水害に対するリスクから、国と連携した河川防災ステーションの整備や内水氾濫対策などの水防対策を推進しています。

水害への備えを進める一方で、中山間集落地の土砂災害対策や緊急時の集落孤立等の回避、木造住宅が密集する市街地の防災性の向上など、総合的な防災・減災対策を進めるとともに、自助共助の地域の結束力を培い、地域に住み続けることのできる安全・安心なまちづくりを進めることが求められています。

⑦　地域コミュニティを維持し､参加と協働のまちづくりを進めること

地方分権化が進むとともに、地方自治体の役割、とりわけ、住民自らがまちづくりの役割を分担するなど、地域社会の役割が重要となります。また、これからのまちづくりは、多様な課題に多くの知恵と努力を結集させる、町民と行政の協働が必要不可欠となっています。

本町では、地域コミュニティの核である区や、ボランティア、NPO などが中心となった住民活動が盛んに行われています。また、本計画や第一次富士川町総合計画の策定においては、町民参加による策定手法を取り入れ、計画への住民意向の反映を行ってきました。

今後も、社会や都市が成熟化していくなかで、住民、事業者等、行政などがともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを進めることが求められています。

・鰍沢河岸跡付近からみる禹之瀬と富士川の流れ

第２章
富士川町の将来像

第２章　富士川町の将来像

■ 計画の体系

目標年次：平成 42 年度（2030 年）　将来人口：17,000 人

■まちの将来像

将来像

魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまち

まちづくりの目標

- **人・もの・コトがつながる交流を育むまちづくり**
- **自然と歴史文化が息づく郷土の誇りを継承するまちづくり**
- **安心・心豊かに住み続けるまちづくり**
- **支えあい、結びあい、高めあう元気なまちづくり**

まちの将来構造

コンパクトな市街地と、豊かな自然や美しい景観と調和した地域が連携し、一体感のあるまちの構造の形成を目指します

■分野別構想　ー分野別まちづくり方針ー

1. **土地利用の方針**　～都市と自然が共生する土地利用の方針～
2. **道路・交通まちづくり方針**　～人や地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針～
3. **観光交流・活性化・定住促進のまちづくり方針**　～交流と活力を創造するまちづくり方針～
4. **歴史文化と景観まちづくり方針**　～富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針～
5. **自然環境・水と緑のまちづくり方針**　～豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針～
6. **防災まちづくり方針**　～地域に住み続けられる防災まちづくり方針～
7. **生活環境・福祉のまちづくり方針**　～安心・快適な暮らしの環境づくり方針～

■地域別構想　ー地域別まちづくり方針ー

1. **都市・田園地域**
2. **平林・穂積地域**
3. **中部・五開地域**

■計画の実現に向けて

町民・事業者・行政などの協働によるまちづくりの推進

町民を主体として、事業者や行政などのそれぞれの役割と責任により、富士川町の将来のまちの姿を共有しながら、知恵と創意工夫を結集する協働によるまちづくりを進めます

１．まちの将来像と目標

「第一次富士川町総合計画」（平成 24 年３月）における、富士川町の将来像を踏まえ、住民アンケート調査やまちづくり住民会議の意見を参考に、次のようなまちづくりの将来像と目標を設定しました。

■富士川町の将来像

※「第一次富士川町総合計画」における将来像

暮らしと自然が輝く　交流のまち

～“生涯”快適に暮らせるまちを目指して～

■まちの将来像

魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまち

本町は、駿信往還と駿州往還の追分・宿場、富士川舟運の河岸として古くから栄え、多くの人、物、文化、風習が行き交う拠点としての役割を担ってきました。また、南アルプスに連なる山々や大小の河川が合流する豊かな自然と美しい景観に恵まれ、山塊に包まれた里山集落や良好な丘陵地から扇状地に展開する田園風景、雄大な河川に沿う都市的な空間が調和する中に、数多くの観光資源や歴史・文化資産が潜在する固有の魅力を擁したまちです。

長い歴史と営みの中で培われた本町の誇るこれらの財産を損なうことなく、次代に継承していくことは、今を生きる私たちにとってとても大切なことです。

本町が歩んできた歴史的経緯や大切に守られてきた本町が誇る魅力を再認識し、時代の変化を見すえながらまちづくりに活かすとともに、富士川町に住み続けることへの誇りを培いながら、真の豊かさと多くの交流を育む、心豊かに住み続けるまちづくりを目指します。

■まちづくりの目標

●人・もの・コトがつながる交流を育むまちづくり

本町の魅力資源に磨きをかけ質を高めるとともに、往年の舟運のように広域交通の要衝等を活かし、様々な人やもの（資源）、コト（活動）が相乗効果で連携し、賑わいや交流を育む魅力あるまちづくりを目指します。

●自然と歴史文化が息づく郷土の誇りを継承するまちづくり

豊かな自然と先人たちに培われた歴史文化資源は本町の大切な財産です。これらを大切に守り・育むとともに、この恵みを享受する多くの人と関わり合いながら、郷土の誇りを継承し、活かすまちづくりを目指します。

●安心・心豊かに住み続けるまちづくり

身近な生活基盤の充実や快適な環境づくり、安心・安全なまちづくりなどを進め、子どもからお年寄りまで誰もがふるさとに住み続けることを楽しみ、誇りに思うことのできる、心豊かな暮らしを大切にしたまちづくりを目指します。

●支えあい、結びあい、高めあう元気なまちづくり

本町は舂米学校にみられるように、古くから地域をあげて学び合う風土が根付いており、地域コミュニティや結びつきも深い地域です。この気風を活かし、ともに手をたずさえ、支え合い、高め合う地域づくりやまちづくりを目指します。

２．まちの将来構造

（１）富士川町の地域構造

本町の地形構造は、町の西側を南北に連なる巨摩山地、町の東端を南流する富士川を大骨格として、巨摩山地から利根川、戸川、畔沢川、大柳川などの小河川が富士川に向かって流れ、谷筋を形成しています。町の北西部は甲府盆地の最南端にあたり、扇状地・平地が広がっています。

こうした地形構造に即し、本町の土地利用圏域は、北西部の扇状地・平地に展開する「都市田園圏域」、里山の中の緩傾斜地に農地と集落が点在する「里山農山村圏域」、櫛形山、源氏山、富士見山と連なる巨摩山地の「山地森林圏域」の大きく３つの圏域により構成されています。

また、都市域は人口の約９割が集中する「都市田園圏域」にコンパクトに集約されており、ここから国道 52 号沿いの広域的な幹線軸と、町内三筋（平林筋、穂積筋、五開筋）が伸び、里山に点在する町内の農山村集落を放射状につないでいます。

■富士川町の地域構造

（２）まちの将来構造の方針

本町の地域構造を踏まえ、まちの将来構造は次のような方針に基づいて設定します。

■基本的な考え方

コンパクトな市街地と、豊かな自然や美しい景観と調和した地域が連携し、一体感のあるまちの構造の形成を目指します

本町の将来構造は、市街地を町北西部の扇状地・平地部にコンパクトに集約し、豊かな自然と長い歴史、人々の営みの中で形づくられてきた地域構造を継承していくことを基本に、多様なまちの拠点や各地域が連携し、周辺都市も含め有機的にネットワークされた、一体感のあるまちの構造の形成を目指します。

■将来構造の形成方針

まちの拠点

① 中心市街地をはじめ、まちの活力と個性を高める多彩な拠点づくりを進めます。

公共公益施設、商業・業務施設、観光・文化施設などの各種都市機能の集積する地区は、本町の中心市街地として、機能強化と魅力の向上を図ります。

地域の主要施設周辺など、古くから地域の中心となっているところなどは、生活サービス機能の強化や地域特性を活かした魅力ある交流拠点づくりを進めるなど、地域拠点として形成を図ります。

現在、道の駅などの基盤整備が進められている増穂 IC 周辺は、観光・産業・防災などまちの活力向上に寄与する新たな交流活性化拠点としての形成を図ります。

その他、多様な地域資源を活用し、それぞれが独立したものではなく、相互に連携する多核ネットワーク型の構築を図り、富士川町らしい「人・もの・コト」がつながる多彩な拠点づくりを進め、まちの活力と個性を高めていきます。

まちの交流軸･骨格道路網

② 広域的な交通体系の確立とともに、周辺都市や町内三筋･地域間の交流･連携を支える骨格的な道路交通網の機能強化と、特色ある交流軸の形成を目指します。

中部横断自動車道の整備促進による広域的な交通体系の確立とともに、周辺都市や町内三筋・地域間を結ぶ主要な骨格道路網の機能充実を図り、まちの活力の向上と地域連携・交流を強化します。

そのため、交流とまちの活性化を促すまちの賑わい交流軸や、本町と周辺都市との連携を担う都市交流軸、特色ある観光やレクリエーション機能を担う観光レクリエーション軸の他、市街地の緑や各拠点を回遊する緑の風景回廊、町内三筋や中山間地域を有機的に結ぶ中山間地域連携軸など、町民の暮らしの向上と交流を育み、まちの魅力を高める交流軸の形成を図ります。

土地利用エリア

③ 豊かで美しい自然や景観と調和し、地域特性を活かした土地利用エリアの形成を目指します。

本町の地形構造や土地利用の特性から大きく４つの土地利用エリアに区分し、地域の特性にふさわしい土地利用の形成を図ります。

都市田園圏域においては市街地をコンパクトに集約し、「市街地エリア」と「田園環境共生エリア」を設定します。また、里山農山村圏域と山地森林圏域については、豊かで美しい自然環境や景観と共生し、心豊かに住み続けることのできるよう、日常的な暮らしの営みがある「農山村エリア」と森林に覆われている「森林山地エリア」を設定します。

（３）将来構造の設定

将来構造の基本的な考え方や方針に基づき、本町の将来構造を次のように設定します。

■将来構造の設定

まちの拠点

■中心市街地　～行政や商業・業務、観光機能など各種都市機能が集積するまちの中心となる市街地
- 国道 52 号周辺に形成された青柳・鰍沢の市街地

■地域生活拠点　～生活サービス機能が集約し身近な交流機能を担う地域の中心となる拠点
- 平林、小室、五開地区の主要施設周辺、鰍沢口駅および山王土地区画整理事業地区周辺

■文化拠点　～町民の文化活動や交流を高める拠点
- 文化ホール、民俗資料館周辺

■観光交流拠点　～町民と来訪者等の交流を促し観光活性化の推進を担う拠点
- 道の駅富士川、あおやぎ宿活性館・追分館、(仮称)まちの駅・シビック広場、交流センター塩の華、平林交流の里みさき耕舎、増穂ふるさと自然塾、ゆずの里ふれあいセンター、つくたべかん　など

■緑の拠点　～町民や来訪者等の憩い・レクリエーション活動の場となる主要な都市公園・緑地
- 大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、富士川ふれあいスポーツ広場、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園　など

■自然レクリエーション拠点　～自然とのふれあいと観光レクリエーション機能を担う拠点
- 大柳川渓谷周辺、戸川渓谷周辺、水辺プラザ、櫛形山周辺、源氏山・大峠山周辺　など

■産業拠点　～産業基盤整備の推進と企業誘致の促進を図る拠点
- 小林工業団地周辺

■新たな交流活性化拠点　～観光交流・産業・防災などまちの活性化を担い新たな都市機能を誘導する拠点
- 中部横断自動車道増穂 IC 周辺

まちの交流軸

■広域連携軸　～本町と他都市間の広域的な連携を強化し都市活動の骨格となる軸
- 国道 52 号（甲西道路分岐以南）、甲西道路、国道 140 号

■まちの賑わい交流軸　～中心市街地周辺の賑わいと町民・来訪者等の交流を促し活性化の推進を担う軸
- 国道 52 号沿道の中心商店街、（都）青柳横通り線、（都）大椚大久保線　など

■都市交流軸　～本町と周辺都市との連携・交流を担う軸
- 国道 52 号（利根川以北）、（都）青柳長沢線、（主）市川三郷富士川線、富士川西部広域農道（ウエスタンライン）、町道戸川添１号線　など

■主要な観光レクリエーション軸　～観光やレクリエーション機能を担う軸
- 県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線、丸山林道　など

■緑の風景回廊　～市街地の緑、親水空間、主要な拠点等をネットワークする良好な風景を体験できる回遊軸
- 桜回廊（大法師公園～殿原スポーツ公園～森林総合研究所～眷米の棚田～利根川公園）、水辺回廊（利根川公園～利根川沿い～富士川沿い～大法師公園）　など

■中山間地域連携軸　～防災機能や観光活性化等に資する中山間地域の連携や交流を担う軸
- 町内三筋の県道、平林・穂積・十谷を結ぶ林道　など

■水と緑の軸　～自然骨格軸
- 富士川、利根川、戸川、大柳川、畔沢川　など

骨格道路網

■高規格道路　・中部横断自動車道

■広域幹線道路　・甲西道路、国道 140 号、国道 52 号（甲西道路分岐以南）

■主要幹線道路　・国道 52 号（甲西道路分岐以北）、（主）富士川南アルプス線

■幹線道路・地域幹線道路
- （都）青柳長沢線、（都）金手小林線、（都）甲西増穂線、（都）大椚大久保線、（都）青柳横通り線、（都）昌福寺横通り線、富士川西部広域農道（ウエスタンライン）、県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線、（主）市川三郷富士川線　など

■主要交通拠点　・増穂 IC 周辺、道の駅富士川周辺、JR 身延線鰍沢口駅周辺

土地利用エリア

■市街地エリア
- 用途地域および鰍沢の市街地

■田園環境共生エリア
- 山麓の扇状地の展開する田園集落地

■農山村エリア
- 平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷等の中山間地域の農山村

■森林山地エリア
- 町域の約８割を占める森林、山地

■富士川町の将来構造

南アルプス市
早川町
身延町
市川三郷町
増穂 IC
鰍沢口駅
（仮称）六郷 IC
国道52号
国道140号
中部横断自動車道
利根川
戸川
戸川渓谷
大柳川
大柳川渓谷
大柳川渓流公園
大柳川ゆすらぎ水辺公園
不動滝親水公園
交流センター
道の駅
富士川
笛吹川
丸山
八町山
大峠山
源氏山
御殿山
富士見山
N
凡　例
まちの拠点
中心市街地
町役場・合同庁舎
地域生活拠点
文化拠点
観光交流拠点
緑の拠点
自然ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ拠点
産業拠点
新たな交流活性化拠点
まちの交流軸
広域連携軸
まちの賑わい交流軸
都市交流軸
主要な観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ軸
緑の風景回廊
中山間地域連携軸
自然骨格軸
水と緑の軸
山
骨格道路網
高規格道路
広域幹線道路
主要幹線道路
幹線道路・
地域幹線道路
主要交通拠点
リニア中央新幹線ルート
（高架橋・トンネル）
土地利用エリア
市街地エリア
田園環境共生エリア
農山村エリア
森林山地エリア

■富士川町の将来構造（都市田園圏域）

第３章
分野別まちづくり方針

第３章　分野別まちづくり方針

■ 分野別まちづくり方針について

■分野別まちづくり方針の考え方

分野別まちづくり方針は、富士川町の将来像やまちづくりの目標を実現するため、まちづくりを構成する主な分野を次に示す７つの分野に分け、体系的にまちづくりの方向性を示します。

■分野別まちづくり方針の構成

分野別まちづくり方針

１．都市と自然が共生する土地利用の方針　【土地利用】
豊かで美しい自然や景観と調和し、地域の特性に応じた計画的な土地利用の方向を示します。

２．人や地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針　【道路・交通】
幹線道路網の強化や公共交通の利便性の向上、身近な生活道路整備など、都市と地域を結び、多くの人が行き交う安全で快適な交通環境づくりの方向を示します。

３．交流と活力を創造するまちづくり方針　【観光交流・活性化・定住促進】
恵まれた豊かな環境や地域資源を活かした観光振興、中心市街地の再生、地域産業の活性化など、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりの方向を示します。

４．富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針　【歴史文化と景観】
富士川町固有の歴史文化や人々の営みに培われた美しい風景を大切に守り・活かし、ふるさとの愛着と誇りを次代へ受け継ぐまちづくりの方向を示します。

５．豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針　【自然環境・水と緑】
豊かな自然を守り・育てるとともに郷土の自然とのふれあいや交流を育み、花と緑に彩られた潤いあるまちづくりの方向を示します。

６．地域に住み続けられる防災まちづくり方針　【防　災】
水害や地震などの災害から町民の生命と財産を守り、地域に住み続けられる防災まちづくりの方向を示します。

７．安心・快適な暮らしの環境づくり方針　【生活環境・福祉】
人や環境にやさしく、高齢者や子どもたちなど誰もが快適に、安心して暮らすことのできる、身近な暮らしの環境づくりの方向を示します。

■分野別まちづくり方針の内容について

分野別まちづくり方針は、大きく次の３つの内容を示しています。

(1) 基本方針
基本的な考え方と施策の体系を示します。

(2) まちづくり方針
個々の施策についてのまちづくり方針を示します。

(3) まちづくり方針図
まちづくり方針を図面でわかりやすく示します。

〈参考〉主な住民意向
・各分野に関わる主な住民意向を整理しています。

注）＊各分野はそれぞれ密接に関連しあっているので、施策内容が複数の分野に重複している場合がありますが、一つ一つの施策が独立してわかるようにするため、必要な施策はすべて記載しています。

１．都市と自然が共生する土地利用の方針

土地利用

（１）基本方針

▶豊かで美しい自然や景観と調和し、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

富士川町は、約８割が森林で占められており、北東部の扇状地や低地に市街地が集約され、町全体がコンパクトで緑と潤い豊かな田園都市となっています。

本町の土地利用の特性や課題を踏まえ、これまで築き上げてきた富士川町らしさを損なうことのないよう、豊かな自然環境や美しい景観と調和し、培われた歴史文化を尊重する、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

リニア中央新幹線については、本町の市街地周辺を縦断することから、高架構造物による地域の分断や生活環境への影響、沿線土地利用への影響等を考慮して、計画的な土地利用や地域づくりに取り組んでいきます。

・新利根川付近からみる大久保・天神中條

■土地利用方針の体系

市街地エリア

1）中心市街地の活力と魅力を高め、市街地の特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図ります。

- ①用途地域の見直し
- ②中心市街地のまちづくりの推進
- ③魅力ある多様なまちの拠点の育成
- ④自然環境と調和した計画的な市街地整備の推進
- ⑤既存市街地の環境改善と良好な市街地の形成

田園環境共生・農山村エリア

2）農地や里山を守り、地域特性に応じた良好な集落環境を育む土地利用を進めます。

- ①農地の保全と活用
- ②一定のルールに基づく郊外地域の適正な土地利用の誘導
- ③魅力ある地域の拠点の形成
- ④良好な自然と共生する集落環境の維持・改善
- ⑤中山間地域の過疎対策の促進

森林山地エリア

3）美しい自然や景観を維持・保全し、ふれあいを育む多様な活用を図ります。

- ①自然公園等の保全
- ②潤いある河川や渓谷などの水辺の保全と活用
- ③豊かな森林資源の保全と活用

（２）都市と自然が共生する土地利用の方針

市街地エリア

１）中心市街地の活力と魅力を高め、市街地の特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図ります。

　中心市街地の活性化と再生は、本町の重要な課題の一つです。
　現在の用途地域については計画的な市街地整備の促進を図るとともに、既成市街地が形成されている鰍沢地区の新たな用途地域の見直し*を検討します。さらに、舟運の歴史文化を尊重しつつ、長期的な発展を見定めた市街地の適正な土地利用の誘導により、本町の顔にふさわしい活気と魅力ある、豊かな自然と調和したコンパクトな中心市街地の形成を図ります。

基本方針	施策の方針
①用途地域の見直し	**■今後の市街地整備に併せた用途地域の見直し** ○「甲府盆地７都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、施設の集積が高く、建物用途の整序が求められる鰍沢地区既成市街地における用途地域の指定検討と計画的な土地利用の誘導
②中心市街地のまちづくりの推進	**■中心市街地の整備･活性化の促進** ○中部横断自動車道増穂 IC 周辺のターミナル機能の強化(交通基盤整備、アクセス道路の整備、まちなみ景観の誘導等) ○都市再生整備計画事業の有効活用（道の駅の整備、土地区画整理事業の推進、町営住宅の有効活用、多目的広場・ポケットパークの整備等） ○富士川舟運の歴史文化を象徴するまちなみ景観の誘導 ○国道 52 号（市街地区間）の生活道路化に伴う沿道のまちなみ誘導 ○都市計画道路の未整備区間の整備促進（大椚大久保線、青柳長沢線等） **■青柳･鰍沢など既存商店街の魅力づくりと活性化** ○観光拠点と連携した中心商店街活性化事業の推進 ○既存商店街の環境整備（商店街のまちなみ誘導、道路・歩道整備、まちかど・サイン整備等） ○店舗立地の促進、空き店舗・空地の有効活用、創業支援・後継者育成など商工会への支援等 **■「(仮称)富士川町中心市街地活性化基本計画」の策定検討**
③魅力ある多様なまちの拠点の育成	**■新たな交流活性化拠点の形成** ○増穂 IC 周辺の環境と調和した適正な土地利用の誘導と魅力の向上による新たな交流活性化拠点の形成（産業、観光、防災等に資する都市機能の誘導ゾーン） **■地域生活拠点の計画的なまちづくりの推進** ○鰍沢口駅および山王土地区画整理事業地区周辺の計画的なまちづくりの推進（新たな住宅地整備、鰍沢口駅の交通結節機能の充実、生活サービス施設の機能充実等） **■産業拠点の育成** ○産業基盤整備の推進、小林工業団地等の企業誘致の促進 **■観光交流拠点の形成** ○観光交流拠点の機能強化・魅力の向上（道の駅富士川、あおやぎ宿活性館・追分館、（仮称）まちの駅・シビック広場） **■自然レクリエーション拠点の形成** ○自然や水辺とのふれあいの場、レクリエーション機能の向上（増穂水辺プラザ周辺、鰍沢水辺プラザ周辺） **■文化拠点の形成** ○町民の文化・交流を高める拠点の機能充実と魅力の向上（民俗資料館周辺、ますほ文化ホール周辺） **■緑の拠点の形成** ○水と緑の拠点機能の充実と魅力の向上（富士川ふれあいスポーツ広場）

注）*用途地域の見直し検討についての詳細は「第５章　計画の実現に向けて」を参照下さい。

<table>
<tr><th>基本方針</th><th>施策の方針</th></tr>
<tr><td>④自然環境と調和した計画的な市街地整備の推進</td><td>■東部地域開発整備の推進
〇道の駅富士川の整備、アクセス道路等の交通基盤整備、河川防災ステーションの整備等
■シビックコア整備事業の推進
〇商業・住宅・公益サービス機能等が集約した都市活動拠点の整備（国の支援制度を活用した国・県等の行政施設の集約・再配置、（仮称）まちの駅・シビック広場の整備、道路整備等）
■土地区画整理事業の推進
〇市川三郷町と連携した山王土地区画整理事業の推進
〇新たな土地区画整理事業の検討（増穂 IC 周辺、新田町、増穂小学校西側等）
■鰍沢口駅周辺整備の推進
〇土地区画整理事業と連動した駅前広場の整備、アクセス道路の整備等
■その他の市街地整備の検討
〇増穂 IC 周辺における、周辺環境に配慮した、一定のルールに基づく計画的な土地利用による大型店舗等の立地誘導、地区計画等を活用した誘導型まちづくりの推進
〇公有地を活用した多目的広場の整備推進（舟運の歴史文化や親水空間と連携した観光交流機能の強化、一年を通して山車を見学できる山車保存庫の整備等）
〇市街地（用途地域）の空き地など低未利用地の計画的な宅地化の促進
〇国の支援制度の活用や、「富士川町土地開発事業の適性化に関する条例」に基づく適正な市街地整備の促進
■地区計画の活用
〇山王地区土地区画整理事業地区および新たな市街地整備予定地区に対する地区計画の導入検討
■定住促進に向けた支援策の充実
〇公有地を活用した住宅地や町営住宅活用による新たな住宅供給の検討
〇空き家バンク制度の活用による定住促進
■国土利用計画の策定と地籍調査事業の推進</td></tr>
<tr><td>⑤既存市街地の環境改善と良好な市街地の形成</td><td>■良好な住宅地の形成
〇木造密集地域の狭あい道路の改善（「建築行為等*に係る後退道路用地に関する指導要綱」の活用）、建物の不燃化・建替え促進、建替え困難箇所の改善、公園・広場等のオープンスペースの確保
〇既存住宅地の生活道路や下水道等の生活基盤整備、住環境の改善
〇まちなか居住の促進（医療・福祉機能の充実、建替え・共同化等の生活基盤整備等）
〇低未利用地の計画的な整備促進、空き家バンク制度の有効活用
■企業誘致の促進･工業用地の基盤整備の推進
〇企業立地促進事業に基づく優良企業の誘致促進、富士川町産業立地事業費助成制度の活用
■宅地化が進む市街地周辺の基盤整備の推進､計画的な土地利用の誘導
〇優良農地の保全、地域特性を考慮した計画的な宅地化の誘導
■既成市街地内における介在農地の計画的な誘導
〇優良農地の計画的な維持・保全、農業基盤整備の推進、宅地化が進む農地の適切な土地利用の誘導</td></tr>
</table>

注）*建築行為等：建築物や工作物を新築、増築、改築または移転することをいいます。

田園環境共生・農山村エリア

2）農地や里山を守り、地域特性に応じた良好な集落環境を育む土地利用を進めます。

緩やかな丘陵地や山麓の農地と集落地、森林に包まれた素朴な山里と山間農村集落地など、本町は豊かな自然環境や美しい農の風景と共生する暮らしが見られます。

この穏やかな暮らしを損なうことのないよう、田園環境居住エリアについては、適正な土地利用誘導や居住環境整備を図り、農山村エリアとともに、農地の計画的な保全、集落地の住環境の改善など、地域の特性に応じた良好な集落環境の形成を図ります。

また、リニア中央新幹線整備に伴う土地利用や地域づくりについては、沿線の適正な土地利用誘導策や地域づくりを充分検討し、関係各機関との調整を図っていきます。

基本方針	施策の方針
①農地の保全と活用	**■優良農地の保全** ○「富士川町農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の計画的な維持・保全 ○基盤未整備な優良農地に対する農業基盤整備の推進 ○農地の集約化、農業の６次産業化の検討 **■遊休農地の有効利用の促進** ○遊休農地の実態を踏まえた計画的な改善策の推進 ○「遊休農地活用事業」に基づく農地の活用に向けた取り組みの推進（景観緑地の苗木補助等） ○「中山間直接支払制度」に基づく農地の保全と維持管理の推進、遊休農地の解消（平林、小室、髙下、畚米、鳥屋、柳川等） ○景観緑地・市民農園・観光農園の活用、サポート付体験農園、クラインガルテン住宅等の検討 ○農業に対する継続的な支援（「農地バンク制度」による営農希望者への斡旋、特定法人貸し付け事業等の検討、認定農業者など農業の担い手育成支援等）
②一定のルールに基づく郊外地域の適正な土地利用の誘導	**■地域特性に応じた適正な土地利用の誘導** ○無秩序な開発の抑制と周辺環境と調和した適正な土地利用の誘導（市街化が進む（都）青柳横通り線、（都）大椚大久保線周辺等） **■土地利用ガイドライン・土地利用条例等に基づく適正な土地利用の誘導** ○一定のルールに基づく優良農地の保全と宅地化の防止、計画的な宅地化の誘導（既成市街地縁辺部の宅地化圧力の高い転用可能な農地等） **■下水道区域内にある郊外住宅地の下水道等の基盤整備の推進** **■郊外地域の計画的なまちづくりの検討**
③魅力ある地域の拠点の形成	**■地域生活拠点の形成** ○個性と魅力ある地域生活拠点の形成（古くから地域の生活や行政・文化コミュニティの中心となっている平林、小室、五開の主要施設周辺） **■観光交流拠点の形成** ○観光交流拠点の機能強化・魅力の向上（交流センター塩の華、ゆずの里ふれあいセンター、増穂ふるさと自然塾、平林交流の里みさき耕舎、つくたべかん） **■自然レクリエーション拠点の形成** ○自然や水辺とのふれあいの場、レクリエーション機能の向上（大柳川渓谷周辺、戸川渓谷周辺、櫛形山周辺、源氏山・大峠山周辺） **■緑の拠点の形成** ○水と緑の拠点機能の充実と魅力の向上（大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園）

基本方針	施策の方針
④良好な自然と共生する集落環境の維持・改善	**■既存住宅地や集落地の生活環境の改善・向上** 〇既存住宅地や中山間地域の集落地の生活環境整備の推進（生活道路や排水施設、公園・広場、コミュニティ施設整備等） 〇「農村振興総合整備事業」（最勝寺、大久保、畚米、小林）、「中山間地域総合整備事業」（平林、小室、髙下、柳川）等の推進 **■美しい農山村・里山の維持・保全** 〇森林の適正な維持管理、「富士川町景観計画」や「（仮称）富士川町景観条例」の活用による里山景観の維持・保全 〇里山ツーリズムなど自然とのふれあいの場としての里山の活用
⑤中山間地域の過疎対策の推進	**■過疎対策に向けた住環境整備の促進** 〇遊休農地の有効活用、一人暮らし高齢者の生活をサポートするまちなか居住の促進等 〇町営住宅の有効活用、空き家バンク制度を活用した空き家情報の提供（空き家の実態調査、調査結果の情報化）、移住・田舎暮らしの促進等 **■都市と農村の交流促進** 〇グリーンツーリズム、エコツーリズムなど都市住民との交流促進

森林山地エリア

３）美しい自然や景観を維持・保全し、ふれあいを育む多様な活用を図ります。

本町は、森林が約８割を占め、西側一帯は「県立南アルプス巨摩自然公園区域」に指定されています。また、富士川をはじめ、いく筋もの支流、渓谷等の潤いある水辺環境など、豊かな自然は永きに渡り受け継がれてきた本町の貴重な財産です。これらを大切に守り・維持するとともに、レクリエーションや自然とのふれあいの場として積極的な活用を図ります。

基本方針	施策の方針
①自然公園等の保全	**■県立南アルプス巨摩自然公園区域等の保全とレクリエーション活用の推進** 〇櫛形山、丸山、御殿山周辺の自然公園区域の環境保全、区域の指定継続 〇自然環境保全地域の保全とレクリエーション活用（戸川渓谷景観保存地区、利根川自然造成地区）
②潤いある河川や渓谷などの水辺の保全と活用	**■河川・渓谷の水辺環境の保全** 〇水質保全管理体制の強化、生態系の保全等 **■河川改修と連携した河川緑地・親水空間の整備** 〇富士川舟運等の本町の個性を活かした親水スポットの整備 **■親水公園等のレクリエーション活用の充実**
③豊かな森林資源の保全と活用	**■「（仮称）富士川町森林整備計画」の策定による森林の保全と適正な維持管理の推進** 〇風土に適した樹種の育成、植林地の適正な維持管理など **■森林資源の有効活用** 〇レクリエーション活用の推進（森林セラピー、エコツーリズム等） 〇トレイルラン・トレッキングコース、登山道の充実等

（３）土地利用の配置方針

本町の土地利用は、次のような区分で、地域特性に応じたコンパクトでバランスある配置を図ります。

■土地利用の配置方針

区　分		土地利用の考え方	対象地域
住居系	**住宅市街地ゾーン**	用途地域と、鰍沢の既成市街地で、住宅地の基盤整備、住環境改善などにより、豊かな自然環境と共生する、地域の特性に応じた良好な住宅市街地の形成を図ります。	・用途地域と鰍沢の既成市街地 ・市街地整備地区
	田園居住ゾーン	市街地周辺の無秩序な宅地化の抑制と、自然環境や農地の保全と併せた住環境の改善整備により、農地と住宅地が共存する良好な住宅地・集落地の形成を図ります。	・用途地域周辺や鰍沢の既成市街地周辺の住宅地、集落地
	農業集落地ゾーン	富士川沿いや中山間地域の農村集落地で、農地の保全と併せた集落環境の改善整備、農村景観の維持向上により、豊かな自然環境と調和した、地域の特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。	・富士川沿い、山麓から中山間地域に点在する集落地
商業・産業系	**商業地ゾーン**	本町の中心商業地で、増穂 IC 周辺の交通拠点機能の強化、観光・交流・文化の新たな都市機能の誘導、また、既存商店街と共生する計画的な市街地整備や歴史文化を象徴するまちなみ景観の誘導を図り、本町の顔にふさわしい活力と賑わいある商業地を形成します。 また、大型店舗の立地に際しては、既存商店街との共生、周辺環境に配慮した一定のルールに基づく計画的な土地利用とまちなみ誘導を図ります。	・増穂 IC 周辺、国道 52 号・(都)青柳横通り線沿道の既存商業業務集積地、道の駅に近接した(都)青柳長沢線沿道の商業地
	沿道サービスゾーン	国道 52 号など主要幹線道路の沿道で、住宅をはじめ、身近な店舗・サービス施設、観光交流施設等の立地促進と計画的なまちなみ誘導により、地域の特性に応じた、生活利便性の高い複合的な土地利用の形成を図ります。	・国道 52 号、(都)青柳横通り線、大椚大久保線、(主)富士川南アルプス線等の主要幹線道路の沿道
	主要工業地ゾーン	工業団地を中心とした工業集積地で、地域産業の育成に向けた企業誘致の促進とこれらを支える環境づくりを進め、産業拠点としての機能強化を図ります。	・小林工業団地、戸川周辺の既存工業地
自然系	**農地保全ゾーン**	農業振興地域整備計画との整合を図りながら、優良農地の保全と農業基盤整備を推進するとともに、耕作放棄地や遊休農地の有効活用を図ります。	・一団の農用地区域
	里山森林ゾーン	本町の西側一帯を占める里山森林ゾーンで、良好な自然環境と景観の維持・保全とともに、森林資源の自然とのふれあいの場としての活用など、積極的なレクリエーション活用を図ります。	・県立南アルプス巨摩自然公園区域、県有林、保安林、地域計画対象民有林等
	自然レクリエーションゾーン	町民の交流・憩いの場、レクリエーション利用の場として、自然環境や景観に配慮しながら、レクリエーション機能の充実と魅力の向上を図ります。	・富士川の親水空間、櫛形山、源氏山・大峠山、戸川渓谷、大柳川渓谷周辺
	水辺活用ゾーン	富士川の堤外地となる河川敷および増穂 IC 周辺については、治水安全性の確保など防災性の向上を図るとともに、親水空間の整備など良好な水辺活用ゾーンの形成を図ります。	・富士川の堤外地となる河川敷および増穂 IC 周辺
拠点系	**地域拠点（都市機能の集積促進ゾーン）**	山梨県都市計画区域マスタープランにおいて、都市機能を集約化したコンパクトな都市の形成を図る、広域圏域の一翼を担う地域拠点として位置づけられています。今後、用途地域の変更に伴い見直しも考えられます。	・主として現行用途地域
	行政文化拠点ゾーン	主要な行政・文化機能が集積するところで、機能の充実とともに、本町の顔となる魅力的な行政文化ゾーンの形成を図ります。	・町役場・町民会館周辺、シビックコア周辺
	地域生活拠点	地域の生活の中心となっているところで、文化コミュニティ施設や生活サービス機能の充実と魅力の向上を図り、利便性の高い地域生活拠点の形成を図ります。	・平林、小室、五開の主要施設周辺、鰍沢口駅および山王土地区画整理事業地区周辺
	新たな交流活性化拠点	広域交通の玄関口と交通結節性を活かし、産業、観光、防災など複合的な機能を有し、周辺環境と調和した適正な土地利用の誘導による、まちの活力向上と活性化を担う新たな交流活性化拠点の形成を図ります。	・増穂 IC 周辺および道の駅富士川周辺
施設系	**主要公共施設**	行政文化交流施設や学校等の主要な公共施設	
	主要な公園緑地	大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、水辺プラザ、富士川ふれあいスポーツ広場、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園等	

■土地利用の方針図（富士川町全体）

■土地利用の方針図（都市田園圏域）

〈参考〉土地利用方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- まちの拡大を抑制する計画的な土地利用（土地利用の再編、宅地と優良農地の混在の解消）
- 増穂 IC 周辺開発の推進（東部地域開発、道の駅）
- 旧鰍沢病院跡地の有効利用（住民活用施設等）
- 密集市街地の改善
- 商店街の活性化
- 幹線道路沿道の優良農地の保全
- 遊休農地の有効活用（農地の集約化、法人化、遊休農地管理団体の創設、耕地整理による農地の整形化、農地の共有化、貸与）
- 農業が成り立つ仕組みづくり（新たな農住の仕組み、移住希望者・新規就農者の確保、遊休農地の活用（サポート付体験農園など））
- 空き家、空き店舗の活用（移住の受け皿づくり、交流施設整備等）
- 空き家対策（空き家のデータベース化、所有者との協議、移住者の田舎暮らしの促進等）
- 空き家バンク制度の運用（都市間連携、NA 穂積の活用等）
- 中山間地域の特徴を活かした住宅地整備、協働による移住・定住の仕組みづくり（自然環境等の特性を活用した宅地整備、民間と連携した小規模な住宅地整備、空き家を活用した新たな住まいと仕組みづくり、補助事業や「中山間地等直接支払制度」等の活用等）
- 里山の保全
- 限界集落対策　など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- 住宅地や集落地の住環境の向上、空き家・空き地対策などの住環境の改善
- 遊休農地などの有効活用
- 中部横断自動車道増穂 IC 周辺の計画的な土地利用の推進　など

■第１次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会　ー地域の課題・解決策ー

- 空き家・空き店舗の利活用推進

■地区実行計画

- 住民意向を反映した東部地域開発整備の推進
- 企業誘致
- 若者定住に向けた集合住宅整備
- 遊休農地の有効活用
- 空き店舗の有効活用（コミュニティの場づくり、イベント開催等）
- 空き家を活用した移住・定住の促進
- 空き家バンク制度の創設、空き家の実態調査　など

２．人や地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針　道路・交通

（1）基本方針

▶幹線道路網の強化や公共交通の利便性の向上、身近な生活道路整備など、都市と地域を結び、多くの人が行き交う安全で快適な交通環境づくりを進めます。

道路や鉄道は、周辺都市や地域間を連絡し、私たちの暮らしや産業・活性化・交流・防災などにおいて、重要な役割を果たしている都市施設です。

富士川町は、中部横断自動車道増穂 IC や甲西道路が整備され、国道 52 号が通るなど、広域的なアクセスに恵まれています。

まちづくり住民会議では、道路整備は、活性化、防災、住環境、福祉などあらゆる分野の骨組みを成すものであり、地域づくりでも重視すべきものとして提案されました。

今後も、景観や環境に配慮しつつ、主要幹線道路網の強化や公共交通の利便性の向上、暮らしの道づくりを進め、都市と地域結び、多くの人が行き交う、活力と安心・快適な暮らしを支える道づくりを推進します。

・国道 52 号（鰍沢市街地）

■道路・交通まちづくり方針の体系

1）地域間や周辺都市を結ぶ、主要な幹線道路網の強化を図ります。
- ①広域幹線道路の整備促進と機能強化
- ②市街地周辺の主要な幹線道路網の整備・機能強化
- ③都市計画道路網の再編、整備の推進
- ④中山間地域の幹線道路の機能強化と魅力づくり
- ⑤幹線道路網整備計画の検討

2）主要な交通拠点の機能強化とバスなどの公共交通の利便性を高めます。
- ①主要な交通拠点の機能強化と魅力づくり
- ②公共交通の利便性の向上
- ③リニア中央新幹線計画に伴う道路網の見直し検討

3）安全で快適な暮らしの道づくりと交通環境の向上を図ります。
- ①主要な生活道路の改善・整備
- ②景観や環境に配慮した安心・快適な道づくり
- ③交通安全対策の充実
- ④道路の美化と維持管理の促進

（２）人や地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針

１）地域間や周辺都市を結ぶ、主要な幹線道路網の強化を図ります。

本町の活性化に寄与する広域的な交通アクセスの強化、周辺都市や地域間の連携強化と交流の促進、観光活性化や防災、福祉等にも大きく関連する交通利便性の一層の向上を図るため、本町の骨格を形成する幹線道路網の適切な配置と機能強化を図り、体系的な幹線道路ネットワークの確立を図ります。

特に、市街地や中山間地域を結ぶ道路や東西方向の幹線道路網の機能強化により、市街地と地域間の連携を高め、一体感のある都市づくりを目指します。また、町内道路網や道路整備の構築にあたっては、市街地や集落の暮らし、地域コミュニティの分断や良好な環境を損なうことのないよう充分に配慮します。

基本方針	施策の方針
①広域幹線道路の整備促進と機能強化	**■中部横断自動車道の整備促進** ○本町の交通網、観光・交流、産業等に寄与する中部横断自動車道の全線開通に向けた整備促進 ○中部横断自動車道下りパーキングエリアの整備促進 **■広域的な交通アクセス道路の機能強化** ○リニア中央新幹線計画に伴う中間駅への体系的なアクセス道路の確立
②市街地周辺の主要な幹線道路網の整備･機能強化	**■増穂 IC 周辺の幹線道路網の整備と機能強化の推進** ○広域交通の結節点となる増穂 IC 周辺の交通拠点機能の向上、交通体系の整序、アクセス向上のための市街地幹線道路網の整備と機能強化（（都）大椚大久保線、（都）青柳長沢線、（都）青柳横通り線等） **■国道 52 号（市街地部）の生活道路化の検討** ○甲西道路の整備に伴う、国道 52 号（市街地部）の生活道路化の促進と魅力の向上（通過交通の抑制、歩道整備、歩行者に配慮した安全・快適な道づくり、沿道まちなみ景観の誘導等） **■市街地を環状的にネットワークする道路の機能強化** ○市街地の主要な拠点、増穂 IC 周辺など本町の主要な都市機能が集積する地区の連携強化と円滑な交通の確保 ○山麓地域の東西方向の連携を図り、長期的には市街地の環状的な機能を有する交通ネットワークの強化（（都）大椚大久保線、（都）青柳長沢線、（都）甲西増穂線、富士川西部広域農道（ウエスタンライン）、町道戸川添１号線、町道利根川添１号線等） **■地域間や周辺市町間をネットワークする主要幹線道路網の強化** ○町内三筋の道路拡幅・改良などの機能強化（地域間を結ぶ、県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線等） ○周辺都市と連絡する道路の道路拡幅・改良などの機能強化（周辺都市を結ぶ、国道 52 号、（都）青柳長沢線、（都）青柳横通り線、（都）大椚大久保線、富士川西部広域農道等） **■その他新規道路の整備検討** ○地域連携や観光･交流に資する富士川西部広域農道の延伸道路の検討（町道戸川添１号線の機能強化と整備推進） ○山王土地区画整理事業に伴う区画道路、鰍沢口駅周辺のアクセス道路の整備検討 ○鹿島と落居（市川三郷町）を結ぶ構想道路（鹿島トンネル）の整備促進 **■その他主要生活道路の改善･整備** ○鰍沢市街地の用途地域指定やシビックコア地区整備に伴う道路の改良整備（町道大法師線、町道白子１号線の整備、町道新道線） ○幹線道路の交通対策を補完する町道における、必要に応じた道路の拡幅・改良などの機能強化の推進（町道最勝寺小林１号線、町道最勝寺小林２号線、町道戸川添１号線、町道畚米長沢線、町道利根川添１号線、町道畚米秋山線、町道青柳１号線、町道青柳１１号線等） **■橋梁の補修･補強･架け替え** ○橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の適切な補修・補強・架け替えの推進

基本方針	施策の方針
③都市計画道路網の再編、整備の推進	■都市計画道路の整備推進 ○未整備路線・区間の整備推進（（都）大柵大久保線、（都）青柳長沢線） ■都市計画道路網の見直し ○「（仮称）富士川町幹線道路網整備計画」に基づき、（都）昌福寺横通り線の幅員縮小など一部路線について、必要に応じた都市計画道路の見直し検討 ○鰍沢市街地の用途地域指定に伴う道路網の再検討と併せ、必要に応じた既定計画の見直しと整備の推進
④中山間地域の幹線道路の機能強化と魅力づくり	■町内三筋の幹線道路の機能強化と魅力づくり ○中山間地域を連絡し、観光道路としての性格も有する道路における、道路拡幅・改良などの機能強化と魅力づくり（県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線） ■地域間を南北にネットワークする林道の機能強化と魅力づくり ○地域の活性化や災害時の迂回路など、地域間の南北の連携強化を図るため、既存林道の拡幅・改良と、観光・交流に資する魅力の向上 ■中部横断自動車道（仮称）六郷 IC へのアクセスの強化 ○（仮称）六郷 IC への広域アクセスの向上や隣接する中部・五開地域の活性化を図るため、市川三郷町の道路網整備と連携した（仮称）鹿島トンネルの整備促進
⑤幹線道路網整備計画の検討	○本計画で示した幹線道路網の整備方針を踏まえ、今後の道路整備の指針となる「（仮称）富士川町幹線道路網整備計画」の策定検討

■幹線道路網の区分と機能

区　分		道路の役割･機能	対象路線
高規格道路		自動車専用道路等、都市間を連絡する規格の高い広域的な幹線道路	○中部横断自動車道
広域幹線道路		都市間を連絡する広域的な幹線道路	○甲西道路、国道 140 号、国道 52 号（甲西道路分岐以南）
市街地周辺	主要幹線道路	市街地の骨格を形成し、市街地内交通の処理、周辺都市との連絡とともに、市街地の安全性や生活機能の向上を担う主要な幹線道路	○国道 52 号（市街地部）
市街地周辺	幹線道路	主要幹線道路を補完し、主に市街地内の交通の集散を担う幹線道路	○（都）青柳長沢線、（都）甲西増穂線、（都）大柵大久保線、（都）青柳横通り線、（都）金手小林線、（都）昌福寺横通り線、（都）北新町１号線、（都）中田１号線 ○（主）市川三郷富士川線、黒沢バイパス
市街地周辺	その他主要生活道路	市街地や住宅地・集落地の主要な生活道路	○町道最勝寺小林１号線、町道最勝寺小林２号線、町道戸川添１号線、町道天神中条長沢１号線、町道利根川添１号線、町道沓米長沢線、町道沓米秋山線、町道沓米小林１号線、町道青柳１号線、町道青柳 11 号線 ○町道新田通学路線、町道新道線、町道大法師線、町道白子１号線、その他の主要な１級町道など
中山間地域	地域幹線道路	主として中山間地域の骨格を形成し、地域間を連絡し、観光道路としての機能も有する地域幹線道路	○県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線 ○富士川西部広域農道（ウエスタンライン）の延伸を受け止める構想路線（町道戸川添１号線）
中山間地域	その他の主要道路	中山間地域の主要な生活道路や農道、林道等	○主要な町道 ○中山間地域連携軸 ○主要な林道、農道　など

2）主要な交通拠点の機能強化とバスなどの公共交通の利便性を高めます。

広域交通の結節点となる増穂 IC、鉄道玄関口となるＪR 身延線鰍沢口駅、交通・活性化の拠点となる道の駅富士川の交通結節機能の強化や、町民の身近な足となるバス交通の充実を強化し、住む人、訪れる人に快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

基本方針	施策の方針
①主要な交通拠点の機能強化と魅力づくり	**■増穂 IC 周辺の交通結節機能の強化** ○中部横断自動車道下りパーキングエリア整備、アクセス道路の整備、その他交通基盤整備等 **■鰍沢口駅の交通拠点機能の強化** ○駅前広場、駐車場、案内システム等の機能充実と魅力づくり ○駅周辺アクセス道路の整備推進 ○新たな交通システムの導入検討（パークアンドライド、レンタサイクル整備、サイクルトレインの促進等） **■「道の駅富士川」の整備と機能の充実** ○新しい交通・地域振興の拠点となる「道の駅富士川」の整備と機能の充実
②公共交通の利便性の向上	**■鉄道の利便性の向上と運行強化** ○鉄道利便性の向上、運行本数の増加要請等の運行強化 **■バス路線網の充実** ○町内循環バスの運行コースやダイヤ編成の強化（路線バス、町営バス、コミュニティバスの連携強化） ○乗合タクシーの検討、ボランティアや自治会、社会福祉協議会等の連携による過疎地有償運送の検討など、新たな公共交通システムの検討 **■デマンド交通システムの充実** ○路線バスとの接続充実など地域間公共交通の利便性を高めるデマンド交通システムの強化、バス不便エリアや中山間地域等の運行体系の充実
③リニア中央新幹線計画に伴う道路網の見直し検討	**■新たな幹線道路の整備検討** ○リニア中央新幹線計画に伴い、高架橋の側道活用など新たな幹線道路の整備検討 ○リニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路の整備検討

・鰍沢口駅

・富士川町コミュニティバス

３）安全で快適な暮らしの道づくりと交通環境の向上を図ります。

身近な生活道路や交通安全対策については、緊急性の高いところから順次、段階的に改善整備を進めるとともに、豊かな環境や趣あるまちなみを楽しみながら歩くみちづくりなど、誰もが安心・快適に利用できる暮らしの道づくりと交通環境の向上を図ります。

基本方針	施策の方針
①主要な生活道路の改善･整備	**■市街地周辺や集落地内の主要な生活道路の改善･整備** ○見通しの悪い交差点、狭あい道路や行き止まり道路など、交通安全、防災上問題のある道路の段階的な改善・整備 ○「富士川町における建築行為等に係る後退道路用地に関する指導要綱」に基づく密集住宅地における狭あい道路等の改善 **■中山間地域の災害時における迂回路の検討** ○災害時等における県道の代替機能の向上を図るため、集落内生活道路や林道の機能強化と迂回路の確保 ○「過疎地域道路改良事業」の活用など
②景観や環境に配慮した安心･快適な道づくり	**■安全･快適な歩行者･自転車ルートの確保** ○交通量が多く歩道が未整備な幹線道路、通勤・通学ルートとなる道路の歩道の整備や路側帯の確保 ○安全・快適な歩行者に配慮した道づくり（交通バリアフリー法に基づく歩道整備、段差解消など道路のバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入、電線類地中化の促進、人にやさしいみちづくりの推進） ○自転車を活用したエコ交通システムづくり **■歩いて楽しいみちづくりの推進** ○中心市街地における歩いて楽しい歩行者空間の整備（国道 52 号（市街地部）の生活道路化、商店街などまちの賑わい交流軸における歩道整備、通過交通の進入を抑制した歩行者に配慮した安全・快適な道づくり等） ○眺望に優れた富士川西部広域農道、緑の風景回廊を担う利根川添１号線等の景観整備と身近な観光ルートとしての魅力の向上 ○トレイルラン・トレッキングコースや既存林道のレクリエーション活用に向けた整備充実と魅力の向上 ○系統的な遊歩道・自転車道等の整備（河川沿いや渓谷の周遊散策ルート、（仮称）ふるさと散歩道、歴史・文化の散歩道、富士川サイクリングロード等）
③交通安全対策の充実	○交通量が多い主要道路の交通安全対策の強化（甲西道路、国道 52 号等） ○危険性の高い交差点の改善（交差点の改良、信号機・ミラー設置等） ○通学路等の交通安全対策の充実（スクールゾーンの設置、車の走行速度抑制、横断歩道・ガードレールの設置等） ○街路灯・防犯灯の充実 ○地域の実情に即した交通規制の見直し検討（一方通行、大型車の規制等） ○交通安全活動の推進（交通安全意識の啓発と普及、周知徹底等）
④道路の美化と維持管理の促進	○地域特性や周辺環境に即した道路緑化の促進 ○地域との協働による道路清掃、花植え、街路樹等の維持管理の促進

■道路・交通まちづくり方針図（富士川町全体）

■道路・交通まちづくり方針図（都市田園圏域）

〈参考〉道路・交通まちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- 甲西道路整備に伴う国道 52 号生活道路化（生活道路化、歩いて楽しむ歩行者空間、買い物しやすい環境づくり・買い物弱者への利便性の提供）
- 内環状道路（機能）の整備（桜回廊との連携）
- 外環状道路（機能）の整備（中山間地域の観光・交流活性化に寄与する高原ルート整備（青柳～平林～高下～十谷）、既存林道の活用、災害時の迂回路）
- 地域間を結ぶ道づくり、林道整備による中山間地のネットワークが重要（暮らし、観光、防災、福祉の視点、丸山林道の拡幅と整備促進、県道平林青柳線の拡幅整備）
- 東西アクセス道路の強化（災害時の集落の迂回路、平常時は観光ルート、既存林道活用の県道の代替道路）
- 鹿島トンネルの貫通と（仮称）六郷 IC までのアクセス道路の整備
- 鰍沢口駅へのアクセス強化
- JR 身延線新駅の検討（市川大門駅と鰍沢口駅の中間駅）
- 「観光の足」の確保（大型バスの通行、マイカー観光の利便性、駐車場整備等）
- バスが運行できる道路整備、需用に即したバスシステムの工夫、デマンドバスの利便性の向上
- 身延線へのサイクルトレイン導入
- リニア中央新幹線整備への対応（長期的プログラム、アクセス道路、環境対策）　など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- コミュニティバスやデマンド交通などの公共交通機関の充実と JR 身延線へのアクセス強化
- 町の玄関口、窓口となる「道の駅」の整備促進
- 身近な生活道路の改善整備や狭い道路の拡幅整備

■第１次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■地区実行計画

- 道路整備の推進（大椚～大久保線、青柳～長澤線）、道路拡幅整備（新田南側）
- 安心な道路整備
- 災害時に向けた道路の確保　など

・県道高下鰍沢線

・甲西道路（国道 52 号）

３．交流と活力を創造するまちづくり方針　観光交流・活性化・定住促進

（1）基本方針

▶恵まれた豊かな環境や地域資源を活かした観光振興、中心市街地の再生、地域産業の活性化など、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりを進めます。

富士川町は、駿河・甲斐・信濃を結ぶ富士川舟運の要衝として、往時の賑わいをしのばせるまちなみが残されています。また、現代においても流通の拠点として、広域交通の要衝にあります。

現在、中部横断自動車道増穂 IC 周辺整備やリニア中央新幹線計画が進み、これらを契機として、往年のように様々な人や物が行き交う交流拠点としての地域の発展が期待されています。

今後も、本町の恵まれた豊かな環境や地域資源を活かし、観光や産業振興等により、まちが元気になる、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりを推進します。

・甲州富士川まつり

■交流と活力を創造するまちづくり方針の体系

基本方針	施策
1）富士川町らしい中心市街地の再生と、魅力と活気あるまちづくりを進めます。	①富士川町らしい中心市街地の再生と活性化の推進
	②特色ある歴史文化を活用した観光市街地の魅力づくり
2）特色ある自然や歴史文化、地域資源を活かした観光交流のまちづくりを進めます。	①多彩な拠点の機能強化と魅力づくり
	②活性化や交流を担うルート・基盤の充実
	③観光交流活性化に向けた豊かな地域資源の活用
	④地域ぐるみの活性化への取り組みの促進
3）豊かな環境を活かし、雇用や定住を支える地域産業の活性化を進めます。	①既存産業の育成・強化、観光と結びつく産業の育成
	②農業の振興・活性化の推進
	③農山村地域の交流促進
	④産業基盤の整備と企業誘致の促進
4）地域に住み続けられる、魅力ある定住環境と仕組みづくりを進めます。	①定住促進の受け皿となる計画的な住宅地整備の促進
	②定住促進策の推進

（２）交流と活力を創造するまちづくり方針

1）富士川町らしい中心市街地の再生と、魅力と活気あるまちづくりを進めます。

青柳・鰍沢の国道52号周辺の中心市街地は、中心商店街の活性化や本町の顔となる活力と賑わいあるまちづくりを進めます。特に、往来の拠点として栄えてきた歴史性や舟運の面影といった富士川らしさを大切にし、人と自然と歴史文化が調和した、個性と魅力ある中心市街地のまちづくりを推進します。

基本方針	施策の方針
①富士川町らしい中心市街地の再生と活性化の推進	**■中心市街地の再生と活性化の推進** 〇「（仮称）富士川町中心市街地活性化基本計画」の策定検討 〇富士川町タウンマネージメント機関の育成 〇都市再生整備計画事業の推進（道の駅整備、土地区画整理事業の推進、シビックコア地区の整備、町営住宅の有効活用、多目的広場・ポケットパークの整備等） 〇東部地域開発と連携した回遊性の高い観光・交流ゾーンの形成 〇国道52号の生活道路化の促進（歩道整備、歩行者に配慮した道づくり、電線類地中化、統一感ある街路灯・ストリートファニチャー等の整備） 〇大規模店舗等の新たな商業ゾーンの形成（既存商店街と共存し地域活性化に寄与する新たな商業ゾーンの計画的な立地誘導） 〇まちの賑わい交流軸と中心市街地の交通基盤の充実（リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、国道52号沿道の中心商店街や国道140号、（都）青柳横通り線、（都）大椚大久保線の機能強化と観光・交流機能の充実（まちかど広場整備、サイン整備等）） 〇低未利用地の計画的な整備促進（交流スポット整備、駐車場整備等） 〇地区計画、建築協定、まちづくり協定等による秩序ある市街地の形成 〇デマンド交通を活用した中心市街地へのアクセス強化 **■魅力ある中心商店街の形成** 〇住民組織、NPO、関連団体・機関と連携した商店街づくりの推進 〇暮らしに身近な商店街整備の促進（交流促進・回遊性を高める工夫） 〇活性化に寄与し既存商店街と共存する新規商業施設の誘致促進（商店街活力再生支援事業、商店街一店逸品創出支援事業の活用等） 〇空き店舗・空き家の有効活用（町民活動の拠点づくり、コミュニティビジネスの育成、アンテナショップ、チャレンジショップ等の展開）、空き店舗活用に対する既存助成制度の充実 〇テーマ特化型の商店街づくり（エコ、地産地消、コミュニティ商店街等） 〇回遊性の高い歩行者空間の整備（歩行者・自転車ルートの整備、まちかど広場の整備、レンタサイクルの活用、サイン整備、駐車場整備等による観光や買い物弱者等への対応、商店街マップづくり等）
②特色ある歴史文化を活用した観光市街地の魅力づくり	**■中心市街地の先導的な景観まちづくりの推進** 〇富士川舟運を象徴するまちなみ景観の形成（歴史的建造物や土蔵、商家等を活用した舟運と旧街道のまちなみの再生、水辺空間や自然環境との調和、看板類の適正化など統一感あるまちなみ景観の誘導等） 〇歴史文化資産の景観まちづくりへの活用（民俗資料館（沓米学校）の観光活用、観光交流機能を有する多目的広場の整備、山車保存庫の整備、河岸跡・船着き場の再生、鰍沢山車巡行・祝祭空間のまちなみ誘導等） **■協働による観光市街地の魅力づくり** 〇富士川舟下りへの支援検討（水辺プラザからの運行、舟下り運営会社との連携等） 〇「朝市よりみちマーケット」の充実、道の駅との連携、観光ＰＲの推進 〇地元活性化組織の活用と育成（「まちなかウォーキングの会」等との連携、ボランティアガイドの育成、活性化に向けた活動組織への支援充実等）

2）特色ある自然や歴史文化、地域資源を活かした観光交流のまちづくりを進めます。

県立南アルプス巨摩自然公園の豊かな自然や優れた眺望、舟運の歴史文化、温泉、観光スポットなどのまちの魅力を最大限に活かすとともに、より多くの人に富士川町を知ってもらう取り組みを進め、町全体のおもてなしの心づかいを感じることのできる、協働による観光振興・活性化を推進します。

基本方針	施策の方針
①多彩な拠点の機能強化と魅力づくり	**■多彩な拠点の機能強化と魅力づくり** ○観光交流拠点の機能充実と魅力の向上（道の駅富士川、あおやぎ宿活性館・追分館、交流センター塩の華、平林交流の里みさき耕舎、増穂ふるさと自然塾、ゆずの里ふれあいセンター、つくたべかん） ○豊かな自然を活用した観光交流機能を担う自然レクリエーション拠点の観光基盤整備の充実と魅力の向上（大柳川渓谷周辺、戸川渓谷周辺、水辺プラザ、櫛形山周辺、源氏山・大峠山周辺） ○緑の拠点の観光レクリエーション活用の推進（大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、富士川ふれあいスポーツ広場、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園） ○文化拠点の観光機能の充実と魅力の向上（文化ホール、民俗資料館周辺） ○地域生活拠点の身近な交流拠点としての魅力の向上（平林、小室、十谷の主要施設周辺、鰍沢口駅・山王土地区画整理事業地区周辺） **■新たな活性化拠点の整備推進** ○増穂IC周辺の新たな交流活性化拠点の整備促進（道の駅富士川、河川防災ステーション整備、土地区画整理事業等の基盤整備） ○（仮称）まちの駅・シビック広場のまちなか交流空間の創出（国の合同庁舎、町民サービス施設の集約と広場の一体的整備） ○舟運の歴史文化、親水空間と連携した水辺プラザの観光交流機能の強化 **■主要な観光交流施設の機能充実と魅力の向上** ○まほらの湯、甲州鰍沢温泉かじかの湯など
②活性化や交流を担うルート･基盤の充実	**■活性化･交流機能を担うルートの設定** ○既存商店街を中心としたまちの賑わい交流軸の機能充実 ○リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、周辺都市と連携した広域観光ルートとなる広域連携軸、都市交流軸の都市間相互アクセスの向上 ○町内三筋（平林筋・穂積筋・五開筋）と中心市街地や各拠点を結ぶ観光周遊ルートの機能強化（観光レクリエーション軸、中山間地域連携軸） ○桜回廊事業の推進、緑の風景回廊の創出と魅力づくり（桜回廊（大法師公園～殿原スポーツ公園～森林総合研究所～眷米の棚田～利根川公園）、水辺回廊（利根川公園～利根川沿い～富士川沿い～大法師公園）） ○河岸跡や船着き場、禹之瀬、古道等を活用した歴史文化のルートづくり ○地域の身近な散策ルートの設定（（仮称）ふるさとの散歩道、里山散歩道、フットパスなど） ○トレイルラン・トレッキングコースの整備・充実、富士川サイクリングロード、登山道、遊歩道等の自然環境を活用した水と緑のルート設定 **■主要な観光道路の整備と魅力の向上** ○観光機能を担う国道52号、県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線等の幹線道路の機能強化と魅力の向上 **■観光の足となるバス運行サービスの充実** ○町営バス・コミュニティバスの充実、道路改修によるバス運行サービスの充実 **■その他観光基盤の整備充実** ○JR身延線鰍沢口駅の機能強化と魅力の向上、アクセスルートの整備 ○案内板・誘導サイン、駐車場、トイレ、休憩スポット、観光案内所等 ○町民の暮らしや環境に配慮した観光ルートの整備（集落内生活道路や里道における通過交通、車両の一部進入の抑制、快適な歩行空間の確保等）

基本方針	施策の方針
③観光交流活性化に向けた豊かな地域資源の活用	**■豊かな森林･自然資源の有効活用** 〇エコツーリズム、森林セラピーの推進、環境学習の推進など **■水辺の活用** 〇河川や渓谷等の親水空間の活用（水辺の楽校等）、スポーツレクリエーション活用（富士川舟下り、サイクルシップ）など 〇富士川舟下り乗船場の整備検討（鰍沢水辺プラザ、交流センター塩の華等）、河岸跡の顕在化と活用（小広場、サイン整備） **■町内三筋など中山間地域の身近な地域資源の観光活用の推進** 〇ダイヤモンド富士等の良好な眺望スポットの整備、眺望マップの作成 〇旧五開小学校の観光交流、地域振興に資する場としての有効活用 〇沓米、平林、穂積の棚田景観を活用した観光スポットづくり（棚田・里山体験、眺望スポット整備、農耕文化の学習の場、水車復活等） 〇柳川・十谷等のふるさとの特色ある集落景観や里山、温泉等の有効活用（川遊び、山遊び、里遊び、温泉保養、里山と民泊体験等） 〇身近な体験･レクリエーション資源の魅力の向上(八雲池、七面堂の森等) 〇空き家を活用した身近な交流の場づくり（空き家の再生、縁側カフェづくり等） **■JR身延線の観光利用の促進** 〇「富士川（峡南）地域観光ビジョン」との連携、サイクルトレインの要請、観光ＰＲの充実など **■祭り･行事の充実とPRの推進** 〇ふじかわ夏まつりＲ52、大法師さくら祭り、甲州富士川まつりの充実とＰＲ 〇地域の祭り・行事の活用と地域間の連携による効果的な開催 **■テーマに沿った観光活性化の取り組みの促進** 〇新たな観光施策・ニューツーリズムの検討（グリーンツーリズム、アグリツーリズム、里山ツーリズム、エンターテイメントツーリズム等） 〇ウェルネスプロジェクトとの連携による健康増進型の観光振興 〇新たな観光スタイルの工夫（滞在・保養型、ツアー・体験型等） **■地域のお宝発見運動の展開** 〇地域住民協働による潜在的な活性化資源の発掘、ワークショップの実施等
④地域ぐるみの活性化への取り組みの促進	**■「(仮称)富士川町観光振興基本計画」の策定** **■観光PRの推進** 〇道の駅富士川や町内主要観光施設を活用した積極的なＰＲの展開 〇富士川町ホームページの活用、観光パンフレットの充実 〇四季を通したＰＲの充実（四季の風景、祭り・行事等） 〇富士の国やまなし館、富士の国やまなしネットの効果的な活用 〇メディアの積極的な活用（新聞・雑誌、テレビ、インターネット等） **■地域ぐるみのおもてなし、観光まちづくりの取り組みの推進** 〇「富士川町地域づくり推進組織事業補助金」の活用 〇観光パンフレットの充実、既存イベントの充実、新たなイベントの開発 〇観光プロモーション活動の促進（山梨フィルムコミッションの活用、トップセールス等） 〇観光ツアーガイド、ボランティアガイド等の人材育成 〇NPOや産業観光研究会、NA穂積、ますほおかみさん会などの既存の住民組織や活動との連携強化 〇町内の環境美化、まちかど花壇、花いっぱい運動の展開 〇全町をあげたおもてなしの心を醸成する取り組みの促進

３）豊かな環境を活かし、雇用や定住を支える地域産業の活性化を進めます。

豊かな自然や風土に培われた住民の営みの歴史を継承しながら、伝統産業の振興や観光と結びつく産業の育成、環境に配慮し地域特性を活かした産業基盤の育成・強化を図り、雇用や定住に結びつく地域産業の活性化を進めます。特に、関東有数の生産量を誇るゆずなどの特産物や加工品、特産物を活用した体験活動等の充実など、これらの付加価値を高める本町ならではの農業振興を推進します。

基本方針	施策の方針
①既存産業の育成・強化、観光と結びつく産業の育成	**■既存産業の育成･強化** ○既存の伝統産業や中小企業への支援体制の充実、異業種交流の促進 ○既存企業の経営基盤強化、地域密着型の起業等に対する支援 **■伝統的地場産業や農林業を活用した産業観光の推進** ○雨畑硯などの伝統産業の振興（観光施設を活用したＰＲの充実等） ○林業の振興と間伐材等の有効活用 ○地産地消・食育活動の推進（学校給食への地元農産物の導入等） **■地域産業を支える人材育成** ○後継者の育成、地域生産活動への支援充実
②農業の振興･活性化の推進	**■優良農地の保全、農業生産基盤の充実** ○「富士川町農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の計画的な保全 ○農道、農業用水路などの農業基盤整備の推進 ○「富士川町鳥獣被害防止計画」に基づく鳥獣害対策の推進 **■農産物のブランド化と販売力の強化** ○「富士川町ブランド」の確立と販売力の強化（ゆずワイン、鰍沢塩等） ○付加価値の高い特産品開発、地産地消の推進、味覚資源の発掘・普及・情報発信の促進（ゆず、ラ・フランス等の特産品、みみ等の郷土料理等） ○農業の６次産業化の推進、農産物加工施設整備等への支援 ○ポジティブリスト制度に基づく安全・安心な農産物の提供 ○道の駅・観光農園・農産物直売所・朝市等の活用、観光ＰＲ活動と一体となった流通直販ルートの拡大展開 **■遊休農地の有効利用の促進** ○遊休農地活用事業、中山間直接支払制度の取り組みの推進 ○遊休農地の有効活用、都市型農業の導入（農地の集約化等） ○市街地周辺の介在農地を活用した市民農園、体験農園への活用促進 ○菜の花等の景観緑地、お花畑への活用 ○観光と連携した体験農業の普及促進（生きがいや余暇活用、田んぼの学校等の自然教育の場づくり、クラインガルテンの整備、管理サポート付農業体験農園のシステムづくり等） **■農業後継者、担い手の育成** ○新規就農者の確保（農業委員会等による希望者への斡旋、農業法人化等） ○農業へのインターンシップの導入、退職帰農者の勧誘、団塊世代対象等の新規就農者の受け入れ体制づくり等 ○認定農業者・エコファーマーへの支援充実
③農山村地域の交流促進	○都市と農山村の交流を高めるグリーンツーリズム、アグリツーリズムの推進 ○棚田オーナー制度（みさき耕舎）、ゆずの木オーナー制度などの特徴的な農を守り・育む交流活動の促進 ○地元小学校との協定による農産物の収穫体験（柳川地区）、平林農業小学校などの体験・交流活動の推進 ○観光農園、ゆずの里まつり、氷室の郷ふれあいまつりの充実
④産業基盤の整備と企業誘致の促進	**■産業基盤の整備** ○小林工業団地の機能拡充 ○増穂 IC 周辺の産業基盤整備の推進、企業誘致の促進 **■交通アクセスの利便性や立地条件を活かした企業誘致の推進** ○地域特性を活かした企業誘致の促進（IT 関連工場、研究開発施設、バイオマス等の環境関連産業、農産物関連の加工・販売物流施設等） ○企業立地促進事業による優良企業の誘致促進と町内居住者雇用の充実

4）地域に住み続けられる、魅力ある定住環境と仕組みづくりを進めます。

本町は、これまで舟運などの往来の拠点として繁栄し、多くの人が行き交うまちとして発展してきました。本格的な少子高齢化を見据えながらも、本町の成り立ちを今日的に再生し、まちの活力を維持していくために、富士川町の魅力を今一度見直し、住み続けたい、住んでみたいと思える、魅力ある定住環境づくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①定住促進の受け皿となる計画的な住宅地整備の促進	○山王土地区画整理事業による計画的な住宅地整備の推進 ○増穂 IC 周辺基盤整備に伴う計画的な宅地化の誘導 ○地域特性を活かした居住地整備の推進（エコビレッジ、菜園付き住宅地、環境共生住宅、プラスワン住宅等）
②定住促進策の推進	**■まちなか居住の促進** ○計画的な市街地整備、町営住宅の有効活用、総合的な生活環境整備と併せたまちなか居住の促進（低未利用地の有効活用、建替え・共同化など） **■遊休農地･空き家等の活用による定住促進** ○遊休農地・空き家の斡旋等による移住促進（空き家バンク制度の運用、空き家・土地情報提供の充実、相談窓口の確立等） **■町営住宅を活用した定住促進** ○老朽化した町営住宅の建替え、新たな用途転換、民間住宅への払下げ等による新たな定住促進住宅の整備 **■豊かな環境を活用した農山村への移住･定住促進** ○農山村・田舎暮らし体験ツアーの実施、トライアル居住・体験移住の促進（定住コーディネーターの育成、移住モニターの活用等） ○多様なニーズに即した住宅提供の取り組み（眺望に特化した住宅（富士山眺望の家）、農地付き住宅、田舎志向や自然志向に対応した住宅等） **■定住を促す仕組みづくり** ○子育て世代の定住促進（町営住宅の活用、住宅取得支援等） ○団塊世代の移住促進（田舎暮らし・二地域居住の促進、空き家を利用したファームスティ等） ○空き家バンク制度等の情報収集と効果的な情報発信 ○移住を受け入れる仕組みづくり（地域の連携、行政のサポート体制づくり等）

・つくたべかん

・山村生活体験が行なわれている下高下集落

■交流と活力を創造するまちづくり方針図（富士川町全体）

■交流と活力を創造するまちづくり方針図（都市田園圏域）

〈参考〉交流と活力を創造するまちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

・観光・交流の核となる「道の駅」の活用
・新たな交流ゾーンの形成（道の駅整備、舟運の歴史・富士川舟下り・河岸跡の活用（青柳・鰍沢周辺、IC 周辺等）、富士川舟下りの広域連携）
・商店街の活性化（空き店舗・空き家の有効活用、交流スポット・イベント広場の整備、公衆トイレの設置、「市」の開催、地産地消の実践、地域情報の発信等）
・国道 52 号の生活道路化（買い物しやすく歩いて楽しめる歩行者空間、無料駐車場整備）
・空き家の再生・活用（交流施設、ふれあいカフェ、移住を受け入れる支援・仕組みづくり）
・交流拠点の活性化（あおやぎ宿活性館・追分館）
・観光拠点のネットワーク化（身延山、富士川舟下り等の活用と連携）
・鰍沢口駅からの散策ルートの整備
・地域資源を活かすネットワークづくり（トレイルランコース整備、林道、トレッキングコース等の活用、案内標識・サイン整備、滞在施設との連携、四季の風景・眺望の活用、祭り・行事との連携）
・「体験＋地域活性化」の里山ツーリズムの推進（ゆずの里ふれあいセンター、みさき耕舎等の活用）
・秘境の宿、つくたべかんの活用、団体客の受け入れ体制づくり（宿泊施設等）
・ウェルネスプロジェクトとの連携による観光振興
・まちの要所へのサイクルポスト整備、サイクルシップ（舟下り）の創出
・地域特性を活かした遊び場の整備（モーターグライダーの発着所、模型飛行機の飛行場等）
・アウトドアグッズのアウトレットモール整備（川遊び、山遊び、温泉、宿・民泊、交流施設の活用）
・新規就農者の確保、遊休農地を活用した活性化の推進（家庭菜園、貸し農園）
・特産品の活用（農産物の６次産業化、食育・地産地消、飲食店・休憩所の確保等）、朝市との連携
・鳥獣害対策
・観光・自然等を活かした就労・雇用の確保、若者の就労の場の確保（環境、IT 産業等）
・定住・移住の促進（二地域居住、町営住宅の活用、空き家バンク制度の運用、農村・田舎暮らし体験ツアーの実施、定住コーディネーター、移住モニターの活用、ライフサポート体制の確立等）
・四季を通じたＰＲの充実（四季の風景、祭り、行事など）、情報回線の整備・充実　など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

○まちの発展・活性化
・増穂 IC 周辺整備や東部地域開発など、まちの中心となる市街地の活性化
・空き店舗の活用、買い物弱者への対応など、既存商店街への支援充実による活性化
・定住促進や雇用機会確保のための工業用地整備、優良企業の誘致促進

○観光振興
・大法師さくら祭りやふじかわ夏まつりR52 など、郷土の祭り・イベントの充実とＰＲの推進
・朝市の促進、郷土料理や特産品開発、硯製造などの伝統的地場産業やゆずなどの特色ある農産物を活用した産業観光の振興
・道の駅・農産物直売所など、新たな観光集客施設の整備促進

■第１次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会　－地域の課題・解決策－
・富士川町の特徴づくり
・空き家・空き店舗の利活用推進
・地域資源を活かした情報発信

■地区実行計画
・商店街の活性化、個人商店と大型店舗の連携
・空き店舗の有効活用（コミュニティの場づくり、イベント開催等）
・道の駅を活用した特産品の開発、販売、地元農産物の朝市の開催
・眷米学校の観光活用とＰＲ
・小室山、ゆずの里の観光活用、旧五開小学校の活用
・農産物のブランド化、新たな特産品の開発と活用
・鳥獣害対策
・地域資源の活用とＰＲの充実、祭りや地域行事の活性化、イベントの工夫・充実
・ウォーキングコース・マップづくり
・効果的な情報発信・ＰＲの充実（案内板の設置、インターネットの活用等）
・観光ガイド育成、フィルムコミッションの活用　など

４．富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針　歴史文化と景観

（１）基本方針

▶富士川町固有の歴史文化や人々の営みに培われた美しい風景を大切に守り･活かし、ふるさとの愛着と誇りを次代へ受け継ぐまちづくりを進めます。

景観は、自然や施設だけでなく、歴史や人々の暮らしぶりなどが、表情となって映し出され、まちの個性として印象づけられるものです。富士川町は、富士川舟運などの固有の歴史文化的景観や中山間地域の素朴な集落景観、優れた眺望景観など、本町ならではの特徴的な景観を擁しており、これらが融合されて富士川町らしい景観を形成しています。

こうした富士川町らしい景観は本町の誇りであり、かけがえのない財産です。富士川町固有の景観の価値を今一度見直し、先人たちに培われた美しい風景を大切に守り・活かし、ふるさとへの愛着と誇りを育み、次代へ受け継ぐ景観まちづくりを進めます。

・葛飾北斎の甲州石班沢（かじかざわ）

■富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針の体系

方針	施策
1）固有の歴史文化を守り･活かし、個性と風格ある景観まちづくりを進めます。	①歴史文化資産の保全と活用
	②富士川舟運の歴史文化を活かした景観の創出
	③身近な歴史文化資源の顕在化と活用
2）郷土の美しい風景を大切に守り、育む景観まちづくりを進めます。	①郷土の特色ある景観の保全と活用
	②ふるさとの顔づくりの推進
	③魅力ある景観ネットワークの創出
	④景観に配慮した適切な景観コントロールの推進
3）誰もが愛着と誇りをもつことのできる、協働による景観づくりを進めます。	①景観行政の取り組みの推進
	②協働によるふるさとの景観を守り・育むまちづくりの推進

（２）富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針

１）固有の歴史文化を守り・活かし、個性と風格ある景観まちづくりを進めます。

かつて、富士川舟運で栄えた本町には、その歴史を伝える多くの歴史文化資源が残され、富士川町を象徴する景観となっています。また、地域の歴史文化を物語る資産も広く分布しています。

永い歴史の中で育まれてきた有形、無形の歴史文化資源は、後世に残さなければならない町民共有の大切な財産です。その価値を再認識し、担い手を育てながら保護継承に努めるとともに、個性と風格あるまちの資産として景観まちづくりに活用していきます。

基本方針	施策の方針
①歴史文化資産の保全と活用	**■本町を代表する歴史文化資産の保全と活用** ○遺跡・史跡等の歴史文化遺産の保全と活用（夈米の権現堂遺跡、最勝寺平野遺跡、法華塚古墳、大明神遺跡、鰍沢河岸跡・禹之瀬等） ○主な社寺周辺の景観資源の保全と活用（県内屈指の古刹である最勝寺や明王寺、県内最大級の三門とあじさい寺と呼ばれる妙法寺、紅葉の美しい蓮華寺、お天神さんと親しまれる天神中條天満宮等） ○天然記念物の維持・保全（氷室神社の大杉やクロベ、最勝寺の四季ザクラ、柳川寺のしだれ桜、柳川のイヌガヤの群生等） ○指定文化財の保全と周知（文化財パンフレットによるＰＲ等）
②富士川舟運の歴史文化を活かした景観の創出	**■個性と風格ある富士川舟運の歴史文化を活かしたまちなみ景観の創出** ○富士川舟運の歴史を感じさせるまちなみ景観の形成（歴史的建造物や漆喰なまこ壁の商家、土蔵、社寺等の景観資源の活用、親水空間や後背の自然景観との調和、看板類の適正化など統一感あるまちなみ景観の誘導等） ○歴史的建造物の保全と活用（旧夈米学校校舎、五開郵便局、最勝寺の唯観堂、なまこ壁の民家、蔵等） ○固有の歴史文化を活かした観光活性化の推進（あおやぎ宿活性館・追分館、交流センター塩の華、多目的広場の活用） ○青柳・鰍沢河岸跡、船着き場跡、舟下り周辺の修景づくり ○「文化的景観制度」活用の検討 ○道の駅富士川や観光施設と連携したＰＲの充実 **■往時をしのぶ歴史的道すじの景観づくり** ○国道 52 号の生活道路化に伴う舟運や古道（駿州往還）の修景づくり ○河岸跡や渡船場、禹之瀬、古道等を活用した舟運のルートづくり（舟下りの活用、舟下り乗船場の整備（鰍沢の水辺プラザ、交流センター塩の華）、旧渡船場の顕在化（小広場、サイン整備）、古道・里道の活用等） ○中心市街地の歴史文化の小径・ルートづくり（（仮称）歴史のさんぽ道等） ○山麓周辺の古道等を活用した（仮称）ふるさとの散歩道の形成
③身近な歴史文化資源の顕在化と活用	**■暮らしに身近な歴史文化資源の顕在化と活用** ○地域景観を特徴づける歴史文化資源の顕在化と活用（平林の氷室跡、夈米の水車の跡、唯観堂、高村光太郎文学碑、古典落語「鰍沢」、櫛形山の信仰、地名の由来等） ○暮らしに身近な景観資源の顕在化（伝統的な建物、蔵、土塀、社寺林、小川・沢、水路、大木・古木、雑木林、塚・祠・道祖神、石仏等） ○潜在的な資源の顕在化と魅力的な景観スポットの形成（サイン整備等） **■祭りや伝統行事の継承と景観づくりへの活用** ○鰍沢山車巡行・祝祭空間のまちなみの修景、山車保存庫の整備推進 ○伝統行事の保全と継承（天満宮例祭、夈米の銭太鼓、鰍沢の山車、鰍沢ばやし、神楽（太鼓）、どんど焼き等） ○後継者育成による伝統文化・行事の継承（「伝統文化子ども教室」等の活用）、祭り・イベントの充実

２）郷土の美しい風景を大切に守り、育む景観まちづくりを進めます。

優れた景観は、まちの好ましいイメージを印象づけるものであり、それだけで観光や地域活性化の重要な資源となります。また、富士川町の個性豊かなまちづくりを進めるためにも、景観の魅力を改めて見直し、それらを活かすまちづくりを進めていくことが大切です。

そのため、奥行きある森林景観や優れた眺望景観、郷土の原風景ともいえる里山集落景観や暮らしの景観など、これまで培われてきた貴重な風景資産を損なうことなく、美しい風景を大切に守りながら新たな景観を創出するなど、積極的な景観まちづくりを進めていきます。

基本方針	施策の方針
①郷土の特色ある景観の保全と活用	**■自然景観の保全** 〇山岳・森林景観の保全と活用（県立南アルプス巨摩自然公園等） 〇水辺景観の保全と活用（富士川、利根川、戸川、大柳川等） 〇甲府盆地の水を集める三川落合、河川が立体交差する景観の保全と活用 **■優れた眺望景観の保全と活用** 〇優れた眺望景観の保全と魅力の向上（櫛形山や林道からの眺望、平林や八雲池周辺等からの富士山の眺望、高下のダイヤモンド富士、大法師公園・畔米等の山麓・丘陵地からの市街地や甲府盆地の眺望等） 〇眺望場所（ビュースポット）やアクセスルートの整備 **■中山間地域の集落景観の保全と活用（特徴的な集落景観、里山、農地など）** 〇古くから形成された特色ある集落景観、里山景観の保全と活用 ・平林集落（櫛形山の登山基地、山間の棚田と優れた眺望、観光拠点） ・髙下・小室集落（ダイヤモンド富士等の眺望、関東随一のゆずの郷） ・鬼島、国見平、長知沢集落（伝統工芸雨畑硯の里、高台斜面の独特な農山村景観） ・柳川、鳥屋、箱原集落（大柳川沿いの里山の風情と農山村景観） ・十谷集落（石垣と石畳、渓流に沿う奥深い集落景観、秘湯、観光拠点） 〇農の風景の保全と活用（畔米、平林、穂積の棚田や扇状地の田園等）
②ふるさとの顔づくりの推進	**■中心市街地の顔づくり** 〇本町の顔となる先導的な景観まちづくりの推進（狭あい道路の改善・整備による住宅地のまちなみ景観誘導、国道 52 号の生活道路化に伴う修景整備、まちかど広場の整備、空き家・空地の活用、商店街の賑わい景観の形成、サイン整備、景観阻害要因の改善等） **■地域の多彩な拠点の景観の向上と魅力の創出** 〇新たな交流活性化拠点の先導的な景観の創出（増穂 IC 周辺） 〇地域生活拠点の景観向上と魅力づくりの促進 〇地域の個性を活かした魅力ある観光交流拠点の景観形成 〇文化拠点の魅力づくりと周辺も含めた景観形成 〇緑の拠点の魅力の向上 〇自然に親しみ交流を深める自然レクリエーション拠点の環境整備と魅力の向上 〇特色ある施設等の景観の向上（まほらの湯、甲州鰍沢温泉かじかの湯等） **■身近な景観スポットの形成･魅力の創出** 〇舟運の歴史文化、親水空間と連携した多目的広場の景観形成 〇身近な景観資源の活用、潜在的資源の顕在化等による身近な景観スポットの形成と魅力づくり（まちかど広場、サイン整備等）

基本方針	施策の方針
③魅力ある景観ネットワークの創出	**■水と緑の風景回廊の創出** 〇山並み景観軸の形成（櫛形山など巨摩山地の山並みの保全と活用） 〇骨格的な水と緑の景観軸の形成（富士川、利根川、戸川、大柳川、畔沢川等の主要河川の水辺環境の保全、親水空間の確保、河川緑化、歩行者・自転車ルートの確保、レクリエーション利用の促進等） 〇桜回廊、水辺回廊の景観形成と魅力の向上 〇緑の風景回廊の創出（道路景観の向上、桜ウォーキングルート、親水空間の景観形成、桜の植樹など地域特性に即した緑化の推進、休憩スポット・眺望広場の整備、サインの整備等） **■多彩な景観資源を結ぶ景観ネットワークの形成** 〇既存商店街を中心とした活性化・交流機能を担うまちの賑わい交流軸の景観形成と魅力の向上 〇広域連携軸（国道52号）、都市交流軸、主要な観光レクリエーション軸の景観形成（緑化の推進、沿道景観の向上など） 〇地域の景観スポット・資源を結ぶ「（仮称）ふるさとの散歩道」づくり（ルートの設定、ポケットパーク・サイン・トイレ等の整備） 〇身近な風景を体感する小径づくり、フットパスの形成（ルートの設定、サインの整備等） 〇新たな交流活性化拠点、道の駅富士川等の各拠点を結び、まちの賑わい交流軸や緑の風景回廊、古道等を活用し回遊する市街地の景観ネットワークの形成（緑化の推進、ポケットパーク・サイン整備等） 〇中山間地域連携軸、渓谷遊歩道、トレイルラン・トレッキングコース、主要林道等の景観ネットワークの形成（休憩スポット、サイン整備など）
④景観に配慮した適切な景観コントロールの推進	**■景観を妨げる要因の改善** 〇森林・山並み等の良好な眺望域、富士山や山麓・丘陵地・市街地の眺望域の確保に向けた景観コントロールの推進（建物の高さ・意匠・形態・色彩等の規制・誘導等） 〇豊かな自然環境や沿道景観との調和、眺望域の確保、美しいまちなみ景観の形成に向けた電線類地中化等の促進 〇リニア中央新幹線の高架構造物等に対する、地域景観や眺望景観等に配慮した施設整備についての関係各機関への要請 〇太陽光発電施設等の景観や地域環境に配慮した工作物の景観コントロールの促進（位置、規模、修景等） 〇景観を阻害する要因における、一定のルールに基づく規制・誘導等の取り組みの推進（主要道路の標識、沿道の屋外広告物、ごみの不法投棄、廃屋、遊休農地等） **■良好なまちなみ景観の誘導** 〇土地利用方針、「富士川町景観計画」、「（仮称）富士川町景観条例」に基づく地域の特性に応じた良好なまちなみ景観の誘導 〇地域景観と調和する緑化の推進 〇「（仮称）公共施設デザインガイドライン」の検討、自然や景観に配慮した公共施設の整備

3）誰もが愛着と誇りをもつことのできる、協働による景観づくりを進めます。

景観は、一朝一夕に創られるものではなく、地域で暮らす人々の細やかな配慮や心づかいが重要であり、その積み重ねが風景の心地よさや奥行きを醸成していくことになります。

本町固有の景観を保全・継承し、まちづくりに活かすためには、行政をはじめ、町民や事業者等のお互いの理解と協力が不可欠です。郷土の景観を後世に継承するため、手をとりあい、愛着と誇りをもって守り・育む、協働による景観づくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①景観行政の取り組みの推進	**■「富士川町景観計画」に基づく景観形成の推進** ○景観計画および富士川町独自の景観条例に基づく景観形成の推進 ○重点的に景観形成を図るべき「景観形成推進ゾーン」の設定 **■景観まちづくりに向けた庁内推進体制の強化** ○景観に関する窓口体制の充実、庁内の横断的推進体制の設置と強化 **■その他の総合的な景観づくりの取り組みの推進** ○「（仮称）富士川町サイン計画」、「（仮称）富士川町屋外広告物条例」、「（仮称）富士川町文化財保存整備計画」等の取り組みの推進
②協働によるふるさとの景観を守り･育むまちづくりの推進	**■良好な景観形成に向けた地域ルールづくりの推進** ○良好なまちなみ景観誘導のための地域ルールづくりの推進（景観協定、まちなみ協定、法律に基づく地区計画、建築協定、緑地協定等） ○地区の特性に応じた景観形成の推進、住民合意に基づく要綱制定の検討 **■住民参加による景観形成活動の促進** ○「（仮称）富士川町風景づくり住民懇談会」の設置検討 ○景観形成活動団体への支援、景観アドバイザー制度の導入 ○町民の景観形成活動の促進（花植え、緑化、環境美化活動等） **■景観づくり啓発活動の推進** ○景観表彰制度の創設、景観コンクールの開催、（仮称）富士川町景観 30 選等の選定 ○景観シンポジウム・講演会の開催、町政バスツアーを活用した見学会の開催 ○景観体験イベントの開催（景観まち歩きイベント、風景再発見ツアー等） ○歴史探検イベント、ツアーガイド育成（地域のお宝マップの活用） ○住民参加による景観資源マップ、富士山眺望マップ、景観パンフレット等の作成 ○富士川舟運の歴史文化資産の顕在化、歴史の検証と展示・啓発、固有の歴史文化を学ぶ機会や場の充実 ○地域を学び・知る「地域学」の実践等 ○フィルムコミッションの促進（山梨県フィルムコミッションの活用）

・富士川舟運の歴史を感じさせる家並み

・平林の棚田の風景

■富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針図（富士川町全体）

■富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針図（都市田園圏域）

〈参考〉景観まちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- 舟運の歴史文化の景観拠点づくり（古道の活用（山麓周辺）、歴史的建造物・古い商家や蔵の活用）
- 鰍沢の山車保存庫の整備
- 歴史・文化の「地域のお宝」の活用（「お宝マップ」の有効活用、妙法寺（あじさい寺）、氷室神社（大杉のご神木、ドラマのロケに利用された石段と鎮守の森）、平林の氷室の保全と生活文化のＰＲ等）
- 優れた特徴ある眺望の活用（櫛形山、富士山、ダイヤモンド富士、甲府盆地の眺望、沓米の高台等）
- ビューポイントの整備、富士山の眺望点の発掘と整備、眺望景観のＰＲ
- 沓米、平林の棚田景観の保全と活用（シンボル景観の形成（眺望と桜の活用）、棚田を守る組織づくり、沓米の水車復活（発電）等）
- 里山景観や趣ある集落景観の保全と活用
- 桜回廊づくり（大法師公園～殿原スポーツ公園）、桜ウォーキングロードづくり（景観、歴史、水車（発電）、棚田等）
- フットパスの実施（沓米、山麓エリア）、既存のまち歩きイベントの活用（沓米）
- 山梨二百名山の選定と顕在化
- 伝統行事や祭り、伝承などの継承（祇園祭、神楽（太鼓）、櫛形山信仰等）
- 地名の由来の掘り起こしと発信（鰍沢、十谷など）、古典落語の「鰍沢」の地域ＰＲへの活用
- 物語の掘り起こしと発信（禹之瀬の神話、地域を切り開いた人物、胴塚・首塚・足塚、棺桶山、渡船場、舟運、駿州往還、宗教伝搬の道等）
- 地域と来訪者が楽しむしかけづくり（歴史探検、地元のツアーガイド育成、クイズラリー等）など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- ダイヤモンド富士や山々の眺望、山地や林道からの甲府盆地の眺望など、良好な眺望景観の保全と活用
- 増穂 IC 周辺や既存の観光拠点周辺など、地域のシンボルとなる景観づくりの推進
- 富士川などの河川、大柳川渓谷や妙蓮の滝、八雲池などの水辺景観の保全

■第１次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■地区実行計画

- 水車の復活と棚田の景観の保存
- 地域の祭りの掘り起こし
- 富士山の見える場をみんなでつくる　など

・上高下からみた甲府盆地の眺望

・大法師公園の桜

5．豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針　自然環境・水と緑

（1）基本方針

▶豊かな自然を守り･育てるとともに郷土の自然とのふれあいや交流を育み、花と緑に彩られた潤いあるまちづくりを進めます。

本町は、富士川や大柳川等の水辺空間、西側一帯の巨摩山地の山々や奥深い森林、緑を陰影づける美しい渓谷、大法師公園の桜やあじさいなど、豊かな自然と四季折々の美しい風景をいたるところで見ることができます。

このようなふるさとの豊かな自然や風土を大切に守り、まちづくりの大切な資産として育むとともに、交流やふれあいの場として親しむなど、積極的な活用を図ります。また、豊かな自然が暮らしに映えるよう、町民の活動により支えられる花と緑に彩られた潤いあるまちづくりを進めます。

・新緑の大柳川渓谷

■豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針の体系

- 1）豊かな自然を守り･育み、自然とのふれあいや交流の場としての活用を図ります。
  - ①自然公園区域等の環境保全
  - ②豊かな森林資源の保全と活用
  - ③河川や渓谷など潤いある水辺環境の保全と活用
  - ④貴重な動植物の生息環境の保全
- 2）緑の拠点と水と緑のネットワークづくりを進めます。
  - ①緑の拠点づくりの推進
  - ②水と緑のネットワークづくりの推進
  - ③暮らしに身近な水辺や緑の資源の保全と活用
- 3）水と緑の潤いと四季折々の彩りが映えるまちづくりを進めます。
  - ①地域の特性に応じた緑化の推進
  - ②協働による水と緑の潤いと、彩りあるまちづくりの推進

（２）豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針

1）豊かな自然を守り・育み、自然とのふれあいや交流の場としての活用を図ります。

本町は、潤いある水辺や奥行きのある森林など豊かな自然に恵まれています。また、市街地や集落地周辺にも、里山や社寺林、雑木林、水路や小川など、身近な自然や緑が分布しています。

このようなふるさとの自然環境は、永い歴史と営みの中で、守り・育まれてきた本町のかけがえのない財産であることから、積極的な保全を図るとともに、自然とのふれあいやレクリエーション活用など、自然を知り、豊かさを実感できる効果的な活用を図ります。

基本方針	施策の方針
①自然公園区域等の環境保全	**■自然公園区域等の環境保全** ○県立南アルプス巨摩自然公園区域の環境保全、区域の指定継続 ○自然環境保全地域の環境保全（戸川渓谷景観保存地区、利根川自然造成地区）
②豊かな森林資源の保全と活用	**■貴重な森林資源の保全** ○「富士川町森林整備計画」に基づく水源涵養林等の保全と適正な維持管理の推進（保安林の指定継続等） ○山地や丘陵地の自然植生、天然記念物等の維持・保全 ○里山の森の保全、林業の振興（特用林産物、間伐材の有効活用等） **■森林とのふれあいの場づくりの推進** ○エコツーリズム、森林セラピー、自然環境学習・体験の場の充実（増穂ふるさと自然塾、県森林総合研究所による森の教室、平林・鰍沢地区の林業体験活動、野生動植物との共生など健全な森への再生活動等） ○トレイルラン・トレキッングコースの拡充・整備（源氏山周辺等の新たなルート整備、休憩スポット、トイレ等の整備）
③河川や渓谷など潤いある水辺環境の保全と活用	**■主要河川、渓谷の水辺環境や水質の維持･保全** ○河川、渓谷の水質汚濁の防止促進と自然環境に配慮した河川整備の推進 ○公共下水道整備の推進、合併浄化槽の普及促進等 **■水辺とのふれあいの場づくりの推進** ○長沢川の親水整備箇所や水辺プラザなど河川の親水空間の活用（水辺の楽校、自然観察・体験学習の場、広場や散策路、自然護岸の整備等） ○大柳川渓谷や妙蓮の滝・不動滝等の水辺空間の活用（遊歩道、親水広場等）
④貴重な動植物の生息環境の保全	**■森林や水辺の貴重な動植物の保護、生息環境の維持･保全** ○山地や河川の貴重な動植物の生息環境の維持・保全（櫛形山のアヤメの群生、渓流のヤマセミやイワナ、富士川・笛吹川合流部の渡り鳥の飛来等） ○氷室神社の大杉やクロベ、最勝寺の四季ザクラ、柳川寺のしだれ桜、柳川のイヌガヤの群生等の天然記念物の維持・保全 ○県・周辺自治体、NPO 等と連携した南アルプスの貴重な高山植物の保護 ○子どもたちの環境教育や意識啓発の促進 **■自然に配慮した施設整備** ○道路や河川整備等の多自然型工法の活用、生態系に配慮した水路等の整備、ビオトープ空間の創出 ○リニア中央新幹線整備における、生態系や自然環境への配慮についての関係各機関への要請

２）緑の拠点と水と緑のネットワークづくりを進めます。

本町の豊かな自然環境は、まちの活性化を図る上でも、町民や来訪者が自然に親しみ、憩い・ふれあう場としての活用が求められており、まちづくり住民会議においても、自然を活かした交流の盛んなまちづくりが望まれています。

そのため、緑の拠点づくりや水と緑のネットワークの形成、身近な水辺や緑の保全と活用を図り、彩りと潤いを創出し・結びつけるまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①緑の拠点づくりの推進	**■既存の緑の拠点の機能の充実･魅力の向上** ○大法師公園の園路整備、アクセスの向上、さくら祭りの充実等 ○既存の緑の拠点の機能充実・魅力の向上（殿原スポーツ公園、利根川公園、富士川ふれあいスポーツ広場、大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園） ○自然レクリエーション拠点の機能の充実・魅力の向上（親水公園等） **■新たな緑の拠点づくり** ○舟運の歴史文化や親水空間と連携した水辺プラザの観光交流機能の強化 **■身近な公園･広場づくり** ○既存の都市公園、広場等の機能の充実 ○住宅地や集落地に不足している公園・広場等の整備の推進 ・都市公園、農村公園、広場の整備 ・まちなかのポケットパークの整備（商店街、主要な公共施設周辺） ・雑木林、遊休農地、水辺空間等を活用した広場づくり
②水と緑のネットワークづくりの推進	**■水と緑の骨格軸の形成** ○主要河川の水辺環境の保全と活用、親水空間の形成（富士川、利根川、戸川、大柳川、畔沢川等） **■水と緑のネットワークづくり** ○桜回廊事業の推進 ○主要な拠点や親水空間を結ぶ市街地周辺の緑の風景回廊の創出 ・桜回廊の創出（大法師公園～殿原スポーツ公園～森林総合研究所～巻米の棚田～利根川公園） ・水辺回廊の創出（利根川公園～利根川沿い～富士川沿い～大法師公園） ○主要道路の歩道整備と道路緑化による緑のネットワークづくり ○トレイルラン・トレッキングコース、登山道、渓谷遊歩道、（仮称）ふるさとの散歩道（主要な地域資源を結ぶ散策コース）、富士川サイクリングロード等の充実 ○林道足馴峠線の整備促進
③暮らしに身近な水辺や緑の資源の保全と活用	**■市街地や集落地の特徴的な緑の保全と活用** ○やまの緑（樹林地）、おかの緑（田園風景）、まちの緑（河川沿いと水田地帯等の市街地の緑、水の緑）の維持・保全 ○景観の骨格となる市街地後背の斜面樹林や里山の保全 ○身近な四季折々の緑の保全と活用（妙法寺のあじさい、天神中條天満宮の菜の花、殿原スポーツ公園や利根川公園の桜等） ○地域の良好な水と緑の資源の保全と活用（蓮久寺、蓮華寺、七面堂等の後背の森や里山、長沢川のほたるの里、八雲池等） ○森林・雑木林の保全と回復、環境学習等の活用促進（森づくり活動など） **■里山の保全と活用** ○荒廃した里山の適切な維持管理、植林活動など地域ぐるみの保全の促進 **■農地や樹園等の緑の保全** ○優良農地の計画的な保全、遊休農地の有効利用の促進 **■その他の身近な水辺と緑の保全と活用** ○文化財、社寺林、鎮守の森等の歴史文化に関わる緑の保全 ○雑木林、屋敷林、地域のシンボルとなる大木・古木等の保全 ○雑排水対策、不法投棄対策、雑草繁茂への対応（身近な河川や水路）

３）水と緑の潤いと四季折々の彩りが映えるまちづくりを進めます。

本町は、大法師公園の桜に代表されるように、豊かな自然を背景として、四季折々に美しい風景を見ることができます。主な町民意向では、暮らしと自然が共生するまちや地域にふさわしい四季折々の花や樹林を増やすことが求められています。

そのため、地域の特性に応じた緑化を推進するとともに、身近な緑や花を愛で育成するなど、町民一人一人の小さな活動から芽吹く、潤いと四季折々の彩りが映える美しいまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①地域の特性に応じた緑化の推進	**■公共施設の緑化と維持管理の推進** ○主要な公共施設の緑化と維持管理の推進（増穂 IC 周辺、道の駅富士川周辺、主要な観光交流施設、鰍沢口駅前広場、国道 52 号（市街地部）等の主要道路、学校、公園等） **■民有地の緑化と維持管理の促進** ○住宅地、集落地、工業地、商店街、里山や遊休農地等の緑化と維持管理の促進 **■緑化推進地区の検討** ○「（仮称）富士川町緑の基本計画」の策定と併せた重点的に緑化すべき「緑化推進地区」の検討（まちの顔となる中心市街地や地域生活拠点、中心商店街、新たな交流活性化拠点、観光交流拠点等）
②協働による水と緑の潤いと、彩りあるまちづくりの推進	**■緑の保全、育成に関する仕組みの充実** ○「（仮称）富士川町緑の基本計画」の策定 ○「生け垣設置助成制度」の充実 ○緑の保全・育成に関する仕組みづくり（緑化推進団体の育成、緑化基金制度、グリーンバンク制度、緑化表彰制度等の新たな制度づくり、町民緑化活動への助成・支援策、相談窓口の充実、各種補助事業の活用等） **■水と緑の普及･啓発活動の推進** ○環境教育の推進（体験活動、森林環境学習、エコツーリズムの推進等） ○緑化イベントの開催（緑化フェア、緑化コンクール、オープンガーデンの普及等） ○緑のＰＲ活動の推進（緑のガイドブック作成、水と緑のサイン整備等） **■住民参加、協働による花と緑に彩られたまちづくり活動の促進** ○「住民参加の森づくり活動」の推進 ○ますほ里山暮らしを学ぶ会やNPO、ボランティア等の既存住民活動の促進による緑の保全と維持管理の促進 ○花いっぱい運動、環境美化活動など地域活動の促進（まちかど花壇の設置等） ○緑に関するルールづくりの推進（緑の協定、緑地協定の活用等） ○ワークショップなど住民参加による公園・広場づくり

■豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針図（富士川町全体）

■豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針図（都市田園圏域）

〈参考〉豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- 河川等の水辺空間の活用（せせらぎづくり、利根川の緑地や桜並木の緑の回廊づくり）
- 水辺の活用（八雲池等）
- 良好な森の活用（七面堂の森）
- 豊かな自然環境の体験活用（グリーンツーリズムの推進、親と子どもの体験活用、里山と民泊体験、森と山村体験（増穂ふるさと自然塾、ゲストハウス等の活用））
- 里山の維持・保全と再生
- 人の手入れが見える地域の環境づくり（山・里山・森の手入れ、維持管理）
- 「桜回廊・桜ウォーキングロード」の整備（観光スポットの魅力づくり、ビューポイントの整備等）
- 遊歩道、サイクリングロード、登山道の整備
- 地域間を結ぶ道づくり（平常時は地域間連絡道、観光ルート、緊急時は迂回路としての活用）
- アウトドアグッズのアウトレットモールの整備（トレイルランコースの整備やイベントとの連携）
- 自然の良さのＰＲ（公害や汚染、音のない静けさ、星空の美しさ）　など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- 富士川、戸川、大柳川渓谷、妙蓮の滝や不動滝などの美しい水辺環境の保全
- ホタルや水辺の生態系など、貴重な動植物の生息環境の保全
- 桜、あじさい、菜の花など、地域にふさわしい四季折々の花や樹林を増やす

■第１次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■地区実行計画

- 大法師公園への四季の花の植栽
- 花づくりから取り組む環境整備
- かじかがえるの復活
- 計画的な下草刈り、間伐の実施
- 河川清掃・維持管理　など

・山峡を流れる富士川

・大柳川と御殿山

６．地域に住み続けられる防災まちづくり方針　防　災

（１）基本方針

▶水害や地震などの災害から町民の生命と財産を守り、地域に住み続けられる防災まちづくりを進めます。

東日本大震災以降、人々の安心・安全への意識は高まり、改めて自然災害の怖さと、災害に対していかに日常的な備えが重要であるかを考えさせられることになりました。

本町は、度々の水害や土砂災害に悩まされてきた経緯があり、まちづくり住民会議やアンケート調査においても、防災に対する町民の意識は非常に高いものとなっています。

また、近年は雪害への対応も求められており、冬季の生活の安全性が確保された雪に強いまちづくりも必要となっています。

洪水や地震などの自然災害から、生命と財産を守り、安心してふるさとに住み続けることができるよう、災害に強いまちづくりを推進します。

・十谷集落の地滑り防止対策

■地域に住み続けられる防災まちづくり方針の体系

- **1）水害やがけ崩れなどに対する安全対策を強化します。**
  - ①水害等に対する安全対策の強化
  - ②がけ崩れや土砂災害等に対する安全対策の強化
  - ③中山間地域の孤立化を回避する防災対策の強化
- **2）町民の安全を守る、防災まちづくりを推進します。**
  - ①防災拠点・避難場所等の充実・強化
  - ②防災関連施設の整備充実
  - ③緊急輸送道路、避難路等の機能強化
  - ④木造密集住宅地の環境改善
  - ⑤建築物の耐震化の促進
- **3）まち全体、地域ぐるみによる防災体制の強化を図ります。**
  - ①防災体制の強化
  - ②町民の防災意識の向上
  - ③地域の自主防災組織・活動の育成強化

（２）地域に住み続けられる防災まちづくり方針

１）水害やがけ崩れなどに対する安全対策を強化します。

本町は、西側一帯が巨摩山地の山々が連なる急峻な地形から、北東部は富士川沖積地氾濫原地帯に位置し、度々の水害や土砂災害に悩まされてきた経緯があります。また、富士川沿いに糸魚川・静岡構造線が南北に縦断し、地震などの自然災害の影響を受けやすい地理的・地質的特性があります。

そのため、富士川の治水安全対策や水害の危険性のある河川の改修を促進するとともに、山間地域のがけ崩れの危険性の高い箇所の安全対策の強化など、自然災害への防災・減災対策を強化していきます。

基本方針	施策の方針
①水害等に対する安全対策の強化	**■河川防災ステーション整備の促進** 〇国との連携による富士川の洪水等に対する災害対策基地の整備、水防対策の強化（水防センター、災害復旧資材の備蓄倉庫等） **■富士川沿い等の低地部の内水氾濫対策の推進** 〇高い保水力を持つ水田など農地の計画的な保全 〇浸水想定区域への雨水排水管渠の整備、排水ポンプ場の整備（青柳、長澤排水機場の改修整備） 〇開発に伴う洪水調節池や雨水調整池の設置等による雨水流出量の抑制 〇雨水流出抑制等による内水氾濫対策の強化（緑化、各戸の雨水貯留施設や浸透桝の設置等による流出抑制の促進等） 〇上流市町や流域全体での土地利用調整・協力体制による流出抑制の促進 **■主要な河川の治水安全対策の強化** 〇富士川、利根川、戸川など重要水防区域の堤防強化（国や県に要請）、水害の危険性のある河川改修の促進 〇新利根川の治水安全対策の強化 〇東川の河道拡幅 **■液状化現象の危険性の高い地区での液状化対策、建築物の液状化対策工法導入の推進** **■その他の安全対策の推進** 〇「富士川町土砂災害ハザードマップ（洪水避難地図）」の周知 〇水害危険性が想定される地域におけるハザード情報の積極的な公開、宅地化の抑制、治水計画と連携した土地利用の規制・誘導に基づく防災対策の推進 〇国・県との連携による公共施設等への災害時の避難を促す表示板等の設置 〇防災行政無線デジタル化と併せた雨量計設置による監視強化、災害情報伝達の迅速化
②がけ崩れや土砂災害等に対する安全対策の強化	**■がけ崩れや土砂災害等の自然災害未然防止に向けた安全対策の強化** 〇「富士川町土砂災害ハザードマップ」の周知 〇治山事業・砂防事業連携による水源涵養に資する災害に強い森林づくりの促進、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定の町民への周知徹底、適切な安全対策の促進など **■危険区域に対する安全対策の推進** 〇急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険区域、崩壊土砂流出危険地区等における安全対策の推進 〇土砂災害危険地域への防災無線施設整備の拡充（個別受信機設置検討等）
③中山間地域の孤立化を回避する防災対策の強化	**■主要道路の防災安全性の強化** 〇県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線、主要林道の防災安全性の強化 **■災害時における迂回路、ヘリポート等の整備・充実** 〇災害時孤立集落対策に向けた中山間地域連携軸の機能強化、迂回路の確保（既存林道の拡幅・改良等による町内三筋の南北の連絡強化） 〇集落内生活道路や林道を活用した東西の迂回路の確保と機能強化 〇ヘリポートの整備・充実

２）町民の安全を守る、防災まちづくりを推進します。

市街地や集落地の災害安全性の向上を図るため、防災拠点や避難所の充実と強化、防災施設や避難路の充実、耐震化の促進など、環境改善等による防災性の向上と防災機能の充実・強化を推進し、地域に住み続けることのできる安全・安心なまちづくりを推進します。

基本方針	施策の方針
①防災拠点・避難場所等の充実・強化	**■広域的な防災拠点の整備** ○災害対策基地となる河川防災ステーション周辺の整備促進（災害時の物資供給拠点となる道の駅富士川、緊急輸送道路の機能強化等） **■主要な防災拠点の機能強化** ○町全体の防災拠点を担う町役場、地域防災センター機能を担う分庁舎、シビックコア地区、地域生活拠点周辺等の機能強化 **■指定避難場所（避難所・避難地）の機能の充実** ○富士川町地域防災計画に基づく避難所等の機能充実（指定避難所 78 ヶ所、指定避難地 117 ヶ所） ○避難所の機能充実 ・建物の耐震性の強化、備蓄倉庫の充実、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、誘導標示板の充実など ・災害時要援護者専用スペースの確保 （高齢者・障がい者・乳幼児・けが・病人などの災害時要援護者） ・災害時要援護者用避難所（福祉避難所）の開設検討 ○避難地の機能充実 ・耐震性貯水槽、資機材倉庫の整備推進、災害協定の締結促進（流通備蓄等）、誘導標示板の充実など ○災害時の危険性が予想される指定避難所の見直し、再編検討
②防災関連施設の整備充実	**■防災資機材の整備充実** ○耐震性貯水槽（飲料水兼用）、消火栓等の整備推進 ○防災行政無線による情報連絡体制、災害時の情報基盤整備の充実・強化 **■老朽化した橋梁の補修・補強・架け替え** ○橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の適切な補修・補強・架け替え **■ライフラインの安全性の確保** ○液状化対策を含めた上下水道、電気、電話、都市ガス等の安全対策 **■緊急ヘリコプター発着所の整備充実**（17 ヶ所）
③緊急輸送道路、避難路等の機能強化	**■緊急輸送道路の機能強化** ○「山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められている緊急輸送道路（国・県道）の機能強化とこれらにアクセスする主要道路の強化 **■主要な避難ルート等の機能強化** ○災害時の避難路や救援救急活動のルートとなる主要な道路、延焼遮断機能を有する道路の機能強化
④木造密集住宅地の環境改善	○防災面や通行上支障のある生活道路の改善（狭あい道路、行き止まり道路等） ○消防活動困難区域の解消、避難ルートの確保 ○老朽木造住宅の建て替え、建築物の不燃化促進 ○倒壊の恐れのあるブロック塀等の改善
⑤建築物の耐震化の促進	**■公共施設の耐震化** ○防災拠点である庁舎の耐震化に伴う建設検討 ○耐震診断の実施など **■建築物の耐震化の促進** ○「富士川町耐震改修促進計画」に基づく耐震診断、耐震改修の推進（一部補助、事業のＰＲ、普及啓発）

３）まち全体、地域ぐるみによる防災体制の強化を図ります。

本町は、区など地域のコミュニティが緊密であり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助共助の地域の結束力も高いものがあります。

協働による防災まちづくりに際しては、防災意識の向上と災害リスクに対する理解を深めるとともに、地域住民と町が一体となった地域防災体制の強化を促進します。

基本方針	施策の方針
①防災体制の強化	**■「富士川町地域防災計画」に基づく全町的な防災体制の強化、地域住民が主体となった防災体制づくりの促進** **■災害時の連携体制の強化** ○国・県と連携した治水・治山・砂防対策、豪雪時など災害時の連携体制の強化 ○消防署・消防団、警察署、関係医療機関などの連携強化 ○地域支援員（地域自主防災職員）の充実・強化 ○地区による災害時要援護者対策の取り組み促進、「災害者支援カード」の周知・充実 **■救急医療体制の強化** ○峡南医療センター富士川病院など地域医療施設と連携した救急医療体制の確立、消防署の救急体制の強化 **■災害時行動マニュアルの作成と周知** ○災害時における町民の安全な行動を促す「災害時行動マニュアル」、「災害時要援護者支援マニュアル」の作成と周知
②町民の防災意識の向上	○「富士川町土砂災害ハザードマップ（土砂災害・洪水避難地図）」の周知徹底、自然災害に対する積極的な情報公開の推進（山梨県東海地震による液状化危険度マップ等） ○防災訓練の充実・強化 ○地域や住民協働による除雪体制の強化 ○地域住民による避難ルートの再確認と、住民参加による地域単位の防災マップづくりの促進
③地域の自主防災組織・活動の育成強化	○既存の自主防災組織の育成・強化（消防団の担い手の育成・強化等） ○災害ボランティア活動の充実（アマチュア無線災害ボランティア等） ○「防災援助協定」の充実、ＮＰＯや企業等との連携 ○災害時に対応した組や地域コミュニティへの参加の励行、災害ボランティアの育成

・小室に整備されたヘリポート

・富士川町消防団出初式

■地域に住み続けられる防災まちづくり方針図（富士川町全体）

■地域に住み続けられる防災まちづくり方針図（都市田園圏域）

〈参考〉防災まちづくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

- 水害対策の促進（新利根川周辺（天井川）および利根川・戸川上流域の治水安全性の強化、市街地周辺の浸水エリア、禹之瀬の拡幅改善）
- 土砂災害対策の推進（降雨時にも通行できる道路の改善整備（町内三筋の県道等）、土砂崩れ、土砂ダムによる集落水没リスクへの対策等）
- 地滑り対策
- 密集市街地の防災対策の強化（青柳や鰍沢周辺の老朽木造密集市街地）
- 建物や施設の耐震化等の地震対策
- 中山間地域の孤立を防ぐ災害時の迂回路の確保（丸山林道の拡幅整備、県道の代替道路として林道を活用した東西アクセス道路、既存林道を活用した外環状道路の整備）
- 災害時の孤立集落対策（ヘリポートの整備、備蓄等）
- 地域を見渡す「物見場（望楼）」の検討
- 災害時の情報基盤整備（防災無線、ラジオ、携帯電話等）
- 危険個所等の周知、防災意識の向上（災害マップの活用等）
- 若者など組や地域コミュニティへの参加の促進（災害時への対応等）など

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

- 地震や水害などの自然災害対策の強化
- 地域医療施設と連携した救急医療体制の整備
- 災害時の避難場所や備蓄倉庫の整備

■第１次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会　－地域の課題・解決策－
- 防災に強いまちづくり
- 防災を兼ねた水源づくり

■地区実行計画
- 河川土手の補強整備
- 災害時に向けた道路の確保
- 防災施設整備による安心まちづくり（防災備蓄倉庫、飲料水の確保）
- 災害に備えた体制の充実
- 地域の防災組織の充実（高齢者の消防活動、消防団サポーター組織の形成）
- 地区防災の取り組み強化（公民館の活用、防災訓練の充実、自主防災の強化、活動への助成）
- 地震対策の助成制度のＰＲ　など

７．安心・快適な暮らしの環境づくり方針　生活環境・福祉

（１）基本方針

▶人や環境にやさしく、高齢者や子どもたちなど誰もが快適に、安心して暮らすことのできる、身近な暮らしの環境づくりを進めます。

住民が安心・快適に暮らせ、様々な活動を行っていくためには、暮らしの基盤整備を充実するとともに、本格的な少子高齢化社会に対応し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することが必要です。

また、本町の豊かな環境を損なうことのないよう、限りある資源を守り、一人一人ができるところから環境に配慮をすることも大切です。

個々の暮らしを守り、支え合いながら、富士川町に住むことを楽しみ、毎日を活き活きと快適に、安心して暮らすことのできる、身近な暮らしの環境づくりを推進します。

・ふれあいの郷まほらの湯

■安心・快適な暮らしの環境づくり方針の体系

生活環境づくり

1）身近な生活環境が充実し、安心・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

- ①身近な生活環境の改善・整備と充実
- ②定住を促す良質な住まいづくりの推進
- ③防犯まちづくりの推進

福祉のまちづくり

2）心と体を育む、福祉が充実した人にやさしいまちづくりを進めます。

- ①誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化の推進
- ②安心して暮らせる福祉・健康の環境づくり
- ③協働による福祉のまちづくりの推進

環境まちづくり

3）豊かな自然と共生する環境に配慮したまちづくりを進めます。

- ①自然や環境に配慮したまちづくりの推進
- ②省エネ・リサイクル・新エネルギー型のまちづくりの推進
- ③協働による環境まちづくりの推進

（２）安心・快適な暮らしの環境づくり方針

生活環境づくり

１）身近な生活環境が充実し、安心・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

住民が安心で快適な暮らしを続けていくためには、身近な生活基盤整備をはじめ、暮らしの質や真の住み良さに応えるまちづくりが必要です。

そのため、まちの安全性、利便性、快適性を高め、地域の特性を踏まえた住環境づくりを進めるとともに、定住促進のための支援策の充実等を図ります。

基本方針	施策の方針	
①身近な生活環境の改善・整備と充実	**ⅰ）生活基盤の整備・充実**	**■市街地や集落地内の生活道路の改善整備** ○市街地内の生活道路網の改善・整備（緊急車両の円滑な通行、消火緊急活動困難区域の解消等） ○集落地内の生活道路網の改善・整備（通過交通を排除した防災性、交通安全性の向上に配慮した生活道路網の整備） ○狭あい道路や行き止まり道路の改善・整備 ○歩いて楽しいみちづくり（中心商店街、主要河川沿い、主要な公共施設周辺など） **■身近な公園・広場、緑地の整備・充実** ○公園の不足する地域における整備推進、総合スポーツ広場など体育施設の充実、ポケットパークの整備等 **■下水道等の整備推進** ○公共下水道事業の推進（市街地および周辺） ・流域下水道計画の適切な見直し ・市街地整備や郊外の宅地化が進行する地域、土地区画整理事業地区等の下水道整備の推進 ・市街地低地部の下水道施設の耐震化の推進 ・整備後の本管への接続の促進 ○農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及促進 **■上水道施設の整備推進** ○安定的な生活用水の確保と管理体制の強化、水需要増加に対応した水源の確保、配水施設の老朽化対策等 **■その他河川・水路の整備** **■情報ネットワークの整備、活用** ○超高速ブロードバンド網整備の充実等による地域間情報格差の是正
	ⅱ）交通安全対策の推進	**■幹線道路等の交通安全対策の強化** ○幹線道路等の歩道の整備、路側帯等歩行空間の確保（国道52号（市街地部）、（都）青柳長沢線、（都）青柳横通り線等） **■通学路等の交通安全対策の強化** ○歩道・路側帯の確保、スクールゾーンの設置、車の走行速度の抑制、街路灯整備等（通学路緊急合同点検結果の活用） **■主要交差点の改善・整備** ○危険性の高い交差点の改良整備（信号機・ミラー設等） ○富士川西部広域農道等への信号機の適切な設置 **■交通安全施設の整備充実** ○信号機、交通標識、カーブミラー、ガードパイプの設置等 **■居住エリアへの通過交通の抑制策の検討** ○適正な交通規制の導入検討、快適な歩行空間の確保（あんしん歩行エリアの導入検討等）

<table>
<tr><th>基本方針</th><th colspan="2">施策の方針</th></tr>
<tr><td></td><td>ⅲ）生活利便施設の整備･充実</td><td>■教育施設の改善･機能充実
○通学環境や適正規模・配置を考慮した学校統廃合の検討
○旧五開小学校の地域振興に資する有効活用
○教育施設の改築・耐震化
○余裕教室等のコミュニティ利用の促進
■生活利便施設等の改善･整備
○新庁舎の建設に向けた検討
○老朽化した公民館、集会所等の改築・改修
○図書館など生涯学習施設の整備・充実
○スポーツ公園等の体育施設の充実
○児童館の整備検討、保育所統廃合の検討、子育て支援センター、世代間交流施設の充実
○公共施設の有効活用、再編の検討（機能が関連する公共施設の集約・統合化、個々の施設の連携強化等）</td></tr>
<tr><td></td><td>ⅳ）良好な生活環境の維持･向上</td><td>■大規模事業に伴う環境影響対策の検討
○リニア中央新幹線や中部横断自動車道の整備に伴う環境影響対策の継続的な検討と実施（水資源枯渇対策、動植物の生態系の保全対策、高架橋整備による景観対策、コミュニティや暮らし、地域環境の分断等への対応等）</td></tr>
<tr><td>②定住を促す良質な住まいづくりの推進</td><td colspan="2">■まちなか居住の促進
○用途地域内の計画的な市街地整備の促進と定住促進
○町営住宅等の既存インフラの有効活用による定住促進
■良質な住宅地の供給
○山王土地区画整理事業地区や中心市街地周辺における良質な住宅地の形成
○低未利用地の生活基盤整備、計画的な宅地化誘導による住宅建設の促進
■中山間地域の過疎対策の推進
○中山間地域の過疎対策の推進（公営住宅長寿命化計画に基づく住宅ストックの有効活用、町有地や遊休農地、空き家の有効活用等）
■良質な公的住宅の供給
○「富士川町住宅長寿命化計画」に基づく計画的な改善・整備の推進
・適正な維持・管理、改修、建替え、用途転換、民間住宅への移行の推進等
・バリアフリー化、耐震化、UJI ターン、ファミリー層や若年層をひきつける低廉かつ良質な住宅・住戸の供給等
■低廉かつ魅力ある住まいづくりの推進
○高齢者対応住宅の普及（高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用、ケア付住宅等）
○新たな民間共同住宅の供給促進（コーポラティブハウス、コレクティブハウス等）
○多様化するライフスタイルに対応した魅力ある住まいづくりの推進（田舎暮らし（２地域居住）、環境に配慮した住宅・別荘地、菜園付住宅、空き家活用のファームステイ等）
■定住促進への支援充実
○情報提供・相談体制の充実（空き家バンク制度、相談窓口の充実等）
○支援・助成制度の充実と活用（２地域居住等の定住促進に向けた支援策の充実、新築・リフォーム等に関する国・県等の支援・助成制度の活用等）</td></tr>
<tr><td>③防犯まちづくりの推進</td><td colspan="2">■街路灯･防犯灯の設置充実
■地域住民と連携した防犯対策の促進
○小学校の防犯訓練・防犯教室の充実
○スクールガード事業の充実・強化、地域防犯パトロール活動の促進
○ヒヤリハット・マップの作成、地域住民による挨拶の励行など</td></tr>
</table>

福祉のまちづくり

２）心と体を育む、福祉が充実した人にやさしいまちづくりを進めます。

本町は、山梨県下でも高齢化率が高く、近年は、人口減少や少子高齢化による集落の維持やまち全体の活力の低下が懸念されています。町民意向においても、福祉や保健・医療の充実が特に望まれており、本格的な少子高齢社会に対して、福祉施策や地域医療、社会保障等、住民がどこにいてもどんな状況でも、これらを享受し、安心して暮らすことのできるまちづくりが必要となっています。

そのため、地域コミュニティの緊密さを大切に維持しながら、誰もが地域社会の一員として心身ともに助け合い、支え合い、心豊かに暮らしていく福祉が充実した人にやさしいまちづくりを推進します。

<table>
<tr><th>基本方針</th><th colspan="2">施策の方針</th></tr>
<tr><td>①誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化の推進</td><td colspan="2">■公共交通のバリアフリー化
○鰍沢口駅のバリアフリー化の促進（券売機や音声・案内表示等）
○コミュニティバス、デマンド交通の充実とバリアフリー化の推進
○低床バス導入、主要なバス停留所のバリアフリー化などバスの利便性向上
■道路・歩行者空間のバリアフリー化
○主要な道路・歩行空間のバリアフリー化（歩道整備・段差の解消、視覚障害者誘導ブロック、音声式信号機設置等）
○安全で快適な歩行空間確保のための電線類地中化の検討
○車利用から主要施設への移動円滑化を図る障害者用駐車場の整備・充実
■主要な公共公益施設のバリアフリー化
○公共施設のバリアフリー化（公園・緑地、行政文化施設、福祉施設など）
○主要な民間建築物のバリアフリー化（観光交流施設、大型店舗、病院、銀行等の「バリアフリー新法」に基づく施設のバリアフリー化の促進）
■重点的なバリアフリー整備の推進
○「（仮称）富士川町バリアフリー基本構想」の策定検討、多くの町民や来訪者が利用する、道の駅富士川等の観光交流拠点や地域生活拠点など主要拠点周辺の「バリアフリー推進ゾーン」への位置づけと整備の検討
■ユニバーサルデザインの推進
○「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」（山梨県）に基づく、主要な公共施設のユニバーサルデザインの導入推進</td></tr>
<tr><td>②安心して暮らせる福祉・健康の環境づくり</td><td>ⅰ）高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進</td><td>■「富士川町地域福祉計画」に基づく福祉のまちづくりの推進
■高齢者福祉施設・福祉サービスの充実
○既存の福祉施設の機能充実
○介護サービス、在宅支援・自立支援等の充実
■高齢者等に配慮した住まいづくりの推進
○高齢者等に対応した町営住宅の供給、リフォームなど住宅のバリアフリー化への支援、グループホームの整備等
■安否確認システムの確立
○緊急通報体制等整備事業の推進（ふれあいペンダント等）
■高齢者等の生きがいづくり・社会参加の促進
○生きがい活動支援通所事業の充実
○ふれあいいきいきサロン、生涯学習活動の充実、老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援等</td></tr>
</table>

基本方針	施策の方針	
	ⅱ）地域で子どもたちを育むまちづくりの推進	**■「富士川町次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援の充実** **■子育て環境の整備・充実** ○「ファミリーサポートセンター事業」の充実 ○保育所、学童保育、児童館等の機能充実（保育所統廃合の検討） ○子育て支援ガイドブックの普及、子ども医療費無料化の充実等 **■学校教育・地域教育の充実** ○小中学校の施設・整備の充実 ○学校と連携したコミュニティスクールの充実 ○学校間交流事業、食育活動の推進 ○地域のコミュニティ拠点としての学校の活用 ○世代間交流の機会と場づくり（空き教室、空き家・空き店舗等を活用したふれあいサロンづくり等）
	ⅲ）健康まちづくりの推進	**■「（仮称）富士川町健康増進計画」の策定と推進** **■健康増進事業・健康まちづくりの推進** ○総合的・効率的な保健・医療・福祉事業の拠点となる「ふれあいの郷」の機能充実（まほらの湯、地域健康福祉センター、保健福祉支援センター周辺） ○病院と連携した健康プログラムの推進（病気の予防・健康づくり教室の開催、ウォーキング等の健康づくり機会の充実） ○地産地消、食育の推進
	ⅳ）地域医療の充実	**■医療体制の充実** ○主要医療機関の連携（峡南医療センター富士川病院、峡南医療センター市川三郷病院、峡南病院）による救急医療・広域医療体制の充実 ○主要医療機関を結ぶ公共交通網（バス路線）の充実
③協働による福祉のまちづくりの推進	**■福祉のまちづくりに向けた取り組み、推進体制の強化** ○相談窓口と庁内推進体制の充実、福祉活動への支援充実 ○「人にやさしいまちづくり事業」制度の活用 ○福祉のまちづくりに関する指針づくり（福祉のまちづくりハンドブックの作成等） **■協働による福祉のまちづくりの推進** ○既存組織等を活用した福祉ネットワークづくり（社会福祉協議会、NPO、福祉ボランティア団体等の連携強化） ○地域ぐるみ・区単位の高齢者等の見守り、安否確認、サポート体制の強化 ○住民の意識啓発と向上（福祉マップの作成など）	

環境まちづくり

3）豊かな自然と共生する環境に配慮したまちづくりを進めます。

豊かな環境を享受し、快適で潤いある暮らしを維持していくためには、限りある資源を大切にする循環型社会を構築していく必要があります。

そのため、次のような施策に取り組み、豊かな環境を損なうことのないよう、一人一人ができるところから動き、呼びかけ、郷土の豊かな自然と共生する環境に配慮したまちづくりを推進します。

基本方針	施策の方針
①自然や環境に配慮したまちづくりの推進	**■森林や水環境の保全** 〇「富士川町森林整備計画」に基づく、水資源涵養の役割を果たす森林の保全と適正な維持管理の推進 〇河川・水路の水環境の保全、水質汚濁の防止（下水道整備、生活排水対策の推進等） 〇河川や山林へのごみ不法投棄防止対策の推進（監視パトロールの強化、啓発活動の促進、改善指導の強化、警告看板、防護柵の設置等） **■自然や生態系に配慮した施設整備の推進** 〇エコロードの整備（けものみちの確保や法面緑化等）、河川や水路の自然護岸、多自然型工法（魚道確保、ワンド整備等）の導入促進 〇リニア中央新幹線整備に伴う環境影響対策の継続的な検討と実施（水環境・土壌環境、大気汚染対策、動植物の生態系の保全対策等） **■自然環境に配慮した生活環境づくりの促進** 〇大気汚染の防止（大気汚染物質の排出抑制、自動車排出ガス対策等） 〇公害防止対策の推進（騒音・振動・悪臭・水質汚濁等） 〇環境に配慮した交通環境対策の推進（甲西道路の環境美化と騒音対策、道路整備促進による交通渋滞の緩和、公共交通の利用促進等） **■環境保全型農業の促進** 〇環境保全型農業の促進（有機農業や減農薬農業、農業廃棄物等の適正な処理、リサイクルの促進、良質堆肥利用の促進等） 〇環境保全型農業への支援策の充実（エコファーマー制度の活用、環境保全型農業技術の導入促進、有機農産物等の生産体制確立への支援等）
②省エネ・リサイクル・新エネルギー型のまちづくりの推進	**■ごみの減量化とリサイクルの推進** 〇広域的なごみ処理体制の充実（中巨摩地区広域事務組合清掃センターの機能強化） 〇ごみの分別の徹底と再資源化の推進（資源ごみのリサイクルの推進、リサイクルステーションの設置・充実・適正管理の推進） 〇資源ごみ収集システム・処理体制の強化 **■新エネルギー･クリーンエネルギーの活用促進** 〇クリーンエネルギー活用の推進（公用車のクリーンエネルギー導入など） 〇バイオマスエネルギーの活用推進（バイオディーゼル燃料、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの減量化・堆肥化、廃食油のBDF化等） 〇太陽光発電システム設置の普及促進（学校校舎への設置等）、太陽熱温水器設置への補助の普及 〇小水力発電の取り組みの検討（水車の活用等） **■地域環境や景観に配慮したエコエネルギー施設の立地誘導** 〇届出制度の導入等を前提とした太陽光発電施設等の立地の誘導 **■地球温暖化防止に向けた取り組みの推進** 〇「地球温暖化対策実行計画（区域編）」に基づく温室効果ガス排出の抑制（主要公共施設の温室効果ガスの削減等）

<table>
<tr><th>基本方針</th><th>施策の方針</th></tr>
<tr><td>③協働による環境まちづくりの推進</td><td>■循環型社会の構築に向けた取り組みの推進
○「（仮称）富士川町環境基本計画」の策定検討
○環境に関わる既存施策との連携（「地球温暖化対策実行計画（区域編）」、「一般廃棄物処理基本計画」等）
○富士川町地球温暖化対策実行計画に基づく環境保全率先推進委員会の設置、環境保全率先行動計画の点検と公表
○循環型社会構築に向けた仕組みづくり（庁内推進体制の強化、環境ボランティアなど活動団体への支援、人材育成、新エネルギー活用に対する助成制度の充実（「富士川町住宅用太陽光発電設置費補助金」）等）
■協働による環境保全･省エネ･リサイクル活動の推進
○住民参加による環境保全活動の促進（里山の保全・回復、遊休農地の再利用、森林荒廃地への植樹活動、アダプトプログラムによる街路樹の維持管理等）
○全町規模の４Ｒ運動*の普及促進（抑制、削減、再利用、再生）、リユース食器導入促進事業等
○環境に対する意識啓発の推進
・環境学習の推進（増穂中学校の子ども環境教育プログラムの国際認定取得の周知・啓発、エネルギー環境学習教室の開催等）
・富士川町地球温暖化対策地域協議会（エコふじかわ）の活動促進（第一保育所共同発電所「ピカリコ№.１」のＰＲ、町民への地域通貨としての還元等）
・環境に関わる情報提供・意識啓発（環境ガイドブックの作成、ホームページの活用等）
○住民・企業協働による町内一斉美化活動の促進、啓発活動の充実（美化意識・マナーの徹底等）</td></tr>
</table>

注）＊ ４R運動：「Refuse（リフューズ）：やめる、発生源から断つ 」、「Reduce（リデュース）：削減、無駄遣いを減らす」、「Reuse（リユース）：再利用」、「Recycle（リサイクル）：再生、再資源化する」の４つの頭文字（R）をとったごみ減量のための運動。

・森林に包まれた静謐な八雲池

・第一保育所共同発電所「ピカリコ№.１」２周年記念イベント

■安心・快適な暮らしの環境づくり方針図（富士川町全体）

■安心・快適な暮らしの環境づくり方針図（都市田園圏域）

〈参考〉暮らしの環境づくり方針に関わる主な住民意向

■富士川町まちづくり住民会議

※「地域まちづくり住民プラン」から抜粋

○生活環境

- 住みやすい住環境に向けた基盤整備
- 図書館の整備
- 公共施設の再検証とあまり利用されない既存公共施設の有効活用、公共施設等の駐車場整備
- 旧五開小学校の施設の有効活用（林間学校、防災コミュニティ拠点、大規模な飲食施設等）
- 河川公園、水辺公園の整備
- リニア中央新幹線をテーマとした公園の整備
- 若者の定住促進に向けた魅力ある町営住宅の改修整備、老朽化した町営住宅の改修整備、町営住宅の入居基準の緩和
- 効果的な中山間地域の町営住宅の活用（田舎暮らし、富士山の見える家、二地域居住など地域特性の活用、若い世代向けの安価な一戸建て町営住宅への改善整備、入居希望に即した使われ方・ニーズの見直し、民間との連携の検討）
- ソーラー照明灯など夜間照明の整備
- 情報基盤の整備（光回線、携帯電話等）　など

○福　祉

- 高齢者が住み良い地域づくり、支援の充実
- 高齢化に対応した空き家等を活用した施設づくり
- 独自の子育て支援をテーマとしたまちづくり！富士川町のセールスポイントに！
- 地域で子どもを育む子どもたちが住みやすい環境づくり（学童保育の充実、高齢者の子育てへの参加等）
- 世代間交流・ふれあいの機会と場づくり（空き家・空き店舗を活用したいきいきふれあいサロン、地域の人材や知恵を知る・伝える場づくり、総合学習の活用など）
- 地域コミュニティの拠点・核となる学校の活用（地域を学ぶ「地域学」の実践、学校間ネットワークと交流の推進、都市と中山間地域の学校間交流の推進、里山留学に向けた基盤整備等）
- 学校と連携したコミュニティスクールの充実（高齢者施設と保育園の合築）
- 健康づくり活動の推進（予防健康づくり、フットパス、サイクリングなど家族で楽しむ健康づくり）
- デマンドバスのフル活用！（高齢者・子どもたちの「足」としての利便性の充実）
- 医療、福祉分野における国・県、峡南５町の連携強化
- 増穂商業高校の医療大学化　など

○環境まちづくり

- 水車を活用した小水力発電など自然エネルギーのモデル的な取り組み推進（巻米の棚田周辺）
- 山村再生とエネルギー自給のための里山整備
- 良好な自然のＰＲ（公害や汚染の無さ、音のない静けさ、星空の美しさ）

■都市計画マスタープラン住民アンケート調査

※「今後のまちづくり施策の方向性」から上位抜粋

○生活環境
- 文化施設や図書館、スポーツ施設などの生涯学習や健康増進のための施設の整備充実
- 大法師公園や殿原スポーツ公園など、多くの人々が利用する公園・緑地の整備充実
- 子どもの遊び場など、身近で親しみのある公園やポケットパーク等の整備

○福祉
- 近隣の医療機関との連携による救急医療や地域が連携した地域医療体制の充実
- 老人ホームや介護支援センターなどの福祉施設の充実
- 子どもを産み、育てやすい環境づくりなど、少子化対策の充実

○環境まちづくり
- 風力・太陽光発電などの省エネルギー対策、バイオマスなどの自然エネルギーの導入
- 住民一人一人の地域環境に対する意識の向上、マナーやルールの遵守
- リサイクルステーションの設置充実による効率的なごみ処理体制の推進

■第１次富士川町総合計画フォローアップ

※「地区実行計画」等から全体構想に関わる提案を抜粋

■町民対話集会　－地域の課題・解決策－
- 教育文化の強化
- 安心まちづくり
- 地域医療体制の強化、町民自らの健康づくり
- 自然を大切にしたエコ生活の推進

■地区実行計画

○生活環境
- 下水道の整備促進
- 安全な通学路の整備
- 地域施設の有効活用
- 大法師公園の利活用、スポーツ施設公園の整備、身近な公園整備
- 地域での旧五開小学校の有効活用
- 老朽化した公民館の建替え、老朽化した町営住宅の建替え

○福祉
- 高齢者福祉の充実（区単位の高齢者の見守り、安否確認、サポート体制の強化、移動手段の確保等）
- 高齢者の生きがいづくり、知恵を活かす場づくり
- 子育て支援の充実（空きスペースを活用した子育て支援施設整備、児童館の充実、医療補助等）
- 小学校の存続、保育園の再開
- 世代間交流の場の充実
- 健康づくりの推進（食育、健康教室の充実、健康増進施設整備）
- 地域医療の充実（救急医療体制、医師の確保、予防医療の推進、医療機関を結ぶバス路線の充実等）
- 病院統合の推進、病院跡地の有効活用
- 公民館活動の活性化
- あいさつ・声がけ運動の励行、井戸端会議ができる場づくり

○環境まちづくり
- ごみの減量化・リサイクルの推進
- 地域清掃・美化活動の推進
- 甲西道路の環境美化と騒音対策

・矢川集落の家並み

第４章
地域別まちづくり方針

第４章　地域別まちづくり方針

■ 地域別まちづくり方針について

■地域別まちづくり方針の考え方

「地域別まちづくり方針」は、今後の地域単位のまちづくりの指針となるもので、全体構想で示したまちづくり方針を踏まえるとともに、「まちづくり住民会議」やアンケート調査結果など、住民の意見・提案等を積極的に反映し、地域特性や住民意向に沿った、よりきめの細かい「まちづくり方針」を示します。

【地域区分】

地域区分は、現在の生活圏域を基本に、地形や地域のまとまり、土地利用、都市や人口の集積度などを考慮して、右図に示す３つの地域に区分します。

■都市・田園地域
・最勝寺、天神中條、大久保、沓米、小林、長澤、大椚、青柳町、鰍沢北区、鰍沢中区、鰍沢南区

■平林・穂積地域
・平林、小室、髙下

■中部・五開地域
・中部、五開

■地域区分図

■地域別まちづくり方針の構成

●地域別まちづくり方針は、３つの地域ごとに、地域の特性とまちづくりの課題、地域まちづくりの目標と基本方針、地域まちづくりの方針により構成し、それぞれに、住民意向を踏まえた内容でまとめています。

●地域まちづくり方針の施策は、分野別まちづくり方針に記載したものも、地域で取り組むべき主要なまちづくり施策については簡潔にまとめて再掲しています。

●各地域のまちづくりの考え方や目標、基本方針については、地域住民が抱く地域の将来イメージやまちづくりに対する思いを共有し、本計画が住民にとって身近に親しみがもてるよう、「まちづくり住民会議」の提案や「町民対話集会（第１次富士川町総合計画フォローアップ）」による検討成果等を活用しています。

■地域別まちづくり方針の構成

■○○○地域まちづくり方針
（1）　地域の特性とまちづくりの課題
（2）　地域まちづくりの目標と基本方針
　■地域まちづくりの考え方
　■地域まちづくりの目標
　■地域まちづくりの基本方針
（3）　地域まちづくりの方針

注）＊ 各地域別方針末尾に、まちづくり住民会議から富士川町へ提案された「地域まちづくり住民プラン」を「参考」として提示しています。

１．都市・田園地域まちづくり方針

（１）地域の特性とまちづくりの課題

■位　置

●都市・田園地域は、本町の北東部に位置し、北側は南アルプス市、東側は市川三郷町に隣接しています。

●地域北端部で釜無川と笛吹川が合流し、富士川周辺の低地から西部の山麓・丘陵地に緩やかに傾斜する扇状地形に、田園や農業集落地と、本町の中心市街地が形成されています。

■地域の特性

●**人口･世帯数は本町の約9割近くを占めていますが、人口は減少傾向にあり、高齢化も進行しています。**

・都市・田園地域の人口・世帯数は、平成 22 年現在 14,664 人、5,117 世帯で、本町の約９割近くを占めており、人口・世帯数ともに平成 17 年から減少傾向にあります。高齢化率は、平成 22 年現在 27.8%で、町平均や３地域の中では最も低いものの、着実に高齢化が進行しています。

●**優良農地、住宅地、集落地が混在する土地利用もみられ、中心市街地では市街地整備が進んでいます。**

・国道 52 号周辺に中心市街地が形成され、用途地域が指定されています。増穂 IC 周辺では東部地域開発整備等の市街地整備が進んでいます。また、市街地は密集住宅地の改善が望まれ、市街地外縁部では宅地化が進行しています。一方、富士川低地部や地域西側には、優良農地が分布しています。

●**広域交通や都市間アクセスに恵まれていますが、地域間アクセスや生活道路の改善が望まれています。**

・国道 52 号、甲西道路が地域を南北に縦貫し、中部横断自動車道増穂 IC が位置するなど広域交通のアクセスに恵まれています。（都）青柳横通り線や（都）青柳長沢線等が地域の骨格道路となっていますが、地域間を結ぶ東西アクセス道路の機能強化や狭あい道路の改善など、生活道路の改善が望まれています。

●**中心商店街の衰退が懸念されていますが、市街地整備等と連携した地域の活性化が期待されています。**

・国道 52 号沿道の青柳・鰍沢の古くからの中心商店街は、近年、購買力の流出や空き店舗の増加など商店街の衰退が懸念されていますが、東部地域開発等の市街地整備と連動した観光振興、地域活性化が期待されています。また、低地部に開けた田園や山麓の棚田など、特徴的な農の風景が見られます。

●**大切にしたい地域の主な資源**

・地域は、舟運の歴史や旧街道の面影を残すまちなみ、富士川等の潤いと広がりある水辺空間、丘陵地からの眺望、山麓の棚田や里山、多くの人で賑わう施設周辺等が、特徴的な地域資源となっています。

自然資源	富士川、戸川、利根川等の水辺空間／市街地後背の斜面緑地　など
歴史・文化資源	青柳・鰍沢河岸等の富士川舟運の歴史／駿州往還等の旧街道のまちなみや歴史的建造物／遺跡・史跡や由緒ある社寺／山麓周辺の古道／民俗資料館（太鼓堂）／鰍沢山車等の伝統行事　など
その他主な景観資源	舟運・旧街道の歴史・文化とまちなみ景観／富士川等の水辺景観と三川落合の景観／大法師公園・舂米の棚田等の山麓・丘陵地からの眺望景観／扇状地の田園景観／舂米の棚田と里山景観／大法師公園等の桜と桜回廊／主要観光施設周辺の賑わい景観　など
緑や公園、施設等の資源	大法師公園、殿原スポーツ公園、富士川親水公園、富士川ふれあいスポーツ広場等の公園・緑地／大法師公園・利根川沿いの桜や天神中條天満宮の菜の花等の四季折々の花の風景／富士川サイクリングロード、水辺プラザや利根川沿いの緑道等の河川沿いの緑地空間／道の駅富士川、あおやぎ宿活性館・追分館、まほらの湯等の観光・レクリエーション施設　など

・大法師公園周辺

・（都）青柳横通り線

■主要なまちづくりの課題

●土地利用

・地域は、中心市街地の空洞化が懸念されており、無秩序な市街化を抑制する一方、増穂 IC 周辺の良好な市街地整備の推進が求められています。また、リニア中央新幹線計画において、高架橋が地域中央を縦断することから、地域の分断や暮らしへの影響、沿線土地利用の影響等を考慮した計画的な土地利用や地域づくりが求められています。

・富士川沿いの低地には豊かな田園が広がっていますが、市街地外縁部の農地への虫食い的な宅地化の進行、農地転用による優良農地の減少、増加する遊休農地への対応、さらに、地域は古い密集した住宅地も多く、建て詰まりや増加する空き家、低未利用地への対応など、本町の中心市街地として、良好な環境と調和した計画的な土地利用の誘導が必要となっています。

●道路・交通

・地域は、中山間地を連絡する東西方向の幹線道路網の脆弱さが指摘されています。

・中部横断自動車道の延伸や増穂 IC 周辺整備に伴い、市街地や地域間をネットワークする道路やリニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路の機能強化など、将来を見据えた道路交通網の再編・強化を図ることが必要です。

・国道 52 号は、地区内交通や商店街利用者に加え、通学路等も多く、混雑している箇所もあります。併行する甲西道路の開通を受け、通過交通を極力排除した町民の利便性等に資する道づくりが必要です。

・密集住宅地は接道不良地区も見られ、狭い道路、行き止まり道路も多く、快適で安全な生活道路の改善・整備が必要です。

●活性化

・地域は、これまで中心市街地の活力低下が懸念されていましたが、中部横断自動車道延伸に伴う道の駅富士川や増穂 IC 周辺整備と連動した活性化が期待されています。

・青柳・鰍沢中心商店街は、購買力の流出等による商店街の衰退が懸念されており、空き店舗や空地の有効活用や、利用者の回遊性や快適性の追求が難しかった国道 52 号の生活道路化による、町民に利便性の高い身近な商店街づくりが求められています。

・企業誘致による雇用確保と併せた定住環境の整備、広域的行政サービスの集積と地域交流の効果的な連携を図るなど、商業や観光を中心に産業振興と連携した活力を高めるまちづくりを牽引することが重要課題となっています。

●景　観

・地域は、舟運の歴史・文化を効果的に活かした景観形成や、市街地を取り囲む田園、丘陵地の緑、親水空間を活かした富士川町の顔となるような先導的な景観まちづくりの取り組みが求められています。

・日本さくら名所百選に選ばれ市街地のランドマークともなる大法師山の大法師公園は、知名度は高いものの開花時期以外の利用者は少なく、周辺の桜スポットを結ぶ桜回廊や水辺景観と連携した、四季を通した一体感のある景観づくりが必要です。また、丘陵地や田園から望む眺望、脊米の棚田や市街地周辺里山の活用など、多様な地域資源をまちの個性として活かしていく景観まちづくりが求められます。さらに、リニア中央新幹線の高架橋が地域の中央を縦断することから、眺望や地域景観への配慮が必要となっています。

●防災、生活環境等

・地域は、度々の水害に悩まされてきましたが、河川改修などに取り組み、現在、水害対策に向け国と連携した防災ステーション整備が進められています。

・木造住宅が密集する市街地では、住宅の建て詰まりや都市基盤整備が不充分な住環境上の問題、緊急活動困難区域も見られ、総合的な防災対策が必要であるとともに、地域の実情に即した身近な生活基盤の改善・整備が必要です。

・子育て支援などの定住や移住を促す福祉施策の充実と環境づくり、世代間や新旧住民の交流を促すコミュニティ活動の一層の充実を図り、誰もが暮らしやすい、住みたくなるような人にやさしい生活環境づくりが課題です。

■都市･田園地域の現況特性

【凡　例】

行政界　町役場・庁舎
都市計画区域界　主な公共公益施設
用途地域界　教育施設
地域界　医療施設
鉄　道　公園・広場
高規格道路　主な史跡・文化財
主な道路　天然記念物
主な橋　主な社寺
河　川　主な観光レクリエーション
旧街道　温　泉
サイクリングロード　公営住宅
土地区画整理事業
自然環境保全地区

・鰍沢商店街

・甲西道路と富士川サイクリングロード

（２）地域まちづくりの目標と基本方針

■地域まちづくりの考え方

■舟運や旧街道の歴史をもつ都市・田園地域は、近年、中部横断自動車道や増穂 IC 周辺等の整備が進み、本町の顔として魅力ある中心市街地づくりや活力の向上が期待されています。

■地域は、かつて多くの人や物資が往来した経緯を踏まえ、基盤整備等による賑わいや活性化を図る一方で、健康や福祉など暮らしに身近なところから、誰もが真の豊かさを享受できるようなまちづくりを進め、住む人がまちの良さを誇り、その暮らしぶりを見て新たに住んでみたいと思える、交流を介したまちづくりの取り組みが望まれています。

■地域まちづくり住民会議では、「誰もがまちに愛着と誇りをもち、いつまでも住み続けることのできる人にやさしいまち」が地域の将来イメージとして提案されました。また、町民対話集会では、地域医療や福祉の充実、地域の施設や空き店舗、遊休農地の有効活用、定住促進、地区防災の取り組み強化などのまちづくりへの意向が高くなっています。

■地域の課題やこれらの町民意向も踏まえ、都市・田園地域のまちづくりの目標と基本方針を次のように設定します。

■地域まちづくりの目標

●誰もが住みたくなるような暮らしの環境が整ったまちづくり
●美しい景観と恵まれた地域資源を活かした元気なまちづくり
●災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり

・大法師公園と富士山の眺望

■地域まちづくりの基本方針

1）良好な環境と調和した、中心地域にふさわしい計画的な土地利用の誘導を図ります。
2）子育て支援からはじめる人にやさしいまちづくりと、安全・安心な暮らしの環境づくりを進めます。
3）恵まれた地域資源を活かし、賑わいや交流を育む元気なまちづくりを進めます。
4）舟運の歴史文化と美しい景観を活かした魅力あるまちづくりを進めます。
5）中心市街地の道路交通網の機能強化と、安全で快適なみちづくりを進めます。

（３）地域まちづくりの方針

１）良好な環境と調和した、中心地域にふさわしい計画的な土地利用の誘導を図ります。

中部横断自動車道や増穂 IC の広域幹線道路の立地を活かし、新たな交流拠点となる計画的な都市基盤整備の推進と、適正な土地利用誘導による地域活力の向上を図ります。また、中心市街地の再生に向け、まちなか居住や定住促進の受け皿となる住宅地整備、密集住宅地の環境改善等、水辺・森林・田園等の良好な環境と調和した、本町の中心地域にふさわしい計画的な土地利用の誘導を図ります。

リニア中央新幹線整備に伴う土地利用や地域づくりについては、沿線の適正な土地利用誘導策や地域づくりを充分検討し、関係各機関との調整を図っていきます。

① 地域特性に応じた計画的な中心市街地の形成

■中心市街地の活性化を促す計画的な市街地整備の推進

・東部地域や増穂 IC 周辺は、道の駅富士川、河川防災ステーション、中部横断自動車道下りパーキングエリアの一体的な整備とともに、アクセス道路等の交通基盤整備とターミナル機能の強化、周辺環境に配慮し既存商店街と共存する大型店舗等の立地誘導、土地区画整理事業および地区計画等の活用を検討し、新たな交流活性化拠点として周辺環境と調和した計画的な土地利用の誘導を図ります。

・鰍沢地区の、簡易裁判所や地方法務局等の国・県の行政施設の集約と再配置を促進し、まちなかの交流空間となる（仮称）まちの駅・シビック広場やアクセス道路整備により、商業・業務・公益サービス機能が集約した、広域的拠点機能を有するシビックコア整備事業を推進します。

・国道 52 号の生活道路化に伴い、舟運の歴史文化を活かした沿道のまちなみ誘導を図ります。

・まちの玄関口ともなる富士橋西詰交差点周辺地区については、舟運の歴史文化や親水空間と連携した、観光交流機能を有する多目的広場の整備を推進します。

■市街化が進む郊外地域の適正な土地利用の誘導

・（都）青柳横通り線、（都）大椚大久保線周辺の主要幹線道路や、宅地化が進む市街地外縁周辺については、無秩序な開発の抑制と周辺環境と調和した適正な土地利用を誘導します。

■用途地域編入の検討

・広域行政施設が集積する鰍沢地区の市街地は、多様な都市機能の充実や建物用途、住環境の整序等に向け、増穂地区の市街地と連担した用途地域指定を検討し、適正な土地利用の誘導を図ります。

② 密集住宅地の環境改善、まちなか居住の促進

■密集住宅地の環境改善と良好な住宅地・集落地の形成

・木造密集地域の建物の不燃化・建替え促進、建替え困難箇所の改善、下水道等の生活基盤整備、公園・広場等のオープンスペースの確保等により、良好な住宅地の形成を図ります。

・緊急車両の円滑な通行を可能とするため、密集住宅地や集落地の敷地整序等による生活道路の改善・整備を進め、緊急活動困難区域の解消を図ります。

■環境と調和した良好な住宅地の整備・誘導、まちなか居住の促進

・増穂 IC 周辺基盤整備に伴う計画的な宅地化の誘導、山王土地区画整理事業の推進、新田町、増穂小学校西側等の新たな土地区画整理事業の検討など、市街地周辺の定住の受け皿となる計画的な住宅地整備を促進します。

・市街地の低未利用地や空き家、空き店舗等の集約再編を進め、建替え・共同化等による生活基盤整備や、医療・福祉の充実などの総合的な生活環境整備によるまちなか居住を促進します。

・整備が進む山王土地区画整理事業地

・老朽化した町営住宅の建替え、新たな用途転換、民間住宅への払下げ等による有効活用を促進し、定住促進に資する良質な住宅供給を図ります。

③ 適切な土地利用誘導による農地の保全と遊休農地の有効活用

■既成市街地周辺の優良農地の保全

- 市街地周辺の優良農地の計画的な維持・保全と、市街地縁辺部の宅地化の圧力の高い転用可能な農地への、一定のルールに基づく適切な土地利用の誘導を図ります。
- 最勝寺、大久保、沓米、小林の農村振興総合整備事業に基づく農地の保全と維持管理の推進を図るとともに、農道、農業用水路等の農業基盤整備を充実し、良好な営農環境の確立を図ります。

・最勝寺の優良農地

■遊休農地の有効活用の促進

- 市街地周辺の遊休農地については、景観緑地への活用や家庭菜園、貸し農園、観光農園、管理サポート付農業体験農園、また、観光と連携した体験農業の普及などによる有効活用を促進します。
- 農地の集約化など都市型農業の導入、新規就農者の確保・担い手の育成、遊休農地を維持管理する組織づくりなど、遊休農地の実態を踏まえた有効活用に向けた取り組みを推進します。

2）子育て支援からはじめる人にやさしいまちづくりと、安全・安心な暮らしの環境づくりを進めます。

まちづくり住民会議では、地域の活性化は住み良い環境づくりが重要であり、それが、定住・移住や地域振興に波及するということから、子育て支援を地域づくりの最重要テーマとする提案がなされました。地域全体で子どもたちの育成を支える独自の子育て支援システムを確立し、その地域コミュニティの連携が、住環境や防災、さらには活発な地域交流に波及する、子育て支援を核とした安全・安心な暮らしの環境づくりを進めていきます。

① まち独自の子育て支援と暮らし輝く人にやさしいまちづくりの推進

■まち独自の子育て支援の仕組みづくり

- 学童保育の充実、学校と連携したコミュニティスクールの充実、高齢者施設と保育園の合築、空き家・空き店舗を活用した世代間交流の機会と場づくり、高齢者の子育てへの参加など、子育て環境の充実を図り、地域で子どもを育む独自の仕組みづくりを促進します。

■安心して暮らせる福祉･健康のまちづくり

- まほらの湯、地域健康福祉センター、保健福祉支援センター周辺の「ふれあいの郷」については、総合的・効率的な保健・医療・福祉事業の拠点として機能の充実を図ります。
- 施設のバリアフリー化や空き家を活用した交流施設づくり、医療・福祉の連携による予防健康づくり、スポーツイベント等の地域ぐるみの健康づくりや福祉環境づくり活動を進め、誰もが安心して暮らせる福祉・健康のまちづくりを促進します。

・ふれあいの郷

■まちづくりの実現に向けた地域コミュニティの充実

- 災害時への対応等も含め、若年層の自治会等への加入促進、地域コミュニティへの参加を促すとともに、区や組を核とした相互連携の活動によるまちづくりネットワークを構築します。

②　水害対策など災害に強い安全なまちづくりの推進

■水害に対する安全対策の強化

・富士川の洪水等に対する災害対策基地として、水防センターや災害復旧資材の備蓄倉庫等を含めた河川防災ステーション整備を促進し、水防対策の強化を図ります。
・富士川、利根川、戸川など主要な河川の治水安全対策を強化します。また、東川の河道拡幅や禹之瀬、新利根川の治水安全性の向上を図るため、水害の危険性のある河川改修を促進します。
・浸水の恐れのある市街地周辺の低地部は、高い保水力を持つ農地の計画的な保全や雨水排水施設整備等による内水氾濫対策を推進します。また、青柳、長澤排水機場の改修整備を進めます。
・水害の危険性が想定される地域については、ハザード情報の積極的な公開、宅地化の抑制、治水計画と連携した土地利用の規制・誘導に基づく防災対策を推進します。

■がけ崩れや土砂災害等に対する安全対策の強化

・眷米、最勝寺地区等の土石流警戒区域、急傾斜地警戒区域における安全対策を強化します。

■防災拠点・避難場所、防災関連施設等の充実・強化

・広域的な防災拠点である河川防災ステーションや本庁舎、分庁舎、シビックコア周辺の防災拠点、各施設の避難所等については、周辺を含めた防災機能の強化とともに、建物耐震性の強化や避難所機能の充実に努めます。
・庁舎については、耐震化に伴う建設を検討します。また、消防水利施設や災害時の情報基盤設備の充実・強化を図ります。

・まちの駅整備が望まれる鰍沢病院跡地

・道の駅富士川は、災害時における物資の供給拠点として防災機能の強化に努めます。

■密集住宅地の防災性の向上

・青柳、鰍沢地区の密集住宅地周辺は、防災面で通行上支障のある狭あい道路、行き止まり道路等の改善による消防活動困難区域の解消、避難ルートの確保、老朽木造住宅の建物の不燃化・建替え促進、倒壊の恐れのあるブロック塀等の改善による防災安全性の向上を図ります。

■中山間地域の孤立化の回避に向けた災害時の迂回路の確保

・中山間地域の災害時孤立集落対策に向け、県道平林青柳線、県道高下鰍沢線の幹線道路の機能強化を図るとともに、市街地の東西アクセス道路の強化、山麓地域の迂回路の確保を図ります。

■地域防災体制の強化

・既存の自主防災組織や消防団の育成・強化、防災訓練の充実など地域防災体制の強化を図ります。

③　身近な生活基盤の充実と快適な暮らしの環境づくり

■既存住宅地の生活環境の改善・向上

・既存住宅地や集落地においては、生活道路の改善・整備、コミュニティ施設の充実、公共下水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及等の基盤整備を進め、生活環境の改善・向上を図ります。

■身近な公園・広場づくり

・大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園等の既存の都市公園の機能の充実を図るとともに、商店街や主要な公共施設周辺におけるポケットパークの整備、雑木林や遊休農地、水辺空間等を活用した、住宅地や集落地に不足する身近な公園・広場等の整備を推進します。

・利根川公園

■豊かな環境と共生する環境に配慮したまちづくりの推進

・ごみの減量化、省エネ・リサイクル、新エネルギーの活用、ごみ不法投棄の防止、開発等における環境負荷を軽減し、自然と共生する環境に配慮したまちづくりを推進します。また、眷米の棚田の水車を再生した小水力発電の活用など、自然エネルギーのモデル的な取り組みを検討します。

3）恵まれた地域資源を活かし、賑わいや交流を育む元気なまちづくりを進めます。

広域交通によるアクセス性を活かし、かつての富士川舟運・旧街道の賑わいを再興し、多くの人やものが行き交うまちづくりを推進するため、地理的特性や豊かな環境を充分活用し、魅力ある拠点やゾーンの形成による中心市街地の活性化、国道 52 号の生活道路化を契機とした青柳・鰍沢中心商店街の振興、産業振興による定住・移住の促進など、まちの活性化を牽引する賑わいと交流を育む元気なまちづくりを進めます。

① 魅力ある交流ゾーンの形成と元気な中心市街地づくりの推進

■中心市街地の再生と活性化の推進

・富士川舟運の歴史文化の活用、河川の親水空間や市街地後背の森林等の豊かな環境、広域交通の利便性を活かし、道の駅富士川等の観光交流施設や増穂 IC 周辺の東部地域開発、シビックコア地区整備、中心商店街の振興等と連携した、中心市街地の再生と活性化を推進します。

■魅力ある拠点づくりと活性化の推進

・市街地活性化に向けて、次のような拠点の機能強化と魅力の向上を図ります。
- 広域交通の結節性を活かした増穂 IC 周辺の新たな交流活性化拠点
- 身近な交流拠点となる鰍沢口駅、山王土地区画整理事業地区周辺の地域生活拠点
- 産業基盤整備の推進により企業誘致を促進する小林工業団地等の産業拠点
- 観光業務・文化交流の先導的役割を担う道の駅富士川、あおやぎ宿活性館・追分館等の観光交流拠点
- 公益サービス機能の集約と広場の一体的整備により、まちなかに交流空間を創出する（仮称）まちの駅・シビック広場の新たな観光交流拠点
- 町民の文化交流の向上に資する民俗資料館周辺、ますほ文化ホール周辺の文化拠点
- 大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川公園、富士川ふれあいスポーツ広場の水と緑の拠点
- 水辺とのふれあい、レクリエーション機能を高める水辺プラザ周辺の自然レクリエーション拠点

■地域資源の活用と連携による観光･交流ゾーンの形成

・あおやぎ宿活性館・追分館、まほらの湯等の既存の観光交流施設や、新たな活性化拠点、朝市よりみちマーケット等との連携を強化し、魅力の向上を図ります。
・富士川舟下りと、水辺プラザの親水空間のレクリエーション活用による観光活性化を推進します。
・大法師公園の桜や眷米の棚田など、美しい景観を活用した観光スポットの魅力の向上を図ります。

■祭り･イベントの充実とPRの推進

・ふじかわ夏まつりR52等の祭りやイベントの充実、効果的な情報発信の取り組みを展開します。

・ふじかわ夏まつり R52

・朝市よりみちマーケット

② 青柳･鰍沢中心商店街の活性化の促進

・通過交通を甲西道路に振り替えた国道 52 号の生活道路化を図り、安全で快適に利用できる、歩行者に配慮した界隈性のある中心商店街の再生を促進します。
・国道 52 号沿道周辺の観光交流施設と道の駅富士川、増穂 IC 周辺開発とを連携し、観光や来訪者との交流を促す、まちなかの回遊ネットワークを形成します。
・商店街は、歩行者・自転車ルートやポケットパーク、まちかど広場、サイン整備、レンタサイクルの活用、特色ある植栽、商店街マップの活用など、歩いて楽しめる歩行者空間を形成します。
・商店街の低未利用地や空き店舗、空き家等の集約再編を進め、ふれあいサロン等の交流スポット、駐車場整備、住民活動の拠点づくり、アンテナショップやチャレンジショップの活用など、住民組織や NPO、商工会等との連携による核的施設の導入や、新規店舗の誘致促進を図り、中心商店街の活性化を促進します。

③ 活性化や交流を担うルート・基盤の充実

・国道 52 号沿道、国道 140 号、（都）青柳横通り線、（都）大椚大久保線は、商店街の活性化に資する施設集積や良好なまちなみ誘導を始め、商業・業務サービス機能の集積促進と生活利便性の向上を図り、住民や来訪者の交流を促す魅力あるまちの賑わい交流軸を形成します。

・リニア中央新幹線中間駅へのアクセスルート、広域観光ルートとなる広域連携軸とまちの賑わい交流軸、交流活性化拠点との連携や鰍沢口駅とのアクセス強化、緑の風景回廊等を活用し、市街地観光周遊ネットワークの形成を図ります。

・（県）平林青柳線、（県）高下鰍沢線と各拠点を結ぶ観光レクリエーション軸の観光基盤整備と魅力の向上を図り、町内三筋を連携する観光周遊ルートとしての機能強化を促進します。

・観光活性化や中心市街地の賑わい向上に向け、観光の足や買い物弱者の利便性を高めるバス運行サービスの充実、商店街へのアクセス強化を図ります。

④ 産業振興による活性化と定住の促進

■産業基盤整備と企業誘致の推進による雇用の維持・確保

・増穂 IC 周辺の産業基盤整備の推進と小林工業団地の機能拡充を図るとともに、農産物加工関連や販売物流施設など、立地や地域特性を活かした企業誘致を促進し、雇用の維持・確保に努めます。

■農業など地域産業の活性化

・農業の６次産業化の推進や農産物加工施設整備への支援、「富士川町ブランド」の確立と販売力の強化、付加価値の高い特産品開発、情報発信の促進等による地域産業の振興を図ります。

・道の駅富士川、観光農園、農産物直売所、朝市よりみちマーケット等を活用し、観光ＰＲ活動と一体となった流通直販ルートの拡大展開、地産地消の推進を図ります。

■地域特性を活かした定住・移住促進策の推進

・定住・移住を促進するため、町営住宅の活用や住宅取得支援等による子育て世代の定住促進、遊休農地や空き家を活用した田舎暮らし、二地域居住等の団塊世代の移住促進など、移住の受け皿となる住まいづくりと地域特性を活かした定住・移住の仕組みづくりを推進します。

４）舟運の歴史文化と美しい景観を活かした魅力あるまちづくりを進めます。

富士川舟運と旧街道の歴史文化は、地域のみならずまちの代表的な風景資産です。これらを効果的に活かす景観まちづくりを推進するため、市街地後背の緑や水辺の美しい自然との調和、眷米の棚田と里山景観、良好な眺望、大法師公園の桜等の優れた地域資源の一体的なネットワーク化を図ります。また、観光レクリエーションや景観のシンボルとなる緑の風景回廊を形成し、まちの顔となる先導的な景観まちづくりを進めます。

① 富士川舟運等の歴史文化を活かす景観まちづくりの推進

■富士川舟運の歴史文化を活かした先導的な景観まちづくりの推進

・歴史的建造物や漆喰なまこ壁の商家、土蔵、社寺等の景観資源の保全と活用、親水空間や市街地後背の自然景観との調和を図るとともに、看板類の適正化等の景観誘導により、中心商店街の再生整備と併せた、舟運と旧街道の歴史文化を感じさせる先導的なまちなみ景観を形成します。

・多目的広場や舟下りの親水スポット整備、小広場やサイン整備による青柳・鰍沢河岸跡や渡船場跡の顕在化、舟下り周辺の修景等を進め、舟運の記憶と水辺空間が協奏する景観を形成します。

■歴史文化資産の保全と活用

・眷米の権現堂遺跡、最勝寺平野遺跡、鰍沢河岸跡・禹之瀬等の遺跡や史跡、旧眷米学校校舎等の歴史的建造物、最勝寺の四季ザクラ等の天然記念物等の歴史文化遺産の保全と活用を図ります。

・県内屈指の古刹である最勝寺や明王寺、紅葉の美しい蓮華寺、お天神さんと親しまれる天神中條天満宮等の主な社寺については、社寺林や鎮守の森等の周辺を含めた良好な景観形成を図ります。

・旧眷米学校校舎

■身近な歴史文化資源の顕在化と活用

- 明治時代創立で太鼓堂と呼ばれ親しまれている旧畚米学校、唯観堂、畚米地区にあったとされる水車、古典落語「鰍沢」、廃軌道の記憶、地名の由来など、地域景観を特徴づけている有形無形の歴史文化資源の顕在化と活用を図ります。
- 蔵、小川・沢、水路、塚・祠・道祖神、石仏など暮らしに身近な景観資源を見直し、周辺を含めた修景やサイン整備を行い、魅力的な景観スポットとして活用を図ります。
- 鰍沢地区の山車保存庫の整備や鰍沢山車巡行・祝祭空間のまちなみ修景を始め、天満宮例祭、畚米の銭太鼓、鰍沢ばやしなど、祭りや伝統行事の継承と景観まちづくりへの活用を推進します。

・山車の巡行

② 緑の風景回廊の創出と景観資源を結ぶ景観ネットワークの形成

■桜回廊の形成と緑の風景回廊の創出

- 大法師公園や殿原スポーツ公園、森林総合研究所、畚米の棚田周辺の既存の桜を活かし、主要な景観スポットを結ぶ桜回廊づくりを推進します。また、桜回廊と利根川、富士川等の親水空間、山麓の斜面林を結び、特色ある緑化や休憩スポット、サイン整備等により、市街地の潤いある水と緑の環となる緑の風景回廊の創出を図ります。
- シビックコア地区整備に際しては、大法師山と調和した桜のアプローチ空間の創出を図ります。

■景観資源を結ぶ散策ルートづくり

- 国道 52 号の生活道路化と連動した舟運・旧街道のまちなみ修景と併せ、（仮称）歴史のさんぽ道など、山麓周辺の古道等を活かし、歴史文化を辿る散策ルートづくりを推進します。
- 利根川沿いの緑道や市街地後背の丘陵斜面下の里道等は、（仮称）ふるさとの散歩道や里山さんぽ道、フットパスなど、主要な景観資源を結ぶ散策ルートづくりを推進します。

③ 豊かな自然と多彩な景観資源を活かす魅力あるまちづくりの推進

■貴重な森林･里山の保全とふれあいの場づくりの推進

- 利根川自然造成地区（自然環境保全地域）の水辺と親しむレクリエーション活用を推進します。
- 市街地後背の斜面樹林や丘陵地の農地・里山など特徴ある緑の景観を維持・保全するとともに、畚米の林業体験活動など、身近に自然とふれあう体験学習の場としての活用を図ります。

■潤いある水辺景観の創出とレクリエーション活用の推進

- 甲府盆地の水を集める三川落合、川が立体交差する特徴的な河川景観の保全と活用を図ります。
- 長沢川のほたるの里や水辺プラザなど、親水性や生態系とのつながり、景観へ配慮した河川改修による親水空間の充実と水辺のレクリエーション活用を推進します。

■桜と里山、眺望を活かすシンボル景観の創出

- 大法師公園や畚米の棚田周辺については、シンボリックな桜と里山、市街地や甲府盆地、富士山や山並み等の良好な眺望景観の保全とともに、休憩スポットやサイン整備、アクセスルートの充実等による魅力の向上を図り、桜と里山、眺望を活かすシンボル景観を創出します。
- リニア中央新幹線については、高架橋が地域中央を縦断するため、高架構造物による眺望や地域景観等への充分な配慮について関係各機関へ要請していきます。

■多彩な景観資源の活用

- 大法師公園は町を代表する公園として、園路整備やアクセスの向上、さくら祭りを充実するとともに、斜面林と一体的な保全・活用により、市街地の緑を輪郭づける景観の創出を図ります。
- 畚米の棚田周辺は、眺望スポットの整備、農耕文化や環境学習の場、里山ツーリズム、水車の再生と活用等を図り、棚田や里山の景観をシンボルとした観光交流ゾーンの形成を推進します。
- 天神中條天満宮の菜の花や殿原スポーツ公園、利根川公園の桜など四季折々の風景や、雑木林、屋敷林、地域のシンボルとなる大木・古木等の身近な景観資源の保全と活用を図ります。

■住民参加による景観形成活動の促進

- 郷土史研究保存会等の既存組織やまち歩きイベントと連携した景観形成活動の促進、地域住民による資源の顕在化、地域景観マップづくりなど、地域が主体となった景観形成活動を促進します。

5）中心市街地の道路交通網の機能強化と、安全で快適なみちづくりを進めます。

交流・活性化を担う広域交通の基盤整備に伴い、中心市街地周辺の道路交通網の再編・整備を図るとともに、市街地や地域間をネットワークする東西アクセス道路や主要交通拠点の機能強化、まちを楽しみ、住民の利便性や快適性に資する国道 52 号の生活道路化、密集住宅地の生活道路の改善・整備を推進し、中心地域にふさわしい体系的な道路交通網の形成と、安全で快適なみちづくりを進めます。

① 中心市街地周辺の道路交通網の再編・整備

■広域的な交流、活性化を強化する幹線道路網の整備

・中部横断自動車道の延伸と下りパーキングエリアの整備を促進します。また、リニア中央新幹線中間駅や中部横断自動車道増穂 IC 周辺とのアクセスを考慮した、市街地幹線道路網の整備を推進します。

■市街地周辺の主要な幹線道路網の整備・機能強化

・増穂 IC 周辺や主要な拠点との連携強化、中山間地域の東西方向の連携と市街地の円滑な道路交通網の確立に向け、市街地や周辺集落地を環状に連絡する道路ネットワークを強化します。
●南北方向－国道 52 号、（都）青柳長沢線、（都）金手小林線、富士川西部広域農道等
●東西方向－（都）青柳横通り線、（都）大椚大久保線、（都）甲西増穂線、町道利根川添１号線、町道戸川添１号線等
・市街地と中山間地域を結ぶ県道平林青柳線、県道高下鰍沢線の道路拡幅・改良等の機能強化を図ります。
・町道戸川添１号線の機能強化と併せ、地域連携や観光・交流に資する富士川西部広域農道（ウエスタンライン）の延伸を検討します。
・道路網整備に伴い、交通量が多い幹線道路の歩道整備、バリアフリー化や道路緑化等の環境整備の推進、また、地域の実情に即し、一方通行、大型車の規制など交通規制の見直しを検討します。

■主要な交通拠点の機能強化と魅力づくり

・広域交通の結節点となる増穂 IC 周辺や観光的な玄関口となる道の駅富士川周辺は、周辺交通の整序やアクセス道路の整備、特色ある緑化等により交通拠点機能の強化と魅力の向上を図ります。
・鉄道の玄関口となる JR 身延線鰍沢口駅は、駅前広場、駐車場、駅周辺アクセス道路の整備、まちなかへ誘導する案内誘導システム等の交通拠点機能の充実を図ります。

② 国道 52 号生活道路化による安全・快適な歩行者に配慮したみちづくりの促進

・国道 52 号（市街地部）は、甲西道路整備に伴い、通過交通進入の抑制と交通安全対策を強化し、歩行者に配慮した安全・快適な道づくりと、沿道のまちなみ景観の誘導を図り、住民の利便性の向上に資する生活道路化を促進します。

・国道 52 号（青柳町付近）

③ 中心市街地の暮らしのみちづくりの推進、公共交通の利便性の向上

■暮らしのみちづくり、生活道路の改善・整備

・密集住宅地における狭あい道路や行き止まり道路など、交通安全、防災上問題のある道路については、段階的な改善・整備を推進します。
・通勤・通学ルートとなる道路については、歩道整備、スクールゾーンの設置、車の走行速度抑制、横断歩道・防護柵の設置等による交通安全対策の推進と街路灯・防犯灯の充実を図ります。
・危険性が懸念される交差点については、信号機やミラー等の適切な設置により、交差点の改良を図ります。

■公共交通の利便性の向上

・地域住民の利便性に資する路線バスや町営バス、コミュニティバスなど、公共交通の連携強化とバスサービスの充実に努めます。

■都市・田園地域まちづくり方針図

〈参考〉地域まちづくり住民プラン　－都市・田園地域の住民プランの提案－

■地域まちづくり提案図

■提案の実現に向けて

【まちづくり提案の実現に向けた考え方】

今後のまちづくりは、地域と行政がお互いに手を取り合い、できるところから取り組みをはじめ、まちづくり活動の輪や裾野を少しずつ広げていくことが大切です。

私達はこの考えに基づいて、今後のまちづくりを先導する次のような８つの「まちづくりアクションプラン」を提案します。

まちづくりアクションプラン「R52KS」

R52　：国道 52 号都市田園地域

K
- ①暮らし輝く人にやさしいまちづくり
- ②子育て支援の充実
- ③古民家の再生･空き店舗の利用

S
- ④桜回廊、桜ウォーキングロードの整備
- ⑤商店街の活性化
- ⑥生活道路化（R52 号）

①　暮らし輝く人にやさしいまちづくり

住民と行政の協働による暮らしに密着したまちづくりを実現するため、その仕組みを早期に整え、できるところからはじめる。

- ●区や組を核としたまちづくりネットワークの構築
- ●住民の参加意欲を高める工夫（組に加入していない住民の参加等）
- ●地域の自発的なまちづくり活動（事業）を支援し、育てる

②子育て支援をテーマとしたまちづくり

“子育て支援”をまちづくりの最重要テーマに、町独自の子育て支援システムの確立と、子育てを通じた地域コミュニティ・交流の活性化を図る。

- ●学童保育の充実（保育時間の延長など）
- ●子どもと大人のふれあいの機会と場づくり（空き家・空き店舗を活用したふれあいサロンなど）
- ●高齢者の子育てへの参加を促す仕組みづくり

③古民家の再生･空き店舗の利用

町への定住（移住、二地域居住）を促進するため、古民家や空き店舗を活用したまちづくりを進める。

- ●移住の受け皿となる住まいづくり
- ●交流施設としての活用（ふれあいカフェ、交流施設等）
- ●支援制度の充実ほか

④桜回廊、桜ウォーキングロードの整備

優れた地域資源を活かし、観光レクリーション・景観のシンボル軸となる大法師公園～殿原公園～眷米地区～利根川沿いを結ぶ「桜回廊・桜ウォーキングロード」を整備する。

- ●桜ウォーキングロードの整備
- ●観光スポットの魅力づくり（棚田景観の保全と活用、ビューポイントの整備、眷米の水車（発電）の復活など）

⑤商店街の活性化

青柳や鰍沢の既存の商店街は、R52 号の生活道路化を契機に、地域の創意工夫によるまちづくりを進める。

- ●R52 号の生活道路化と併せた交流スポットの整備
- ●町営団地の入居基準の緩和による若者等の定住の促進
- ●空き店舗・事務所・空き家の有効活用
- ●交流拠点（あおやぎ宿活性館・追分館）の活性化

⑥生活道路化（R52号）

R52 号は県道化（生活道路化）を促し、大型車を排除し、活性館やギャラリーなどの町の施設を、歩行者が歩いて巡れるやさしいまちづくりや、買い物弱者に利便性を提供する暮らしやすいまちづくりをめざす。

- ●イベント広場の整備
- ●無料駐車場と公衆トイレの設置
- ●買い物しやすい環境づくり（歩いて楽しめる歩行者空間）
- ●空き店舗を活用したふれあいカフェ・サロン等の整備

⑦東西アクセス道路の整備

- ●災害時における山間地域の平林、穂積、十谷孤立化を防ぐため、既存の林道を活用して県道の代替道路を整備する
- ●平常時は、山間地域への観光周遊道路として活用する

⑧外環状道路(高原ルート)の整備

- ●中山間地域の観光・交流の活性化を図るため、既存の林道を活用し、平林～高下～十谷を結ぶ環状の道路を整備する
- ●災害等の非常時には、迂回道路としての役割を担う

２．平林・穂積地域まちづくり方針

（1）地域の特性とまちづくりの課題

■位　置

●平林・穂積地域は、本町の北西部に位置し、北側は南アルプス市、西側は早川町に隣接しています。

●平林地区は、櫛形山を後背とした利根川の上流沿い、小室・高下からなる穂積地区は、畔沢川と小柳川の上流に沿う中山間地域に、古くから形成された農山村集落地となっています。

■地域の特性

●人口・世帯数は減少しており、3地域の中では最も高齢化率が高くなっていますが、近年停滞傾向にあります。

・平林・穂積地域の人口・世帯数は、平成 22 年現在 779 人、316 世帯で、人口・世帯とも減少しており、特に、人口減少が顕著となっています。高齢化率は、平成 22 年現在 48.3%で、3地域の中で最も高く、地域の２人に１人が高齢者という状況です。

●豊かな森林に囲まれた里山を擁する中山間地の農村集落地であり、棚田の風景が特徴となっています。

・地域は、巨摩山地の山々と豊かな森林に囲まれた中山間地の農村集落地であり、河川沿いに小規模な農地・里山、集落が形成され、平林交流の里みさき耕舎やゆずの里ふれあいセンターの施設周辺が地域の生活の中心となっています。また、山間斜面地の棚田の農の風景が特徴となっています。

●町内三筋の2路線が骨格道路となっていますが、市街地と集落地を結ぶ交通アクセスは脆弱となっています。

・町内三筋のうち県道平林青柳線と県道高下鰍沢線の２路線が、市街地から地域を東西に結ぶ骨格道路となっており、林道と併せ観光路線となっています。一方、市街地と地域間のアクセスの脆弱さや、集落地内の生活道路、観光客や高齢者等の利用に供する公共交通の利便性の向上が望まれています。

●ゆずやトマトの産地であり、近年、中山間地の特徴を活かした体験交流型の地域振興が盛んです。

・林業が主体であった地域は、現在、平林はトマト、穂積がゆずの産地として知られています。地域は、人口減少や高齢化が進み過疎化が懸念されていましたが、近年、中山間地の特徴を活かし、自然・里山・農山村など体験交流型の観光や地域振興の取り組みが盛んとなっています。

●大切にしたい地域の主な資源

・平林は、櫛形山の登山基地であり棚田や富士山の眺望、環境学習や体験交流等に特徴があり、穂積は、ゆずの里、あじさいの里、日出づる里と称されるダイヤモンド富士、農山村体験等が特徴となっています。

区分	内容
自然資源	南アルプス巨摩県立自然公園と山々の森林資源／シンボル的な櫛形山、丸山や大峠山／利根川、戸川、畔沢川、小柳川等の河川、戸川渓谷（景観保存地区）、儀丹の滝、妙蓮の滝、くるそんの滝等の水辺空間／身近な里山、七面堂の森、八雲池　など
歴史・文化資源等	主な史跡・文化財／氷室神社（大杉のご神木）、妙法寺（あじさい寺）、諏訪神社等の社寺／平林の祇園祭、神楽等の伝統芸能／氷室跡、櫛形山信仰等の歴史文化資源　など
その他主な景観資源	眺望景観（櫛形山、丸山林道、平林の棚田、八雲池周辺、高下のダイヤモンド富士）／平林・穂積の棚田の景観、里山景観／妙法寺あじさい祭り、ゆずの里まつり、氷室の郷ふれあいまつり等の祭事・行事　など
緑や公園、施設等の資源	八雲池公園や河川・渓谷沿いの緑地空間／妙法寺のあじさい、矢川の長寿桜等の四季折々の花の風景／登山道、トレイルラン・トレッキングコース／平林交流の里みさき耕舎、増穂ふるさと自然塾等の体験・交流施設／ゆずの里ふれあいセンター、赤石温泉等の観光・レクリエーション施設　など

・平林の棚田

・小室山妙法寺のあじさい

■主要なまちづくりの課題

●土地利用

・平林の棚田や穂積のゆずの里など、農地や集落は山間地の限られた緩傾斜地に集積しており、土地利用の制約が大きいながらも農業に力を入れた地域づくりを進めています。しかし、高齢化や後継者不足等により、守られてきた里山や農業の維持が懸念されています。
・今後、緑豊かな自然環境の保全を第一に、遊休農地対策や特産品を育む営農環境の向上とともに、集落地内の空き家対策や定住・移住を促す住環境づくりを進め、中山間地域の特徴を活かした、農を守り豊かな自然や里山と共生する土地利用が必要です。

●道路・交通

・県道平林青柳線や県道高下鰍沢線は、降雨時の降水量により通行規制となり、地域と市街地を結ぶ東西幹線道路としての改善・整備や観光道路としての機能強化が望まれています。
・中山間集落地域を結ぶ道路網が脆弱であり、観光、防災等に資する既存林道等を活用した地域間を南北に結ぶ交通ネットワークが求められています。
・集落地内の狭あい道路など生活道路の改善、観光客や交通弱者の移動手段確保のための公共交通の利便性の向上など、中山間地域の暮らしや防災、活性化の基盤ともなる道づくりが重要課題となっています。

●活性化

・地域は、これまで櫛形山登山やトレッキング等の自然レクリエーション観光による来訪者が多く、近年は、里山体験、農山村体験など地域ならではの風景や体験、逸品など、都会とは異なる魅力を求めて多くの人が訪れています。
・地域は高齢化や過疎化が懸念されていますが、観光拠点周辺の道路や駐車場等の受け入れ体制の充実とともに、富士山の眺望や特産品等を活用した産業観光の振興など、地域の豊かな資源を見直し、“今地域にある” 魅力を上手に活かしながら、体験や交流を通して活性化や定住・移住に波及する、地域が元気になるまちづくりを進めることが求められています。

●景　観

・多くの人が訪れる南アルプス巨摩県立自然公園周辺の自然景観は、山岳信仰等も含め地域に大切に守られてきましたが、高齢化の進行や林業の衰退等により、森林の荒廃が懸念されています。
・この地域が誇る美しい自然や優れた眺望を守る取り組みを検討することは、地域の重要課題のひとつです。
・棚田等の農耕文化や里山と共生する中山間地域の暮らしの風景、四季折々の花の風景、伝統行事・祭事等の潜在的な景観資源を地域共有の風景資産として再認識し、地域を訪れ、交流やふれあいを通してその魅力を体感する景観まちづくりの取り組みが必要です。

●防災、生活環境等

・利根川、戸川、畔沢川等の河川沿いの集落周辺に土石流の警戒区域が指定され、自然災害対策とともに災害時の迂回路の確保などの防災対策が必要です。
・本地域には、近年移住者も多く、移住しやすい住環境の形成など、豊かな環境と共生する身近な生活基盤整備が必要です。
・コミュニティ活動や地域交流の緊密な地域であり、定住・移住を促す、地域で子どもを育てる環境や世代間の交流を高める仕組みづくりを進め、住み続けたい、住んでみたいと思えるような、暮らしの豊かさを維持し・育むまちづくりが望まれています。

■平林・穂積地域の現況特性

・平林の集落

・小室の集落

（２）地域まちづくりの目標と基本方針

■地域まちづくりの考え方

- 平林・穂積地域は、山間の穏やかな自然に囲まれ、富士山を望む雄大な眺望や美しい里山の風景、そこで培われてきた農山村文化、特産品にもみられる豊かな恵みとともに、地域ならではの暮らしと温かなコミュニティが息づいています。
- この風土や資産は、何気ないように見えますが地域に暮らす住民の心の拠り所でもあり、多くの人々の郷愁を誘い琴線にふれる大切な魅力資源でもあります。住む人がこのような地域の価値を共有し、地域の暮らしを楽しむこという暮らしぶりが、他者から行ってみたい、住んでみたいと思ってもらえるような、山里の暮らしぶりから交流を育むまちづくりが望まれています。
- 地域まちづくり住民会議では、「都市では味わえない山里の暮らしで温かく迎えるまち、地域で暮らすことを楽しみ魅力をみつけだすまち」などが地域の将来イメージとして提案されました。また、町民対話集会では、地域資源や特産品を活用した観光・活性化、定住促進と地域での雇用確立、観光拠点の形成、鳥獣害対策などのまちづくりへの意向が高くなっています。
- 地域の課題やこれらの町民意向も踏まえ、平林・穂積地域のまちづくりの目標と基本方針を次のように設定します。

■地域まちづくりの目標

●住んでみたい、暮らし続けたい！　地域の暮らしを楽しみ大きなコミュニティで迎えるまちづくり
●山里の魅力を伝え、交流を交わすことから地域が元気になるまちづくり
●みんなで資産を見直し、活かし･育むまちづくり

・ゆずの里まつり

■地域まちづくりの基本方針

1）豊かな自然や農地と里山、暮らしが共生した住環境を維持する土地利用を進めます。
2）地域資源と縁を結び、活かし、おもてなしの心で迎える元気なまちづくりを進めます。
3）地域を結び、暮らし・防災・観光活性化に資する中山間地域の道づくりを進めます。
4）地域のお宝資源を顕在化し、魅力と交流を育む景観まちづくりを進めます。
5）大きなコミュニティで豊かに地域に暮らし続ける住環境づくりを進めます。

（3）地域まちづくりの方針

1）豊かな自然や農地と里山、暮らしが共生した住環境を維持する土地利用を進めます。

緑豊かな自然環境の保全をはじめ、棚田やゆず等の特産物を産出する優良農地の維持・保全とともに、遊休農地の有効活用、中山間地域の里山・集落環境の維持・向上、地域への定住・移住を促す住まいづくりを促進し、農を守り、豊かな自然・里山と暮らしが共生した住環境を維持する土地利用を進めます。

① 中山間地域の特徴を活かした定住･移住の促進

■中山間地の町営住宅の効果的な活用

- 老朽化した町営住宅の建替えや新たな用途転換、入居者のニーズに対応する一人暮らし高齢者の生活サポートや若い世代向けの安価な一戸建てへの改修、民間住宅への払下げ等による有効活用を促進し、定住促進に資する効果的な町営住宅の活用を図ります。

■地域の特性を活かした住まいづくりの推進

- 富士山眺望の家や農地・菜園付き住宅、田舎志向や自然志向への対応、小さな農（自給自足）の暮らし、空き家活用のファームステイなど、自然環境や優れた眺望、歴史文化、山間の穏やかな住環境を活かした、移住・定住の受け皿となる住まいづくりを促進します。
- 町有地や遊休農地を活用した民間と連携した小規模な住宅地整備、空き家バンク制度等を活用した空き家や土地情報の提供、相談窓口の充実等により、移住支援の取り組みを推進します。

・平林の棚田と富士山の眺望

② 農を守り･活かす土地利用の推進

■棚田などの優良農地の保全

- 平林、小室、高下の中山間直接支払制度に基づく農地の計画的な保全と維持管理の推進を図るとともに、農道、農業用水路等の農業基盤整備を充実し、良好な営農環境の確立を図ります。
- 地域ぐるみによる被害防止や野生動物との棲み分けなど、里や森の鳥獣害対策を促進します。

・小室の棚田

■遊休農地の有効活用と農業が成り立つ仕組みづくり

- 農業の６次産業化の推進や農産物加工施設整備への支援、「富士川町ブランド」の確立と販売力の強化、付加価値の高い特産品開発、情報発信の促進等による地域産業の振興を図ります。
- 山間地の遊休農地については、ゆず収穫体験など観光と連携した体験農業の普及により、景観緑地への活用や貸し農園、観光農園、管理サポート付農業体験農園等としての有効活用を促進します。
- 認定農業者など農業の担い手の育成支援、若年層、団塊の世代等の新規就農者の確保を図り、過疎対策と併せた農業への継続的な支援と、農と係わる新たな定住の仕組みづくりを推進します。

③ 豊かな自然や里山と共生する集落環境の維持･向上

- 水源涵養、動植物の生息、観光レクリエーション、景観等の多様な役割を担う森林や里山の適正な保全と維持管理に努め、農村地域との交流や体験レクリエーション活用を図ります。
- 平林、小室、高下の中山間地域総合整備事業の推進とともに、生活道路や排水施設等の基盤整備や低未利用地の有効活用を進め、山間集落地の生活環境の維持・向上を図ります。

2）地域資源と縁を結び、活かし、おもてなしの心で迎える元気なまちづくりを進めます。

中山間地域ならではの、自然と山間の暮らしを通した都市と農山村交流を推進するため、地域資源を最大限に活かしながら、資源を結び活かすネットワークを創出し、産業観光の振興など農山村の恵みと体験・交流から定住・活性化に結びつく、おもてなしの心で迎える地域が元気になるまちづくりを進めます。

①　豊かな資源を活かす観光･交流の推進

■豊かな自然の有効活用

・地域は体験・交流活動が盛んであり、県立南アルプス巨摩自然公園である櫛形山、丸山周辺の豊かな森林や、利根川、戸川、三枝川、小柳川の河川、戸川渓谷と滝等の良好な水辺環境については、平林交流の里みさき耕舎や増穂ふるさと自然塾等の活動と連携し、森林保全活動やエコツーリズム、体験や環境学習等の推進により、自然環境の維持・保全と観光・交流に向けた活用を図ります。

・櫛形山トレッキングコース

■観光･交流拠点の機能強化と魅力の向上

・地域活性化に向けて、次のような拠点の機能充実と相互連携を推進し、魅力の向上を図ります。
  - 身近な交流拠点となる平林、小室の主要施設周辺の地域生活拠点
  - 観光・文化交流の先導的役割を担うゆずの里ふれあいセンター、増穂ふるさと自然塾、平林交流の里みさき耕舎の観光交流拠点
  - 森林や水辺とのふれあい、レクリエーション機能を高める戸川渓谷周辺、櫛形山周辺、大峠山周辺の自然レクリエーション拠点

・平林交流の里みさき耕舎

■中山間地域の特徴を活かした地域活性化の取り組みの促進

・平林、穂積の棚田周辺は、棚田・里山体験や農耕文化学習の場、眺望スポット整備、里山ツーリズムやアグリツーリズム等を推進し、農山村の暮らしや体験に向けた有効活用を図ります。

・関東の富士見百景に選定される高下のダイヤモンド富士の眺望は、眺望スポットやアクセス道路の整備とともに、周辺の主要な地域資源と連携し、「日出づる里」の地域活性化への活用を図ります。

・渓谷の散策路や八雲池の水辺、七面堂の森や里山など、身近なレクリエーション資源の魅力の向上を図ります。

・古民家再生促進事業等を活用し、縁側カフェや農家レストラン、高齢者の交流・社会参加の場づくりなど、空き家の活用による身近な交流の場づくりを促進します。

・高下のダイヤモンド富士

■地域のお宝発見運動や地域協働隊による活性化の促進

・地域のお宝マップの活用と資源ネットワーク、魅力資源の再発見とＰＲの充実、新たな価値観を共有する機会と場づくり、活性化に関わる地域協働隊の設立など、地域の魅力を伝え・呼び込む仕組みづくりを進めます。

②　地域資源を結び、活かすネットワークの創出

■主要な観光ルートの整備と魅力の向上

- 平林筋・穂積筋と市街地や各拠点を結ぶ県道平林青柳線、県道高下鰍沢線（観光レクリエーション軸）や、五開筋との連携（中山間地域連携軸）を強化し、災害や交通安全性の確保を図るとともに、休憩スポットやサイン整備など、観光道路としての魅力の向上を図ります。
- 観光ルート等の整備にあたっては、趣ある集落景観や環境を損なうことのないよう、集落内生活道路や里道における通過交通、車両の一部進入の抑制、快適な歩行空間の確保に努めます。

・県道平林青柳線（未整備区間）

■豊かな自然や環境を活かす観光・交流ルートの設定

- 檜尾根コース、八雲池コース等のトレイルラン・トレッキングコースの整備・充実、林道足馴峠線の整備促進、登山道や遊歩道の充実、眺望広場や案内標識・サイン整備など、豊かな自然を周遊できるルートの充実・強化を図ります。
- 河川や渓谷沿いの緑地空間、里山や集落の里道等は、（仮称）ふるさとの散歩道、里山さんぽ道、フットパスなど、主要な地域資源を結ぶ散策ルートづくりを促進します。

・林道足馴峠線から望む赤石岳

■観光交通の利便性の向上

- 大型観光バス等の通行可能な主要道路の改善、駐車場整備等によるマイカー観光の利便性の向上、バス運行サービスの充実など、地域への観光の足の確保を図ります。

③　農山村の恵みを活かした、食べて暮らし続ける元気な地域づくりの促進

■農業の振興、観光と結びつく産業の育成

- 農業の６次産業化の推進、ゆずワインなど「富士川町ブランド」の確立と販売力の強化、ゆず、トマト、ラ・フランス等の付加価値の高い特産品開発、郷土料理など味覚資源の発掘・普及、食育活動の普及、情報発信の促進等による農業振興を推進します。
- 道の駅富士川、平林交流の里みさき耕舎、ゆずの里ふれあいセンター、ほずみの郷加工直売所、観光農園、朝市よりみちマーケット等と連携し、観光ＰＲ活動と一体となった流通直販ルートの拡大展開、地産地消の推進を図ります。
- 平林の臼など伝統工芸品の観光・交流施設等を活用したＰＲの充実と伝統技術の継承に努めます。
- 豊かな自然、農業、観光が連携し、地域で食べて暮らしていける就労・雇用の確保を促進します。

■豊かな恵みを活かした農山村の交流促進

- 棚田オーナー制度（平林交流の里みさき耕舎）やゆずの木オーナー制度等の農を守り・育む交流活動や平林農業小学校の農業体験など、農山村の体験・交流活動を促進します。
- 特産品の地産地消を促進する飲食店や休憩スポットの充実、滞在施設との連携等により、農山村の四季を通した観光・交流の場づくり、ネットワークの形成を図ります。
- ゆずの里まつり、氷室の郷ふれあいまつり、妙法寺あじさい祭り等の祭り・地域イベントについては、効果的なＰＲと、イベント相互の連携強化を図ります。

・みさき耕舎での稲刈り体験

■農山村の集まって楽しく暮らす定住・移住促進策の推進

- 定住・移住促進に向け、町営住宅の活用や住宅取得支援等による子育て世代の定住促進、空き家を活用した田舎暮らし・二地域居住や移住の促進、遊休農地を活かした農業志向・農ライフへの対応など、多様化するニーズに対応した魅力ある住まいづくりを推進します。
- 農山村・田舎暮らし体験ツアーの実施、トライアル居住・体験移住の促進、定住コーディネーターの育成、移住モニターの活用等、農山村への移住・定住促進に向けた仕組みづくりを図ります。

３）地域を結び、暮らし・防災・観光活性化に資する中山間地域の道づくりを進めます。

まちづくり住民会議では、道づくりは地域づくりでも重視すべきものとして提案がありました。地域振興、防災、中山間地の暮らしや福祉等に大きく関わる道路の機能を強化するため、中山間地域の交通ネットワークや道路交通網の機能強化、身近な生活道路の安全・安心の確保、暮らしの利便性を支える公共交通の充実など、まちや地域を結ぶ中山間地域の道づくりを積極的に進めていきます。

①　中山間地域をネットワークする道路交通網の機能強化

■中山間地域の道路交通網の機能強化と魅力の向上

- 中山間地域を連絡し、観光道路としての性格も有する県道平林青柳線、県道高下鰍沢線の道路拡幅・改良等の機能強化、道路沿いの小広場や沿道緑化等の魅力向上を図ります。
- 幹線道路や主要生活道路の機能強化による、市街地やJR鰍沢口駅へのアクセス強化を図ります。
- 観光や地域連携に資する丸山林道等の拡幅・改良と魅力の向上を図ります。

･県道高下鰍沢線（未整備区間）

■暮らし・観光・防災に寄与する中山間地域の道路ネットワークの強化

- 観光・活性化に寄与し、災害時の迂回路や中山間地域を南北に結ぶ、既存林道の拡幅・改良等による中山間地域連携軸の機能強化を図ります。
- 災害時の幹線道路の防災機能を補完するため、過疎地域道路改良事業等を活用し、集落の生活道路や林道の改善、安全性の向上等による機能強化を図り、緊急時の迂回路の確保に努めます。

･林道赤石高下線

②　交流や安心を支えるバスサービスの充実・強化

- 地域住民の利便性に資する路線バス、町営バス、コミュニティバスなど公共交通の連携強化を図るとともに、中山間地域と市街地を結ぶデマンドバスの効率的な活用を検討します。

･富士川町コミュニティバス

③　身近な生活道路の安全・安心の確保

- 集落地内の狭あい道路や行き止まり道路など、交通安全、防災上問題のある道路については、段階的な改善・整備を推進するとともに、信号機・ミラー設置等による交差点の改良を図ります。
- 通勤・通学ルートとなる道路については、歩道整備、スクールゾーンの設置、車の走行速度抑制、横断歩道・防護柵の設置等による交通安全対策の推進と街路灯・防犯灯の充実を図ります。

･集落内の狭あい道路

４）地域のお宝資源を顕在化し、魅力と交流を育む景観まちづくりを進めます。

豊かな自然や農山村体験等に多くの人が訪れる地域の魅力を向上するため、美しい自然環境の維持・保全とレクリエーション活用の推進、優れた特徴ある眺望の活用、棚田や里山の暮らしの風景や地域のお宝資源の顕在化と活用を図り、交流やふれあいを通して魅力を体感する景観まちづくりを推進します。

①　優れた自然景観や眺望の保全と活用

■豊かな自然環境の維持･保全と体験活用の推進

- 県立南アルプス巨摩自然公園である櫛形山、丸山周辺、戸川渓谷景観保存地区については、豊かな森林環境を損なうことのないよう、人が手を入れ育む維持・保全を推進します。
- 増穂ふるさと自然塾の環境学習拠点、山梨県森林総合研究所による森の教室、平林地区の林業体験活動などの自然観察・体験学習の場の充実を図るとともに、森林や親水空間を活用し、グリーンツーリズムの推進、親と子どもの体験観など、自然に親しむレクリエーション活用を推進します。

■ダイヤモンド富士など優れた眺望景観の保全と活用

- 髙下のダイヤモンド富士、櫛形山や林道からの富士山や山並みの眺望、平林の棚田や八雲池周辺等からの富士山の眺望、山麓からの市街地や甲府盆地の眺望など、優れた眺望景観の保全と魅力の向上を図るとともに、眺望場所（ビュースポット）やアクセスルートの整備を推進します。
- 櫛形山周辺など良好な眺望場所については、眺めを妨げないよう樹木の維持・管理を促進します。

②　棚田や里山の中山間地域ならではの美しい風景の保全と活用

- 平林や穂積の棚田周辺は、特徴的な農の風景と里山景観の維持・保全とともに、眺望スポットの整備、農耕文化の体験や環境学習の場づくり、里山ツーリズム、里山民泊体験等を進め、棚田と農山村、里山景観を活用した観光交流スポットの形成を推進します。
- 平林における櫛形山の登山基地、優れた眺望と棚田、体験交流や観光拠点、髙下・小室における関東随一のゆずの郷、ダイヤモンド富士に代表される日出づる里など、特色ある農山村景観や眺望景観を活かした地域イメージを高める景観の創出を図ります。
- 山間の隠れ里のような集落景観、かつての養蚕農家のたたずまいや伝統的な民家、自然や里山と共生し育まれた穏やかな暮らしの風景など、魅力ある集落景観の維持・保全と活用を図ります。

③　地域のお宝を共有し活かす景観まちづくりの推進

■地域を代表する歴史文化資源の保全と活用

- 史跡等の歴史文化資源や、氷室神社の大杉やクロベの天然記念物の維持・保全と活用を図ります。
- 県内最大級の三門やあじさい寺で有名な妙法寺などの主な社寺については、社寺林や鎮守の森等の周辺を含めた良好な景観形成を図ります。

■身近な景観資源の顕在化と活用

- 妙法寺のあじさいや矢川の長寿桜などの四季折々の風景、氷室神社の石段と杉林、七面堂の後背の森や里山、八雲池の水辺景観など、身近な景観資源の保全とまちづくりへの活用を図ります。
- 櫛形山信仰や平林の氷室跡の保全、山間の生活文化の顕在化、高村光太郎文学碑、地名の由来など、地域景観を特徴づけている有形無形の歴史文化資源の顕在化と活用を図ります。
- 雑木林、屋敷林、大木・古木、小川・沢、水路、塚・祠・道祖神、石仏など暮らしに身近な景観資源を見直し、周辺を含めた修景やサイン整備を進め、景観スポットとしての活用を図ります。
- 平林の祇園祭、神楽（太鼓）等の祭りや伝統行事の保全・継承と、地域間の連携による効果的なＰＲを図り、景観まちづくりへの活用を推進します。

■地域の魅力を見出し､活かす景観まちづくり活動の促進

- 地域を学び・知る「地域学」の実践、歴史探検や景観クイズラリーといった地域のお宝マップを活用した地元と来訪者が楽しむ仕掛けづくり、地域のツアーガイドの育成など、地域の魅力を再発見し、伝え、活かす景観まちづくり活動を促進します。

5）大きなコミュニティで豊かに地域に暮らし続ける住環境づくりを進めます。

暮らしの体験を通し、地域の豊かさを共感・共有できる交流を育む地域づくりの推進のため、みんなで支えあい安心して暮らせる福祉の環境づくりや、災害に負けない地域防災対策の強化、生活基盤整備の充実を図り、定住・移住を促す、大きなコミュニティで豊かに地域に暮らし続ける住環境づくりを進めます。

① 大きなコミュニティで支えあう福祉の環境づくりの推進

■みんなで支える安心して暮らせる福祉の環境づくり

- 学校間のネットワークと交流の充実、都市と中山間地域の学校間交流の促進、里山留学の基盤整備、高齢者の子育てへの参加など、子どもたちが住みやすい環境づくりを推進し、地域で子どもを育てる仕組みづくりを検討します。
- 公共施設のバリアフリー化や高齢者に配慮した生活環境づくり、生き甲斐づくり・社会参加の促進、健康まちづくりの推進など、誰もが暮らしやすい福祉・健康の環境づくりを推進します。

■世代間交流の促進

- 子どもたちへの地域を知る「地域学」の実践、総合学習の活用、地域の技や知恵を知る・伝える場や機会の創出、リーダーシップをとる人材の発掘と育成、空き家を活用した交流の機会と場づくりを進め、活力のある地域づくりを目指す世代間の交流を促進します。

② 災害に負けない地域づくりの推進

■がけ崩れや土砂災害等に対する安全対策の強化

- 災害に強い森林づくりの促進、土石流警戒区域、急傾斜地警戒区域における安全対策の強化、住民への警戒区域指定の周知の徹底、防災無線施設の充実を図ります。
- 利根川、戸川、畔沢川など主要な河川上流域となる地区の治水安全対策を推進します。

■中山間地域の孤立化を回避する防災対策の強化

- 県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、主要林道等の防災安全性の確保、機能強化を図ります。
- 災害時孤立集落対策に向け、既存林道の拡幅・改良等による町内三筋の南北を連絡する中山間地域連携軸の機能強化、主要道路の改善、安全性の向上による緊急時迂回路の確保を図ります。
- 中山間集落地の救助、避難、救護を担う緊急ヘリポートの整備充実を図ります。

■防災拠点・避難場所、防災関連施設等の充実・強化

- 防災拠点である平林、小室の地域生活拠点周辺、避難所に指定されている施設等については、周辺を含めた機能強化とともに、建物の耐震性の強化や避難所機能の充実に努めます。また、消防水利施設や災害時の情報基盤設備、安否確認システム等の充実・強化を図ります。

■集落地の防災安全性の向上と地域防災体制の強化

- 集落地内における防災上問題のある行き止まり道路や消防活動困難区域、倒壊の恐れのあるブロック塀等の改善、老朽住宅の建替え等を促進し、防災性の向上を図ります。
- 既存の自主防災組織や消防団の育成・強化、防災訓練の充実など地域防災体制の強化を図ります。

③ 住みやすい住環境に向けた基盤整備の推進

■集落地の住みやすさの向上と身近な公園・広場づくり

- 集落地内の生活道路の改善・整備、生活利便施設の充実、上水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及促進等の基盤整備を進め、中山間集落地の安全で快適な生活環境の形成を図ります。
- 八雲池公園等の既存公園の機能充実とともに、公園が不足する集落地の雑木林、遊休農地、水辺空間、社寺境内地等を活用した身近な小公園・広場の整備を推進します。

■美しい自然や豊かな環境と共生するまちづくりの推進

- ごみの減量化、省エネルギー・リサイクル、ごみの不法投棄の防止、美しい自然を守るマナーの徹底と意識の向上を図り、豊かな環境と共生するまちづくりを推進します。
- バイオマス等の再生可能エネルギー、太陽光や水力等の自然エネルギーを活用し、地域でエネルギーの地産地消を図るなど、山村再生と持続可能な里山づくりの取り組みを進めます。

■平林・穂積地域まちづくり方針図

〈参考〉地域まちづくり住民プラン　－平林・穂積地域の住民プランの提案－

■地域まちづくり提案図

－地域まちづくり提案図－
※★は、優先的・効果的な提案

■活性化・元気な地域づくり!!
■暮らしの基盤づくり
■地域資源を活かしたまちづくり
■安心・安全なまちづくり

地域の将来イメージ
■ 住んでみたい、暮らし続けたい、小さな山里の大きなコミュニティを育むまち

まちづくりの目標
●人口増は中山間地から！富士の見える小さな家と小さな農、大きなコミュニティのまちづくり
●魅力を伝え、交流を交わすことから地域が元気になるまちづくり
●何もないからいい！みんなで資産を見直し、生かし・育むまちづくり

道路・交通
★道路整備は、地域づくりの最優先！
～活性化、防災、生活、福祉など～
★「暮らし」「観光」「防災」も林道整備による中山間地のネットワークが重要
・ハード→長期的視点から既存林道を活用した改善整備（昔の道など）
・ソフト→今できること・シカケづくり
○丸山林道の拡幅と整備促進
○県道平林青柳線の拡幅整備
○国道52号、鰍沢口駅へのアクセス強化
○国道52号の生活道路化（観光・交流の「市」の開催、地産地消の実践、地域情報の発信など）
○「観光の足」の確保（大型バスの通行、マイカー観光の利便性、駐車場整備等）

土地の使い方
★農業が成り立つ仕組みの検討
・新たな農住の仕組みづくり（移住希望（若年層、団塊の世代等）の新規就農者の確保など）
・不耕作地、遊休農地の活用（サポート付体験農園など）
★中山間地の特徴を生かした住宅地整備
・自然環境、優れた眺望、歴史文化、穏やかな暮らし、自給自足　などの特徴
・民間と連携した小規模な住宅地整備
「小さな農地・菜園付住宅＋富士山の眺望＋地域サポート」の地力を活かす
・古民家・空き家を活用した新たな住まいと仕組みづくりの確立
・補助事業や「中山間地等直接支払制度」等の活用

観光・交流、活性化
★食べていける「地域」「農」「就労」をめざす！
・観光・自然等を活かした就労・雇用の確保
★地域の「核」・資源を結び活かすネットワークを創る
・トレイランコースの整備と活用（昔の道（通学路等）、林道、トレッキングコース等の活用）
・案内標識・サイン整備
・四季を通したネットワークづくり（滞在施設との連携、特産品の地産地消、飲食店・休憩所の確保）
・四季の風景の活用（ゆずの里祭り、ダイヤモンド富士（パワースポット）等の活用）
・祭り・行事のPRとネットワークの充実
○「体験＋地域活性化」の里山ツーリズムの推進
・ゆずの里ふれあいセンター、みさき耕舎等の活用
○特産物の活用（ゆず、もろこし等、農産物の6次産業化、食育、地産地消など）
○観光・交流の核となる「道の駅」の活用

施設や公園など
★効果的な中山間地域の公営住宅の活用
・入居希望のニーズに即した、今後の使われ方、用途の見直しが必要
・若い世代向けの安価な一戸建て町営住宅への改善整備（田舎暮らし、富士山の見える家、二地域居住等）
・民間との連携の検討
○住みやすい住環境に向けた基盤整備

景観（歴史・文化など）
★優れた特徴ある眺望の活用
・櫛形山の眺望の保全と活用（県有林の整備）
・ダイヤモンド富士（場の保全と活用）など
○平林の棚田の保全と活用
○歴史・文化の「地域のお宝」の活用
・「お宝マップ」の有効活用（歴史探検、地元のツアーガイド育成、クイズラリーなどの地域と来訪者が楽しむシカケづくり等）
・妙法寺（あじさい寺）、氷室神社（フィルムコミッション）など
・平林の氷室の保全と生活文化のPR
○伝統行事や祭、伝承などの継承
・平林の祇園祭、神楽（太鼓）
・櫛形山登山　など

防災・防犯
★災害時の迂回路の確保
・丸山林道の拡幅整備
・町道の活用
○土砂災害対策を進める
・200mm 以上の雨量でも通行できる道路の改善整備（現在 100mm 以上で通行止め）～県道等
○町を見渡す「物見場（望楼）」の検討

大きなコミュニティ
★世代間の交流を促進する
・地域の人材の技や知恵を知る・伝える場や機会を創り、活かす（「教える・教わる場」、総合学習の活用など）
・子ども達への地域を知る「地域学」の実践
○地域で子どもを育てる仕組みを創る
・子どもたちが住みやすい環境づくり
・小学校は地域コミュニティの核、学校間のネットワーク、交流を図る
・都会と中山間地域の学校間交流の推進
・里山留学のための基盤整備
○デマンドバスのフル活用！
・高齢者・子どもたちの「足」としての利便性の充実

自然や緑、環境
★自然環境の体験活用を進める
・グリーンツーリズムの推進
・親と子どもの体験活用
・里山と民泊体験
・森と山村体験（増穂ふるさと自然塾、ゲストハウス等の活用）
★人の手入れが見える地域づくり
・自然（森や里山）も環境も防災も、人の手が入ることが重要
○山の手入れを進める
○良好な森を活かす（七面堂の森）
○水辺の活用（八雲池など）
○里山の保全と維持管理
○山村再生とエネルギー自給のための里山整備

まちづくりの手法・仕組みづくり
★住んでいる人も訪れる人も地域の資源を知ること・再発見とPRの充実
（※「半農半X」の試み等（小さな農のある暮らし（自給自足）と好きな仕事や小さな暮らしをして社会に関わる）
★地域の魅力を伝え・呼び込む仕組みづくり
（移住者・来訪者・若者などの新たな視点の活用、地域のお宝マップの活用と連携、インターネットの活用、リピートを増やす工夫など）
○元気になる地域づくりの人材育成（リーダーシップをとれる人材の発掘と育成）
○地域の活動・小さな試みをまちづくりの事業化へ活用（新規居住者を迎え入れる受け皿づくり、あるものを活用するお金をかけない工夫の検討など）
○住民参画によるまちづくりの進行管理、チェック体制の仕組みづくり

■提案の実現に向けて

【まちづくり提案の実現に向けた考え方】
●**中山間地域の特徴を活かした人口増加の仕組みを創る**
～農山村居住の魅力、発想の転換で付加価値を高める～
●**小さな家と小さな農と大きなコミュニティで地元が受け入れる**
～何が求められているのか、ニーズに添った受け皿を準備する（集まって住む小さな家と、農（生産）的ライフスタイル、温かく出迎えるコミュニティの豊かさ～
●**交流を介し、地域で食べて・暮らし続ける元気なまちを創る**

この考えから、次の３つを併行し進めることを提案します!!

1．農山村移住のシステムづくり（新たな「地域協働隊」づくり）

①地域を見直す、お宝を共有する、人材とノウハウを発掘する
②「地域が動き連携（ネットワーク）する」、継続して話し合い・共有できる場を創る（まちの縁側、まちの井戸端づくりなど）
③行政のサポート体制づくり（支援、情報交換の窓口、PR！等）

2．定住・地域に暮らし続けるための協働体制の役割分担

■住民は･･･
●まずは、**地域の活動は地域が支える**仕組みを創る
●あるもの、地域の資産を活かす、「**地域学**」を実践する
●地域の受け皿づくりを進める（地域情報の収集、地域のサポート体制、**地域に馴染む「互助」**のしかけづくり等）
●地域の人材育成（個々の情報、ノウハウ・知恵の発掘と育成）

■協働で･･･
●助け合うサポート体制を確立する
●細やかな情報収集と効果的な情報発信
●連帯感と信頼感の醸成

■行政は･･･
●発想の転換、移住・定住のニーズを見極める（田舎志向、自然志向、農業志向、「農」ライフなどの価値観の多様化）
●空き家バンクの運用（都市間連携、NA 穂積等の活用）
●補助や助成の充実
●情報収集と情報発信、地域情報を束ねる「**窓口**」を創る

3．移住・定住の段階プログラム

STEP1： ●お試し（体験移住、トライアル居住）	○空き家や遊休農地の情報収集、広報活動 ○短・中・長期の地域サポート体制の確立 ○**農村・田舎暮らし体験ツアー**の実施 ○「移住モニター」（先住者）との情報交換 ○田舎に「**馴染む**」受け入れ相談と支援など
STEP2： ●移住・地域協働隊の新たな一員	○あるものを活かす、地域が連携するノウハウを活用した「**マッチング**」の検討（空き家、古民家、町営住宅、一戸建てなど） ○地域の「**定住コーディネーター**」の支援 ○区などの**ライフサポート体制による互助** ○まちの助成、支援の充実　など

３．中部・五開地域まちづくり方針

（1）地域の特性とまちづくりの課題

■位　置

●中部・五開地域は、本町の南側に位置し、東側は市川三郷町、南側は身延町、南西側は早川町に隣接しています。

●中部地区は、富士川両岸の低地に位置する鬼島・箱原・鹿島集落と、山間の緩斜面に立地する国見平・長知沢等の集落からなり、五開地区は、大柳川沿い山間部の標高340～900mに位置する柳川・鳥屋・十谷等の古くから形成された山村集落地となっています。

■地域の特性

●**人口・世帯数は3地域の中では最も少なく減少傾向にあり、過疎化が進んでいます。**

・中部・五開地域の人口・世帯数は、平成 22 年現在 864 人、336 世帯で、人口・世帯数とも減少傾向にあります。高齢化率は、平成 22 年現在 38.4％で、高齢化が進んでいます。

●**森林と河川の豊かな自然に囲まれ、地形構造の特徴からそれぞれ特色のある農山村集落地がみられます。**

・地域は、富士川や大柳川等の河川、奥深い渓谷、西側の南アルプス巨摩自然公園の豊かな自然環境に恵まれ、富士川沿いの低地のまとまった田園と、山間の傾斜地に樹園や棚田等が見られます。一方、急峻な地形特性から、山間地では限られた平坦地に農地や集落地が点在し、土地利用の制約が大きくなっています。地域は過疎化が進行し、遊休農地や空き家の増加が課題となっています。また、大柳川沿いには土砂災害の恐れのある箇所が多くみられます。

●**国道 52 号と県道十谷鬼島線が骨格道路となっていますが、地域間を結ぶ交通アクセスは脆弱となっています。**

・富士川沿いの国道 52 号、町内三筋のひとつ県道十谷鬼島線が市街地と地域を結ぶ骨格道路となっていますが、地域間のアクセスが脆弱であるとともに、狭い集落内生活道路の改善が課題となっています。鹿島は、富士川に架かる鹿島橋が唯一のアクセス道路となっており、隣接する市川三郷町と連携を図った道路整備（鹿島トンネル）が望まれています。

●**豊かな自然環境や温泉等を活かした山里の観光地となっており、近年、体験交流活動も盛んとなっています。**

・地域は周囲を源氏山、御殿山、八町山等の山々に囲まれ、登山やトレッキングコース、大柳川渓谷の親水空間や遊歩道、秘湯などの温泉が観光資源となっており、富士川から奥深い自然に入る山里の素朴な郷土景観を活かし、近年、体験交流活動も盛んとなっています。

●**大切にしたい地域の主な資源**

・地域は、大柳川に沿った奥深い谷地形に特色があり、それぞれ趣の異なる地域資源を擁しています。

自然資源	南アルプス巨摩県立自然公園と山々の森林資源／シンボル的な源氏山・御殿山・八町山／富士川、大柳川等の河川、大柳川渓谷、不動滝、観音滝、沢等の水辺空間／身近な里山　など
歴史・文化資源等	主な史跡・文化財／柳川寺、円応寺、妙現寺等の社寺／富士川舟運や渡船場跡など身近な歴史文化資源／十谷三番叟等の伝統芸能／みみ等の伝承料理　など
その他主な景観資源	眺望景観（源氏山登山道、十谷峠、御殿山等）／駿州往還、富士川舟下り、古道／柳川寺のシダレザクラ、柳川のイヌガヤの群生／鳥屋・柳川等の棚田、里山景観／十谷の石畳と石垣の集落景観、江戸期の商家、古い民家や蔵／五開郵便局、鬼島の硯の里（雨畑硯）、鹿島の花の名所、十谷のもみじの里／大柳川もみじ祭り　など
緑や公園、施設等の資源	大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園、河川や渓谷沿いの緑地空間／登山道、トレイルラン・トレッキングコース、竜門橋、竜仙橋等の吊り橋、大柳川遊歩道／交流センター塩の華、つくたべかん、甲州鰍沢温泉かじかの湯、秘湯十谷温泉等の観光・レクリエーション施設　など

・十谷集落

・長知沢集落

■主要なまちづくりの課題

●土地利用

- 地域は、富士川に大柳川、小柳川等が合流するあたりの平担部に展開する農村集落、大柳川に沿って点在する里山集落、急峻な地形の中の緩傾斜地を切り開いた山間集落地となっており、土地利用の制約は大きなものとなっています。
- 地域では、人口減少による過疎化の進行、高齢化や後継者不足等による農業の衰退などから、森林の荒廃、農地・里山・集落の維持が懸念されています。そのため、自然や里山の維持、優良農地の保全や遊休農地対策、集落地の空き家対策など、住環境の基盤整備とともに営農環境の向上と豊かな自然環境、集落環境を維持する土地利用が必要です。

●道路・交通

- 地域の骨格道路は、富士川に沿って南北に縦断する国道 52 号、大柳川に沿って中山間地域に入り込む県道十谷鬼島線がありますが、地形上の制約もあり、集落を結ぶ東西の道路交通網の脆弱さが指摘されています。このため、幹線道路の機能強化や災害時の迂回路の確保、防災や観光等の視点も踏まえた地域間を結ぶ道路ネットワーク等が求められています。
- 地域内で唯一富士川左岸に立地する鹿島では、生活利便性の向上や防災対策の面からも市川三郷町六郷地域とのアクセス整備（鹿島トンネル）が望まれています。
- 通勤・通学の足の確保や鉄道駅とのアクセス向上、交通弱者の移動手段確保のためのバスサービスの利便性の向上、集落地内生活道路の改善など、安全・安心や暮らしやすさを支える道づくりを進めることが必要です。

●活性化

- 大柳川沿いは、登山・トレッキングコース、渓谷に沿った遊歩道、秘湯など、豊かな地域資源を活かした観光・交流拠点が形成されています。これまでは、短期・立ち寄り型の観光が主体でしたが、今後は、滞在型の施設整備、観光拠点周辺の道路・駐車場整備、施設間の連携など来訪者の受け入れ体制の充実を図ることが求められています。
- 奥行きのある地形環境を活かし、舟運のなごり、棚田や里山、花の里、硯の里、もみじの里など、それぞれの特色や資源の連携を図り、地域ならではのイメージを喚起させる魅力を創出することが求められています。
- 雨畑硯等の伝統産業の継承や観光と連携した農業振興等に取り組み、過疎化が懸念される地域の定住・移住に波及するような、地域ぐるみの活性化の取り組みを進めることが必要です。

●景　観

- 富士川の流れや美しい渓谷等の水辺空間と豊かな森林など、自然環境は地域のかけがえのない資源ですが、高齢化や産業の衰退等により森林や里山の荒廃が懸念されています。豊かな自然の保全と生活利便性の追求は困難な面もありますが、財産ともいえる自然環境や集落景観の維持・保全は地域の重要な課題です。
- 集落の維持と地域景観を守るため、趣のある地名、集落の成り立ちや歴史、それぞれの集落がもつ個有の魅力を掘り起こし、結びつけ、地域の景観を原資とする景観まちづくりを進めることが必要です。

●防災、生活環境等

- 大柳川沿いの集落周辺には土石流、地滑りの警戒区域が指定され、一部の集落では災害時の生活道路の寸断や集落孤立が懸念されており、自然災害対策とともに迂回路の確保などの防災対策の強化が必要です。
- 地形的な制約から基盤整備の遅れも見られ、自然と共生しながら快適に暮らせる生活環境の向上が求められています。
- 少子高齢化が進む中で、高齢者や子どもたちが住み良い福祉の充実や地域コミュニティの維持など、安全で安心して地域に住み続けることのできる住環境づくりが望まれています。

■中部･五開地域の現況特性

都市・田園地域
平林・穂積地域
市川三郷町
早川町
身延町
大峰山
八町山
源氏山
足馴峠
十谷峠
御殿山
富士見山
大柳川渓谷
十谷温泉
十谷生活改善センター
大柳川渓流公園
大柳川渓谷遊歩道
不動滝
親水公園
旧五開小学校
イヌガヤの軒主
柳川寺
柳川寺のしだれ桜
大柳川やすらぎ水辺公園
甲州鰍沢温泉
かじかの湯
県道十谷鰍沢線
県立わかば支援学校
ふじかわ分校
本能寺
円立寺
中部団地
五開駐在所
高齢者ふれあいセンター
交流センター「塩の華」
鰍沢中部小学校
妙現寺
富士川
大柳川
小柳川
南アルプス巨摩
県立自然公園
鰍沢口駅
甲斐岩間駅
（仮称）六郷IC
増穂IC

【凡　例】

	行政界		主な公共公益施設
	都市計画区域界		教育施設
	用途地域界		公園・広場
	地域界		主な史跡・文化財
	鉄　道		天然記念物
	高規格道路		主な社寺
	主な道路		主な観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ
	河　川		温　泉
	山　地		公営住宅
	ﾄﾚｲﾙﾗﾝ・ﾄﾚｯｷﾝｸﾞｺｰｽ・遊歩道		南アルプス巨摩県立自然公園区域

N
0　2km

・十谷集落と巨摩山地

・大柳川渓谷

（２）地域まちづくりの目標と基本方針

■地域まちづくりの考え方

■中部・五開地域は、悠々と流れる富士川の水辺から、渓流や山里を経て、源氏山、十谷峠、御殿山などの森閑とした山々に至る、奥行きのある地形構造と自然環境を擁する地域です。

■河川沿いや山間に散在する集落は、風土や暮らしに培われた潜在的な資源を有しており、それが集落の特徴となって現れています。地域は、豊かな自然環境や美しい景観を活かした山村振興や生活環境の向上、観光産業の育成、集落や里山の維持等が課題となっています。そのため、奥行きのある集落それぞれの個性を共有財産として見直し、結びつけることから、地域の魅力・独自性を高め、地域力をつけていくような取り組みが望まれています。

■地域まちづくり住民会議では、「豊かな自然環境と郷（さと）や田舎の趣を楽しむ奥行きのあるまち」が地域の将来イメージとして提案されました。また、町民対話集会では、人口増加や定住促進の取り組み、住環境整備の充実、観光活性化、鳥獣害対策などのまちづくりへの意向が高くなっています。

■地域の課題やこれらの町民意向も踏まえ、中部・五開地域のまちづくりの目標と基本方針を次のように設定します。

■地域まちづくりの目標

- **人やモノ、コト、情報がつながり地域力を創出するまちづくり**
- **奥行きある異なる魅力の展開が人を魅きつけるまちづくり**
- **安全・安心で暮らしの基盤の整ったまちづくり**

・大柳川

■地域まちづくりの基本方針

１）豊かな自然環境と地域らしさを守り、地域に住み続けられる土地利用を進めます。
２）奥行きある郷の魅力を発信する観光・交流のまちづくりを進めます。
３）資源を掘り起こし、磨き、育み、多彩な魅力が展開する景観づくりを進めます。
４）地域を結ぶみちづくりと安全で利便性の高い交通環境づくりを進めます。
５）暮らしの安全・安心を支える基盤整備と誰もが住みやすい郷づくりを進めます。

（3）地域まちづくり方針

1）豊かな自然環境と地域らしさを守り、地域に住み続けられる土地利用を進めます。

地形特性による土地利用上の制約は大きいながらも、山紫水明の優れた自然環境と集落の維持を図るため、農地の保全と遊休農地対策、山里の特徴を活かした住宅供給による定住・移住の促進、住環境の基盤整備を進め、豊かな自然環境と地域らしさを守り、地域に住み続けられる土地利用の推進を図ります。

① 地域らしさを支える集落環境の維持･向上

- 水源涵養、産業振興、動植物の生息、レクリエーション、景観等の多様な役割を担う森林や里山の適正な保全と維持管理に努め、農山村地域との交流や観光レクリエーション活用を図ります。
- 柳川の中山間地域総合整備事業の推進とともに、生活道路や排水施設等の基盤整備や低未利用地の有効活用を進め、集落地の生活環境の維持・向上を図ります。

・柳川の集落と水田地帯

② 農山村地域の農地を守り･維持する土地利用の推進

■農山村地域の農地の保全

- 箱原等の河川沿いのまとまった水田や国見平や鹿島等にみられる樹園や畑地等の農地については、農道や農業用水路等の農業基盤整備を充実し、優良農地の計画的な維持・保全を図ります。
- 山地斜面や地形的制約による耕地面積の小さな中山間地の農地については、耕地整理による農地の整形化、農地の共有化による作業の省力化等により、良好な営農環境の確立を図ります。

・箱原の水田地帯

- 捕獲や電柵による鳥獣害対策に加え、里山の維持・保全による野生動物との棲み分け、集落環境調査に基づく鳥獣害対策と支援の充実、関係機関と連携した自衛的な鳥獣害対策への支援などにより、安心して生活できる集落環境づくりに取り組みます。

■遊休農地の有効利用の促進

- 営農の組織化、新規就農者の確保・担い手の育成支援、遊休農地を維持管理する組織づくりなど、過疎対策を含め、農業への継続的な支援と新たな農住の仕組みづくりを推進します。
- 遊休農地を活用した景観緑地、市民農園、観光農園、管理サポート付農業体験農園に加え、鹿島の果樹や花卉栽培、梅久保地区のゆずなど、観光と連携した遊休農地の有効活用を促進します。

③ 山里の特徴を活かした定住･移住の促進

■町営住宅等の効果的な活用

- 老朽化した町営住宅の建替えや新たな用途転換、入居者のニーズに対応した一人暮らし高齢者の生活サポートや若年層、家族世帯向けへの建替え改修、民間住宅への払下げなど、住宅ストックを有効活用し、定住促進に資する効果的な町営住宅の活用を図ります。

■中山間地域の過疎対策と定住の促進

- 農地・菜園付き住宅、田舎志向や自然志向に対応した住宅、環境に配慮したエコビレッジ等の住宅・別荘地、空き家活用のファームスティなど、豊かな自然環境と山間の暮らしの地域特性を活かした、移住・定住の受け皿となる住まいづくりを促進します。
- 空き家や土地情報提供など空き家バンク制度等を活用した移住促進、遊休農地や低未利用地の有効活用、高齢者に配慮した住環境づくり等を推進し、中山間地域の過疎対策を推進します。

２）奥行きある郷の魅力を発信する観光・交流のまちづくりを進めます。

まちづくり住民会議では、自然や郷の暮らしを体験し楽しむ資源を見出し、活かすことが、地域力や魅力の向上につながり、そこに人が集まり、また地域の誇りに還元されるという考え方が提案されました。奥行きのある地域の魅力を最大限に活かすため、自然や地域資源の活用とネットワーク化、山里の暮らしを活かした活性化を図り、郷の魅力を発信する観光・交流のまちづくりを進めます。

①　異なる魅力が展開する観光レクリエーションゾーンの形成

■豊かな自然環境と舟運の歴史文化の有効活用

・県立南アルプス巨摩自然公園や源氏山、御殿山、八町山周辺の豊かな森林、富士川や大柳川、小柳川等の良好な水辺環境の保全を図るとともに、遊歩道や親水広場の充実、トレッキングやエコツーリズム、森林セラピー等を推進し、一体的な観光レクリエーションゾーンの形成を図ります。

・小広場やサイン整備等による富士川舟運や渡船場の顕在化、親水スポット整備、富士川舟下りコース周辺の修景を進めるとともに、交流センター塩の華を活用した舟下り乗船場やサイクルシップの検討など、水辺と連携した舟運の歴史文化の観光活用を推進します。

・源氏山と紅葉

■魅力ある拠点づくりと活性化の推進

・地域活性化に向けて、次のような拠点の機能充実と相互連携を推進し、魅力の向上を図ります。
  - 身近な交流拠点となる五開の主要施設周辺の地域生活拠点
  - 観光・文化交流の先導的役割を担う交流センター塩の華、つくたべかんの観光交流拠点
  - 大柳川やすらぎ水辺公園、不動滝親水公園、大柳川渓流公園の水と緑の拠点
  - 水辺とのふれあい、レクリエーション機能を高める大柳川渓谷周辺、源氏山・大峠山周辺の自然レクリエーション拠点

■主要な観光交流施設の機能充実と施設の有効活用

・つくたべかんは、山里の体験と地産地消を促し、里山ツーリズムやエコツーリズム等の拠点として、大柳川渓谷や十谷温泉等の観光レクリエーション地と連携し、魅力と付加価値を高めます。

・旧五開小学校については、地域振興に資する有効活用を検討します。

■地域特性を活かした奥の理想郷づくりによる活性化の促進

・富士川舟下り、釣りや渓谷散策等の「川遊び」、登山やトレイルラン等の「山遊び」、つくたべかん等を拠点とした山里の「里遊び」、気流の安定を活かしたモーターグライダー等の新たな「空の遊び」などを検討します。その上で、十谷温泉やかじかの湯での温泉保養、宿泊等と連携した多様なレクリエーション活用を図り、多くの人を呼び込む奥の郷づくりに取り組みます。

・伝統産業が息づく雨畑硯の里、四季折々の花がみられる集落周辺、かじかの湯や親水公園があり大柳川流域に棚田や田園風景が見られる柳川、鳥屋、箱原、大柳川渓谷の観光拠点であり秘湯としても知られる十谷など、地区の特性を活かした観光・交流を推進します。

・坂と石畳、蔵や古い民家が残る十谷周辺は、空き家を活用した蔵カフェや民家レストラン、高齢者や世代間交流の場と機会の創出など、身近な交流の場づくりを促進します。

・豊かな自然環境とウェルネスプロジェクトとの連携、多様なレクリエーションと連動したアウトドアのアウトレットモール誘致の検討、滞在・保養型、ツアー・体験型といった新たな観光スタイルを検討します。

■地域のお宝発見と効果的な情報発信の展開

・地域のお宝発掘と物語性の付与、資源を結ぶネットワークの形成、来訪から定住・移住、活性化にステップアップしていく仕組みづくり、超高速ブロードバンド網の整備・充実、地域が連携したＰＲ手法の検討、人から人へ波及する効果的な情報発信の取り組みを図ります。

②　魅力資源のネットワーク化による魅力の向上

■主要な観光道路の整備と魅力の向上

- 広域連携軸として観光機能を担う国道 52 号の機能強化と魅力の向上を図ります。
- 五開筋として市街地や各拠点を結ぶ県道十谷鬼島線（観光レクリエーション軸）や、平林筋・穂積筋との連携軸（中山間地域連携軸）を強化し、災害時の対策や交通安全性の確保を図るとともに、休憩スポットやサイン整備により観光道路としての魅力の向上を図ります。
- 観光ルート等の整備にあたっては、趣ある集落景観や環境を損なうことのないよう、集落内生活道路や里道における通過交通、車両の一部進入の抑制、快適な歩行空間の確保に努めます。

■活性化･交流機能を担うルートの設定

- 源氏山コース、八雲池コース等のトレイルラン・トレッキングコース、登山道の整備・充実と、休憩広場や案内・サイン整備等を進め、豊かな自然の周遊ルートの充実・強化を図ります。
- 親水空間や集落地の里道を活かした（仮称）ふるさとの散歩道、里山さんぽ道やフットパス、禹之瀬の回避ルートであった山麓周辺の古道を活かした（仮称）歴史のさんぽ道など、主要な地域資源を結ぶ散策ルートづくりを推進します。
- 観光スポットへのサイクルポストの設置、各種のサイン、駐車場、休憩スポット等の観光基盤を充実し、活性化・交流を担うルートの魅力の向上を図ります。

■公共交通の観光利用の促進

- ＪＲ身延線の観光活用やサイクルトレインの要請、大型観光バスが通行可能な主要道路の改善、バス運行サービスの充実など、地域への観光の足の確保を図ります。

③　田舎や郷の暮らしを活かした地域活性化の促進

■地場産業の育成と観光と結びつく産業振興による活性化の推進

- 農業の６次産業化の推進、鰍沢塩など「富士川町ブランド」の確立と販売力の強化、しいたけ、山菜等の販路の充実による山村振興、野菜、花卉、果樹等の付加価値の高い特産品開発、十谷の「みみ」等の味覚資源の発掘・普及、食育活動の普及等による農業振興を推進します。
- 後継者育成、観光施設活用によるＰＲを充実し、伝統産業の育成と硯の里の振興を図ります。
- 道の駅富士川、交流センター塩の華、つくたべかん、観光農園、朝市よりみちマーケット等と連携し、観光ＰＲ活動と一体となった流通直販ルートの拡大展開、地産地消の推進を図ります。

・交流センター塩の華

■都市と農山村の交流促進

- 豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムの推進、観光交流施設を活用した山村体験・交流活動の促進、休憩スポットや滞在施設の充実、空き家の活用、温泉保養との連携等による都市と農山村の交流を促進します。
- 大柳川やすらぎの里もみじ祭りやウォークラリー等の祭り・地域イベントについては、効果的なＰＲと、観光や産業振興、イベント相互の連携強化を図ります。

・大柳川やすらぎの里もみじ祭り

■定住促進策の推進

- 定住・移住促進に向け、町営住宅の活用や住宅取得支援等による子育て世代の定住促進、空き家を活用した田舎暮らし・二地域居住や移住の促進、遊休農地を活かした農業志向・農ライフへの対応など、多様化するニーズに対応した魅力ある住まいづくりを推進します。
- 空き家のデーターベース化と、空き家所有者等との交渉や田舎暮らしについての地域の相談体制の確立など、過疎対策に向けた積極的な移住・定住の仕組みづくりを促進します。

3）資源を掘り起こし、磨き、育み、多彩な魅力が展開する景観づくりを進めます。

河川から渓谷を経て山地に至る奥行き感と、連続して展開する風景の特徴を活かし、豊かな自然や風土に培われた里山・集落景観の保全と活用、歴史文化等の顕在化など、地域資源を掘り起こし、物語性を付与するなど、磨き、育み、奥の郷の地域イメージを高める景観づくりを進めます。

①　渓谷と森林など豊かな自然や里山･集落景観の保全と郷づくりへの活用

■渓谷と森林の豊かな自然環境の保全と自然とふれあう場づくり

・県立南アルプス巨摩自然公園の森林資源や清流の保全、山の手入れや森林の維持・管理に努めるとともに、環境学習やエコツーリズム、森林セラピー、トレッキング等の自然に親しむレクリエーション活用を推進し、自然の保全と観光・交流活用の両立を図ります。

・大柳川渓谷の親水空間は、遊歩道や親水広場、散策路等の充実を図り、アユの遡上等の貴重な動植物の生息環境の維持・保全を進め、自然観察や体験学習の場などの多面的な活用を図ります。

■優れた眺望景観の保全と活用

・林道や登山・トレッキングコースからの富士山や源氏山の眺望等、良好な眺望景観の保全と魅力の向上を図るとともに、眺望場所の発掘やアクセスルートの整備とＰＲの充実を図ります。

・良好な眺望場所周辺については、眺めを妨げないよう樹木の維持・管理を促進します。

■中山間地域の特色ある集落と里山景観の保全と活用

・鬼島、国見平、長知沢付近の高台斜面の独特な農山村景観と伝統工芸雨畑硯の里、鹿島地区の集落景観、柳川、鳥屋、箱原の田園景観と大柳川沿いの里山と農山村景観、十谷の石垣と石畳、土蔵、古い民家が残る奥深い集落景観など、それぞれに特色ある集落景観を維持するとともに、集落間の連携により地域イメージを高め、魅力ある景観の創出を図ります。

・柳川のイヌガヤの群生や柳川寺のしだれ桜等の天然記念物の維持・保全と活用を図ります。

・中山間地域の特徴的な里山景観の保全を図るとともに、里山ツーリズム、山村体験、里山民泊体験等を推進し、山村集落と里山景観を活かした地域魅力の向上を図ります。

②　郷土資源の顕在化と奥行きある郷の景観づくりへの活用

■富士川舟運など地域の歴史文化資源を活かした景観の創出

・国道 52 号沿道の旧街道のまちなみ景観の誘導、小広場、サイン整備等による旧渡船場の顕在化、交流センター塩の華の舟下り乗船場の整備を検討します。また、舟下りや禹之瀬、山麓の古道等の歴史文化を巡るルートを活用し、富士川舟運や古道の記憶を顕在化する景観の創出を図ります。

・柳川寺、妙現寺、円応寺などの主な社寺については、社寺林や鎮守の森など、周辺を含めた良好な景観形成を図ります。

・富士川の舟下り

■身近な地域資源の掘り起こしと顕在化、景観づくりへの活用

・禹之瀬の神話、宗教伝搬の道、古典落語「鰍沢」、郷愁を誘う五開郵便局の意匠、山間の生活文化、地名の由来など、地域景観を特徴づけている有形無形の歴史文化資源の顕在化と活用を図ります。

・雑木林、屋敷林、大木・古木、小川・沢、水路、塚・祠・道祖神、石仏など暮らしに身近な景観資源を見直し、周辺を含めた修景やサイン整備を進め、景観スポットとしての活用を図ります。

・祭りや伝統行事の保全・継承と、効果的なＰＲを図り、景観まちづくりへの活用を推進します。

・箱原の道祖神

■地域イメージを高める景観形成活動の促進

・風景の背後にある歴史や伝承文化の顕在化、資源の発掘・再生とネットワーク、インターネット等を活用した地域アピールなど、地域イメージを高める景観まちづくり活動を促進します。

4）地域を結ぶみちづくりと安全で利便性の高い交通環境づくりを進めます。

観光活性化や地域の安全を支える地域間の連携と道路交通網の形成を図るため、幹線道路の機能強化や魅力の向上、災害時の迂回路の確保、市街地と集落間の交通ネットワークの充実を図るとともに、高齢化が進行する地域実情にあわせたバスサービスの充実と利便性の向上、集落内生活道路の改善・整備等を推進し、地域を結ぶ道づくりと安全で利便性の高い交通環境づくりを進めます。

①　地域間の連携と往来を結ぶ道路交通網の形成

■中山間地域の幹線道路等の機能強化と魅力の向上

- 中山間地域を連絡し、観光道路としての性格も有する県道十谷鬼島線の道路拡幅・改良等の機能強化、道路沿いの小広場や沿道緑化等の魅力の向上を図ります。
- 地域の生活利便性や防災安全性の向上、（仮称）六郷 IC へのアクセス向上等を図るため、鹿島と市川三郷町を結ぶ構想道路（鹿島トンネル）の整備を促進します。

■地域間をネットワークする林道の機能強化と魅力づくり、災害時における迂回路の検討

- 観光・活性化に寄与し、災害時の迂回路や山間地域の南北の連携を強化する、既存林道の拡幅・改良等による中山間地域連携軸の機能強化を図ります。
- 災害時の幹線道路の防災機能を補完するため、過疎地域道路改良事業等を活用し、集落生活道路や林道の改善、安全性の向上等による機能強化を図り、緊急時の迂回路の確保に努めます。

・林道立石清水線

②　地域実情にあわせたバスサービスの充実と利便性の向上

- 地域の日常の利便性に資する路線バス、町営バス、コミュニティバスなどの公共交通の連携強化を図るとともに、その効率的な活用を検討します。
- 過疎対策と地域の実情に応じた、柔軟なバスサービスの検討と充実を図ります（デマンドバスや乗合タクシーの検討、時間帯や区間など需要に併せた運行コースやダイヤ編成等の検討）。

③　安心で快適な暮らしのみちづくりの推進

- 集落地内の狭あい道路や行き止まり道路など、交通安全、防災上問題のある道路については、段階的な改善・整備を推進するとともに、信号機・ミラー設置等による交差点の改良を図ります。
- 通勤・通学ルートとなる道路については、歩道整備、スクールゾーンの設置、車の走行速度抑制、横断歩道・防護柵の設置等による交通安全対策の推進と防犯灯等の充実を図ります。

5）暮らしの安全・安心を支える基盤整備と誰もが住みやすい郷づくりを進めます。

過疎化が懸念される地域においては、中山間地域の防災対策の強化や暮らしの基盤整備、地域コミュニティの維持・向上が大切です。そのため、自然災害対策や地域連携による災害に強い安全なまちづくり、高齢者も子どもも住みよい福祉の環境づくりとコミュニティのネットワークの強化、身近な生活基盤の整備・充実を図り、安全で誰もが安心して暮らせる住みやすい郷づくりを推進します。

①　地域が連携した災害に強い安全なまちづくりの推進

■がけ崩れや土砂災害等に対する安全対策の強化

- 災害に強い森林づくりの促進、長知沢、鹿島、鳥屋、柳川、十谷等の土石流、急傾斜地、地滑り警戒区域における安全対策の強化、住民への警戒区域指定の周知の徹底を図ります。

■水害等に対する安全対策の強化

- 大柳川、小柳川など主要な河川上流の山間集落地における治水安全対策を推進します。
- 富士川の治水安全対策の促進と、鹿島、箱原の浸水の恐れのある低地部においては、高い保水力を持つ農地の計画的な保全や雨水排水施設整備等による内水氾濫対策を推進します。

■災害時の孤立集落対策に向けた防災対策の強化

- 県道十谷鬼島線、主要林道等における防災安全性の確保、機能強化を図ります。
- 災害時孤立集落対策に向け、既存林道の拡幅・改良等による町内三筋を南北に連絡する中山間地域連携軸の機能強化、主要道路の改善、安全性の向上による緊急時迂回路の確保を図ります。
- 中部・五開地域の中山間集落地の救助、避難、救護を担う緊急へリポートの整備充実を図ります。

■防災拠点・避難場所、防災関連施設等の充実・強化

- 防災拠点である十谷の地域生活拠点周辺、避難所に指定されている施設等については、周辺を含めた機能強化を図るとともに、建物耐震性の強化や避難所機能の充実に努めます。また、消防水利施設や災害時の情報基盤設備、安否確認システム等の充実・強化を図ります。
- 防災無線や超高速ブロードバンド網の整備・充実など、災害時の情報基盤の整備充実を図ります。

■集落地の防災安全性の向上

- 集落地内における防災上問題のある行き止まり道路や消防活動困難区域、倒壊の恐れのあるブロック塀等の改善、老朽住宅の建替え等を促進し、防災性の向上を図ります。

■地域防災体制の強化

- 既存の自主防災組織や消防団の育成・強化、防災訓練の充実など地域防災体制の強化や、災害ハザードマップの周知、避難ルートの再確認など、地域の防災意識の向上を図ります。

②　地域コミュニティを維持し、安心して暮らせる福祉の環境づくりの推進

■誰もが安心して暮らせる福祉・健康の環境づくり

- 地域のコミュニティ拠点としての学校施設の活用、都市と中山間地域の学校間交流の促進、高齢者の子育てへの参加など、地域で子どもを育むまちづくりの推進を図ります。
- 公共施設のバリアフリー化や高齢者に配慮した生活環境づくり、生き甲斐づくり・社会参加の促進、健康まちづくりの推進など、高齢者が住みよい福祉・健康の地域づくりを推進します。

■ネットワークによる地域コミュニティの維持・向上

- 空き家を活用した世代間交流の機会と場づくり、人やモノ、情報の連携によるコミュニティネットワークの充実など、安心して地域に暮らすためのコミュニティの維持・向上を図ります。

③　地域特性や豊かな環境と共生した身近な生活基盤の整備・充実

■安全で快適な農山村地域の生活環境の形成

- 集落地内の生活道路の改善・整備、生活利便施設の充実、上水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及促進、情報基盤の整備、ソーラー照明灯等の街路灯の充実など、地域の基盤整備を推進し、安全で快適な生活環境の形成を図ります。

・十谷集落内の生活道路と家並み

■身近な公園・広場づくり

- 大柳川やすらぎ水辺公園や不動滝親水公園、大柳川渓流公園の既存公園の機能充実とともに、公園が不足する集落地の雑木林、遊休農地、水辺空間、社寺境内地等を活用した身近な小公園・広場の整備を推進します。

・大柳川やすらぎ水辺公園

■優れた環境と共生する環境に配慮したまちづくりの推進

- ごみの減量化、省エネ・リサイクル、新エネルギーの導入、森林や河川へのごみ不法投棄の防止、美しい自然を守るマナーの徹底と意識の向上等を図ることにより、美しい自然や環境と共生するまちづくりを促進します。

■中部・五開地域まちづくり方針図

〈参考〉地域まちづくり住民プラン　－中部・五開地域の住民プランの提案－

■地域まちづくり提案図

－地域まちづくり提案図－
※★は、優先的・効果的な提案

■活性化・元気な地域づくり!!

土地の使い方
★遊休農地の活用
○山間の特徴を活かした宅地整備
○耕地整理による農地の整形化
○農地の共有化（共同使用による作業の効率化と応分の収益）
○機械が入る農地の確保
○山と里の区別をつくる
○鳥獣害対策（山と里の境界部に獣のいやがる作物を栽培する／その研究農場として使う）

観光・交流、活性化
○新規就農者の確保
○若者の定住促進⇔若者に限定しないでよい
○就労の場の確保
★観光拠点のネットワーク化（身延山、富士川舟下り等の活用と連携）
○林道の活用（眺望、散策、ハイキング、トレイランなど）
○秘境の宿、つくたべ館の活用（再プロデュース、物語性や付加価値の付与、PRなど）
★富士川舟下りの河岸からの乗船（身延町など広域連携）
○四季を通じたPRの充実（四季の風景、祭り、行事など）
○団体客の受け入れ体制をつくる（100 人規模の食事処、宿泊施設など）
○情報回線の整備・充実（インターネット、携帯電話、ローカルFM局など）
○ウェルネスプロジェクトとの連携による観光振興

道路・交通
○需用にあったバスシステムの工夫（区間で分ける、時間帯で分けるなど）
○デマンドバスは登録制から一般の人が乗れるようにする
○バスの入れる道づくり
★鳥坂トンネルの貫通と（仮称）六郷ICまでのアクセス道路の整備
★観光ルートにも使える地域間道路の整備
○身延線にサイクルトレインを導入
○まちの要所にサイクルポストを整備
○サイクルシップ（舟下り）の創出

施設や公園など
○老朽化した公営住宅の改修整備
○情報基盤の整備（光回線、携帯電話など）
★[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○気流の良さを活かした遊び場の整備（モーターグライダーの発着所、模型飛行機の飛ばせる場所など）

■暮らしの基盤づくり

地域の将来イメージ
■自然を感じ、遊び、楽しむ奥の理想郷

まちづくりの目標
●人、モノ、コト、情報がつながるまちづくり
●地域資源を活かし、物語性が人を魅きつけるまちづくり
●安全・安心で情報基盤の整ったまちづくり

景観（歴史・文化など）
○富士山の眺望点の発掘と整備、PR
○眺望地点の整備、眺望景観のPR
○山梨二百名山の選定と顕在化
★物語を掘り起こし、発信する（[illegible]宗教伝説の道など）
○古典落語の「鰍沢」の地域 PR への活用
○地名の由来を掘り起こし、発信する（鰍沢、十谷など）

■地域資源を活かしたまちづくり

防災・防犯
○土砂災害対策（土砂崩れ、土砂ダムによる集落水没など）
○地滑り対策
○地震対策（建物や施設の耐震化など）
★災害時の迂回路整備（県道３路以外の道の確保）
○災害時の孤立集落対策（ヘリポートの整備、備蓄など）
○災害時の情報基盤整備（防災無線、ラジオ、携帯電話など）
○夜間照明の整備（ソーラー照明灯など）
○危険個所等の周知、防災意識の向上（災害マップの活用など）

福祉・コミュニティ
★旧五開小学校の施設の有効活用（100 人規模の食事処、林間学校、防災コミュニティ拠点等）
○学校の地域コミュニティ拠点としての活用
○子どもたちの育成
○高齢者が住み良い地域づくり
○若者が住める地域づくり
○定住促進（若者に限定しない受け入れ、引っ越し等への支援）
★空き家対策（空き家のデータベース化、所有者の説明、[illegible]者への田舎暮らしの事前説明など）
○限界集落対策

自然や緑、環境
○豊かな自然環境の体験活用（グリーンツーリズムなど）
○登山道の整備（櫛形山～富士見山～早川の稜線、稜線への直登ルート）
○山の手入れ
★里山の維持保全、再生
○自然の良さをPR（公害や汚染の無さ、音のない静けさ、星空の美しさ）
○アウトドアグッズのアウトレットモールをつくる（トレイルの整備やトレイルランなどのイベントとセットで）

■安心・安全なまちづくり

まちづくりの手法・仕組みづくり
★地域イメージの喚起力アップ（宝物の発掘⇒物語をつくる⇒発信する）
○人が集まる仕掛けとステップアップの仕組みづくり
（①イベント⇒　②店などの立地⇒　③職場の増加　⇒④人が来る）
○人から人へ伝わり波及・広まる情報発信、地域が連携した効果的なＰＲ手法の検討
○地域実情に合わせた規制緩和の仕組みづくり（バス、タクシーなど）

■提案の実現に向けて

【まちづくり提案の実現に向けた考え方】

●田舎や自然を遊び、楽しむ資源を見出し･活かすことが、地域の魅力･ポテンシャルを高めることにつながり、人が集まる！

●地域力をつける！できること、やることはまだたくさんある！

「奥の理想郷づくり」に向けた、次の提案の実現をめざします。

1.「奥」の概念を上手に磨き上げ、PRする

－地形の奥行き感に「物語性」をつけて発信！－

●奥に行くに従い、異なる魅力が展開する面白さ（ワクワク感）の物語性を演出する

2. 今ある地域資源を発掘、再生、活用する（光をあて育てる）

－磨けば光るものはたくさんある！物語で結びつける！－

●地域資源：自然環境、風景、施設、物語、地名など
●手　　法：人が見える、顔が見えるシカケを創出する
　　→インターネット、ＳＮＳの活用
●ブランド化：物語性をアピール、面白さや安心感をＰＲ

3. 個々の活動ではなく、ネットワークで大きな成果をあげる

－何事もネットワーク化しないとパワー(地域力)にならない！－

●新たな特産品の開発（野菜、花、果樹など）
→穂積筋のゆず、鰍沢の朝市との連携　など

●アウトドアグッズの「アウトレットモール」の整備（日本初！）
～地域特性を活かし、多くの来訪者を呼びこむ拠点づくり～
→川では川遊び（富士川舟下り、ラフティング、釣り、渓谷など）
→山では山遊び（ハイキング、登山、トレイルランなど）
→遊び疲れたら（温泉、秘境の宿、民宿・民泊、交流施設活用等）

●地域間を結ぶ道づくり
→平常時は、地域間の連絡道、観光ルートとしての活用
→緊急時は、迂回路としての活用

●連携・ネットワークを確立すること！
～人の連携、モノの連携、コトの連携、情報の連携など～

・新利根川付近からの市街地の眺望

第５章
計画の実現に向けて

第５章　計画の実現に向けて

１．まちづくりの基本的な考え方

富士川町都市計画マスタープランの全体構想および地域別構想の実現を図るため、まちづくり住民会議等で提案された実現に向けた仕組みづくりなども踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、積極的な推進方策を講じながら着実にまちづくりを進めていきます。

（1）町民・事業者・行政などの協働によるまちづくりの推進

まちづくりは、そこに暮らす人々全てが主体であり、長い時間と労力を伴うことから、行政の力のみでは限りがあります。そのため、このまちに暮らす住民、事業者、行政が、お互いの知恵とエネルギーを結集して行う「協働」作業が重要となります。

魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまちづくりを進めていくには、町民をはじめとした多様な主体相互による充分な協議と、その成果を踏まえた協力と連携による活動が必要です。

富士川町には、各地域に「区」という昔からの身近な自治組織があります。本町のまちづくりは、このような既存の組織を活動の核として活かすなど、町民が主体となったまちづくりを基本として、事業者、行政などがそれぞれの役割と責任を認識し、こうありたいと願う富士川町の将来のまちの姿を共有しながら、相互の適切な役割分担と協働により進めていきます。

■まちづくり主体の役割

町民	まちづくりの主役は町民です。自分たちが住む地域をもう一度見直し、周辺に配慮した住まいづくりや暮らし方など、身近なところから自らできることを自発的に進めていくことが重要です。 一方、町民一人一人が活動するには限界があります。個人の活動を超えた、既存組織である区や多様な地域活動、ＮＰＯ（特定非営利活動法人）やボランティア団体・グループなどは、今後のまちづくりの牽引役として、地域住民間における連携強化と、活発な活動の展開が期待されます。
事業者	商業や工業、デベロッパー、ハウスメーカーなどの民間事業者等は、企業活動や経済活動を通じて直接的・間接的にまちづくりに関わっています。 事業者等もまちづくりの担い手の一員としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参加するとともに、専門的な知識を活かした協力や支援など社会的な役割を果たしていくことが求められます。
行政	行政は、この「富士川町都市計画マスタープラン」に基づいて、町民、事業者等との協働のもと、都市計画の決定や具体的なまちづくり事業の実施など総合的・効率的なまちづくりを推進していきます。 また、まちづくりに関する情報提供や意識啓発、主体的なまちづくり活動への支援、まちづくり推進体制の充実など、協働によるまちづくりの推進に向けた合意形成や地盤づくりに努めていきます。

■協働によるまちづくりのイメージ

・まちづくり住民会議ワークショップ

（２）長期的な行財政運営の視点に基づく計画的なまちづくりの推進

・鰍沢中心市街地（国道 52 号）

まちづくりは、長い期間にわたり継続的な取り組みが必要です。これを進めるには、多大な費用と労力が必要であり、安定的な財源の確保が欠かせないものとなります。

昨今の厳しい財政状況の中では効率的な都市運営が求められており、本町では「第一次富士川町総合計画」（平成 24 年３月）において行財政改革の推進を掲げるとともに、その具体的な取り組み内容を明示した数値目標を掲げ、行財政運営の効率化・健全化に取り組んでいます。

今後のまちづくりは、これまで整備されてきた公共施設や都市基盤などのストックを維持・活用しつつ、限られた財源の中で、いかに効果的に事業投資していくかという視点が求められています。また、まちの既存ストックの有効活用や民間活力の活用等も検討しながら、事業の効果や優先性を見極めた的確な事業実施や施策推進が重要となります。

そのため、整備の優先性や緊急性、合意形成、事業化の熟度、事業効果といった多角的な検討と、国・県等の支援制度の活用など多様な方策により財源を確保しつつ、長期的な行財政運営の視点に基づく計画的で効率的なまちづくりを推進していきます。

本計画では、このような観点から、重点的なまちづくり施策とまちづくりリーディング施策を後述しています。

（３）恵まれた地域資源や独自性・地域性を活かすまちづくりの推進

・鰍沢中心街を巡行する山車

本町は、豊かな自然環境を背景に、それぞれの地域が特色を持ったまちの構造を形成しています。扇状地にコンパクトに集約された市街地、奥行きのある自然環境と山間の集落地、富士川舟運の歴史文化を継承するまちなみ、富士山を望む眺望、体験や交流を育む地域の魅力資源、広域交通の要衝など、立地や地域資源に恵まれています。しかし、近年、少子高齢化の進行、中山間地の過疎化や都市の縮退化といったまちづくり課題への対応が急務となってきています。

まちづくり住民会議においては、「今あるものを活用すること」、「地域の潜在的な資源や魅力を見直し育むこと」、「できるところから取り組むこと」などが、まちづくりで大切な共通の手法として提案されました。

まちづくりを進める際は、地域ごとの課題を踏まえながら、歴史性やそこで培われてきた資源、さらに現在の土地利用など、地域の独自性や住民意向を踏まえたきめ細やかな検討を進め、地域の実情に即した具体的な整備計画や事業へとつなげていく必要があります。

そのため、本町の持ち味となる資源を損なうことがないよう最大限に配慮するとともに、恵まれた地域資源をはじめ、これまでストックしてきた道路などの都市基盤、伝統産業および地域産業、まちの活力、豊富な人的資源などを効果的に活用しながら、地域の創意工夫に基づき、できるところから少しずつ着実にまちづくりを進めていきます。

２．都市計画マスタープランの実現に向けた施策

「富士川町都市計画マスタープラン」で掲げた将来像やまちづくりの目標、まちづくり方針の実現に向け、次のような参加と協働のまちづくりの推進と都市計画マスタープランの効果的な運用を図ります。

■都市計画マスタープランの実現に向けた施策

（１）参加と協働のまちづくりの推進

1）町民主体の参加型まちづくりの促進
- ①まちづくりへの関心を高める普及・啓発活動の推進
- ②町民の自主的なまちづくり活動の促進
- ③情報発信と町民意向を反映する多様な手法の活用

2）協働によるまちづくりを促す仕組みづくり
- ①参加型・協働によるまちづくりへの支援策の充実
- ②まちづくりリーダーの育成
- ③まちづくりを支援する組織づくりの検討

3）行政の推進体制の充実と仕組みづくり
- ①庁内体制の充実と連携の強化
- ②庁内まちづくりの人材育成
- ③まちづくり条例等の検討

（２）都市計画マスタープランの効果的な運用

1）都市計画の指針・地域まちづくりの指針としての活用
- ①都市計画の総合的な指針としての活用
- ②地域まちづくりの指針としての活用
- ③まちづくり事業や地域のルールづくりへの活用

2）国や県、関係機関等との連携に向けた活用

3）都市計画マスタープランの進行管理と見直し
- ①都市計画マスタープランの周知と進行管理
- ②都市計画マスタープランの計画の見直し

・妙法寺周辺のアジサイを手入れするボランティア

・架け替えが検討されている富士橋

（１）参加と協働のまちづくりの推進

富士川町都市計画マスタープランは、初期の段階から、町民で構成する「まちづくり住民会議」のワークショップを実施し、その成果となる住民提案を踏まえ策定を進めてきました。また、本町は、アンケート調査においてもまちづくりへの高い参加意欲が伺え、住民に身近な活動組織である区を主体とした地域活動や町民対話集会など、町民が主体となったまちづくり活動に関する気運が高まりつつあります。

まちづくりは、そこに暮らす人々全てが主体であり、まちづくりは人づくりとも言われます。地域に暮らす住民が身近な関心や興味から発意し、楽しみながら関わることのできる継続した活動が不可欠です。できるところから小さな実績を積み重ねる一歩を踏みだし、ともに手を携えその成果を共有し、時には足もとを見直し進むべき方向性を確認しつつ、息長く継続していく参加と協働のまちづくりが重要となります。

そのため、次のような、参加型・協働のまちづくりと、それを支える行政の推進体制などの仕組みづくりに取り組みます。

１）町民主体の参加型まちづくりの促進

① まちづくりへの関心を高める普及･啓発活動の推進

まちづくりは、町民の暮らしや環境を向上していくことが大切であり、そのためには、まず町民自らが身近なところから「自分の暮らす地域の現状や問題点は何か」、「どのようなまちづくりが望ましいのか」など、まちづくりに関する様々な情報提供や問題提起をすることで、関心を喚起していくことが必要です。また、町民自らがまちづくりの主体であること、身近な暮らしの中で工夫しながら進められることを認識することも大切です。

そのため、町の広報やホームページでの情報公開、パンフレット等によるＰＲ、シンポジウムやまちづくり講座、イベントなどの開催、さらに、大学等のまちづくりに関する研究や活動との連携、区による地域活動の周知、学校教育や社会教育を通したまちづくりに関する情報の共有化など、まちづくりの普及・啓発活動を進めていきます。

② 町民の自主的なまちづくり活動の促進

本町は、身近な地域活動を牽引する役割を担っている区を主体とした町民活動が活発であり、この既存の活動基盤を更に充実･発展させ､多様なまちづくり活動と連携させていくことが大切です。

そのため、自分たちの住むまちを良くしようという熱意を持ち、自発的に取り組む地域のまちづくり活動に対しては、地域力を高める相乗効果ともなる地域間競争の発信など、必要な情報の提供や話し合いの場の確保、まちづくり専門家の派遣などの支援策*を充実していきます。

また、区や各種ボランティア団体、ＮＰＯなどの活動、その中から出てくる積極的な提案は、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。このような活動が広がり、活力あるまちづくりや地域づくりにつながるよう､自由に活動できる場や機会の提供､その活動を支援する仕組みづくりを推進します。

③ 情報発信と町民意向を反映する多様な手法の検討

多様な主体のまちづくりへの関心や自主的なまちづくりへの参加意欲を高めるため、様々なまちづくりに関する情報発信とともに、まちづくり活動に関わる情報・意見等を行政が受け止めるシステムの確立に努めます。

そのため、地域まちづくり計画や都市計画の案の作成、まちづくり事業の実施等にあたっては、アンケート調査の実施やワークショップの開催等を通じて、広く町民意向の把握に努めます。

また、まちづくりの成果を公開し意見交換を行う機会や、PC（パブリックコメント）や PI（パブリックインボルブメント）手法を活用した意見聴取の機会の拡充に努めるとともに、町民からまちづくりに係わる都市計画の内容について提案を行うことのできる､「都市計画提案制度」の活用に向けて検討します。

注）* 支援策については、本計画書 146ページを参照して下さい。

2）協働によるまちづくりを促す仕組みづくり

① 参加型･協働によるまちづくりへの支援策の充実

富士川町都市計画マスタープランは、協働によるまちづくりの一環として、町民参加によるまちづくりワークショップの取り組みや、区等を主体とした地区実行計画の反映、アンケート調査の実施など、多くの町民の意見を反映し、様々な段階を経て策定されました。

まちづくりは、できるところから少しずつ実現していくという大変息の長い仕事です。そのため、小さくても目に見えるような成果を多くの町民と共有することで、まちづくりの気運を持続し、少しずつ高めていくことが必要です。

本町では、町民対話集会やまちと町政の現状を知るための町政バスの実施など、多様な広報公聴活動を展開しています。このたび開催したまちづくり住民会議の経験や、既存の区の地域活動の実績を活かし、参加型・協働のまちづくりの充実に努めるとともに、町民等が様々なまちづくり活動に自主的に取り組み、更に活力あるものとなるよう、次のような支援策について検討していきます。

■想定される支援策（例）

○まちづくり相談窓口の設置
○まちづくりに関する情報提供（富士川町広報・ホームページ、インターネットの活用）
○まちづくりを牽引する既存の区の活動や地域活動充実への支援（地区まちづくり計画策定支援など）
○まちづくりの協議組織等の認定制度
○まちづくり専門家派遣制度、まちづくり活動に対する助成金交付制度
○まちづくりの意識啓発、リーダー育成に向けた「まちづくり講座」の開催　など

② まちづくりリーダーの育成

町民主体のまちづくりを進めていくためには、一人ひとりがまちづくりへの関心を高めるとともに、地域の意向をまとめるリーダー的存在が不可欠です。まちには、地域をよく知る先達や、培った技能を発揮し多様な活動を行っている達人や職人など、貴重な人材がいます。また、地域に身近な活動組織である区やまちづくり住民会議等での経験を、活動に活かしている人材もいます。

これら地域の財産とも呼べる人材やそのノウハウ・知恵を埋もれさすことなく、まちづくりのあらゆる場面で活かしていくことが大切です。

本町では、「富士川町人づくり事業」により、長期にわたるまちづくりを展望した地域活動のリーダー育成支援を行っています。

まちづくりは人づくりとも言われます。今後とも、まちづくりのリーダーシップをとることのできる人材の掘り起こしに努めるとともに、まちづくり講座やまちづくりに関わるあらゆる機会や交流を通じて、未来のまちづくりを担うリーダーの育成を図ります。

③ まちづくりを支援する組織づくりの検討

まちづくりには、町民や区、ボランティア団体やＮＰＯ、事業者、行政など、多様なプレーヤー（まちづくり主体）が関わってきます。まちづくりを円滑に進めていくためには、これらの多様なプレーヤーの橋渡し、接着剤となる柔軟で小回りのきく組織・体制づくりが必要です。

本町では、「富士川町地域づくり推進組織事業」や「富士川町地域力創造交付金」等の助成により、地域活性化や魅力ある地域づくりに向けた自主的な活動組織への支援を行っています。

昨今、多くの自治体では、「まちづくりセンター」や「市民活動サポートセンター」などと呼ばれるまちづくり支援組織が生まれています。本町においても、町民との話し合いを進めながら、富士川町にふさわしい「まちづくり支援組織」の設置に向けた検討を進めていきます。

■まちづくり支援組織のイメージ

●支援組織の役割

町民、区、ボランティア団体・ＮＰＯ等が自由に利用できる活動の場の提供、交流機会の提供、情報提供、指導・助言などの各種まちづくり活動の支援

●主な機能

交流促進	活動場所の提供、交流機会の提供など
情報提供	情報コーナーの設置、インターネットによる情報提供など
活動支援	相談コーナーの設置、アドバイザーの派遣、人材育成など
広報・啓発	機関誌・情報誌などの発行、まちづくりセミナー･イベント等の開催など

3）行政の推進体制の充実と仕組みづくり

①　庁内体制の充実と連携の強化

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するためには、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的な展開が必要です。そのため、都市計画や都市整備分野だけではなく、商工、農政、観光、防災、環境、福祉、教育・文化など、庁内の様々な分野と連携しながら、個々の計画や事業の調整を行ない、柔軟で弾力的なまちづくりを推進する横断的な行政組織の検討など、庁内体制の充実と連携の強化を図ります。

また、計画段階から事業実施段階に至るまで、より多くの町民やまちづくりに関わる組織、事業者などの意見を反映する体制づくりを検討していきます。

・本計画策定の庁内検討会

②　庁内まちづくりの人材育成

本町では、「地域支援職員制度」を設置し、行政職員が地域を担当し、まちづくりの支援や町と地域のパイプ役を担う、協働によるまちづくりの取り組みを進めています。

参加と協働のまちづくりや、継続的なまちづくりを推進していくためには、まちづくりについての専門的な知識と熱意ある行政職員の育成が重要です。

そのため、地域での実践的なまちづくり活動を通じて行政職員の専門性を高めていく地域支援職員制度の充実や、まちづくり研修への積極的な参加など、まちづくりに専門的に取り組む人材育成を推進します。

・まちづくり住民会議ＰＡＲＴ２

③　まちづくり条例等の検討

協働によるまちづくりを進めていくためには、町民や区、NPO・ボランティア団体、事業者、行政が、まちづくりに取り組む姿勢や理念について共通の認識を持つ必要があります。

今日、全国的には、協働のまちづくりの行動指針となる「まちづくり条例」を制定している自治体が増えつつあります。

本町では、富士川町情報公開条例や富士川町建築協定条例、富士川町地区計画等の案の作成手続に関する条例など、まちづくりに関わる条例を定めています。

今後、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、本町の特性・実情に即した「まちづくり条例」の制定に向けて検討していきます。

■まちづくり条例の内容（例）

- ●目的と理念
- ●役割と責務
  （町民、区、ＮＰＯ・ボランティア団体、事業者、行政など）
- ●まちづくりの仕組みについて
  - ・まちづくり協議会等の設置
  - ・まちづくり活動への支援（人的、技術的支援、助成など）
  - ・まちづくりコンサルタントの派遣
  - ・まちづくり支援組織の設置
- ●まちのルールづくりについて
  - ・地区計画等のルールづくり
  - ・各種ガイドラインの作成・指導等
    （良好な風致の保全、開発ガイドラインなど）

（２）都市計画マスタープランの効果的な運用

富士川町都市計画マスタープランは、町民・事業者・行政等が「まちの将来像」を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりを積極的に推進していく指針として定めたものです。そのため、都市計画分野の取り組みだけでは解決できない各種の課題への取り組みについても、まちづくりの観点から位置づけを行っています。

本マスタープランを都市計画の基本的方針として、都市計画の運用に際して積極的に活用していくことはもとより、地域単位のまちづくりのガイドラインとして活用する他、多様な分野の施策との連携、国や県、関係機関との連携に向けて活用していくことにより、総合的なまちづくりの推進を図ります。

また、本マスタープランを活用し、効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、適切な進行管理と必要に応じた計画の見直しを行います。

１）都市計画の指針・地域まちづくりの指針としての活用

① 都市計画の総合的な指針としての活用

富士川町都市計画マスタープランの策定においては、「第一次富士川町総合計画」をはじめとした上位計画や関連する各分野の個別計画を踏まえて、まちづくりの方針を定めています。

本マスタープランは、これらとの整合を図った上で、土地利用、道路交通、都市施設など、都市整備やまちづくりに関する整備、開発および保全に関する総合的な指針として位置づけられるものであり、今後、都市計画の運用や都市整備、まちづくりに際しては、積極的な活用を図っていきます。

また、今後の状況変化などで、次に示すような現在の都市計画の変更や新たな都市計画の決定が必要となる場合については、本計画に示すまちづくり方針に則し、町民意向等を勘案しながら、適切な都市計画の変更・決定を図っていきます。

■想定される都市計画の変更･決定

○用途地域の変更（鰍沢地区既成市街地周辺など）
○都市施設の決定・変更（昌福寺横通り線等の都市計画道路、都市計画公園など）
○地区計画の決定など

② 地域まちづくりの指針としての活用

本マスタープランは、将来像、分野別まちづくり方針、地域別まちづくり方針で構成され、どのセクションにおいても、それぞれ１つのまちづくり方針として完結するように編集しています。

このため、都市計画の総合的な指針としての活用はもとより、富士川町全体のまちづくりの方向性について統一した意識のもと、各地域が連携し合いながらまちづくりの実現を図る上での、地域まちづくりの指針としての活用を図ります。

③ まちづくり事業や地域のルールづくりへの活用

公共施設の整備や道路・公園・下水道・河川などの基盤整備など、地域の具体的なまちづくり事業を行う場合は、本計画に示すまちづくり方針に基づき事業の推進を図ります。

また、地区計画など、まちづくりに関する地域ルールについても、同様にまちづくり方針に基づいて定めていきます。

２）国や県、関係機関等との連携に向けた活用

国や県、近隣市町村との広域的なまちづくりや、富士川町の所管外のまちづくりを推進する場面では、本マスタープランをもとに連携・調整を図っていきます。

特に、東部地域開発整備やシビックコア整備事業、（仮称）鹿島トンネルの整備、国道 52 号の生活道路化などについては、道路や河川等の事業者となる国や県に対して、事業の早期実現を働きかけていきます。また、中部横断自動車道や広域交通網の整備、観光、防災、定住促進や地域活性化等を見据え、近隣市町との協議・調整を図りながら、峡南地域全体の振興、良好な地域づくりをめざし連携を強化していきます。

さらに、リニア中央新幹線計画をはじめとし、JR 身延線やバスなどの交通事業者、警察、消防、医療機関など、多様な関係機関との協議・調整と協力を得ながら、まちづくりを推進していきます。

３）都市計画マスタープランの進行管理と見直し

①　都市計画マスタープランの周知と進行管理

都市計画マスタープランの活用の第一歩は、その内容を広く町民に知ってもらうことです。そのため、役場をはじめとする公共施設等での閲覧をはじめ、町の広報やホームページの活用などにより、周知を図ります。

計画の進行管理については、定期的にまちづくりの進捗状況を公開するとともに、行政、町民が協働で進行管理を行う体制づくりを検討します。また、富士川町都市計画審議会等において、行政評価の一環として都市計画マスタープランで掲げた施策や事業の進行状況の点検、評価を行うなど、事業内容の見直しや新たな事業の立案等に向けた柔軟な対応を図り、実効性・実現性のある計画としての適切な進行管理を図ります。

②　都市計画マスタープランの計画の見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を見据えた計画として策定されますが、計画に掲げたまちづくり施策の進捗状況を点検・評価しながら、時代の変化に柔軟に対応する必要があります。

そのため、リニア中央新幹線計画など今後の本町をとりまく社会経済情勢の変化や、国や県、町の上位計画等の変更が生じた場合、富士川町総合計画における各種施策との調整や地域まちづくりの進捗状況なども勘案し、概ね４年ごとのサイクルを基本として、必要に応じて施策の見直しを図ります。

■都市計画マスタープランの進行管理のイメージ

３．先導的なまちづくり施策の取り組みの推進

まちづくりには、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。厳しい財政状況の中で、都市計画マスタープランを効率的に実現していくためには、各々の施策や事業の必要性、緊急性、費用対効果などを勘案し、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的なまちづくりを計画的に推進していく必要があります。

そのため、本マスタープランでは、本町の大きな課題となっており、まちづくりを推進する上で特に重要と考えられる６つの「重点的なまちづくり施策」と、今後、先導的に取り組むべき「まちづくりリーディング施策」を位置づけ、積極的な推進を図ります。

（1）重点的なまちづくり施策の推進

本町のまちづくりを進める上で、主要な課題となっている事項、特に重点的に取り組むべき次の６つの施策を抽出し、今後、本マスタープランに基づいて積極的な取り組みを進めます。

これらの重点施策は全て密接に関連しあっており、ひとつの施策に真摯に取り組むことが、例えば、活性化や観光、定住・移住などのその他の施策の手掛かりを紐解くことにもつながります。そのためには、これまでの町民意向を踏まえつつ、地域のあるべき姿を住民と行政等がともに共有し、参加と協働により、表裏一体ともいえる施策の取り組みを見極めながら進めることが大切です。

■重点的なまちづくり施策の設定

■重点的なまちづくり施策

施策	内容
重点施策－1	富士川町独自のルールに基づく計画的な土地利用の推進
重点施策－2	活力ある中心市街地のまちづくりの推進
重点施策－3	地域連携と交流、暮らしを支える道路･交通まちづくりの推進
重点施策－4	地域の魅力資源を活かす観光･交流のまちづくりの推進
重点施策－5	定住･移住を促すまちづくりの推進
重点施策－6	ふるさとの美しい景観を守り･活かすまちづくりの推進

■主な町民意向

●地域まちづくり住民プラン
～提案の実現等から抜粋

- 土地利用の仕組み、ルールづくり
- 遊休農地の活用
- 中心商店街の活性化
- 国道 52 号の生活道路化
- 道路整備の推進（東西アクセス道路、中山間地域の環状ルート整備、地域間を結ぶ道づくり）
- 移住・定住促進（子育て支援、古民家再生、空店舗の活用、農山村移住のシステムづくり等）
- 既存資源の活用とネットワーク化（新たな特産品開発、地域特性の活用による来訪者を呼び込む拠点の形成）
- 観光レクリエーション、景観のシンボル軸の形成（桜回廊、桜ウォーキングロードの整備）
- 暮らしに密着した協働のまちづくり　など

●町民対話集会（総合計画フォローアップ）
～地区実行計画からまちづくりに関連する上位を抜粋

- 遊休農地の活用、特産品の開発・農産物のブランド化、鳥獣害対策の推進
- 低未利用地、空き家、空き店舗の有効活用
- 人口増加、若者等の定住促進
- 地域資源を活用した活性化と積極的な観光ＰＲ
- 生活道路の改善・整備
- 地域施設の有効活用（公民館の建て替え等）
- 地区防災体制の充実
- 地域医療の充実
- 河川の維持管理、清掃・美化の充実　など

重点施策－１　富士川町独自のルールに基づく計画的な土地利用の推進

▶土地利用ガイドライン等に基づく環境と共生する計画的な土地利用の誘導を推進します

既成市街地周辺の農業集落地域では、遊休農地の増加、都市化の進行に伴う農地の転用等による虫食い的な宅地化が進み、営農環境や居住環境に様々な影響が出ています。

また、市街地では、東部地域開発整備や中部横断自動車道増穂 IC 周辺等の新たな市街地整備が進む一方、中心市街地の空洞化や洪水被害想定区域（洪水ハザードマップ）における宅地化進行などの土地利用面での問題が顕在化しています。

本町では、都市計画法に基づく都市計画区域と、増穂地区の既成市街地周辺に用途地域が指定されており、用途地域では建築物の用途の制限など土地利用に関する一定のルールが定められています。しかし、その他の地域（白地地域）については、土地利用に関して特に定めがないため、土地利用をコントロールする手だてがないのが実情です。

現在抱えている土地利用上の課題を解決し、都市や農村集落、良好な環境が共生した地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進を図るため、次のような土地利用誘導策を推進していきます。

■本町が目指す土地利用誘導策（案）

１）用途地域の見直し検討

国・県の広域行政施設や一定の都市機能が集積し、既成市街地が形成されている鰍沢北区・中区・南区周辺は、増穂地区の中心市街地と連担しており、一体的な土地利用コントロールや道路網整備、国道 52 号沿道の中心商店街の活性化、生活基盤整備の充実による住環境の向上等が求められています。

しかし、現在用途地域が定められているのは増穂地区の市街地だけであり、増穂、鰍沢両地区の既成市街地については、一体の市街地として総合的に整備、開発および保全を図っていく必要性があることから、新たに用途地域の指定を検討し、適正な土地利用の誘導を図ります。

■用途地域の指定検討区域

２）特定用途制限地域の活用検討

市街地東部の低地部に広がるまとまった農地は、農業の振興を図るため、保全の必要性が高い優良農地（農振農用地）として指定されています。また、農地は洪水調整機能を有し、治水上も重要な役割を果たしており、防災、景観、環境等の観点からも保全を図ることが求められています。

近年、増穂 IC や東部地域開発事業整備が進展する中で、その周辺地域では、開発の圧力が高まっていることから、都市計画の観点からも何らかの対策を講じる必要があります。

そのため、周辺の動向を見据えながら、特定の建築物等の用途を制限することができる「特定用途制限地域」の活用を検討します。

３）土地利用ガイドラインの作成

用途地域を除くいわゆる白地地域については、都市計画法に基づく直接的な土地利用誘導の手だてがないのが実情です。そのため、この点を補完するために本マスタープランの土地利用方針に基づき、例えば右に示すような「土地利用ガイドライン」を作成し、土地利用の地域をきめ細かく定め、計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、土地利用ガイドラインに実効性をもたせるため、次に示す土地利用に関する条例や要綱等の制定に向けて検討します。

■土地利用ガイドライン（例）

1. ガイドラインの対象地域　～用途地域を除く全域～
2. 土地利用地域の区分
●田園居住地域（市街地周辺の宅地化が進み、農地と住宅が混在している地域）
●農業集落地域（既存集落地）
●沿道サービス地域（幹線道路沿道）
●農業保全地域（農振農用地）
●自然環境保全地域（森林地域）
3. 土地利用地域のガイドライン
●土地利用地域
●土地利用の方針
●制限に関する事項
・特定用途制限地域（都市計画区域のみ）
・開発行為・建築行為の制限に関する事項等
4. その他

■田園居住地域の土地利用について

既成市街地周辺で比較的宅地化が進み、農地と住宅・集落地が混在している「田園居住地域」においては、一定の土地利用誘導が必要であることから、例えば、この地域を次の２つの区域に区分し、農業振興地域整備計画や下水道整備計画との整合、農政との協議・調整、周辺住民や地権者等の合意形成を図りながら、計画的な土地利用の誘導・整序を進めます。

■田園居住地域の土地利用誘導（例）

区域の区分	土地利用誘導の方向性
宅地利用区域	用途地域周辺の既存住宅地や集落地、下水道計画区域などを中心に、今後、住宅地など都市的利用を図るべき区域で、土地利用ガイドラインに基づき、住宅地等の宅地利用を促進します。
農業保全区域	一団のまとまった農用地区域（優良農地）を対象に、原則として農地を保全し、農地転用・宅地開発・建築行為等を規制します。

■災害が想定される区域内の土地利用について

洪水や土砂災害などの自然災害が想定される区域については、ハザードマップの周知徹底を図るとともに、土地利用ガイドラインにおいて、洪水や土砂災害などの被害想定区域を明示するなどして、開発行為や建築行為の自制を促すような情報公開の充実を図ります。

・中部横断自動車道増穂 IC 周辺

４）土地利用に関する条例・要綱等の検討

「土地利用ガイドライン」による計画的な土地利用の誘導を効果的に推進するため、次のような土地利用に関する条例や開発指導要綱を検討します。

①「土地利用条例」の検討

本町のような非線引き都市において、近年、いくつかの自治体で都市と農業集落地域の問題解決と計画的な土地利用の推進を図るため、自治体独自の「土地利用条例」等を制定している事例*が増えています。

本町においても、田園居住地域をはじめ白地地域における計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用に関する条例を検討します。

②開発行為等に関する新たな要綱の検討

本町では、一定規模以上の宅地開発等の開発行為に際しては、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」や「富士川町土地開発事業の適正化に関する条例」に基づいて指導を行っていますが、市街地周辺の農業集落地域におけるスプロール化や、増穂IC周辺等における無秩序な開発の防止、計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用ガイドラインの制定や土地利用条例の検討と併せて、宅地開発に関する新たな指導要綱等を検討します。

５）ルールに基づくまちづくりの推進

計画的な土地利用や地域特性に応じた良好な環境やまちなみの誘導を図るためには、法律や条例に基づく制度だけでなく、そこに暮らす町民自らがまちを大切にし、土地の使い方、建物の建て方、ゴミの出し方、緑の育成など、一緒に生活するための共通のルールをつくり、育てていくことが望まれます。まちのルールとしては、法律に基づく「地区計画」、「建築協定」、「緑地協定」といったものや、住民等が任意に定める「まちづくり協定」などがあります。

本町では、「富士川町建築協定条例」や「富士川町地区計画等の案の作成手続に関する条例」等により、良好なまちなみ形成に向けた取り組みを進めています。

今後とも、地域における自発的なルールづくりは、まちづくりの重要なきっかけになるものと考え、法制度を積極的に活用するとともに、町民の自主的なルールづくりを積極的に支援していきます。

・大法師公園からみた中心市街地

注）* 本町のような非線引き都市（区域区分制度を導入していない都市）の「土地利用条例」等の事例としては、長野県安曇野市穂高地区（旧穂高町）などがあります。

重点施策－2　活力ある中心市街地のまちづくりの推進

▶本町の顔となる賑わいと活気ある中心市街地の再生と活性化推進します

本町の中心市街地は、古くから富士川舟運の要衝として、また、峡南地域の産業・経済の中心として栄えてきましたが、近年は、近隣市町への大規模商業施設等の立地による青柳・鰍沢中心商店街の活力低下や、空店舗や低未利用地、空き家の増加などによる中心市街地の空洞化が顕在化するなど、活力の停滞が懸念されています。また、市街地における木造建物の建て詰まりや老朽化の進行、生活道路の未整備等による防災上の問題が懸念される地区など、中心市街地の住環境の改善も求められています。

本町では、これまでも都市再生整備計画による市街地整備を図るとともに、そうした機会を通じて商店街の活性化を中心とする協働のまちづくりの機運醸成に努めてきました。

中心市街地の再生・活性化は、本町の都市政策上の重要な課題であり、これまでの取り組みを継続するとともに、本町のまちづくりを牽引する次のような活性化に関する取り組みを推進していきます。

1）「シビックコア地区整備事業」の促進

本町の中心市街地の活性化にあたっては、広域圏の拠点機能を担う「シビックコア地区整備事業」の促進を図り、国等の行政機能の集約化と町民および来訪者等との交流施設の一体的な整備とともに、関連施設と連携させながら、中心市街地の核・拠点として賑わいの再生を図っていくものとします。

事業促進に際しては、町民の生活利便性の向上や生活文化を創出する交流空間づくり、中心市街地やまちの活性化等に向けて、基盤整備とあわせてその効果が充分まちづくりに結びつくよう、協働により事業の展開を検討していきます。

■「シビックコア地区整備計画」の概要

〈基本方針〉
○町民や広域圏住民の交流の場の創出／舟運の歴史文化と大法師公園の桜を象徴としたまちづくり／安全で安心して暮らせるまちづくり
〈主要施設整備〉
○（仮称）まちの駅・シビック広場／国家機関の建築物／生涯学習センター／ポケットパーク／道路整備など

■シビックコア整備地区の位置

2）中心市街地活性化に向けた先導的な取り組みの推進

中心市街地については、これまで整備が進められてきた都市再生整備事業の継続を図るとともに、多様な施策と横断的な連携を図り、次のような活性化に向けた先導的な取り組みを推進します。

■中心市街地活性化に向けた先導的な取り組み

○「富士川町中心市街地活性化基本計画」の策定検討（中心市街地活性化基本構想の検討、推進組織の確立等）
○魅力ある商店街の形成（商店街の景観誘導、店舗立地促進、空き店舗・空き家の有効活用、地産地消等のテーマ特化型の商店街づくり、商店街一店逸品創出支援事業の活用、「富士川町魅力と活力ある商店街創出支援事業」の活用、「地域自立型買い物弱者支援事業」の充実等による暮らしに身近な商店街づくり、商店街の駐車場整備、商工会との連携強化、交流促進企画の充実等）
○国道 52 号の生活道路化（歩いて楽しむ回遊性ある歩行空間整備、サイン・ポケットパークの整備等）
○観光事業との連携（舟運の歴史文化を活かしたまちなみ景観の形成、道の駅・朝市・観光交流施設との連携、観光物産協会との連携強化等）
○交通基盤整備の推進・利便性の向上（リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、増穂 IC 周辺の交通拠点機能の強化とアクセス整備、生活道路の改善・整備、デマンド交通の活用、交通安全対策の強化等）
○まちなか居住の促進、生活基盤整備の推進（建替え・共同化、空き家・低未利用地の有効活用、定住促進等）
○「商店街活用型地域コミュニティ再生事業」活用による地域起業と人材育成
○活性化に向けたソフトな取り組み、啓発活動の促進（イベントの企画・実施、情報・ＰＲの充実等）
○商工会や NPO、町民活動組織と連携したタウンマネージメント機関の育成（住民活動の拠点づくり等）

重点施策－３　地域連携と交流、暮らしを支える道路・交通まちづくりの推進

▶地域間の連携と交流を支える道路交通網の確立と利便性の向上に向けた取り組みを進めます

本町は、中部横断自動車道・増穂 IC が整備され、甲西道路、国道 52 号が町を縦貫する、周辺都市へのアクセスが容易な広域交通の利便性が高い都市となっています。

しかしながら、都市全体でみると、市街地や地域間を結ぶ道路網が脆弱であり、中心市街地活性化と連動した国道 52 号の生活道路化や安全な歩行空間の確保、密集住宅地における狭あい道路など生活道路の改善、災害時等に対応した中山間地域を結ぶ道路整備や迂回路の確保、高齢化等に対応したバス交通などの充実、さらには、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路の整備などが、本町の交通政策上の重要な課題となっています。

そのため、地域間の連携や地域の活性化、町民の暮らしやすさを支える重要な基盤となる、次のような道路・交通まちづくりに関する施策を重点的に推進していきます。

１）長期的な視点に立った幹線道路網の確立の推進

① 広域的な幹線道路網の整備促進

リニア中央新幹線中間駅（甲府市大津町）へのアクセス強化や、中部横断自動車道延伸に伴う周辺市町と連絡する幹線道路など、町域を越える幹線道路網のあり方について、山梨県や隣接市町との連携・調整を図りながら整備に向けた取り組みを進めます。

② 「(仮称) 富士川町幹線道路網整備計画」の検討

分野別まちづくり方針で示した本町の骨格を形成する幹線道路網のあり方に基づき、今後の長期的な道路整備の指針となる「（仮称）富士川町幹線道路網整備計画」の策定を検討します。

２）道路・交通に関するプロジェクトの推進

道路・交通まちづくり方針で示した施策のうち、特に、必要性の高い次のようなプロジェクトの推進を図ります。

① 市街地周辺道路･交通網の整備･機能強化

■主要な交通拠点の整備･強化

○中部横断自動車道下りパーキングエリアの整備促進、増穂 IC 周辺の交通拠点機能の強化
○道の駅富士川周辺、JR 身延線鰍沢口駅周辺のアクセス道路整備、交通拠点機能の向上

■市街地の環状機能を有する交通ネットワークの強化

○山麓地域と市街地の連携を強化する交通ネットワークの強化（(都) 大椚大久保線、(都) 青柳長沢線、(都) 甲西増穂線、富士川西部広域農道（ウエスタンライン）、町道戸川１号線、町道利根川沿１号線等）

■国道 52 号の生活道路化の検討

○中心市街地の賑わい・交流を担う骨格軸となる国道 52 号（市街地部）の通過交通の抑制、歩道整備、歩行者に配慮した安全・快適な道づくり、沿道まちなみ景観の誘導、まちかど広場・サイン整備等

■密集市街地における生活道路の改善･整備

○主要生活道路の改善・整備、「富士川町における建築行為等に係る後退道路用地に関する指導要綱」に基づく狭あい道路や行き止まり道路の解消、交通安全対策の強化等

② 地域を連携する道路の機能強化と交通ネットワークの形成

○町内三筋の県道平林青柳線、県道高下鰍沢線、県道十谷鬼島線の拡幅・改良などの機能強化
○地域連携や交流・活性化の向上、緊急時への対応に寄与する地域間を南北にネットワークする中山間連携軸の機能強化と魅力の向上（既存林道の拡幅・改良、観光ルートとしての景観向上）
○鹿島と落居（市川三郷町）を結ぶ（仮称）鹿島トンネルの整備促進

③ バス運行サービスの充実と利便性の向上

○路線バスや町営バス、コミュニティバスなど公共交通の連携強化とバスサービスの充実
○過疎対策や地域間公共交通の利便性を高めるデマンド交通システムの強化、乗合タクシーの検討など、地域の実情に応じた柔軟なバスサービスの検討

重点施策－4　地域の魅力資源を活かす観光・交流のまちづくりの推進

▶固有の景観や地域の魅力資源を活用した観光･交流のまちづくりを推進します

本町は、富士川舟運の歴史文化を始めとして、豊かな自然や水辺、優れた眺望、棚田や里山、桜や紅葉などの四季折々の風景、地域固有の特産品、多くの人で賑わう祭事、温泉や観光施設など、数多くの魅力資源が宝箱のように散在しています。

近年、観光面では、ライフスタイルの変化やニーズの多様化等に対応し、自然や文化を活用した魅力ある観光地づくりや、新たな誘客活動を図るための多様な情報発信などが求められています。

まちづくり住民会議においては、「田舎らしさや豊かな自然を遊び、楽しむ資源を見出し･活かす地域力をつける」、「今ある地域資源に光をあて育てる」、「資源や活動をネットワークで結びつけ効果を高める」などが、地域振興や観光振興の実現に向けて提案されました。

観光振興と活性化は相互に関連が深く、さらにそれがまちへの愛着や定住促進にも波及するなど、町の重要な政策課題のひとつとなっています。このため、観光・交流により地域力を高めていくよう、次のような施策を重点的に推進していきます。

１）「（仮称）富士川町観光振興基本計画」策定の検討

本町は、これまで観光振興や交流人口の拡大に向けて、多様な取り組みを進めてきました。

今後も、これらの取り組みを継続し、美しい景観と豊かな地域資源を最大限に活用した観光振興と地域の活性化を図るため、町が一体となった観光施策の推進に向けた指針となる「（仮称）富士川町観光振興基本計画」の策定を検討し、積極的な取り組みを推進します。

２）観光・交流のまちづくりの先導的な取り組みの推進

本町の観光振興については、地域の魅力資源を活かすことはもとより、自然や田舎を体感してもらい、風土に育まれた特産品等によるおもてなしの心で迎え、交流と共感を育むことが大切です。

そのため、町民をはじめ各主体の協働による次のような先導的な取り組みを進め、富士川町らしい観光・交流施策の展開と活性化を促進していきます。

■観光･交流まちづくりの先導的な取り組み

○観光基盤の整備（地域特性に応じた景観形成、河岸跡・船着き場の再生、舟下りの活用、桜回廊事業の推進、観光周遊ルートの整備、観光バス路線等公共交通の充実、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス向上、観光拠点の効果的な連携、案内標識・駐車場の充実、フットパスの検討、トレイルラン・トレッキングコースの整備・充実等）
○交流促進による観光振興（体験・交流型、滞在・保養型観光の充実、ニューツーリズムの取り組み促進、環境学習・体験学習の推進、ウェルネスプロジェクトとの連携、空き家の活用、観光ツアーの充実とガイド育成等）
○潜在的な地域資源の掘り起こしと観光利用の促進（地域のお宝発見運動の展開、資源や情報の地域連携等）
○ソフト施策の取り組みの推進（イベントの充実、道の駅や観光施設と連携したＰＲの展開、情報発信の充実等）
○協働による観光推進体制の確立（富士川町観光物産協会や商工会との連携強化、NPO や既存の住民組織との連携強化、ボランティアガイド等の人材育成、協働によるおもてなしの心を醸成する取り組みの促進等）

■地域産業と連携した交流･活性化の取り組み

○地域産業と連携した交流施策の展開（グリーンツーリズム、アグリツーリズム等の推進、棚田・里山体験、遊休農地を活用した市民農園、観光農園、体験農業の普及促進、棚田オーナー制度の充実等）
○農産物の付加価値の向上と地産地消の拡大（富士川町ならではのブランド確立、付加価値の高い特産品開発、産地直売の充実、道の駅富士川や朝市等と連携した地産地消の推進、食育活動の推進、流通・直販ルートの開発等）
○伝統産業の振興、農業の６次産業化の取り組み推進（「６次産業化推進支援事業」（農林水産省）等の活用検討）
○「富士川町 人・農地プラン検討会」の活用、農業後継者・担い手の育成（インターシップの導入、新規就農者の受け入れ体制と支援の充実、認定農業者・エコファーマーへの支援充実等）

重点施策－5　定住・移住を促すまちづくりの推進

▶住み続けたい･住んでみたいと思える定住･移住を促すまちづくりを推進します

少子高齢化の進行、農村部や中山間地域の過疎化の進行は、本町のみならず多くの地方都市が抱える深刻な問題となっています。この問題は、町民生活や地域コミュニティの活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や町の財政にも大きな影響を及ぼし、まちの存立基盤に関わる大きな課題となっています。

そのため、現に暮らしている町民はもちろんのこと、「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるような、魅力ある真に豊かな暮らしを維持し、創出する施策の展開が急務となっています。

こうした中で、本町では、定住や町外からの移住促進を重要課題と位置づけ、関係機関や部局などの連携・協力のもと、全町をあげて次のような総合的な施策を重点的に推進していきます。

１）定住・移住促進に関する計画づくり

本町は、これまで定住対策の一環として「空き家バンク制度」を創設し、町内の空き家等の有効活用を通して、地域活性化に向けた取り組みを進めてきました。また、「富士川町次世代育成支援行動計画」の策定とともに、「富士川町ファミリーサポート事業」など子育て支援への取り組みや、若者の定住促進に向けた住宅支援等に取り組んできています。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、国や県の定住促進に向けた多様な事業等の活用や、全庁的な取り組みの指針となる「（仮称）富士川町定住促進ビジョン」の策定を検討し、積極的な定住や町外からの移住を促すまちづくりを推進していきます。

２）定住・移住促進に向けた重点的な取り組みの推進

本町の定住や町外からの移住の促進に向け、次のような取り組みを重点的に推進します。

■定住･移住に向けた取り組み

○住む場所の確保（町営住宅の有効活用や空き家の斡旋など住宅の供給、住宅取得への支援、計画的な住宅地整備等）
○働く場所の確保（若者の定着促進への支援、企業・事業所の誘致、起業家への支援、遊休農地の活用等）
○暮らし条件の確保（生活基盤の整備・利便性の向上、子育て支援の充実、教育の充実、交流機会の充実等）
○移住促進に向けた取り組み（空き家バンク制度の充実、交流体験事業の充実、支援制度・サポート体制の確立等）
○情報発信の強化（相談窓口の充実、総合情報の専用ＨＰの創設、ガイドブックの作成、イベントの開催等）

〈参考〉定住･移住に関する住民提案　　※地域まちづくり住民プラン（平林・穂積地域）から抜粋

■農山村移住のシステムづくり（新たな「地域協働隊」づくり）

①地域を見直す、お宝の共有、人材とノウハウを発掘する
②地域が動き連携（ネットワーク）する、継続し話し合い・共有できる場を創る（まちの縁側、まちの井戸端づくり等）
③行政がサポート体制を創る（支援、情報交換の窓口、ＰＲ等）

■移住･定住の段階プログラム

STEP1：お試し(体験移住、トライアル居住)

○空き家や遊休農地の情報収集、広報活動
○短・中・長期の地域サポート体制の確立
○農村・田舎暮らし体験ツアーの実施
○「移住モニター」（先住者）との情報交換
○田舎に「馴染む」受け入れ相談と支援など

STEP2：移住･地域協働隊の新たな一員づくり

○あるものを活かす、地域連携のノウハウを活用した「マッチング」の検討（空き家、農山村の民家、町営住宅等）
○地域の「定住コーディーネーター」の支援
○区などのライフサポート体制による互助
○まちの助成、支援の充実　など

重点施策－6　ふるさとの美しい景観を守り・活かすまちづくりの推進

▶郷土の財産である固有の景観を守り、誇りとして次代へ継承するまちづくりを推進します

豊かな自然や富士川舟運等の歴史・文化、奥行きある地形構造に展開する里山農村景観や眺望景観など、長い歴史の中で育まれた固有の景観は本町の大切な財産です。このような郷土景観を大切に守り・育み、まちづくりに活かしていくことは、町民のふるさとへの意識と愛着を高め、本町の価値や魅力を更に高めていくための重要なまちづくり課題です。

このため、ふるさとの景観を守り、育て、活かすことをまちづくりの大きな柱に据え、次のような施策を重点的に推進していきます。

１）富士川町景観計画、景観条例に基づく景観形成の推進

景観計画とは、景観法（平成16年６月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。景観に対する住民の意識が高まる中で、全国の多くの自治体で法に基づく景観計画への取り組みが進んでいます。

本町は、景観行政団体として、平成24年度から「富士川町景観計画」策定に向けた検討を進め、平成25年３月に計画素案に対してのパブリックコメントを実施しました。

景観づくりを推進するためには、町民や多様な組織・団体の協力と活動が不可欠です。

今後、地域住民や事業者、行政等の協働の指針となる「富士川町景観計画」の策定と「(仮称）富士川町景観条例」の制定を行うとともに、これらに基づき、富士川町らしい景観形成に向けた重点的かつ先導的な取り組みを推進していきます。

■景観条例の内容（例）

１．総則
　（目的、基本理念、定義、行政・住民・事業者の責務など）
２．景観形成の方針に関する事項
３．住民による景観形成活動の推進に関する事項
　（町民組織、景観形成団体の登録、表彰制度、景観アドバイザー制度など）
４．景観計画区域内の行為の制限、届出に関する事項
５．公共事業の実施に関すること
６．景観資源等の質的向上に関する事項
７．景観審議会等に関する事項
８．勧告・公表・命令に関すること
９．その他

２）富士川町景観計画と連携した先導的な景観まちづくりの推進

景観まちづくりを推進するためには、現在行っている景観形成活動の小さな芽を伸ばし、その成果を目に見えるようにしていくことが重要です。今後、「富士川町景観計画」に基づく施策や事業、町民の景観形成活動や関連施策等との連携を図りながら、次のような先導的な景観まちづくりの取り組みを推進します。

■景観まちづくりの先導的な取り組み

○景観形成推進ゾーンの景観形成の推進（先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきゾーン）
○中心市街地の景観形成、富士川舟運の歴史文化を活用したシンボル景観の創出
○眺望景観の保全・活用、景観ネットワークの形成（ビュースポットの選定、桜回廊事業の推進、水と緑の風景回廊の創出、旧街道や古道、観光レクリエーション軸の景観整備、トレイルラン・トレッキングコースの整備等）
○景観阻害要因の適切な景観コントロールの推進（山梨県屋外広告物条例に基づく広告・看板の規制・誘導、サイン計画の推進、良好な眺望域の景観コントロール等）
○リニア中央新幹線の高架構造物や施設整備に対する、周辺景観や眺望景観への配慮要請
○住民協働による地域毎の景観形成の推進と景観まちなみ誘導（景観懇談会、景観協定、要綱制定等）
○景観審議会の設置、公共施設デザインガイドラインの検討、その他関連施策との連携強化
○景観づくり啓発活動の推進（広報・ＰＲの充実、町民の景観形成活動への支援・助成の充実等）

（２）まちづくりリーディング施策の推進

分野別まちづくりの方針で掲げた施策の中で、既に実施中、あるいは計画・構想が進められている施策や、今後、先導的に推進していくべき施策を「まちづくりリーディング施策」として位置づけ、概ね５年以内の着手を目標に積極的な取り組みを進めます。

また、リニア中央新幹線計画など、本町をとりまく社会経済情勢の変化や国・県・町の上位計画等の変更に伴い、住民意向やまちづくりの進捗状況も勘案し、必要に応じて施策の見直しを図ります。

■まちづくりリーディング施策

分　野	先導的なまちづくり施策（リーディング施策）
1.都市と自然が共生する土地利用の方針 【土地利用】	**①用途地域の見直し**（鰍沢市街地の用途地域の指定検討） **②中心市街地のまちづくりの推進** ●中心市街地の整備・活性化の推進（増穂 IC 周辺のターミナル機能の強化、まちなみ景観の誘導、国道 52 号の生活道路化に伴う沿道まちなみ誘導等） ●都市再生整備計画事業の推進（増穂 IC 周辺地区） ●青柳・鰍沢中心商店街の環境整備、中心商店街活性化事業の推進 **③計画的な市街地整備の推進** ●東部地域開発整備の推進（道の駅富士川、河川防災ステーションの整備等） ●シビックコア整備事業の推進（（仮称）まちの駅・シビック広場の整備等） ●山王土地区画整理事業の推進、鰍沢口駅周辺整備の推進 ●国土利用計画の策定と地籍調査事業の推進 **④既存市街地の環境改善と良好な市街地の形成** ●基盤整備の推進、低未利用地の計画的な整備促進、空き地・空き家の有効活用等 ●優良企業の誘致促進・工業用地の基盤整備の推進 **⑤優良農地の保全と活用** ●農業振興地域整備計画に基づく優良農地の計画的な維持・保全、農業基盤整備の推進 ●遊休農地活用事業の取り組みの推進、農業への継続的な支援の充実等 **⑥一定のルールに基づく郊外地域の適正な土地利用の誘導** ●土地利用ガイドラインの作成、土地利用に関する条例・要綱等の検討
2.人と地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針 【道路・交通】	**①広域幹線道路の整備促進と機能強化** ●中部横断自動車道全線開通に向けた整備促進（下りパーキングエリアの整備促進等） ●リニア中央新幹線整備に伴う中間駅への体系的なアクセス道路網の確立 **②主要な幹線道路網の整備･機能強化** ●増穂 IC 周辺交通拠点機能の向上、市街地幹線道路網の整備と機能強化の推進 ●国道 52 号（市街地部）の生活道路化の検討、安全・快適な歩行空間の確保 ●東西方向と市街地の環状ネットワーク機能を有する幹線道路の整備推進・機能強化（（都）大椚大久保線、（都）青柳長沢線、（都）甲西増穂線、町道戸川添１号線等） ●鰍沢市街地の用途地域指定やシビックコア地区整備に伴う道路の改良整備 ●町内三筋の道路拡幅、改良等の機能強化（県道平林青柳線、高下鰍沢線、十谷鬼島線） ●地域間を南北にネットワークする林道の機能強化と魅力づくり（中山間地域連携軸） ●「（仮称）富士川町幹線道路網整備計画」の策定検討 **③公共交通の利便性の向上** ●JR 身延線鉄道駅（鰍沢口駅）の利便性の向上と運行強化 ●バス路線網の充実、デマンド交通システムの充実 **④安全･快適な交通環境の形成** ●市街地や集落地の生活道路の改善・整備、中山間地域における災害時の迂回路の確保 ●交通安全対策の充実（歩道の整備、主要な交差点の改良、通学路等の交通安全対策等）

分　野	先導的なまちづくり施策（リーディング施策）
3.交流と活力を創造するまちづくり方針 【観光交流・活性化・定住促進】	**①中心市街地の再生と活性化の推進** ●国道 52 号生活道路化による暮らしに身近な魅力ある中心商店街の形成 ●富士川舟運を象徴するまちなみ景観の形成 ●低未利用地の計画的な整備促進、空き店舗・空き家の有効活用 **②観光交流のまちづくりの推進** ●増穂 IC 周辺の新たな交流活性化拠点の整備促進（道の駅富士川の整備と機能充実、中心商店街や観光交流施設と連携した観光・交流ゾーンの形成等） ●（仮称）まちの駅・シビック広場の整備とまちなか交流空間の創出 ●国道 52 号、町内三筋など観光機能を担う主要なルートの機能強化と魅力の向上 ●富士川舟下り乗船場の整備検討、河岸跡の顕在化と活用 ●ウェルネスプロジェクトとの連携、新たな観光スタイルの検討（滞在・保養、体験等） ●「（仮称）富士川町観光振興基本計画」の策定検討 **③地域産業の活性化の推進** ●雨畑硯などの伝統産業の振興（道の駅や観光交流施設を活用したＰＲの充実等） ●農業振興・活性化の推進（特産品の開発、地産地消の推進、遊休農地の有効利用等） ●農山村地域の交流促進（グリーンツーリズム、アグリツーリズム、体験・交流活動等） ●「富士川町鳥獣被害防止計画」に基づく鳥獣害対策の推進 **④定住促進策の推進** ●定住促進の受け皿となる計画的な市街地整備、まちなか居住の促進 ●遊休農地・空き家等の活用、町営住宅の有効活用、農山村への移住・定住促進等
4.富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針 【歴史文化と景観】	**①歴史文化を守り･継承する景観まちづくりの推進** ●富士川舟運の歴史文化を活かしたまちなみ景観の創出 ●国道 52 号生活道路化に伴う駿州往還の修景づくり、歴史文化の小径・ルートづくり ●舟運のルートづくり（河岸跡や渡船場、禹之瀬、古道・里道等の活用） ●鰍沢山車巡行・祝祭空間のまちなみの修景、山車保存庫の整備推進 **②郷土の風景を守り･育む景観まちづくりの推進** ●優れた眺望景観の保全と活用（ビュースポットやアクセスルートの整備等） ●集落景観、里山景観、農の風景の保全と活用（特徴的な集落景観、里山、農地等） ●水と緑の風景回廊の創出（桜ウォーキングルート、桜回廊・水辺回廊の景観形成等） ●（仮称）ふるさとの散歩道、フットパスの形成（ルート設定、サイン整備等） ●「（仮称）公共施設デザインガイドライン」の検討、適切な景観コントロールの推進 **③協働による景観まちづくりの推進** ●「富士川町景観計画」、「（仮称）富士川町景観条例」に基づく景観形成の推進 ●景観形成推進ゾーンの設定、景観まちづくりの先導的な取り組みの推進 ●「（仮称）富士川町サイン計画」、「（仮称）富士川町屋外広告物条例」の検討 ●協働による景観形成活動、啓発活動の推進（地域ルールづくり、景観 30 選の選定等）
5.豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針 【自然環境・水と緑】	**①自然環境の保全とふれあいや交流の場としての活用** ●豊かな森林や水辺環境の保全と活用（環境学習・体験の場の充実、親水空間の活用等） ●緑の拠点の機能充実・魅力の向上（大法師公園周辺整備、アクセスの向上等） ●トレイルラン・トレッキングコースの拡充・整備、桜回廊事業の推進 **②水と緑のまちづくりの推進** ●緑化の推進、協働による水と緑のまちづくりの先導的な取り組みの推進 ●「（仮称）富士川町緑の基本計画」の策定検討、緑化推進地区の検討

分　野		先導的なまちづくり施策（リーディング施策）
6.地域に住み続けられる防災まちづくり方針 【防　災】		**①水害やがけ崩れなどに対する安全対策の強化** ●河川防災ステーション整備の促進、水防対策の強化 ●水害等に対する安全対策の強化（低地部の内水氾濫対策の推進、主要河川の治水安全対策の強化、「富士川町土砂災害ハザードマップ（洪水避難地区）」の周知等） ●がけ崩れや土砂災害に対する安全対策の強化、危険区域への防災無線施設整備の拡充 ●中山間地域の防災対策の強化（町内三筋や主要林道の拡幅・改良等による防災安全性の強化、災害時孤立集落対策に向けた迂回路の確保、ヘリポートの整備・充実等） **②防災まちづくりの推進** ●防災拠点・避難場所等の機能充実、防災関連施設の整備、木造密集住宅地の環境改善 ●公共施設の耐震化、「富士川町耐震改修促進計画」に基づく耐震診断、耐震改修の推進 **③地域防災体制の強化** ●「富士川町地域防災計画」に基づく防災体制、救急医療体制等の連携体制の強化 ●地域単位の防災マップ作成など防災意識の向上、防災援助協定の充実など地域の自主防災組織・活動の育成強化
7.安全・快適な暮らしの環境づくり方針 【生活環境・福祉】	1)生活環境づくり	**①身近な生活環境の改善・整備と充実** ●市街地や集落地内狭あい道路や行き止まり道路等の生活道路の改善整備 ●公共下水道事業、農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及促進 ●生活利便施設の整備・充実（老朽化した公民館・集会所の改築・改善、教育施設の改築・耐震化、生涯学習施設、世代間交流施設の整備・充実等） ●光ケーブル網の整備・充実による地域間情報格差の是正 ●街路灯・防犯灯の設置・充実、地域ぐるみの防犯対策の促進 **②定住を促す良質な住まいづくりの推進** ●まちなか居住の促進、中山間地域の過疎対策の推進（空き家等の有効活用） ●山王土地区画整理事業など良質な住宅地の供給、町有地の有効活用 ●「富士川町住宅長寿命化計画」に基づく住宅ストックの有効活用、計画的な改善・整備、適正な維持・管理の推進 ●定住促進への支援充実（空き家バンク制度、情報提供や相談体制の充実等）
	2)福祉のまちづくり	**①主要施設のバリアフリー化の推進** ●「（仮称）富士川町バリアフリー基本構想」の策定検討 ●重点的なバリアフリー整備の推進（公共施設、道の駅や観光交流施設など主要拠点周辺の「バリアフリー推進ゾーン」の位置づけと整備推進） **②福祉・健康のまちづくりの先導的な取り組みの推進** ●高齢者・障害者等福祉サービスの充実、既存の福祉施設の機能充実 ●ファミリーサポートセンターの充実など地域ぐるみの子育て環境の充実 ●「（仮称）富士川町健康増進計画」の策定検討、ふれあいの郷の機能充実 ●主要医療機関の連携による救急医療・広域医療体制の充実 ●世代間交流の機会充実と場づくり（空き教室、空き家・空店舗等の活用） ●相談窓口と庁内推進体制の充実、協働による福祉ネットワークの連携強化
	3)環境まちづくり	**①環境に配慮したまちづくりの先導的な取り組みの推進** ●自然や生態系に配慮した施設整備の推進（多自然型工法の導入等） ●ごみ不法投棄防止対策の推進（監視パトロールの強化、啓発活動の促進等） ●ごみの減量化とリサイクルの推進 ●新エネルギー・クリーンエネルギーの活用促進（太陽光発電システムの普及促進、バイオマスエネルギーの活用推進、小水力発電の取り組み検討等） **②協働による環境まちづくりの推進** ●「富士川町地球温暖化対策実行計画」に基づく環境まちづくりの推進 ●協働による環境保全活動の促進、意識啓発の推進（環境教育の推進、富士川町地球温暖化対策地域協議会（エコふじかわ）の活動促進等）

・利根川に架かる橋（平林地内）

参考資料

参 考 資 料

１．策定経過

【平成２３年度】

- ■現況調査
- ■住民アンケート調査

年	月	内容
平成２４年	１月	□資料・文献調査
	３月	◇広報に記事を掲載（計画策定のお知らせとまちづくり住民会議メンバーの募集）
		□現況調査・分析
		◇住民アンケート調査の実施

【平成２４年度】

- ■ヒアリング調査
- ■まちづくり住民会議
- ■課題の整理
- ■計画立案

年	月	内容
平成２４年	６月	○関係各課ヒアリング
		◆第１回まちづくり住民会議
	７月	◆第２回まちづくり住民会議
	９月	◇広報に記事を掲載（まちづくり住民会議の開催状況とアンケート調査結果の報告）
		◆第３回まちづくり住民会議
	１１月	◆第４回まちづくり住民会議
	１２月	◆「地域まちづくり住民プラン」の提出と意見交換
		□課題の整理
平成２５年	１月	○第１回庁内検討会
	２月	◇広報に記事を掲載（まちづくり住民プランの概要）
		●第１回策定委員会
		□計画立案

【平成２５年度】

- ■計画立案
- ■調整と協議
- ■都市計画マスタープランの決定

年	月	内容
平成２５年	４月	○第２回庁内検討会
	５月	●第２回策定委員会
	６月	○第３回庁内検討会
	７月	●第３回策定委員会
	８月	○第４回庁内検討会
	１０月	●第４回策定委員会
	１１月	○第５回庁内検討会
平成２６年	１月	●第５回策定委員会
		◇広報に記事を掲載（パブリックコメントのお知らせと計画の体系）
		◆パブリックコメントの実施
	２月	□山梨県都市計画課との協議
	３月	□都市計画審議会への諮問・答申
		□「富士川町都市計画マスタープラン」の決定

２．富士川町都市計画マスタープラン原案にかかる諮問・答申

■ 諮問

富士建都発第３７０号
平成２６年３月１３日

富士川町都市計画審議会
会長　依田　英男　殿

富士川町長　志　村　学

富士川町都市計画マスタープラン策定について（諮　問）

このことについて、富士川町都市計画マスタープランを策定したいので、富士川町都市計画審議会条例第２条第１項第２号の規定により、貴審議会に諮問いたします。

記

諮問案件　富士川町都市計画マスタープランの策定について

■ 答申

答　申　書

平成２６年３月１３日付富士建都発第３７０号をもって、富士川町長より本審議会へ諮問に付された富士川町都市計画マスタープランの策定について、次のとおり答申します。

１．富士川町都市計画マスタープランの策定について審議した結果、本審議会としては異議のないものとして同意する。

平成２６年３月１７日

富士川町長　志　村　学　殿

富士川町都市計画審議会会長

■富士川町都市計画審議会

・町長あいさつ

・町長からの諮問

・内容の説明

・審議

3．まちづくり住民会議の概要

（1）まちづくり住民会議の目的と概要

■まちづくり住民会議の目的と進め方

●まちづくり住民会議の目的

- 「地域まちづくり住民プラン」の検討
- 富士川町への提案書の提出
- 策定委員会への住民提案の提示と代表者参画
- 地域別構想および計画書への住民提案の反映

●まちづくり住民会議の進め方

- 平成24年6月～12月　計5回開催（提案書提出含む）
- ワークショップ手法による協議
- 各回の協議のまとめ、各回ニュースの発行

■まちづくり住民会議の経過

第1回　平成24年6月12日(火)
○住民会議発足（住民会議ガイダンス）
●まちや地域の将来イメージを共有しよう！

第2回　平成24年7月24日(火)
○住民アンケート調査報告
●地域特性と課題の整理、提案の方向性を共有しよう！

第3回　平成24年9月13日(木)
●地域まちづくりの具体的な提案を整理しよう！

第4回　平成24年11月8日(木)
●地域まちづくり住民プランをまとめよう！

提案書提出　平成24年12月12日(水)
「地域まちづくり住民プラン」の提出

（2）まちづくり住民会議メンバー名簿

都市・田園地域		平林・穂積地域	中部・五開地域
石川　勝男	深澤　かをる	大森　一仁	依田　禮司
杉田　隼司	笹本　正	小池　太一	新幡　友や
神田　正治	志村　正和	仙洞田　清司	青木　茂
初鹿　義彦	佐野　昭	井上　和夫	窪田　真由美
折居　和雄	伊良原　誠	深沢　勝也	牧野　雅紀
川口　正満	青柳　好春	山口　宗一郎	
井上　征男	青柳　博文	山口　博子	
功刀　千秋	芦澤　稔也		
秋山　勇	樋口　正弘		

（順不同、敬称略）

（3）地域まちづくり住民プランの提案

趣　意　文

富士川町長　志村　学　殿

私たち「富士川町まちづくり住民会議」は、富士川町の呼びかけにより、平成２４年６月の発足以来、これまで４回のワークショップを行ない、地域まちづくりに向けた検討を積み重ねてまいりました。

第１回では、「まちや地域の将来イメージを共有しよう」から、町全体のビジョン・将来イメージや地域のまちづくりで大切な視点について、参加者それぞれの素直な思い・意見等を交わしました。

第２回は、地域の現状の把握、また、地域にとって大きく課題となっていることを話し合い、内容を整理し、共有しました。第３回は、提案を整理し、より地域に密着し、地域特性に沿った具体的なプランを話し合いました。第４回は最終回として、提案の実現に向けた話し合いを実施し、提案書としてとりまとめました。

この「地域まちづくり住民プラン」は、住民の視点から真摯に協議を重ね、地域まちづくりについて創意と知恵を絞り、地域のあるべき姿を願い、まとめたプランです。

今後、富士川町における都市計画マスタープランの策定において、また、計画の推進・実現においては、この「地域まちづくり住民プラン」の内容を十分にご理解いただき、住民会議で検討した提案内容を、住民協働によるまちづくりプランとして、是非、ご活用いただくことを希望し、提案にあたっての趣意文といたします。

平成２４年１２月１２日

富士川町まちづくり住民会議　参加者一同

・地域まちづくり住民プラン表紙

・地域まちづくり住民プランの提出

・意見交換

・富士川町まちづくり住民会議メンバー(町長を囲んで)

４．都市計画マスタープラン策定メンバー

（1）策定委員会名簿

（順不同、敬称略）

<table>
<tr><th rowspan="2">所　属</th><th rowspan="2">職名等</th><th colspan="2">氏　名</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th></tr>
<tr><td>学識経験者</td><td>山梨大学大学院教授</td><td colspan="2">大山　　勲</td><td>委員長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">議会代表</td><td>富士川町議会</td><td colspan="2">鮫田　洋平</td><td></td></tr>
<tr><td>富士川町議会</td><td colspan="2">長澤　　健</td><td></td></tr>
<tr><td>関係機関</td><td>山梨県県土整備部都市計画課まちづくり推進企画監</td><td>中村　克巳</td><td>望月　一良</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">団体代表</td><td>農業委員会会長</td><td>望月　留幸</td><td>深沢　勝也</td><td></td></tr>
<tr><td>女性団体連絡協議会会長</td><td colspan="2">堀内　春美</td><td></td></tr>
<tr><td>文化協会会長</td><td colspan="2">澤登　昭文</td><td>副委員長</td></tr>
<tr><td>ふじかわ農業協同組合総務部長</td><td colspan="2">岡本　昭二</td><td></td></tr>
<tr><td>商工会副会長</td><td colspan="2">依田　　忠</td><td></td></tr>
<tr><td>社会福祉協議会会長</td><td colspan="2">志村　一彦</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">まちづくり住民会議代表</td><td rowspan="2">都市・田園地域</td><td colspan="2">川口　正滿</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">芦澤　稔也</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">平林・穂積地域</td><td colspan="2">小池　太一</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">大森　一仁</td><td></td></tr>
<tr><td>五開・中部地域</td><td colspan="2">依田　禮司</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">住民代表</td><td>都市・田園地域</td><td colspan="2">山本　　薫</td><td></td></tr>
<tr><td>平林・穂積地域</td><td colspan="2">井上　和夫</td><td></td></tr>
<tr><td>五開・中部地域</td><td colspan="2">望月眞由美</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">行政代表</td><td>総務課長</td><td>志村　廣文</td><td>鮫田　和博</td><td></td></tr>
<tr><td>企画課長</td><td>鮫田　和博</td><td>川手　貞良</td><td></td></tr>
<tr><td>財政課長</td><td colspan="2">田辺　明弘</td><td></td></tr>
<tr><td>商工観光課長</td><td>秋山　俊男</td><td>依田　正一</td><td></td></tr>
<tr><td>防災課長</td><td>－</td><td>大森　博之</td><td></td></tr>
<tr><td>建設課長</td><td colspan="2">川住資農夫</td><td></td></tr>
</table>

・第１回策定委員会

・第２回策定委員会

・第４回策定委員会

（２）庁内検討会名簿

（順不同、敬称略）

課　名	担　当	氏　名		備　考
		平成 24 年度	平成 25 年度	
総務課	総務人事担当	齋藤　　靖		
防災課	防災担当	小林　喜文		※平成 24 年度は安全安心推進室交通防災担当
企画課	企画担当	長田　博幸		※平成 24 年度は政策推進担当
	リニア対策担当	－	樋口　一也	
財政課	財政担当	深澤　千秋	望月　大輔	
	財産管理担当	－	渡辺　成昭	
町民生活課	生活推進担当	西川　修司		
	生活環境担当	望月　　学	原田　和佳	
福祉保健課	福祉担当	中沢美和子		
	障害福祉担当	望月奈緒美		
子育て支援課	児童支援担当	小林　　恵		
	児童保育担当	渡辺　成昭	依田　克彦	
農林振興課	農林振興担当	大木　興一		
	農林土木担当	杉田　　進		
商工観光課	商工振興担当	芦澤　晶子		
	観光振興担当	海野　公哉	依田　正紀	
上下水道課	下水道担当	井上　勝彦	長澤　　康	
教育総務課	総務学校担当	長田　敏宏		
生涯学習課	社会教育担当	井上　　誠		
建設課	土木担当	斉木　直人		
	都市計画担当	山形謙一郎		
	まちづくり担当	中込　浩司	井上　勝彦	
	住宅担当	齋藤　栄治	海野　公哉	

注）＊ 課名、担当名は、平成 25 年度現在のものを表記しています。

・第１回庁内検討会

・第２回庁内検討会

・第４回庁内検討会

（３）事務局職員名簿

（順不同、敬称略）

職名等	氏　名		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
建設課長	堀内　尚巳	川住資農夫	
都市計画担当リーダー	山形謙一郎		
都市計画担当	笹本　　聖		小林　一貴
	金丸　哲也	浅野真由子	

５．用語解説

あ 行

IT

インフォメーションテクノロジー（英語：information technology）の頭文字をとった略語で、情報技術のこと。インターネット、通信、コンピュータなど情報に関する技術をさす。

アウトドア

アウトドア・アクティビティ（英語：outdoor activity）のことで、屋外で行うスポーツやレジャーの総称。

空き家バンク（制度）

空き家の有効活用を通し、地域住民と都市住民の交流拡大および定住促進による地域の活性化を図る事を目的に、空き家情報の提供を行う制度。空き家などを賃貸および売却を希望する所有者から物件の提供を求め、行政のホームページなどを通じて「空き家バンク」へ登録した物件情報を希望する人へ提供するもの。

アクセス道路（ルート）

ある目的の所へ行くための道路（経路）。

アグリツーリズム

広義には「都市と農村の交流」のこと。農場で休暇を過ごしたり、農業体験を通してふれあいの中で生まれる交流を楽しむ余暇活動のこと。

アダプトプログラム

里親制度をさす。ボランティアとなる住民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行い面倒をみる仕組みのこと。

アプローチ

近づく、接近すること。建築などの分野では、門から玄関にかけての導入路のことをいう場合もある。

雨畑硯

元禄時代、雨畑川流域で発見された粘板岩を利用し、彫刻や漆を施し加工した硯のこと。中国硯にも勝る良石として文人墨客の間でもてはやされてきた硯の最高級品と高く評価されている。本町では鬼島地区を中心に製造され、伝統ある硯工芸が伝承されている。

あんしん歩行エリア

交通死傷事故の抑止を目的に、平成 15 年に警察庁と国土交通省から指定を受けたエリアで、歩行者および自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策が必要な地区のこと。エリア内では、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約２割抑止するとともに、そのうち歩行者または自転車利用者に係わる死傷事故を約３割抑止することを目指すものである。

アンテナショップ

企業や自治体などが、自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。

意　匠

英語のデザイン（design）の訳語で、一般には形・色・模様・配置などにおける装飾上の工夫・図案などを意味するが、広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計行為などにも用いられる。

一店逸品運動

中小小売業者が逸品という、ひとつの商品やひとつのサービスの開発・発掘を通して、個店の品揃えを活性化させ、地域の商店街各店の活性化に波及させる運動のこと。

イヌガヤ（群生地）

イヌガヤ科の常緑樹であり、柳川地区の太郎坊権現境内に大小 40 株以上の群生がみられる。イヌガヤの群生は県内にも少なく、比較的大木が自生するこの群生は注目に値する。

インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、学校と事業者（企業・行政・団体など）との連携によって行われるものをいう。

インパクト

物理的あるいは心理的な衝撃、影響や印象のこと。

インフラ

インフラストラクチャー（英語：infrastructure）の略語で、基盤や構造といった意味をもつ。一般的には、生活や経済活動を支える社会基盤のこと。道路、上下水道などのほか、学校、病院、公園、通信、交通等も含み、極めて相対的な概念である。

ウォークラリー

野外で開催され、グループ単位で与えられたクイズなどを解きながら一定の距離を歩くレクリエー

ションゲームのこと。

雨水流出抑制（施設）

雨水が急激に河川に流れ込むことにより生じる洪水（都市型洪水）に対応し、宅地内に降った雨水が直接下水道管や河川に流れ込むピーク時の量を抑えるための施設である。主に、宅地内に降った雨水を一時的に貯留する貯留施設（遊水池等）と雨水を地中に分散・浸透させる浸透施設（浸透桝・浸透管等）がある。

禹之瀬

富士川の富士橋より下流の狭窄部を「禹之瀬」と呼ぶ。名の由来は、治水をもって古代中国を治め、伝説的王朝「夏」を創始した「禹王」の徳にあやかったと言われている。甲府盆地は周囲の山々から水を集め、これらは、釜無川と笛吹川の二大河川となり鰍沢口で合流し、富士川と名を変え甲府盆地から流れ出る。その甲府盆地の唯一の水の出口が禹之瀬であり、大雨が降ると禹之瀬で十分に流下することができず、洪水や浸水の原因となっていたが、大規模な開削が行われ、現在の姿となった。

液状化（現象）

地下水位の高い砂地盤などで、地震の際に振動により一瞬にして砂と水が分離する現象のこと。これにより地表面は液状となり、地盤としての支持力を失ってしまうため、比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋め立て地などが多いが、近年では、地下水位が高い旧河川跡や池跡、水田跡などでも発生しやすいことがわかっている。

エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、リクリエーション）のこと。エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

エコビレッジ

持続可能性を目標としたまちづくりや社会づくりの概念で、「お互いが支え合う社会づくり」と「環境に負荷の少ない暮らし方」を追求する人々がつくるコミュニティのこと。特徴としては、環境に優しい建築、自然エネルギーの利用、有機農法の実践、雨水や排水の循環再生による水の循環利用、地域通貨やコーポラティブ組合組織で支え合う地域経済の実践、スモールコミュニティなどがあげられる。

エコファーマー

平成 11 年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第４条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の俗称。

エコロード

エコロジー（ecology）とロード（road）を組み合わせた和製英語で、調査、計画段階から設計、施工、管理の段階まで、自然環境の保全にきめ細かく配慮された道路のこと。自然環境の改変を最小限とするよう適切な路線の選定を行うとともに、動物の生息地を分断しないように橋梁やトンネルを多く採用したり、動物用の横断構造物を設置して動物の移動を助けるなどさまざまな工夫が施される。また、必要に応じて、建設により損壊する自然環境を復元する等の措置をとる。

SNS

ソーシャルネットワーキングサイト（英語：social networking site）の頭文字をとった略語で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのこと。

NPO（特定非営利活動法人）

ノンプロフィットオーガニゼーション（英語：non-profit organization）の頭文字をとった略語で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

エリア

一定の区域、地域、地帯のこと。

縁側カフェ

一般に、古民家や農家の縁側等を活用したカフェ（喫茶・飲食店）のこと。単に喫茶や飲食が目的ではなく、情報交換の場や地域活性化の場としての活用も行われている。

延焼遮断機能

市街地における火災の延焼を防止する機能のこと。主に道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築する。

エンターテイメントツーリズム

多くの人々を楽しませることを目的とした文化的な活動を見聞、体験する観光形態のこと。

オーナー制度
元来、消費者が生産者に事前に出資し、生産物を受け取る仕組みのこと。今日では、自然や緑、棚田や農産物など多様なものについても適用され、そのオーナー（権利所有者）になり、自ら体験参加して保全や育成の一端を担うシステムについてもオーナー制度と呼ばれている。

オープンガーデン
ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

オープンスペース
公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地を総称していう。

オアシス
元来、砂漠の中で水が湧き樹木が生えているところを示すが、今日では一般的に、疲れを癒し、心に安らぎを与えてくれる場所、憩いの場などの総称として用いられる。

追　分
道が二つに分かれる場所をさす言葉で、街道や古道の分岐点のことをいう場合もある。

温室効果(ガス)
大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。近年、産業の発展や森林の開拓等の人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に蓄熱される量が増えたことにより、地球規模での気温上昇（温暖化）が進行しており、京都議定書をはじめ世界各国の排出量削減対象となっている。

か　行

ガイドライン
ある物事に対する方針についての指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

回遊性
来訪者等が快適に効率良く歩き回ることができる特性のこと。

回　廊
寺院、教会、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むようにつくられた廊下のこと。本計画では、水と緑の豊かな環境を自由に移動しながら風景を楽しむルートを風景回廊と呼んでいる。

鰍沢(落語)
大名人と言われた落語家「三遊亭円朝」の江戸時代（1861～1864 年頃）の作で、江戸の「三題ばなしの会」で発表したとされる演目。身延参詣をする旅人の話で、富士川舟運の宿、身延山参りの拠点であった鰍沢を舞台とし、周辺の社寺や地名などが登場する。

過疎化
過疎とは、人口が急激かつ大幅に減少したため、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが困難になった状態をいう。過疎化とは、過疎の状態に近づきつつある状態、あるいは過疎がさらに進行する状態のこと。

過疎地有償運送
バスやタクシーなどの公共交通機関で十分な輸送サービスが確保できない場合、一定の要件を満たした NPO 法人や自治会（認可地縁団体に限る）などが運送主体となり、事前に会員登録した住民等から、タクシーの半額程度の運賃を収受して運行する「地域の生活の足を守る」取り組み。道路運送法で定められた条件が必要であり、その条件を満たし、地域公共交通会議で協議にかけ承認を得てから運輸支局に申請、許可を得てはじめて運行ができる。

合併処理浄化槽
し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染の防止に有効とされる。

川の駅
川に近接するか、川の活動に関係した施設で、来訪者にトイレや休憩場所、地域の情報を提供し、人と人の出会いと交流を促進する空間や施設のこと。流域が情報を共有するためのネットワーク拠点であるとともに、川をテーマとした（体験学習、環境、レジャー、地域の歴史等）人々の交流・連携に向けた活動を目的に設置する。

環境教育
環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。

環境負荷
人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。

環境保全型農業
農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の

力を利用して行う農業のこと。

間伐材

森林の成長過程で密集化する立木を間引く間伐の過程で発生する木材のこと。

既成市街地

都市において、既に建物や道路などができあがって市街地が形成されている地域のこと。

狭あい道路

法律上の定義はないが、主に幅員4m未満の狭い道路のことで、いわゆる2項道路をさす場合が多い。自治体によっては細街路とも呼ぶ。

享　受

受け入れて、自分のものにすること。また、自分のものとして味わい、楽しむこと。精神的な面についても物質的な面についても用いる。

協　働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。まちづくりの場合、住民と行政等がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力し取り組みを進めるという意味で使用する。

クラインガルテン

ドイツを始めとするヨーロッパで盛んな、市民農園の形態の一つで、比較的広い区画を長期間に渡り賃貸する農地の賃借制度(独語:kleingarten)。日本語に直訳すると「小さな庭」であるが、市民農園や市民菜園とも言われており、野菜や果樹、草花を育て、生きがいや余暇の楽しみの創出、都市部での緑地保全や自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本におけるクラインガルテンは、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備されたものが多い。

クリーンエネルギー

電気や熱などに変換しても、二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない(または少ない)エネルギーのこと。一般的には、自然エネルギーである風力・太陽熱・水力・地熱・潮力などが挙げられる。

グリーンツーリズム

農山漁村において、その自然と文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。また、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのこと。

グリーンバンク(制度)

市民・企業などの不用となった庭木等を登録し、必要とする市民・企業などに斡旋を行う制度。

グループホーム

病気や障害などで生活に困難を抱えた人たちが、地域でより自立的に生活できるように、専門スタッフ等の援助を受けながら小人数・一般住宅で生活する社会的介護形態のこと。集団生活型介護という言い方もある。

景観アドバイザー(制度)

景観アドバイザーとは、景観づくりが円滑に進められるよう、都市デザイン、建築、造園、緑化などの専門的な立場からアドバイスや助言を行う者。景観アドバイザー制度とは、住民、事業者、市町村などが行う景観づくりに関して、これを支援するのため、計画の立案から実施にいたるまで、それぞれの要請に応じて景観アドバイザーの派遣・依頼を行う制度。

景観行政団体

景観行政を担う主体であり、政令指定都市、中核都市は自動的に景観行政団体になる。その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観行政団体になることができる。平成25年1月現在、公示済および公示予定を含め全国で568の地方公共団体が、山梨県においては22市町村が景観行政団体として位置づけられている。

景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意が必要となる。地域の特性にあったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。

ゲストハウス

一般に、アメニティサービスなどを省いた素泊まりの宿のこと。外国人旅行者やバックパッカー向けの比較的安く長期に泊まれる簡易宿泊施設の呼称として用いられることが多い。

牽　引

大きな力で引っ張ること、引き寄せること。また、大勢の先頭に立って引っ張っていくこと。

限界集落

過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、様々な社会的共同生活の維持が困難になった集落のこと。共同体として存続できる「限界」として表現されている。

顕在化

顕在とは、はっきりと形に現われて存在すること。顕在化とは、これまであまりわからなかったもの

やことが、はっきりとあらわれてくること。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

高規格道路

高規格幹線道路と地域高規格道路の総称。高規格幹線道路とは、自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路のことで、高速自動車国道と一般国道の自動車専用道路がある。地域高規格道路は、高規格幹線道路を補完し、地域の自主的発展や地域間の連携を支えるため、一般国道や主要地方道の中で、ネットワーク上規格の高い道路として整備することが必要な道路のこと。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役、また、そういう職業のこと。

コーポラティブハウス

集合住宅の一種で、住まい手が建物の計画・設計に参加し、自分たちの望む住空間を創り上げていく住宅のこと。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものや、流域下水道に接続するものがある。

公共交通

電車、バス、タクシーなどの誰もが利用できる移動手段のこと。

御廻米(ごかいまい)

江戸時代、多量の米を一地点(主に生産地)から他の地点(大坂・江戸などの大市場)に輸送すること、また輸送米そのものをいう。

古　刹

由緒ある古い寺、古寺のこと。

コミュニティ

一般的に、地域共同体または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの意味などで使用される。

コミュニティスクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。教育行政が自らの所管の公立学校の運営や改革について手が回らないところを、地域住民等に積極的に関わってもらい、保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させることができる形態のこと。

コミュニティバス

自治体により進められている新しいバスの総称。小型バスなどを使用し、一定の地域内を地域の必要目的に合わせて運行するバスのことで、公共施設間の移動や、路線バスでカバーしきれない地域の交通手段として活用されている。

コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

固　有

本来備わっていること、そのものだけにあること。

コレクティブハウス

食堂やサロンなど共同生活の場を組み込んだ集合住宅のこと。それぞれの住宅は各戸に台所、浴室、トイレを備えた独立したもので、いわゆる寮とは異なる。

コンパクトな市街地

都市の郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すという市街地形成の考え方。ヒューマンスケールな職住近接型まちづくりを目指すものである。この考え方は、コンパクトシティに由来している。

さ 行

災害(時応援)協定

災害発生時における各種応急・復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者や関係機関との間、または自治体間で締結される協定のこと。

サイクルシップ

サイクリングと船旅を楽しむツアー、レクリエーション活動のこと。

サイクルトレイン

自転車を、輪行状態のように解体せずに鉄道車両内に持ち込むことができるサービスのこと。近年、地方の中小私鉄が利用促進のために実施している

例や、イベントに併せて実施しているところも増えている。

サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称として用いられる。

里　山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

サポーター

支持者、後援者のこと。

サポート付体験農園

指導員や管理人がいる貸し農園のこと。農家等の指導のもと、農機具の使い方、ベッド（畝）のつくり方、病害虫、雑草の防除法、各種野菜の栽培・管理方法などを学び、楽しみながら収穫までを体験できる農園。または、そうした農業体験の取り組み。

山岳信仰

山を神聖視し、崇拝の対象とする信仰のこと。自然崇拝の一種で、狩猟民族などの山岳と関係の深い民俗が山岳地とそれに付帯する自然環境に対して抱く畏敬の念、雄大さや厳しい自然環境に圧倒され恐れ敬う感情などから発展した宗教形態であると想定されている。

山紫水明

山水（自然）の景色が清らかで美しいこと。日の光に照り映えて山は紫に、流れる川は清らかに澄んで見えること。

自給自足

生活に必要な物資を、すべて自ら（単身または家族で）手に入れる生活のあり方のこと。

自主防災組織

町内会・自治会・管理組合などを単位に構成されている防災組織のこと。自主防災組織は、近隣相互の助け合いのもと災害時の活動を円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資材の確保、各家庭における日頃からの防災意識の高揚などの活動を行う。

自助共助

「自助」は、自分の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、身近な人たちがお互いに助け合うこと。災害時には、自助および共助による行動が極めて重要とされる。

シビックコア

政府施設、地方行政施設、民間施設の３者の立地を都市計画に盛り込んで行う地域整備の概念、およびこの概念に基づいて形成された地域。

循環型社会

再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物の量を最小限化することで、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会。

省エネルギー

エネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。

少子高齢化

出生率の低下により子供の数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子供の割合が減り、65 歳以上の高齢者の割合が高まることをいう。

小水力発電

農業用水や小川の流れなどを使い、水車で小型発電機をまわして発電することをいう。厳密な定義はないが、新エネ法の対象である出力 1,000KW 以下の比較的小規模な発電施設を総称していう。太陽光や風力と違い、一定の水の流れがあれば気象条件に左右されずに発電できる。

消防水利

火災時の消防活動に必要な消火栓や防火水槽などのこと。

条　例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

食　育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食品の安全性や食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材等を適切に理解するため、全国的な情報提供活動や地域における実践活動などが行われている。

白地地域

都市計画に関して、土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。都市計画区域内において用途地域指定のない区域を白地地域という

こともある。

森林セラピー

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングや森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

水源涵養林

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力を水源涵養機能という。河川の上流に広がる森林は、雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源涵養機能を果たしており、こうした森林を水源涵養林という。

スクールガード

あらかじめ各小学校に登録した地域住民により、子どもたちの通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのこと。

スクールゾーン

歩行者と車の通行を分けて、通学通園時の幼児・児童の安全を図ることを目的に、小学校や幼稚園などのおおむね半径 500mの範囲で設定するゾーンのこと。

ストック

蓄えた物、資源などのことをいう。

ストリートファニチャー

道路や広場などに置かれる、ベンチ、案内板、街灯、水飲みなどの屋外装置物の総称。屋外（道路）の家具という意味合いからこう呼ばれる。（英語：street funiture）

スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。（英語：sprawl）

スポット

地点、場所のこと。

生活道路

住宅地内などを通る生活に密着した道路のこと。

脆　弱

もろくて弱いこと。また、そのさま。

セクション

組織や構成の上から他と区別される部分、部門、部署。

潜在（化）

表面に現れないで内部に隠れて存在している様子。

扇状地

河川が山地から平野や盆地に移る所などに見られる、土砂などが山側を頂点として扇状に堆積した地形のこと。

線引き

都市計画の区域区分の通称。都市計画法では、都市計画区域をすでに市街地となっている区域および計画的に市街地にしていく区域（市街化区域）と、市街化を抑える区域（市街化調整区域）の２つの区域に分けて段階的な市街化を図ることとされている。このことを一般的に「線引き」と呼ぶ。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギやコナラ、エゴノキなどを中心に土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

相乗効果

二つ以上の要因が同時に働いて、個々の要因がもたらす以上の結果を生じること。

た　行

ターミナル

鉄道・バスなどの終着駅。また、交通路線が集中し、発着する所。

タウンマネージメント機関（TMO）

中心市街地における商業まちづくりをマネージメント（運営・管理）する機関のこと。商店街、行政、住民、その他事業者等の様々な主体が参加し、まちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースする役割をもつ。英語の town management organization の頭文字をとって TMO とも呼ばれる。

多自然型工法

自然や生態系に配慮した工法のことをいう。道路ではけものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など生き物の生息に配慮した緑化などが行われる。

団塊世代

第二次世界大戦直後の日本において、1947 年から 1949 年までのベビーブームに生まれた世代。ベビーブームに関係なく時代的・文化的・思想的な共通性からの分類に関しては定義が錯綜しているが、最も広い定義としては、1946 年から

1954年までに生まれた世代とされる。

田んぼの学校

古くから農業の営みの中で形づくられてきた水田や水路、ため池、里山などを、遊びと学びの場として活用する環境教育活動のこと。任意の主体がそれぞれの発意で独自の活動を展開している。

地域通貨

国が発行する「法定通貨」とは異なり、特定の地域やコミュニティのなかで、財・サービスを交換するためのシステム、またはそこで流通する通貨のこと。その特徴として、限定された範囲で流通すること、利子を持たないことなどがあり、現在、コミュニティのつながりや地域経済の活性化を促進するものとして活用されている。

地球温暖化（現象）

物の燃焼に伴い派生する二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球上の気温が上昇する現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するため定められる計画。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農・水産物をその地域で消費すること。国の基本計画では、地域で生産された農産物等を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者等と消費者を結び付ける取組みもさし、これにより、消費者と生産者が「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業等と関連産業の活性化を図ることを位置づけている。

チャレンジショップ

商店街活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街振興組合等が、空き店舗の一部を店舗開業希望者に期間限定で格安に賃貸する創業支援事業のこと。チャレンジショップ事業主体には、国、都道府県から補助金が給付されるなどのバックアップもあり、「チャレンジショップ」とは文字通りショップ開業にチャレンジする人たちと、空き店舗対策を図る地元商店街との双方のメリットを目指す試みである。

中山間地域

平野の外縁部から山間地をいう。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の73%を占めている。

鎮守の森

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林の通称。かつては神社を囲むように必ず存在した森林のことで、杜の字をあてることも多い。

ツーリズム

観光事業、旅行業、または観光旅行のこと。

眷米学校

山梨県に数軒残る藤村式建築（明治６年に県令だった藤村紫朗の名を冠した建物）のひとつであり、当時の近代的洋風校舎として高く評価されている。明治９年（1876年）に旧眷米学校として開校し、現在は民俗資料館として学校に関する資料を展示している。

堤外地

堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を「堤内地」と呼ぶ。これに対して、堤防に挟まれて水が流れている川側を「堤外地」と呼ぶ。

低床バス

客室床面をほぼ全長にわたって低くつくり、乗降口との段差を小さく、もしくは無くしてフラットにし、乗降しやすくしたバスのこと。

ディベロッパー

大規模な土地開発業者のこと。

デマンド交通

デマンド（英語：demand）とは「要求、要請」という意味。利用者が電話で手続きを行い、運行区域内の希望する乗降場から目的地まで乗合で運行し、予約がなければ運行しない新しい公共交通のこと。小型車で済むことから、経費削減やバスが走れない狭い道でも運行ができる。

デマンドバス（システム）

自家用車に近い感覚で利用するという発想で生まれたバスシステム。情報提供端末や電話等によるリクエストに応じたバス運行を行うことにより、高齢者等の移動利便性の向上や効率的なバス運行の実現を可能にする。過疎によって路線バスが廃止された後の交通手段として導入されるケースが多い。

電　柵
動物が触れた際に、弱い電気ショックを与える機構を付加した柵のこと。主に中山間地域などの獣害対策として用いられる。

特用林産物
主として森林原野において産出されてきた産物で、通常林産物と称するもの(加工炭を含む)のうち、一般用材を除く品目の総称（きのこ類をはじめ、くり、くるみ等の樹実類、うるし、はぜの実から搾取される木ろう等の樹脂類、わらび等の山菜類、おうれん、きはだ等の薬用植物および桐、たけのこ、竹、木炭、薪等多岐にわたり範囲は極めて幅広い)。

都市(基盤)施設
道路・公園・下水道など、様々な都市活動を支えるための施設のこと。

都市計画区域
都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

都市計画決定
地域地区、都市施設、市街地開発事業などの様々な計画内容を都市計画法によって定められた手続きにより、正式に決定すること。

都市計画審議会
都市計画に関する事項を調査審議するため設置される地方自治体の付属機関の総称で、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会の２種がある。

都市計画提案制度
土地所有者や NPO、民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の３分の２以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案ができる制度。平成 14 年における都市計画法の改正で創設された。

都市計画道路
都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。

土地区画整理事業
地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩)、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することにより、居住環境を向上し、区画を整形化して利用増進を図る事業。

トップセールス
企業の社長や自治体の首長など、組織のトップ（長）が、直接的な宣伝販売活動を行うこと。

トライアル
試すこと、試み、試行。

トレイルラン(ニング)
ランニングスポーツの一種で、舗装路以外の山野を走るスポーツのこと。近年は、自然に触れながら体力増進やフィットネス感覚で始める人も多く、マラソンブームと登山ブームの両者の要素を併せ持つスポーツとして人気を集めている。

トレッキング
山歩きのこと。登頂を目指すことを主な目的とする登山に対し、特に山頂にはこだわらず、山の中を歩くことを目的としている。ハイキングは、自然風景や歴史的な景観を楽しむため、軽装で、一定のコースや距離を歩くことをいう。

な　行

内水氾濫
河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を内水と呼ぶ。大雨時の側溝、下水道、排水路の溢水や、支川と本川の合流地帯等での本川の水位上昇から外水が小河川に逆流するなど、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路などが水につかってしまうことを内水氾濫という。

なまこ壁
塗り壁の仕上げの一種で、平らな瓦を壁に張りつけ、目地の部分は漆喰を盛り上げた形に塗ったもの。雨や風などに強く、土蔵の腰壁などに多く用いられている。

ニーズ
必要とされること。要求、需要のこと。

二地域居住(マルチハビテーション)
二地域以上の、複数の居住空間に生活することをいう。定住という概念を超えた多面的な居住形態である。そのため、マルチ（multi-「多様な」）とハビテーション（habitation「居住」）を組みあわせた造語で、マルチハビテーションとも呼ばれる。

ニューツーリズム
従来の物見遊山的な観光旅行に対し、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態。活用する観光資源に応じて、エコツーリズ ム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなどがあり、旅行商品化の際に地域特性を活かしやすいことから、地域活性化につ

ながるものと期待されている。

ネットワーク

元来は、「網細工、網の目のような組織」という意味であるが、まちづくりの分野では、地域に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるために、相互連携を図ること、または、その連携網のことをいう。

農地バンク制度

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足等により遊休農地が増加傾向にあり、このような農地を登録してもらい、借り受け希望者へ紹介し、農地の有効活用と貸し借りを支援する制度。正式には「農業経営基盤促進法における農地保有合理化制度及び農用地利用集積計画制度」という。

ノウハウ

ある専門的な技術やその蓄積、方法やこつのこと。

乗合タクシー

過疎地や交通空白地域等での輸送需要や住民ニーズに対応するため、乗合バスではなく、乗車定員10 人以下の自動車、いわゆるタクシー車輌を使用した運行形態。乗合バスと同様の定時定路線方式やデマンド方式などがある。

法面（のりめん）

切土や盛土によって造成された人工的な斜面のこと。

は　行

パークアンドライド

交通混雑の緩和や大気汚染等の改善のために、車を都市郊外の駐車場に止めて、鉄道やバスに乗り換え、都心あるいは特定地域に入るなど、自家用車とバス・鉄道などを適切に組み合わせた交通システムのこと。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

バイオディーゼル燃料

生物由来油からつくられるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーのひとつ。バイオディーゼルフューエル（英語：bio diesel fuel）の頭文字をとって BDF ともいう。

バイパス

迂回のための流路、あるいは迂回することそのものを意味し、都市計画では、混雑する市街地や山間部の狭い区間などを迂回する「バイパス道路」のことをいう。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲や被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報が既存の地図上に図示される。ハザードマップを活用することにより、災害発生時に住民が迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害低減に有効となる。

パブリックインボルブメント

計画づくりの初期の段階から、関係する住民等に情報を提供したうえで、広く意見を聴き、それを計画づくりに反映していく住民参加手法。英語の public Involvement の頭文字をとって PI とも呼ばれる。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表して住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度。（英語：public comment）

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいう。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という、より広義的な意味も含む。

ビオトープ

ドイツ語のビオ（bio「生命」）とトープ（top「場所」）との合成語で、多様な生物が共存・共生できる環境を持った場所や空間のこと。緑豊かな自然の水辺や雑木林がその代表例である。また、開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の成育・生息環境という意味でも用いられる。

ビジョン

将来の構想、展望のこと。また、将来を見通す力、洞察力という意味もある。

避難路

避難には避難路と避難場所が必要であり、避難路は、屋外の場合道路や通路となる。避難道路とは、災害時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地域などに住む人が、指定避難場所へ安全に避難するために、あらかじめ指定した道路のことを

いう。

避難場所

災害時に著しい被害が発生するおそれがある地域等にあって、住民が避難することができる安全な場所。

氷　室

天然氷を蓄えておくために設けた室のこと。地中や山かげに穴をあけて氷を置き、その上を茅などで覆うなどして保存していた。

ヒヤリハット・マップ

犯罪や事故が起きるかもしれない「ヒヤッ」、「ハッ」とした出来事のことをヒヤリハット情報といい、このヒヤリハット情報を地図上に落とし込んだものをヒヤリハット・マップという。犯罪や交通事故などを未然に防ぐためには、その情報を共有し、これに基づいた対策を講じることが有効とされる。

費用対効果

コストパフォーマンス（英語：cost performance）と同義語。あるものが持つコスト（費用）とパフォーマンス（効果）を対比させた度合い。投資しようとする商品やサービスなどの価格が、満足度・機能などの価値に見合っているかどうかを示す指標として用いられる。

ビューポイント

良好な景観を眺めることができる地点や場所のこと。視点、観点、立場、見どころなどの意味もある。

ファームステイ

農家民泊・農家体験等を通しながら、地域の自然環境や生活文化を体験するなどの都市と農山漁村の交流を育む余暇活動のこと。

ファミリーサポートセンター（事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う機関。またはその事業のこと。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元に誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさとの自然や歴史等をＰＲし、住民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、山梨県で「山梨フィルムコミッション」を推進している。

フォッサマグナ

ラテン語で「大きな溝」という意味。日本の主要な地溝帯の一つで、地質学においては東北日本と西南日本の境目とされる地帯。中央地溝帯とも呼ばれる。

フォローアップ

課題や課されている役割などについて、その達成状況や進捗、結果などを検証・分析し、さらなる修正やアドバイス、継続的な調査等を行うことをいう。

付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。何らかのモノを使って、新しいモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなり、このように「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的に使われる場合、通常とは違う、独自の価値やサービスが付随するケースに用いることが多い。

富士川舟運

徳川家康の命を受けた京都の角倉了以らの手により、富士川の開削が行われ、山梨県富士川町の鰍沢と静岡県富士市の岩淵を結ぶ物資の輸送手段として、江戸時代初期から昭和初期までの約３００年間に渡り隆盛を極めた舟運のこと。信州方面や甲州方面への陸路との接点に位置していた鰍沢、青柳、黒沢の三河岸は、富士川舟運の要衝地となり、特に、鰍沢河岸は流通の拠点として大きく発展したが、舟運は、鉄道（身延線）の開通に伴い衰退し、終焉を迎えた。

フットパス

英語の footpath のことで、日本語では「散歩道」となる。森林や田園地帯、古いまちなみといった、風景を楽しみながら散歩できる小道のことをいう。そうした小道を散歩することをフットパスウォークという。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

プラスワン住宅

アトリエ、スタジオ、オフィス等一般の住宅にプラス機能が付いた住宅のこと。

ふれあいペンダント

ひとり暮らしの高齢者等の急病または事故等の緊急事態に迅速に対処するため、発信機器を貸し出し、日常生活の安全と不安を解消することを目的とした緊急通報システム。

ブロードバンド
英語のブロード（broad「広い」）とバンド（band「帯域」）の複合語で、データをやりとりするための電波や電気信号、光信号などの広い周波数帯域のこと。一般的には、それを利用した高速・大容量の通信回線や通信環境のことをいう。

プロモーション
販売などの促進、奨励活動のこと。広告、宣伝、昇格、昇進という意味もある。

文化的景観（制度）
文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第一項第五号）」と定められている景観のことである。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など、人と自然との関わりの中でつくり上げられた景観（＝文化的景観）も保護の対象として位置づけられた制度。

防災拠点
地震などの大規模災害時に、地域住民などが一定期間の避難生活をすることのできる場所。

ポケットパーク
歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の小さい公園という意味（英語：pocket park）。

ポジティブリスト制度
食品の残留農薬などに対する規制を強化した制度。

ポテンシャル
可能性として持っている能力、潜在的な力のこと。

ボランティア
自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

ま　行

マスタープラン
基本的な方針として位置づけられる計画、または全体の基本となる計画のこと。

マニュアル
手引書、取扱説明書のこと。

水辺の楽校（制度）
子どもたちにとって河川が身近な自然体験の場となるように、安全な水辺の整備と河川管理者等が地域の人々と十分に連携を図り、河川が利・活用されるような体制・施設の整備と、これを維持管理できる環境づくりを行うことを目的として、国土交通省が文部科学省、環境省と連携し、進めているプロジェクト。

道の駅
国土交通省（制度開始時は建設省）により登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設のこと。道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、道の駅をきっかけに地域が連携し活力ある地域づくりをともに行うための「地域の連携機能」の３つの機能を併せ持つ。

みみ（伝承料理）
十谷の集落に伝えられている郷土料理のひとつで、小麦粉を練って一口大にしたものを野菜とともに味噌味に煮込んだもの。名前の由来は、かたちが農具の箕（み）の形に似ている、また、形が耳に似ているなどの説がある。

低未利用地
市街地内における遊休化した工場、駐車場、空き地など、有効に利用されていない土地のこと。

メディア
情報の記録、伝達、保管などに用いられる媒体、手段などのこと。特に、マスメディアの略称として、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどのことをいう場合が多い。

モニター
監視や監査、指導を行うこと、またはその装置や人のこと。一般の人の中から選出され、意見や感想を述べる人。

や　行

有機的
有機体のように、多くの部分が緊密な連関をもちながら全体を形づくっているさま。

遊休農地
過去一年間以上にわたって耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

UJIターン
Ｕターン、Ｊターン、Ｉターンの総称。Ｕターンとは、地方で生まれ育った人が一度進学・勤務などで地方を離れた後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻ること。Ｊターンとは、地方で生まれ育った人が一度進学・勤務などで地方を離れた後に、故郷に近い別の地方に移住すること。Ｉターンと

は、出身地にかかわらず、自分の住みたい地域を選択して移住すること。

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

要　衝

軍事・交通・産業などのうえで大切な地点、要所のこと。

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便性の増進のために、地域特性に応じて計画的に建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。住居系・商業系・工業系の地域に大別される。

余裕教室

少子化により児童数や学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。

ら　行

ライフスタイル

一般的には生活様式を示し、衣食住のみではなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりのことをいう。さらに、生活に対する考え方や習慣をも含む意味でも使用される。

ライフライン

元来は、「命綱」の意味（英語：life line）。エネルギー供給施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活や暮らしを支えるため地域にはりめぐらされている基盤施設のことをいう。

ランドマーク

地域の目印や象徴的な建造物、自然物のこと。建造物としては記念碑や塔、建築物などがあり、自然物としては、山や特異な地形、奇岩などがある。

リーダーシップ

集団をまとめながらその目的に向かって導いていく機能のことで、指導者としての資質・能力・力量・統率力のこと。

リーディング

他の語の上に付いて、先頭または首位である意を表す。本計画では、先導的なという意味で用いている。

リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資源・省エネルギー、ごみの減量化などの効果が期待できる。

リスク

危険、危険度のこと。また、結果を予測できない度合いや予想通りにいかない可能性などの意味でも用いる。

律令制

律は刑法についての規定、令は行政法・訴訟法に関する規定であり、主に古代東アジアで見られた中央集権的な統治制度のこと。わが国においても古代国家の基本法として律と令の体系を基軸として形成された国家統治が行われていた。

リユース

再使用すること。そのままの形体でもう一度使うこと。再利用。

緑地協定（制度）

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地所有者等の全員の合意により、町長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

6次産業（化）

第一次産業である農林水産業が、その生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第２次産業や第３次産業にまで踏み込むこと。農林水産省は、農漁村の活性化のため、地域の第１次産業とこれに関連する第２次、第３次産業に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う６次産業化の取り組みを推進している。

路側帯

道路交通法に規定される、歩行者の安全や車道の効用保持のために、道路の左側に白線で分離される部分のこと。歩行者の安全のために、歩道がない道路または道路の歩道がない側に設置され、車道と分離することにより基本的に歩道と同様に扱われる。

わ　行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、

都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

ワンド

河川敷にできた池状の入り江のことで、本川から離れた溜まりも含めていう。希少な魚をはじめ、種々の生物、植物などが共存、共生する豊かな環境であることが認められており、環境保全、環境教育などの観点から、その価値が評価されている。

富士川町都市計画マスタープラン

平成 26 年 3 月

発　行：富士川町

編　集：建設課

〒400-0695 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢 1599-5
TEL 0556-22-7203　FAX 0556-22-5290
URL http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp

協　力：株式会社 ブレーンズ

富士川町都市計画マスタープラン

CITY PLANNING OF FUJIKAWA TOWN